

明治・大正期の東京市における初等教育の 成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」 に関する歴史的研究

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士課程

学校教育学専攻 発達支援講座

R16-3001 石井 智也

目次

序章 研究の目的と方法	1
1. 問題の所在	1
1.1 現代の特別支援教育・特別ニーズ教育と「特別な教育的対応・配慮」の歴史的検討	1
1.2 明治・大正期の初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」	3
1.3 東京市における初等教育の成立・普及と「貧困・児童労働・不就学」への対応	7
2. 研究の目的と方法	10
2.1 研究の目的	10
2.2 分析の視点	10
2.3 各章の目的と概要	12
2.4 分析に用いる主な史資料	17
3. 用語の定義	18
3.1 子どもの「貧困・児童労働・不就学」	18
3.2 子どもの「生活と発達の貧困」	19
3.3 「特別な教育的対応・配慮」	19

第1部 明治・大正期の初等教育の成立・普及と特別な教育的対応・配慮に関する研究動向

第1章 明治期における初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史研究の動向と課題	23
1. はじめに	23
2. 初等教育の成立と「特別な教育的対応・配慮」	23
2.1 小学簡易科・私立小学校・慈善学校	25
2.2 子守学校・子守学級	27
3. 1900(明治33)年の小学校令改正以降の初等教育の普及と「特別な教育的対応・配慮」	28
3.1 尋常小学校における特別学級編制	28
3.2 半日学校・二部教授編制	31
3.3 特殊小学校	32
3.4 特殊夜学校(夜間小学校)・工場内特別教授	34
4. おわりに	35

**第2章 大正期における初等教育の普及・拡充と「特別な教育的対応・配慮」に関する
教育史研究の動向と課題** 42

1. はじめに
2. 初等教育の普及と拡充と「特別な教育的対応・配慮」 42
3. 小学校特別学級と「特別な教育的対応・配慮」 46
 - 3.1 障害児教育史研究における「特別学級史」の位置づけ 46
 - 3.2 近年の「特別学級史研究」の動向と「特別な教育的対応・配慮」 49
4. 新教育の展開と「特別な教育的対応・配慮」 50
5. 学校衛生・衛生教育の拡充と「特別な教育的対応・配慮」 52
6. 社会教育・都市教育の展開と「特別な教育的対応・配慮」 56
7. 多様な初等教育機関における教育的対応 59
 - 7.1 子守学級（学校）などの「特別学級」における教育的対応 59
 - 7.2 特殊小学校・夜間小学校における教育的対応 60
 - 7.3 家船漁船の子どもへの教育的対応 62
8. おわりに 62

第2部 明治期の初等教育の成立・普及と特別な教育的対応・配慮

**第3章 1900年第三次小学校令制定以前の東京市域の子どもの「貧困・児童労働・不
就学」と多様な初等教育機関（私立小学校・小学簡易科・夜学校）** 69

1. はじめに 69
2. 学制以前の寺子屋・家塾における子どもの実態に応じた多様な学び 69
3. 明治期の初等教育の制度化と貧困・障害児童等の公立小学校からの排除 71
 - 3.1 明治初期の初等教育施策（1872～1885） 71
 - 3.2 小学校令期における初等教育施策と子どもの不就学（1886～1900） 74
4. 多様な初等教育機関における「貧困・児童労働・不就学」への教育対応 76
 - 4.1 貧困児童の実態 76
 - 4.2 私立小学校における教育対応 79
 - 4.3 小学簡易科・貧民学校における教育対応 81
 - 4.4 夜学校における教育対応 86
5. おわりに 88

**第4章 1900年第三次小学校令制定以降の東京市の初等教育普及と「特殊小学校」「特
殊夜学校（夜間小学校）」による「貧困・児童労働・不就学」への対応** 93

1. はじめに 93

2. 東京市における 1900 年小学校令改正以降の初等教育施策の展開	93
3. 子どもの身体・健康問題の深刻化と学校衛生の促進	97
4. 学年制学級編制の定着と学力格差の顕在化	100
5. 1907（明治 40）年の小学校令改正に伴う義務教育年限延長と二部教授問題	102
6. 子どもの「貧困・児童労働・不就学」等の深刻化と「特殊小学校」「特殊夜学校 （夜間小学校）」の開設	104
7. おわりに	107

第 5 章 1900 年代の東京市における「特殊小学校」「夜間小学校」の開設と子どもの「貧 困・児童労働・不就学」への対応

1. はじめに	112
2. 子どもの「貧困・児童労働・不就学」と東京市による特別な初等教育機関の開 設	110
3. 特殊小学校における子どもの教育的困難と対応	126
3.1 万年小学校における教育的対応	127
3.2 霊岸小学校における教育的対応	132
3.3 鮫ヶ橋小学校における教育的対応	136
3.4 三笠小学校における教育的対応	141
3.5 玉姫小学校における教育的対応	143
3.6 芝浦小学校における教育的対応	146
3.7 絶江小学校における教育的対応	144
3.8 林町小学校における教育的対応	149
3.9 菊川小学校における教育的対応	154
3.10 猿江小学校における教育的対応	156
4. 特殊小学校における「特別学級」の開設と「特別な教育的対応・配慮」	158
5. おわりに	164

第 3 部 大正期の初等教育の普及・拡充と特別な教育的対応・配慮

第 6 章 1920 年代における東京市長・後藤新平の児童保護施策と教育改善事業

1. はじめに	172
2. 後藤新平の東京市長就任と都市施策の着手	172
2.1 東京市における産業化・重化学工業化と都市問題の激化	172
2.2 後藤新平の東京市長就任と市政刷新	174
2.3 市長・後藤新平の都市施策	175
3. 東京市長・後藤新平の児童保護施策	178

4. 東京市長・後藤新平の教育改善事業	183
5. おわりに	186
第7章 1920年代における東京市教育課の教育救済事業と特別学級編制	189
1. はじめに	189
2. 1910年代の東京市における児童・教育問題	189
3. 東京市教育課と教育救済事業の促進	194
4. 東京市教育課の教育救済事業と特別学級編制	199
5. おわりに	202
第8章 1920年代における東京市の特別学級の児童実態と教育実践	206
1. はじめに	206
2. 東京市林町小学校「促進学級」の開設	206
3. 喜田正春の林町小学校「促進学級」の教育実践	209
3.1 促進学級の児童実態	209
3.2 促進学級における教育実践	213
4. 太平小学校「補助学級」の開設と教育実践	216
4.1 太平小校長・吉田圭	216
4.2 太平小「補助学級」の児童実態と教育実践	218
5. 東京市小学校特別学級編制の拡充整備	220
6. おわりに	224
第9章 関東大震災後の東京市の教育復興計画と多様な教育困難を有する子どもの特別学級編制	228
1. はじめに	228
2. 関東大震災後の子どもの多様な困難の顕在化	228
3. 東京市学務課の教育復興計画と教育救済事業	231
3.1 東京市学務課の教育復興計画	231
3.2 東京市学務課による教育救済事業の促進	235
4. 東京市における特別学級の復旧と特別学級編制促進	237
4.1 特別学級の復旧と補助学級研究科	237
4.2 特別学級児童の医学的調査	240
4.3 東京市による特別学級編制の促進	241
5. おわりに	244

終章 研究の総括と課題	248
1. 研究の総括	248
2. 今後の課題と展望	259
2.1 総力戦体制・戦時総動員体制と初等教育の拡充	262
2.2 国民学校制度の成立と「特別な教育的対応・配慮」	268
2.3 子どもの困難・障害・疾病に応じた「特別学級」編制の拡充	272
文献一覧	286
年表	315

序章 研究の目的と方法

1. 問題の所在

1.1 現代の特別支援教育・特別ニーズ教育と「特別な教育的対応・配慮」の歴史的検討

1994年の「特別なニーズ教育に関する世界会議」にて採択された「特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明」を大きな契機として、また国内的には2006年の学校教育法等の一部改正によって、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が2007年度より実施されて以降、小中高校の通常の学級に在学する多様な教育的ニーズ（学習困難、不登校・不適應、慢性疾患、いじめ・被虐待、養育困難・貧困、非行・触法等）を有する子どもへの特別な教育的配慮（「通常教育の枠組みにおける特別な教育的対応・配慮」）に関する実践の蓄積と社会的関心の広がり徐々になされてきている。筆者の問題関心は、こうした「通常教育の枠組みにおける特別な教育的対応・配慮」が歴史的にどのような経緯のもとに誕生し、営まれてきたのかを明らかにすることにある。

高橋ら（2000）は特別なニーズ教育の概念構築の議論を通して、特別ニーズ教育を「通常教育の制度的枠組みのなかで、通常教育の教育諸条件の抜本的改革を進めながら」「全ての子どもの諸能力と人格の発達保障」を目指すものと暫定的に捉え、例えば通常教育において一定の蓄積があり「学力回復教育」として知られる「促進・補償教育」も特別ニーズ教育の形態・機能として位置づくるものであることを示している¹。

歴史を振り返ると「促進・補償教育」が果たしてきた役割は大きく、米国では1965年に学力格差が就学前の社会経済状況や文化的背景に起因するという仮説に基づいて、ヘッド・スタート計画が実施され、低所得者層の子どもの学力補償が推進された。そ

の一方で、就学前と就学後の学業成績を向上させることが主眼に置かれたために、経済的・社会的平等に結びつかなかったことや貧困層の生活問題の底上げにはならなかったことが課題として示されている²。

日本でいち早く「促進・補償教育」の重要性について言及したのは小川太郎（1907 - 1974）である。小川（1974）は、学力問題は「家庭の貧しさに根本原因」があり、「過密な居住」「親も低い教育しか受けていないといった家庭環境」「子守や内職の手伝い」により、子どもの「学力と知的発達が人並みであることがむずかしい」とし、こうした子どもたちの学力向上には「学級規模の縮小・学校の施設設備の向上」だけでなく、「家庭の生活の向上とその家庭環境の改善にも目が向けられ」る必要があるとした³。そのうえで、こうした不利な状況・環境による「学力の低さのために学習への意欲を失っている子どもたちに対して、その興味と関心を引き出し、思考をうながし、主体的な学習の取り組みのよろこびを知らせるため」の教育改善策として、「促進教育」が実施されるべきとした。

前田・高橋（2000、2002）は上記の「促進・補償教育」の学説検討を通して、「促進・補償教育」を「通常学級において学習に困難を抱える子どもへの個別指導、朝学習・放課後の居残り学習、通級などの抽出指導などの形態をとりながら、通常学級で学力回復と学力保障を行い」「子どもの諸能力と人格の発達保障をめざす特別の指導」と定義し、戦前期の日本に開設された特別学級を「学習困難（学業不振）児にたいする（ママ）促進教育的対応の場、すなわち『促進学級』の範疇を出ないもの」とした⁴。

従来、戦前期日本の小学校に設置された特別学級は、戦後の特殊学級などの特殊教育・障害児教育の端緒として捉えられてきたが、前田・高橋はこうした特別学級編制を、通常学級に在籍する特別な教育的ニーズを有する子どものための「促進教育」「補償教育」の一形態であったと歴史的に捉え直し、戦前期の特別学級

が分離・別学の教育方式ではなく通常教育と共通性・連続性を有していたことを明らかにしている。

高橋・石川・前田（2010）、石川（2012）は上記の提起を受けて、「子ども期に必要な発達・生活保障」がなされない「生活の貧困」と教育環境の制約に伴い子どもの発達への特別な教育的配慮の保障がなされない「教育の貧困」への対応が特別支援教育・特別ニーズ教育の課題であるとして、こうした子どもの「生活と発達の貧困」に対応した先駆的な教育的営為として、戦前における大阪市の小学校教育改善事業と特別学級編制に注目した⁵。

しかし、上記の研究は「貧困・児童労働・不就学」の子どもが尋常小学校に就学することが一般化する大正期から昭和前期を対象にしており、近代的な初等教育が成立する明治期に子どもの「生活と発達の貧困」への対応がどのように位置づけられていたのか、大正期以降の小学校特別学級を中心とした「特別な教育的対応・配慮」との連続性・関連性はいかなるものであるかについての検討は未着手である。

以上の議論より本研究では、明治期から急激な近代化・産業化・資本主義化によって子どもの「貧困・児童労働・不就学」等の問題が深刻化した東京市に着目して、初等教育の成立・普及のプロセスにおいて子どもの「生活と発達の貧困」に起因する多様な教育困難に応じてなされた「特別な教育的対応・配慮」を主たる検討対象とする。

1.2 明治・大正期の初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」

1872（明治 5）年の学制頒布によって「人々の新たな生活に役立つ有用な学問、欧米の文化に範をとる『文明開化』の学問を教え」「従来の身分・階層・職業さらには男女の区別もなくすべての人々が」入学できる近代的な初等教育機関を全国規模に設置する計画が立てられた⁶。1886（明治 19）年の小学校令では画一的

な教育課程・教育内容などを定める各種規則が制定され、1900（明治 33）年の小学校令改正以降は市町村の学校設置義務、保護者による児童の就学義務、授業料の非徴収に象徴される国家による就学保障が促進されるなど、近代的な教育システムが法制度上確立する。

文部省の就学統計を見ると 50%程度であった就学率が 1886（明治 19）年の小学校令公布以降に一挙に上昇し、小学校令が改正される 1900（明治 33）年には全国の男女平均で小学校の就学率は 90%を超えていた。東京市でも 1900（明治 33）年から公立尋常小学校を増設し、授業料の低減によって就学率も著しく上昇しており、近代教育の制度的発展に呼応する形で、公立尋常小学校などの「標準的」「正系」とされる小学校が多様な階層を含みこみ広く浸透したと捉えられてきた。

一方、こうして学制以降に設置された近代学校にたいし、多くの民衆はそれを受け入れることができずに「拒否」「忌避」をしていたと指摘する研究も見られる。例えば土方（2001）は、全国的に就学率の低かった明治中期までは、近代学校への就学に関して「生活上、ライフサイクル上、就学がそれだけの意味を持たない」「就学すべきであるという観念が十分成立し」ていない状態であったことを指摘している⁷。

花井（1986）は、明治期の遠州地方（現・静岡県西部）では行政主導で開設された小学校への就学率は低かったことを示し、子どもの就学を促すために教案の統制・学級編制の工夫・試験の変容・学芸会・家庭との連絡を実施し、その一環として子守児童の就学を促す「特別学級」が開設されたことを明らかにした⁸。

土方（2002）は、1900（明治 33）年以前の東京市域の初等教育の実態について明らかにし、公立小学校より教育内容が劣っていたと評価される私立小学校が中下層の子どもの教育要求を満たす役割を果たしており、それが明治後期に至るまで存続したこと、東京市に開設された小学簡易科は「小学校とは異なる貧民のため

の別種の初等教育機関として構想」されていたという特徴があったこと、1900（明治33）年以降において公立尋常小学校が増設された後も「特殊小学校」「夜学校」などの初等教育の場が存在し続けたことを明らかにしており⁹、1900年前後の東京市域では民衆の就学を促すために、多様な初等教育機関の存在が重要な意味を有していたことが示された。

また柏木（2012）は「人々の生活習慣の機軸となるライフサイクルを中心に考えることによって、近代学校制度が“慣行として”人々の生活に定着してゆく姿を可視化してゆくことを展望し」「教育の受け手たる人々が小学校への通学をどのように自らの生活習慣として受容したのかというそのプロセスを検証」しており¹⁰、「三年制尋常科」「小学簡易科」「半玉学校」などの初等教育機関が子どものライフスタイルに応じた教育的対応を実施し、民衆に初等教育が浸透するうえで不可欠な役割を果たしていたことを示した。

これらの議論から、庶民層・貧困層・都市下層が「近代学校」を受け入れるうえで、尋常小学校とは別種の初等教育機関である「貧民小学、夜学校、小学簡易科、慈善学校、子守学校、貧民特殊小学校、工場内義務教育所、小学校特別教授」などの多様な初等教育機関による教育的対応・配慮が大きな役割を果たしていたと考えることができる。

大正期以降は学齢児童の就学率もさらに高まるが、庶民層・貧困層・都市下層の子どもによる尋常小学校への就学が一般化することで、とりわけ都市部の小学校では「二部教授・過大学級・貧困・児童労働・中途退学」等の教育問題が顕在化する。こうしたなかで、子どもの発達や生活に即して学校の福祉的・社会的機能を高め、教育制度・実践のレベルにおいて子どもの多様な教育的困難に応じた「特別な教育的対応・配慮」を実施することで、初等教育の更なる普及と促進が図られていった。

近年の新教育や学校衛生・衛生教育に関する教育史研究の動向

をみると、この時期になされた新教育の取り組みや学校衛生・衛生教育改善の実施が尋常小学校に就学する「貧困層・児童労働・不就学」の子どもも含めてなされており、学習困難や身体虚弱児を含めた多様な生活と発達の困難をもつ子どもへの特別な教育的対応・配慮が実施されていたことが示唆されている。

たとえば小林（2012）は、1923（大正12）年の関東大震災後に開設された「復興小学校」に反映された新教育思想を検討し、人口の急増、環境の悪化、都市災害の頻発、大衆社会化などの累積する都市問題を背景に、「衛生・健康、新教育、科学教育、社会教育」など多様な「新しい」教育的価値が学校建築にも反映されていたことを示した¹¹。

長谷川（1992、1995）は、就学率が90%を超える大正期以降に貧困家庭の病弱、発育不全、疾病児童の就学が増加したことから、児童の身体さらに疾病への着目が強まり、日光浴・体操・遊戯・遠足などの「養護」の導入とともに、子どもの疾病・健康問題などの困難を明らかにしたうえでの対応がなされたことを明らかにした¹²。

野口（2008）は大正末期の東京市の公立小学校における「身体虚弱児童」の教育内容を明らかにし、「身体虚弱児童」の多くは貧困家庭のもとで育ち、偏食や住居の狭隘・不衛生などの影響を長期に渡って受けていることから、各学校では衛生知識・習慣の普及や給食による疾病予防と健康回復などを実施し、子どもの個性・能力に応じた特色ある教育が試みられたことを示した¹³。

三羽（1997）、湯田（2007）は都市部における教育行政と実践の独自性を指摘し、都市部ではとくに住民の「貧困」を主因とする都市問題が顕在化したために、都市住民の生活実態を正しく認識することで、子どもの「身体状況」「精神状態」に応じた「児童保護施設」「貧児教育」などを含めた総合的な教育改善事業が施行され、顕在化していた「貧困・児童労働・中途退学・不就学」への教育的対応が促進されたことを示した¹⁴。

玉村・片岡（2015）は大正後期に京都のスラム地域に開設された崇仁小学校特別学級の実態を明らかにしており、貧困や児童労働に伴う栄養失調や健康の悪化、発達上の遅れなどの多様な教育的困難を有する子どもに対して、学用品や衣服の給貸与、給食事業の実施などの生活改善も含めた対応がなされていたことを示しており¹⁵、都市部の小学校では特別学級での取り組みを通して、子どもの生活と発達の困難に応じた教育的対応が実施されていた。

このように大正期では、とりわけ東京や大阪などの大都市において小学校の福祉的・社会的機能が拡大し、多様な発達と生活の困難をもつ子どもを見据えた教育改善事業が実施されたことが、研究動向において示されている。

1.3 東京市における初等教育の成立・普及と「貧困・児童労働・不就学」への対応

明治期の東京市における初等教育の状況を概観すると、「標準的」「正系」とされる公立小学校とは異なる多様な初等教育機関が多数存在していたことが確認できる。東京市域では学制以降、政府の要請から全国のモデルとなる高い水準の公立小学校を限定的に設置し、府の厳しい経済状況から多数の庶民層・貧民層に対しては家塾・寺子屋をそのまま私立小学校として教育対応にあたらせた¹⁶。小木（1979）は寺子屋の流れをくむ私立小学校が「小商人・諸職人・雑業層」の教育要求に応じた教育的対応を実施しており、私立小学校が庶民層や貧困層にとって重要な学びの場であったことを示した¹⁷。

東京市では明治中期から近代化・産業化に伴う都市問題がすでに顕在化しており、都市人口の半数以上が「都市下層」「細民」と呼ばれる貧しい階層であり、なかでも「人力車夫」「屑拾」「芸人」などの「雑業層」に従事せざるを得ない貧困層が四谷鮫河橋・芝新網町・下谷万年町などの大規模スラムを形成し、不衛生な生

活を強いられていた。日露戦争以後になると、機械・金属工業の発展により多数の重工場が開設され、廃棄物垂れ流しによる河川の汚染や煤煙等による空気汚染などの産業公害も深刻化した。

1886（明治 19）年の小学校令公布に伴い、不就学対策の一環として「小学簡易科」が全国的に開設されたが、東京市内でも拡大するスラムの子どもに対して、篤志家や宗教家が授業料無償・学用品貸与を行う「小学簡易科」「貧民学校」を開設した。戦後の社会事業史研究を牽引した吉田（1957）も東京市域で仏僧を中心に貧困層を対象とした「小学簡易科」「貧民学校」が多数設置されたことを強調している¹⁸。

石井（1992）は「布団と釜を交互に質屋に出し入れする」「兵営や病院などの残飯を残飯屋から買って飢えをしのいでいる」などの生活を営む都市下層に対して、「不就学児童の教育を引き受けたのは有志、宗教家による私立小学校」や「学資ニ乏シキ貧民子弟ノ為メ」「不就学ノ児童ヲ就学セシメル為メ」とする「私立貧民小学校」、「簡易小学校」が設置されたことを示し、こうした多様な初等教育機関の教育的対応の意義を明らかにした¹⁹。

1900（明治 33）年の小学校令改正では小学校の修業年限を 4 ヶ年に統一し、画一的な教育課程・教育内容・学習時間に基づいて教授するシステムが法制度上確立する。東京市でも 1900（明治 33）年以降に、公立尋常小学校の増設や授業料の低減化の実施に加えて（東京都立教育研究所：1995）、庶民層・都市下層・貧困層の就学を確実に促すために、成績不良による落第・退学を防止するための「劣等児取扱規程」「丁児取扱規程」の制定、身体検査・学校医などの学校衛生の強化、「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」の開設などの多様な教育的配慮を実施した。

一方、明治後期からさらに拡大する産業化・工業化・資本主義化によって子どもの「貧困・児童労働・不就学」等の問題は深刻化し、公立小学校の増設がなされつつも不十分な財源のために、教師不足・学校不足から二部教授・過大学級などの劣悪な教育環

境を引き起こし、子どもの学習困難、健康問題、中途退学、不就学等の児童教育問題が顕在化した。

東京市は 1910 年代後半から教育救済事業・児童保護事業を本格的に開始し、市内に拡大する児童教育問題（二部教授・過大学級・中途退学・不就学・貧困・児童労働・疾病・非行等）の解消に着手した²⁰。特に東京市教育課が貧困児童の学習・発達困難や退学・不就学の実態調査、二部教授・過大学級の解消などの小学校教育改善事業を実施し、その一環として特別学級編制を開始した²¹。

1930 年代以降は公立尋常小学校への就学が庶民層・都市下層・貧困層にも浸透し、上級学校への進学や職業社会への接続に対して重要な意味をもつ教育機関へと変容する²²。

このようにして、明治期における多様な初等教育機関（私立小学校、小学簡易科、夜学校、特殊小学校等）は、当時の子どもの有していた多様な教育困難に応じた「特別な教育的対応・配慮」を提供しており、初等教育が普及する明治後期から大正期において、こうした「特別な教育的対応・配慮」は公立尋常小学校の特別学級編制等に引き継がれていった。

これまでの議論では、「貧困・児童労働・不就学」等の子どもを含めた初等教育の成立と普及において、子どもの生活と発達の困難に応じた教育的対応の実施が不可欠であったことは示唆されているが、初等教育が成立・普及するプロセスで、子どものいかなる教育的困難が問題視され、どのような教育的対応・配慮が実施されたかはほとんど明らかにされておらず、子どもの実態・困難に着目して「特別な教育的対応・配慮」を検討した研究はなされてこなかった。

以上より、戦前における子どもの生活と発達の困難に応じた「特別な教育的対応・配慮」（「通常教育の枠組みにおける特別な教育的対応・配慮」）の諸相を検討するうえでは、明治期から急激な近代化・産業化・資本主義化によって子どもの「貧困・児童

労働・不就学」等の問題が深刻化する東京市に着目し、明治期以降の初等教育成立と普及のプロセスにおいて、どのような子どもを対象として、いかなる教育的対応がなされたかを、実証的に解明する作業が不可欠である。

2. 研究の目的と方法

2.1 研究の目的

博士（教育学）学位請求論文「明治・大正期における初等教育の成立・普及と『特別な教育的対応・配慮』に関する歴史的研究」では、「特別な教育的対応・配慮」が歴史的にどのような経緯のもとに誕生し、営まれてきたのかを明らかにするために、明治初期からの急激な近代化・産業化・資本主義化によって子どもの「貧困・児童労働・不就学」等の問題が深刻化していた東京市に着目して、明治・大正期の初等教育の成立と普及のプロセスにおいて、子どもの「貧困・児童労働・不就学」等に起因する各種の教育困難に応じてなされた多様な「特別な教育的対応・配慮」の実態とその意義を検討する。

2.2 分析の視点

上記の研究目的を遂行するために、以下5点の分析視点を設定する。

- ① 明治・大正期の初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史研究の動向と課題を把握する。
- ② 1900（明治33）年の小学校令改正以前の東京市域において多様な初等教育機関（私立小学校・小学簡易科・夜学校等）が、近代化・都市化・産業化のなかで深刻化する「貧困・児童労働・不就学」等の多様な教育的困難を有する子どもに対して、いかなる教育的対応を実施していたのかを明らかにする。

- ③ 1900（明治 33）年の小学校令改正以降、東京市による公立尋常小学校の増設や就学督励策の推進がなされるが、教員不足による二部教授・過大学級や子どもの学習困難、疾病・健康問題が深刻化する。こうしたなかで公立尋常小学校や「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」が「貧困・児童労働・不就学」等の多様な教育的困難を有する子どもに対して、いかなる教育的対応を実施していたかを明らかにする。
- ④ 第一次世界大戦以降、東京市は市域内に拡大する都市問題・児童教育問題（退学・不就学・二部教授・過大学級・貧困・児童労働・疾病・非行）の解消を企図し本格的な都市政策を実施する。後藤新平市政下において実施された都市施策や児童保護・教育施策を明らかにし、東京市教育課による具体的な教育救済事業と多様な困難を持つ子どものための特別学級編制の実態について明らかにする。
- 1) 東京市長・後藤新平の衛生局長時代の衛生施策をふまえながら、後藤の都市施策と児童保護・教育施策を検討する。
 - 2) 東京市教育課がどのような教育救済事業を実施したのかを明らかにするとともに、多様な困難をもつ子どもの特別学級をどのように設置するに至ったかを検討する。
 - 3) 東京市教育課が設置した林町小学校「促進学級」と太平小学校「補助学級」に焦点を当て、双方の特別学級の開設経緯、児童の実態および教育実践の具体を中心に検討する。あわせて 1922（大正 11）年に新設された 18 の特別学級への影響についても検討する。
- ⑤ 1923（大正 12）年の関東大震災の発災以降、教育復興事業を通じて実施された小学校増設、学校衛生の拡充、貧児教育機関の改善、多様な困難をもつ子どもの特別学級の設置等の教育改善

事業を検討する。

2.3 各章の目的と概要

第1部 明治・大正期の初等教育の成立・普及と特別な教育的対応・配慮に関する研究動向

第1章 明治期における初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史研究の動向と課題

明治期には尋常小学校以外の多様な初等教育機関（私立小学校、小学簡易科、慈善学校、子守学校、他学校など）が階層に応じた教育的対応を実施しており、こうした取り組みによって初等教育が庶民層や貧困層にもする。

本章では、明治期の初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史研究の動向と課題について検討する。具体的には、①明治期の初等教育の成立期における「小学簡易科、私立小学校、慈善学校、子守学校・子守学級」等の「特別な教育的対応・配慮」に関する研究動向、②1900（明治33）年の小学校令改正以降の初等教育の普及と「特別学級編制、半日学校・二部教授編制、特殊小学校、特殊夜学校（夜間小学校）・工場内特別教授」等の「特別な教育的対応・配慮」に関する研究動向について考察する。

第2章 大正期における初等教育の普及・拡充と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史研究の動向と課題

大正期以降、学齢児童の就学率は飛躍的な高まりを見せ、「貧困層・児童労働・中途退学」等の多様な困難をもつ子どもも徐々に尋常小学校に就学することとなる。そこでこうした子どもの実態に応じた学校の社会的・福祉的機能が高まり、教育制度・運動・実践のレベルにおいても子どもの実態に応じた「特別な教育的対応・配慮」が幅広く展開する。

本章では、大正期以降の初等教育の普及・拡充と「特別な教育

的対応・配慮」に関する教育史研究の動向と課題について検討する。具体的には、①学習困難児や「精神薄弱児」のための特別学級編制と「特別な教育的対応・配慮」に関する研究動向、②大正期の新教育・都市教育などの初等教育拡充と「特別な教育的対応・配慮」に関する研究動向、③学校衛生・衛生教育の拡充と「特別な教育的対応・配慮」、④尋常小学校以外の初等教育機関と「特別な教育的対応・配慮」に関する研究動向を考察する。

第2部 明治期の初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」

第3章 1900年第三次小学校令制定以前の東京市域の子どもの「貧困・児童労働・不就学」と多様な初等教育機関（私立小学校・小学簡易科・夜学校）

本章では、1900（明治33）年の小学校令改正以前の東京市域において多様な初等教育機関（私立小学校・小学簡易科・夜学校等）が、近代化・都市化・産業化のなかで深刻化する「貧困・児童労働・不就学」等の多様な教育的困難を有する子どもに対して、いかなる教育的対応を実施していたのかを明らかにする。

その際に、公立尋常小学校を「メインストリーム」として、それ以外の私立小学校・小学簡易科・夜学校等は「傍系」「例外的なもの、過渡的で「いずれ尋常小学校に収斂されるべきもの」としてのみ評価するのではなく、当時の多様な教育的困難を有する子どもへの特別な教育対応・的配慮を行い、1900（明治33）年の小学校令改正以降に公立尋常小学校の増設や就学督励策が実施された後も、こうした教育的配慮は形を変えながらも存続したという仮説のもとに検討を行う。

第4章 1900年第三次小学校令制定以降の東京市の初等教育普及と「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」による「貧困・児童労働・不就学」への対応

1900（明治33）年の小学校令改正以降に東京市では、公立尋常

小学校の増設がなされるが、「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」などの尋常小学校とは別種の初等教育機関の開設もなされており、こうした特別な初等教育機関は、庶民層・貧困層・都市下層を含めた初等教育の成立・普及において重要な役割・機能を有していたものと考えられる。

そこで本章では、1900（明治33）年の小学校令改正以降、東京市による公立尋常小学校の増設や就学督励策の推進がなされる中、公立尋常小学校とは別種の小学校である「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」が開設された意義を明らかにする。

具体的には、公立尋常小学校においても深刻化する児童労働、健康問題、学習困難、中途退学、不就学等の児童教育問題に対して、この時期に各小学校によって実施される「能力別学級」「特別学級」編制や学校衛生の促進等の多様な教育的配慮が、「特殊小学校」「特殊夜学校」による取り組みといかなる共通性・連続性をもつものであるかを解明する。

第5章 1900年代の東京市における「特殊小学校」「夜間小学校」の開設と子どもの「貧困・児童労働・不就学」への対応

1903（明治36）年以降に東京市では「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」が貧困層の就学督励のために開設され、子どもの生活改善も含めた多様な教育的配慮を実施したことが近年の教育史研究において示されてきたが、こうした公立尋常小学校と異なる別種の小学校は「一般普通の義務制学校」と区別される「差別的な学校」「例外的な学校」として捉えられ、過渡的で「いづれ尋常小学校に収斂されるべきもの」として評価されてきた。

そこで本章では、「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」において取り組まれた多様な「特別な教育的対応・配慮」はそうした学校のみで完結するものではなく、庶民層・都市下層・貧困層の公立尋常小学校への就学が一般化する1920年代以降において、東京市によって本格的に開始された教育救済事業や特別学級

編制に引き継がれるものとして捉え直していく。

具体的には 1900（明治 33）年の小学校令改正以降、東京市によって開設された「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」に在籍する子どもの多様な教育的困難の実態とそこでの各種の「特別な教育的対応・配慮」の諸相を明らかにする。

第3部 大正期の初等教育の普及・拡充と「特別な教育的対応・配慮」

第6章 1920年代における東京市長・後藤新平の児童保護施策と教育改善事業

1917（大正 6）年に内務大臣に就任した後藤は行政制度の近代化に取り組むが、都市の人口増大・不衛生・スラムなどの都市問題に関心を抱き、同年に都市研究会を設立する。都市研究会は池田宏や佐野利器、関一、片岡安、渡邊鉄蔵などの後藤に近い名士、官僚、都市研究家によって組織されたが、この研究会における議論で後藤は全国的な都市計画法の制定に熱意を傾けるにとどまらず、東京市が抱える都市問題や都市施策のあり方についての理解を深めていった。本章では、1920（大正 9）年に東京市長に就任した後藤新平に着目し、東京市政による児童保護・教育改善事業の特徴を明らかにする。

具体的には、後藤による児童保護事業がその後 1920 年代に促進される教育救済事業の基盤をどのように形成したのかを検討する。

第7章 1920年代における東京市教育課の教育救済事業と特別学級編制

第一次世界大戦（1918年に停戦・終結）後の東京市におけるスラムでは、人口過密、伝染病、産業化・重工業化による工場煤煙・廃棄物垂れ流しなどの都市問題が大きく顕在化していた。学校教育においても、小学校児童数の増加による小学校数の不足のために、多くの小学校で二部教授・過大学級が強いられ、子どもは心

身・学業ともに劣悪な状況に置かれていた。

東京市は 1920（大正 9）年に、内務省衛生局長・台湾民政長官・満州鉄道総裁などの要職を歴任した後藤新平を市長に迎え入れる。教育行政を担当する東京市教育課が、教育諸条件（小学校数、学級規模、授業形態、衛生・保健）の改善をめざす教育救済事業を実施し、その一環として貧困・児童労働・疾病・非行などを背景とする多様な学習困難をもつ子どもの特別学級を設置する。

そこで本章では大正期の東京市教育課に焦点を当て、東京市教育課がどのように児童・教育問題を認識し、教育救済事業を実施したのかを明らかにするとともに、多様な困難をもつ子どもの特別学級をどのように設置するに至ったのかを検討する。

第 8 章 1920 年代における東京市の特別学級の児童実態と教育実践

東京市教育課は、1919（大正 8）年に貧困児童の健康状態や学力と知能の実態、家庭境遇の実態を把握するために「都市児童調査」を実施した。この調査では、貧困児童の特徴として健康状態や学業成績、「知能指数」が低いことが明らかにされ、貧困児童の劣悪な生活環境と二部教授・過大学級や夜学校の夜間教授の不十分な教育条件が大きく影響していることが指摘された。

これを踏まえて東京市教育課は、小学校に学業不振のほか多様な困難を有する子どもの特別学級の設置を決定し、1920（大正 9）年に林町小学校と太平小学校の 2 校に特別学級を設置する。さらに 1922 年（大正 11）年には、東京市は林町小と太平小の特別学級の成果を踏まえ、東京市内の 18 の小学校に特別学級を開設した。

本章では、東京市教育課が設置した林町小学校の「促進学級」と太平小学校の「補助学級」に焦点を当て、双方の特別学級の開設経緯、児童の実態および教育実践の具体を中心に検討する。あわせて 1922（大正 11）年に新規に開設された 18 の特別学級への影響についても検討する。この作業を通じて、大正期の東京市に

おける小学校特別学級編製の意義や課題について明らかにする。

第9章 関東大震災後の東京市の教育復興計画と多様な教育困難を有する子どもの特別学級編制

1923（大正12）年9月1日に東京市を含む南関東域を襲った関東大震災によって、住民の生活基盤が一挙に崩壊した。震災直後に東京市長から内務大臣に就任した後藤はいち早く震災復興事業に取り組み、また震災によって顕在化した子どもの浮浪・不良化や健康状態の悪化などをふまえて、児童保護事業も促進された。

東京市学務課も、震災以前から推進してきた教育救済事業を震災復興・教育復興事業の中核に位置づけ、その一環として特別学級の迅速な復旧作業を実施した。関東大震災により子どもの衣食住の生活基盤が崩壊し、子どもの家庭貧困・栄養不良・不就学・非行等の問題がさらに深刻化したこともあり、従前から多様な困難をもつ子どもの対応に取り組んでいた特別学級を中心とする教育救済事業が本格的に実行された。

そこで本章では、関東大震災後の震災復興事業において、東京市学務課が教育復興計画に教育救済事業をどのように位置づけるのか、とくに東京市の特別学級の復旧・復興過程に着目して、特別学級が関東大震災に伴う子どもの多様な生活・発育や教育の困難にいかに対応していったのかを明らかにする。

2.4 分析に用いる主な史資料

(1)1900年以前の多様な初等教育機関（私立小学校・小学簡易科・夜学校）

雑誌資料としては『教育報知』『東京府教育会雑誌』『教育時論』等を用いた。また初等教育機関の取り組みの分析に際しては、『東京教育史資料体系』を参考として、東京都公文書館に所蔵されている公文書を用いた。

(2)1900年以降の初等教育の普及と「特殊小学校」「特殊夜学校」

雑誌資料として、『東京市教育会雑誌』『都市教育』『東京教育』などの東京府教育会・東京市教育会によって刊行された雑誌を始めとして、『児童研究』『慈善』『社会と救済』『救済研究』等を用いた。特殊小学校の学校史料収集では、東京都立中央図書館、公益財団法人野間教育研究所、港区障害保健福祉センター、新宿区立花園小学校、文京区立林町小学校、江東区立毛利小学校にて現存する史料の閲覧を行い、各特殊小学校の跡地にも訪問した。

(3)1920年代の初等教育の普及・拡充と「特別な教育的対応・配慮」

東京市の都市教育行政・児童保護事業に関する史資料については、東京市政図書館や東京都立中央図書館に所蔵されている後藤新平関連文書を用い、『都市問題』『都市教育』等の雑誌資料や東京市社会局による刊行物を用いた。

東京市教育課（学務課・学務局）による教育救済事業に関する史資料については、東京市教育課（学務局・教育局）や東京市教育会、東京市社会局の刊行物を始めとして、『都市教育』『児童研究』『教育時論』『学校衛生』『日本学校衛生』等の雑誌資料を用いた。特別学級の児童実態や教育実践の分析の際には、小学校に史資料が残存していない場合にも、跡地を訪問するように努めた。

3. 用語の定義

3.1 子どもの「貧困・児童労働・不就学」

「貧困・児童労働・不就学」は、東京市などの急激な資本主義化・産業化の進展や教育の近代化の推進がなされる過程のなかで、社会的に困難やニーズを抱える（階）層として捉えられる。

とりわけ東京市では、明治期からのスラム拡大や重工場の設置拡大にみられるような資本主義化・産業化・近代化の急激な発展により、子どもの「貧困」や「児童労働」は深刻化した。また東京市では、近世期に寺子屋・私塾が貧困・病気・障害を含めた多

様な困難をもつ子どもへの教育的対応を行っていたが、1872（明治5）年の学制以降に「正系」「標準的」とされる公立尋常小学校が開設されるとともに、こうした「近代学校」から多様な困難をもつ子どもの排除が進み、「不就学」が顕在化した。

本研究では、従来から注目されてきた公立尋常小学校などの「近代学校」への就学が困難であった階層を念頭におきながら、「貧困・児童労働・不就学」の用語を使用する。

3.2 子どもの「生活と発達の貧困」

近年のインクルーシブ教育や特別支援教育の議論のなかで、高橋は子どもの「生活と発達の貧困」の解消の必要性を強調しており、これらは急激な社会変化や社会的排除の風潮のなかで、「安心・安全」に生きることができない環境要因や「育ち・発達」の機会が保障されない等、子どもにとって様々な発達の機会が奪われてきたものとして説明される。

明治・大正期の東京市においては、スラムの拡大や不衛生などの劣悪な生活環境の深刻化、児童労働の激化などによって子どもに必要な発達や生活の保障がなされず、また教育環境についても、明治初期以降の「近代学校」からの庶民層・貧困層の排除、「詰め込み教育」や二部教授、過大学級など、子どもの発達や生活への教育的対応がなされない劣悪な環境であった。こうした劣悪な生活・教育環境に伴い、子どもの学習困難・健康問題・疾病・発達の遅れ・非行等の多様な発達上の困難が顕在化した。

このように子どもの「生活と発達の貧困」は、明治・大正期においては、急激な資本主義化・産業化・近代化の進展に伴って深刻化する子どもの生活・発達上の多様な困難であると捉えられ、明治・大正期においても、現代と類似した「子どもの生活と発達の貧困」が存在したものと考えられる。

3.3 「特別な教育的対応・配慮」

「特別な教育的対応・配慮」は、子どもの生活・発達面の困難に応じた教育制度・政策上ないしは教育実践上における多様な教育的対応・配慮として捉えられる。

教育制度・政策上においては、明治期では小学簡易科、貧民学校、特殊小学校、特殊夜学校（夜間小学校）などの多様な初等教育機関の開設、大正期においては東京市による都市社会政策や児童保護事業、教育救済事業、二部教授・過大学級の解消や福祉・社会的機能の拡充など、子どもの生活と発達を見据えた多様な教育・社会政策が挙げられる。

教育実践上においては、小学校における多様な困難をもつ子どものための「特別学級」（学習困難・発達の遅れ・水上生活児童・労働児童など）の開設、授業料無償や学用品・生活品の給貸与、入浴・理髪などの衛生・健康面の配慮、職業訓練などの生活改善につながる教育的配慮、子どもの学業・個性・知能・健康状態の科学的な把握と個別的な教育対応など、子どもの学習困難・健康問題・疾病・発達の遅れ・非行等の多様な学習困難に応じた教育実践が挙げられる。

また「教育的対応」と「教育的配慮」の用語上の区別として、「教育的対応」については子どもの実態に応じた初等教育機関の開設や教育救済事業の実施など、大きな枠組みでの対応であり、「教育的配慮」については教育課程や教育内容、指導上の工夫など教育実践上の多様な取り組みであると暫定的に捉えられる。

註・引用

- 1 高橋智・前田博行・千賀愛・猪狩恵美子・是永かな子・西村和正（2000）日本における特別なニーズ教育概念の検討—その理念、領域、対象、ケア・サービス—、『東京学芸大学紀要（第1部門・教育科学）』第51号、pp.199-218。
- 2 添田久美子（2005）『「ヘッド・スタート計画」研究—教育と福祉—』学文社、小川太郎（1980）『小川太郎教育学著作集』第3巻、青木書店など。

-
- 3 小川太郎（1973）学力問題と促進教育『同和教育運動』第1号（『小川太郎教育学著作集』第5巻に収録）。
 - 4 ①前田博行・高橋智（2000）近代日本の学力問題と促進（補償）教育—日本の特別学級史研究の批判的検討—、『東京学芸大学紀要（第1部門・教育科学）』第51号、pp.219-232。②前田博行・高橋智（2002）戦前期大阪市の特別学級編制とその基本的性格—日本促進教育史研究序説—、『東京学芸大学紀要（第1部門・教育科学）』第53号、pp.151-175。
 - 5 ①高橋智・石川衣紀・前田博行（2010）『戦前における鈴木治太郎の大阪市小学校教育改革と特別な教育的配慮のシステム開発に関する研究』緑蔭書房。②石川衣紀（2012）戦前における鈴木治太郎の「適能教育」論の研究—子どもの「生活と教育の貧困」と特別な教育的配慮のシステム開発—、博士（教育学）学位論文、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科。
 - 6 佐藤秀夫（2000）『新訂教育の歴史』財団法人放送大学教育振興会、pp.22-24。
 - 7 土方苑子（2001）雑誌記事にみる小学校の「低就学率期」、『東京大学大学院教育学研究科紀要』第41巻、pp.1-22。
 - 8 花井信（1986）『近代日本地域教育の展開—学校と民衆の地域史—』梓出版社。
 - 9 土方苑子（2002）『東京の近代小学校—「国民」教育制度の成立過程—』東京大学出版会、pp.187-193。
 - 10 柏木敦（2012）『日本近代就学慣行成立史研究』学文社、pp.9-62。
 - 11 小林正泰（2012）『関東大震災と「復興小学校」—学校建築にみる新教育思想—』勁草書房。
 - 12 ①長谷川千恵美（1992）身体虚弱児教育形成史の研究—Open-air School・Classの受容過程を中心に—、『日本大学人文科学研究所研究紀要』第43号、pp.129-142。②長谷川千恵美（1995）明治～大正中期中における児童の疾病・健康問題—身体虚弱児教育形成前史の一考察—、『日本大学教育学会教育学雑誌』第29巻、pp.80-92。
 - 13 野口穂高（2008）大正末期東京市における「身体虚弱児童」の実状とその教育に関する一考察、『地方教育史研究』第29巻、pp.65-87。
 - 14 ①三羽光彦（1997）戦間期日本の都市教育行政に関する一考察、『岐阜経済大学論集』第31巻1号、pp.1-25。②湯田拓史（2007）川本宇之介の都市教育構想、『神戸大学教育学会研究論叢』第14号、pp.13-23。③湯田拓史（2010）『都市の学校設置過程の研究—阪神間文教地区の成立—』同時代社、pp.27-52。
 - 15 玉村公二彦・片岡美華（2015）大正・昭和期における「特別学級」実践の模索—有馬良治と京都市崇仁尋常小学校「特別学級」の場合—、『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』第24号、pp.119-129。
 - 16 倉沢剛（1970）『小学校の歴史Ⅲ—府県小学校の成立過程前編—』ジャパン・ライブリ・ビューロー、pp.376-378。
 - 17 小木新造（1979）『東京庶民生活史研究』日本放送出版協会、pp.616-617。

-
- 18 吉田久一（1957）貧児教育について—明治廿年代を中心に—、『社会事業』第40巻3号、pp.26-35。
- 19 石井昭示（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』明石書店。
- 20 石井智也・石川衣紀・高橋智（2015）1920年代における東京市長・後藤新平の児童保護施策と教育改善事業、『東京学芸大学紀要（総合教育科学系Ⅱ）』第66集、pp.181-191。
- 21 ①石井智也・石川衣紀・高橋智（2013）大正期の東京市における教育救済事業と多様な困難をもつ子どもの特別学級編制、『SNEジャーナル』第19巻1号、pp.144-160。②石井智也・石川衣紀・高橋智（2014）大正期の東京市における小学校特別学級編制—特別学級の児童実態と教育実践を中心に—、『東京学芸大学紀要（総合教育科学系Ⅱ）』第65集、pp.113-124。
- 22 木村元編著（2012）『日本の学校受容—教育制度の社会史—』勁草書房、pp.27-52。

第 1 章 明治期における初等教育の成立・普及 と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史 研究の動向と課題

1. はじめに

明治期には尋常小学校以外の多様な初等教育機関（私立小学校、小学簡易科、慈善学校、子守学校、他学校など）が階層に応じた教育的対応を実施しており、こうした取り組みによって初等教育が庶民層や貧困層にも浸透していく。

本章では、明治期の初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史研究の動向と課題について検討する。具体的には、①明治期の初等教育の成立期における「小学簡易科、私立小学校、慈善学校、子守学校・子守学級」等の「特別な教育的対応・配慮」に関する研究動向、②1900（明治33）年の小学校令改正以降の初等教育の普及と「特別学級編制、半日学校・二部教授編制、特殊小学校、特殊夜学校（夜間小学校）・工場内特別教授」等の「特別な教育的対応・配慮」に関する研究動向について考察する。

2. 初等教育の成立と「特別な教育的対応・配慮」

柏木（2012）は、明治期の初等教育と子どもの就学実態を明らかにするために「教育の受け手たる人々が小学校への通学をどのように自らの生活習慣として受容したのかというそのプロセスを検証」し、民衆が「近代学校」を中心としたライフスタイルを受け入れるうえで、民衆の生活実態やニーズに応じた「三年制尋常科」「小学簡易科」「半玉学校」などの多様な初等教育の形態が重要な意味を有していたことを示した。

また小川（2005）も、明治期の近代国家建設において国民が共通に学ぶべき学校として尋常小学校が整備されるなかで「異例の

境遇や心身の故障」等の特別な事情にあつて通常一般の小学校に通うことのできない子どもために特別な小学校が設立されたことに注目し、学制以降の「共通教育」の普及に対応した「特別教育」の制度化や特別学校・学級を創出するための先導的事例を取り上げた。

学制以降に近代学校が各地に設置されるが、多くの民衆はこうした学校を受け入れることができずに「拒否」「忌避」をしていたと捉える研究が多数見受けられる。例えば土方（2001）は、全国的に就学率の低かった明治中期までは近代学校への就学に関して「生活上、ライフサイクル上、就学がそれだけの意味を持たない」「就学すべきであるという観念が十分成立し」ていない状態であったことを指摘した。

伝統的なライフスタイルで生きていた民衆が徐々に「近代学校」を受け入れる過程を明らかにした研究として、花井（1986）は、明治期の遠州地方（静岡県西部）では行政主導で開設された小学校への就学率が低かったことを示し、子どもの就学を促すために教案の統制・学級編制の工夫・試験の変容・学芸会・家庭との連絡を実施し、その一環として子守児童の就学を促す「子守学級」が開設されたことを明らかにした。

土方（1996）は長野県の旧五加村（現・千曲市）における初等教育の実態を明らかにし、明治中期において五加小学校は就学督励事務を強化して儀式や学校行事を導入することで地域住民の就学を促したが、子どもの生活実態に応じた修業年限・学習時間・学習内容を有する「特別学級」の開設を契機として多くの児童の不就学が解消されたことを指摘した。

さらに土方（2002）は、1900（明治33）年以前の東京市域の初等教育の実態について明らかにし、公立小学校より教育内容が劣っていたと評価される私立小学校が中下層の子どもの教育要求を満たす役割を果たしており、それは明治後期に至るまで存続したこと、東京市に開設された小学簡易科は「小学校とは異なる貧

民のための別種の初等教育機関として構想」されたという特徴があったこと、1900（明治33）年以降において公立尋常小学校が増設された後も「特殊小学校」「夜学校」などの初等教育の場が存在し続けたことを明らかにしており、1900年前後の東京市域では民衆の就学を促すために、多様な初等教育機関の存在が重要な意味を有していたことを明らかにした。

このように明治期の初等教育の成立と普及のプロセスのなかで、尋常小学校とは別種の「貧民小学、夜学校、小学簡易科、慈善学校、子守学校」などの多様な初等教育機関の取り組みが重要な役割を果たしていたことが、近年の教育史研究の動向からも確認できる。

2.1 小学簡易科・私立小学校・慈善学校

1886（明治19）の小学校令公布に伴い、過渡的な就学督励策として、修業年限が短く授業料無償の「小学簡易科」が制度化され、庶民層・貧困層の就学を促すために多くの府県で設置された。

国立教育研究所（1974）は、財政の厳しい地域ほど経費を削減する必要があったために、複数の府県で簡易科の設置に消極的であったこと、たとえ簡易科が設置されたとしても、それが就学率の上昇をもたらさなかったことを指摘した。

田中（1965）も小学簡易科が就学率向上につながらなかった要因として、当時生活上の貧窮が著しかった貧困層にとっては小学簡易科に就学するほど余裕がなかったことを示すが、小学簡易科制度の成立を契機にして宗教家による慈善学校が多数開設された事実に着目して、簡易科に就学できない貧困層の子どもに教育機会を提供することに結びついたことを明らかにした。

久木（1982）は、京都の小規模スラムに開設された「慈善学校」である洛東学院が多数の在籍児童を擁していることに着目し、「我国富強」「国家文明」のために設置された小学簡易科と異なり、子どもの生活実態に応じて「将来相当の業務」に就くことが

できるように教育的対応を実施していたことを明らかにし、「慈善学校」が子どもの就学を促すうえで重要な役割を果たしていたことを示した。

軽部（2000）は、岩手県を対象に小学簡易科をめぐる民衆の教育要求の顕在化について検討しており、盛岡などの都市部においても簡易科の必要性は認識されていたものの、都市部ゆえに生じる様々な制約が簡易科の存立を阻み、代わって宗教的慈善学校が大きな役割を担ったことを明らかにした。

戸田（2005）は、秋田県では「巡回授業所」「小学簡易科」の開設によって就学促進を企図したものの、授業料不徴収に耐える財政的ゆとりがなかったために早期に解消された点を明らかにし、そのうえで「貧民とくに極貧家庭の子弟」の就学保障を行った「飽田仁恵学校」や「福田小学校」などの慈善学校の就学督励上の積極的意義を評価している。さらに戸田（2008）は「福田小学校」の教育について詳細に検討し、授業料無償や学用品給貸与とともに、学習時間の柔軟な設定や賃労働の導入、出席の促進や家族の就学理解のための食品の供与など、多様な教育的配慮が実施されていたことを明らかにした。

坂本（2011）は、明治中期までの北海道の初等教育の実態を明らかにし、「開拓」事業や「殖産興業」を優先するために多数設置された「安価」な「小学簡易科」は開拓地の「実情に適した教育」ではなかったとして、移住民が生業に従事し地域に「定着」するために自ら教育費を負担し、私設の教場、小学簡易科、尋常科および高等科を設置・維持したことを明らかにした。

加えて坂本（2012）は、有力者や宗教団体、会社企業、軍司令部からの資金提供によって維持されている私立小学校が、授業料の払えない貧窮家庭出身の子どもに教育を提供できなかった公立小学校の機能を補い、代替となる教育の場を提供していたことを強調し、道庁が進めた初等教育普及施策よりも地域の子どもの実態に応じて開設された私立小学校・慈善学校などの多様な初等

教育機関が、庶民の要求に即した教育を実施していたことを示した。

このように就学督励策の一環として開設された授業料無償の「小学簡易科」が就学率の向上につながらなかった背景として、各市町村の不安定な財政基盤や中産階級への教育負担が極めて大きかったこと、貧困層の教育要求に応じたものではなかったことが指摘され、「小学簡易科」に比して「私立小学校」「慈善学校」などの初等教育機関が子どもの生活実態に応じた教育的対応を行い、結果的に子どもの就学を促したことが示された。

2.2 子守学校・子守学級

「子守」児童の就学を促した「子守学校・子守学級」に関して生馬（1992）が、佐賀県の就学督励策の一環として開設された「子守の女兒」や労働児童を対象とした「特別学級」の実態を検討し、当該学級での教育実践によって子どもの学習や発達が向上したことを示したが、一方で現実として多くの児童が中途退学・不就学となっていたことも明らかにしている。

長田（1995）は、「子守学校・子守学級」が「簡易な教育」を施す施設であり、「就学義務の問題と学齢児童の雇用労働問題との矛盾、あるいは教育制度上の差別を内包するものであったことは否めない」としつつ、生きるために必要な基礎的識字力を身につけることすら困難な境遇にあった貧困・子守女兒の教育の機会の拡充と就学向上において重要な役割を果たしたとしている。

松田（1997、2006、2008）は、明治中期に山形県に開設された「子守学校・子守学級」の実態を明らかにし、不就学児童に小学校の授業終了後において3時間程度教育支援を行うなど、「子守をしたままでの登校を許」可し、「簡易な最低レベルの教育内容でもって小学校教育を修了させる」子守学校・子守学級が各地域の要求に応じて開設されたことを明らかにした。

以上のように、「貧困・子守・児童労働」等の子どもの就学を

促す「子守学校・学級」「特別学級」は多くの府県で開設されていたことが示され、就学率の向上の背景には、子どもの生活実態に応じる特別な教育的対応があったことに着目した研究も見られている。

3. 1900(明治 33)年の小学校令改正以降の初等教育の普及と「特別な教育的対応・配慮」

明治後期以降は上記のような多様な就学督励策によって全国的に高い就学率を示すが、一方で産業化・工業化・資本主義化により児童を酷使する仕事が多数生じて中途退学者が増加し、実質的に不就学となっている児童も少なくなかった（土方：1987、土方：1994）。

1900（明治 33）の小学校令改正によって初等教育機関は制度上「尋常小学校」の一種類だけとなったが、「正系」「標準的」とされる尋常小学校にあっても学校不足・教員不足も相まって、半日学校・二部教授編制などの多様な教育形態を採用し、さらに特殊小学校・特殊夜学校（夜間小学校）・工場内特別学級も積極的に開設されるなど、「貧困・児童労働・中途退学・不就学」等の子どもへの「特別な教育的対応」がなされていた。

3.1 尋常小学校における特別学級編制

明治期には多くの小学校で「単級教授」が実施されていたが、1891（明治 24）年の文部省令第 12 号「学級編制等ニ関スル規則」で「学級」の概念が明確に規定されるとともに、就学児童数の急増に伴って、同一学年の児童で一学級が構成される「学年別学級」編制に移行していった。

天野（1978）は、明治後期に編制された学年別学級において「教授をして全く調和進行を破壊して居る」学業成績不良児がクローズアップされ、欧米における「劣等児」「低能児」教育の導入や「劣等児」の定義とその原因・類型が国内で議論されるなかで、

各小学校において教育支援の個別化が志向され「能力別学級」「特別学級」の編制が実施されたこと、1907（明治40）年の訓令第6号の制定に伴い、師範学校での学業成績不良児のための特別学級の開設や各府県における「劣等児」教育調査などが実施されたことを示した。

各地域における学業成績不良児のための特別学級の実態を明らかにした先行研究は数多くあるが、迫ら（1985）は、明治後期の岡山県内の小学校では教育基盤が十分に整っていなかったことから特別学級を設置した小学校は少数であり、多くの小学校では家庭貧困や非行等の多様な学習困難児に対して、通常学級のなかで座席の工夫や家庭での復習・宿題の徹底などの教育的配慮が実施されていたことを明らかにした。

清水・船橋（1987）は、茨城県久慈小学校の事例について紹介し、1900年以降の就学児童数増加に伴って1学年で2学級以上が編制されるようになってから「劣等児学級」「特別学級」が開設されたが、在籍児童数の変動がありすぐに解消されたこと、その後は各教師による「能力に適応」した教育的対応が「特別教授・補助教授」を通して実施されていたことを明らかにしており、特別学級の開設は各小学校や府県の教育基盤に大きく左右されることが示唆された。

富岡（1994）は、東京市では公立尋常小学校への就学児童の増加と大規模校の出現によって児童の学力差が拡大したため、多くの小学校で学力や能力に応じた学級編制が実施されるとともに、学業成績不良児の実態把握と授業中の工夫、補習授業の実施などの教育的対応がなされていたことを示した。

戸崎（2000）は、とくに1907（明治40）年の文部省訓令第6号により師範学校での特別学級設置が促進されたことを契機として、各府県において特別学級設置の機運が醸成されたものの、当時の成立基盤の弱さや実践の困難さのために大きく発展せず衰退していったことを指摘した。

柳本（2000）は、1906（明治39）年に群馬県の館林小学校に開設された学業成績不良児の特別学級の取り組みを検討し、「素質的・先天的原因によらず通常の教育では十分に対応できない児童、特別な教育的配慮の必要な児童がつねに存在」しており、「特別学級はあくまで通常の学級と相対的な位置関係にあった」と言及しており、教師や医師による観察、家庭の調査を多角的に実施して、子どもの実態を明らかにしたうえで教育的配慮が実施されていたことを示した。

中嶋・河合（2015、2016a）は、長野県松本尋常高等小学校に1908（明治41）年に開設された学業成績不良児の特別学級における児童実態と教育実践を明らかにし、明治41・42年度には「児童の長所と短所」の把握、「児童の席次」の配慮、「授業外の時間利用」、「触覚器官の練習」を行っていたこと、明治43・44年度には第1学年で子どもの心身の状態や家庭環境を調査し、第2学年から第5学年では学業成績不良児の特別学級を編制して、特別な教育的対応を実施していたことを示した。

また長野県長野尋常小学校に開設された特別学級について、一宮・大橋（1992）が能力別学級編制では対応できない「落第生」を対象として修業年限の長期化や学級児童数の少数化等の教育対応を実施したことを明らかにしたが、中嶋・河合（2016b）は上記の学級では「常に落ち着きがない」「すぐ泣いたりする子ども」や「耳鼻咽喉の感覚器官の障害」「身体発育不良」がある子どもが在籍しており、子どもの能力や心身の発達の状態に応じて疾病の治療や健康改善などの特別な教育的対応を実施していたことを示した。

明治後期に開設された師範学校附属小学校の特別学級設置に関して、石川・高橋（2013a、2013b）は、戦前期の大阪市特別学級編制を主導した鈴木治太郎が1900年前後に大阪市内でも顕在化した小学校の教師不足・二部教授・過大学級問題、およびそれに起因する「成績不良児」への教育対応の実験的な試みとして、

大阪府師範学校附属小学校に「特別教室」を開設し、子どもの多様な教育的困難に応じた特別な教育的対応を実施していたことを明らかにした。

以上の検討から、尋常小学校の就学児童増加に伴って単式学級（学年別学級）を複数開設できる状況となり、また欧米より「劣等児」「低能児」概念や教授法の導入、1907（明治40）年の師範学校附属小学校の「特別学級」設置奨励等の影響もあり、多くの小学校では特別学級が開設され、子どもの学力・身体・個性等に応じた特別な教育的対応・配慮が実施されたことが明らかにされた。

一方、この時期の教師不足・学校不足等の劣悪な教育資源では、府県や市町村主導で特別学級編制を展開することができず、各小学校による短期間の個別的取り組みにとどまったことも指摘された。

3.2 半日学校・二部教授編制

明治中期に「学級」の概念が規定されて以降、多くの小学校では一人の教員が80名～100名の児童に対して一斉教授を実施する「単級教授」を実施していたが、こうした「単級教授」ではなく、児童を午前・午後に分けて教授を行うことで一授業あたりの児童数を少なくさせる半日教授・二部教授が明治後期から徐々に採用されていく。

佐竹（1991、1992a、1992b）は、明治後期における就学率の著しい上昇の背景には「就学児童の増加に対応する教員及び校舎の確保ができなため、全校もしくは一部学級の児童を前後二部に分け、前部の教授の終了後に後部の教授を行う変則的な教授方式」である二部教授の編制が伏在していたことを指摘し、二部教授の実態とその問題について検討した。

1903（明治36）年の小学校令施行規則の改正や日露戦争勃発に伴う経費削減のために、文部省は二部教授を積極的に促進する一

方で、高等師範学校や府県の師範学校等の附属小学校では実践研究が盛んに実施されるなど、児童労働や学業不振への教育的配慮が試みられたが、現場の教師からは二部教授の教育効果が不十分であるとする消極論や批判論が出されていたことも指摘された。

藤本（1990）によれば、全国一の二部教授実施県となった兵庫県では児童数の急増に対する教員不足・校舎不足によって、学級定員を少なくして優良な教員の教授を促すために二部教授が推進され、県や市としては経済的・教育的効果を確認していたものの、大都市の神戸市では著しい学齢児童の増加のために小学校の教育環境は劣悪となっていたことが示された。

志村（1998）は、義務教育年限延長がなされる1907（明治40）年前後には、厳しい財政状況のなかで二部教授を採用しつつも教育的配慮が試みられていたことを示すが、学齢児童が増加し続ける東京市や名古屋市などの大都市では、当時の不安定な教育財政も相まって二部教授・過大学級が深刻化し、劣悪な教育環境による子どもへの心身発育への影響も懸念されるようになったことを指摘した。

このように尋常小学校の普及において、当時の教育財政や教員不足・校舎不足、子どもの生活実態を踏まえた二部教授編制が促進されるが、都市部では学齢児童の増加が著しいために一学級に70～80人以上の児童が在籍する過大学級も深刻化し、子どもの心身発育への影響も看過できなくなり、優良教員の養成や小学校の増設などの根本的な教育改革の必要性が各方面から要望されていた。

3.3 特殊小学校

東京市では1903（明治36）年に貧困層が多く住むスラムを中心に授業料無償・学用品貸与を行う特殊小学校を開設したが、安岡（1981）はこうした小学校の役割を貧困児童の不就学対策を行うと同時に工場への就労を促すものであったと捉え、実際に多く

の特殊小学校では「学校には工場を附帯し、修学と共に生産的業務に従は」させ、「簡易ナル物品ヲ製作スル」特別作業を課すなどの取り組みがなされたことを示している。

加登田（1982）は「特殊小学校は、それまで放置されていた細民児童に教育の可能性を与え、スラム住民を前近代的都市雑業層から近代的労働者に陶冶される道を開」いたと捉えたうえで、特殊小学校では「保健衛生や基本的生活習慣の指導」、子どもの家庭の事情に合わせた「二部教授」「夜間教授」、夏季休暇中の運動場開放、日常の家庭訪問実施などの特別な教育的対応を実施していたことを明らかにした。

田中（1985）は、万年小学校などの特殊小学校ではスラムの子どもの生活実態を調査したうえで多様な教育的配慮がなされていたこと、その一環として疾病・健康問題や学習困難をもつ子どものための特別学級が開設されたこと、加えて万年小学校の特別学級が廃止された後も、林町小学校や太平小学校などの特殊小学校において特別学級が開設されたことを明らかにした。

別役（1990）は、特殊小学校の万年小学校校長・坂本龍之輔の学校経営実践に着目し、社会治安の維持とともに機械制工業の発展に伴う「新たな工場労働」者の育成をめざして、子どもの健康や生活改善につながる取り組みがなされていたことを示した。加えて別役（1995）は、東京市は貧困層の子どもを「貧民たらざる」人間へ「矯正」するために「特殊小学校」を開設したこと、「今後の東京市公立小学校のモデルとなる位置を獲得した学校」であったことを示した。

島津（2006）は、深川区に設置された特殊小学校である霊岸小学校に着目し、工場への就職を促すための職業訓練・職業斡旋の実施や栄養不良児のための「保護学級」設置等の多様な教育的配慮が継続してなされ、児童が生活する環境それ自体を改善する取り組みが実施されていたことを明らかにした。その上で明治後期においては高学年の児童が労働力として吸収され、就学が困難に

なるなどの当時の制約も踏まえて、特殊小学校による特別な教育的対応の一定の限界についても指摘した。

このように特殊小学校は産業化・工業化・資本主義化に資する労働者を育成するとともに、貧困層の子どもの生活・教育改善につながる多様な教育的配慮や特別な教育的対応を行っていたことが示されたが、大正期・昭和期のスラムの解消に伴い貧困層が社会全体のなかに散在し、「尋常小学校」が庶民層・貧困層にも浸透するなかで、これまで特殊小学校で実施された多様な教育的配慮や特別な教育的対応が大正期以降の初等教育の取り組みのなかに、どのように取り入れられたのか否かについてはまだ明らかにされていない。

3.4 特殊夜学校(夜間小学校)・工場内特別教授

川向(1972)は、東京市が急激な産業化・工業化に応じた労働力の供給とともに、子どもの「貧困・児童労働・不就学」等に応じるために、学習時間が一日2時間程度で3教科のみを教授する「特殊夜学校(夜間小学校)」を開設したことを示したが、こうした「夜間小学校」は児童労働の存続をより容易にするために発足したものとして捉え、「低位にして簡易な教育」とした。

石井(1992)も、東京市が1906(明治39)年に「特殊夜学校学則」を制定し、家庭の事情や児童労働等で昼間の小学校への就学が困難となるなどして中途退学となった児童の教育対応を行う特殊夜学校(夜間小学校)を開設したことを示したが、ここでの取り組みとして、児童の欠席や中途退学を最小限にとどめるために学用品の給貸与や子どもの身近な学習要求に即した個別指導などが実施されたことを明らかにした。

花井(1999)は、明治後期において国民教育普及と資本主義の発達が競合して顕在化した不就学の労働児童のための教育対応を実施した「工場内特別教授」の実態を、長野県の製糸工場を対象に明らかにしている。従来の研究では「工場内特別学級」を不

十分で劣悪な教育機関あるいは子どもの健康・発達に悪影響を与えるものとして捉えられてきたが、花井は労働児童にとって積極的な教育の場として位置づけなおし、基礎学力の養成と生活の改善という役割を果たしていたことを強調した。

坂本（2017）は、各種産業の著しい進展とともに「正規」の尋常小学校が「拡充」したと積極的に捉えられてきた 1910 年代の北海道に着目している。この時期の北海道は移住民増加のために就学児童が増加し、尋常小学校・尋常高等小学校数も増加したが、教育財政は厳しく教育環境も劣悪であり続け、労働児童への教育的対応を実施した工場等に附設される「特別教授場」が多数設置されていたことを指摘している。

このように「特殊夜学校（夜間小学校）・工場内特別教授」は、「児童労働・中途退学・不就学」等の困難を有する子どもの就学を促進する教育の場として機能したが、急激な産業化・工業化・資本主義化のために児童労働が激化し、子どもの生活・健康が大きく虐げられていた当時の状況にあっては、教授上の改善に加えて、子どもの生活・健康改善を企図した施策や支援が不可欠であった。

4. おわりに

本章では、明治期の初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史研究の動向と課題について検討した。

多くの民衆が初等教育を受け入れるうえで、尋常小学校とは別種の「貧民小学、夜学校、小学簡易科、慈善学校、子守学校」などの多様な初等教育機関の取り組みが重要な意味を有していたことが示され、とりわけ政策的意図によって設置された小学簡易科に比して、子どもの生活実態に応じた教育課程や学習時間を調整した私立小学校や慈善学校などの初等教育機関が、庶民層の教育要求を受け止め、結果として就学率を向上させたことが明らかとなった。

また、都市部においては産業化・工業化・資本主義化により児童を吸引する仕事が多数生まれ、中途退学者が増加し実質的に不就学となっている児童も少なくなかったために、「特殊小学校、特殊夜学校（夜間小学校）、工場内特別教授」などの多様な初等教育機関が積極的に開設されたことが示された。

こうした初等教育機関では子どもの生活実態に応じて、基本的な生活習慣の指導や保健衛生、特別学級編制などの多様な教育的対応・配慮がなされていたことが先行研究によって明らかにされてきたが、急激な産業化・工業化・資本主義化のために「貧困・児童労働・不就学」等が深刻化し、子どもの健康・生活が大きく虐げられていた状況下においては、こうした教育形態での取り組みだけではきわめて不十分であったことも示唆された。

加えて「正系」「標準的」とされる尋常小学校であっても、均一的な教育課程に基づいた教育的対応がなされるだけでなく、特別学級編制などの多様な教育的配慮や特別な教育的対応が実施されたことも先行研究によって示されたが、明治期においては財源も不安定であり、各小学校の自主的な取り組みにとどまった点も示唆された。

以上の研究動向の検討から、これまで「傍系」「例外」的なものとして捉えられてきた「貧民小学、夜学校、小学簡易科、慈善学校、子守学校」「特殊小学校、特殊夜学校（夜間小学校）、工場内特別教授」などの多様な初等教育機関における多様な教育的配慮や特別な教育的対応を通して、多くの子どもの就学が促進されたことが示され、とくに「貧困・児童労働・不就学」等の困難を有する子どもにとって、生活・健康衛生・発育改善につながる特別な教育的対応の提供が重要な意味をもつものであることが示唆された。

文 献

天野正輝（1979）明治末・大正期における指導「個別化」の歴史的背

- 景一能力別学級編成を中心に一、『東北大学教育学部研究年報』第27号、pp.299-324。
- 別役厚子（1990）東京市万年尋常小学校における坂本龍之輔の学校経営と教育観、『東京大学教育学部紀要』第30号、pp.31-41。
- 別役厚子（1995）東京市「特殊小学校」の設立過程の検討―地域との葛藤に視点をあてて―、『日本の教育史学』第38集、pp.154-173。
- 藤本彰教（1990）兵庫県における二部教授に関する考察―明治後期から大正期を中心として―、『地方教育史研究』第11号、pp.44-62。
- 花井信（1986）『近代日本地域教育の展開―学校と民衆の地域史―』梓出版社。
- 花井信（1999）『製糸女工の教育史』大月書店。
- 土方苑子（1987）埼玉県―地域の小学校普及をめぐる問題―大正期の「廃学歩合」―、『国立教育研究所研究集録』第14号、pp.1-20。
- 土方苑子（1994）『近代日本の学校と地域社会―村の子どもはどう生きたか―』東京大学出版会。
- 土方苑子（2001）雑誌記事にみる小学校の「低就学率期」、『東京大学大学院教育学研究科紀要』第41号、pp.1-22。
- 土方苑子（2002）『東京の近代小学校―「国民」教育制度の成立過程―』東京大学出版会。
- 久木幸男（1982）慈善洛東学院とその周辺、『横浜国立大学教育紀要』第22号、pp.125-147。
- 一宮俊一・大橋孝雄（1992）わが国初期の小学校特別学級の性格―長野尋常小学校・後町尋常高等小学校の場合を中心に―、『鳴門教育大学学校教育研究センター紀要』第6号、pp.27-33。
- 生馬寛信（1992）佐賀県における義務教育制度確立過程の一側面―明治時代の「特別学級」（就労児童のための学級）について―、『佐賀大学教育学部教育学研究室 教育学論叢』第1号、pp.15-36。
- 石井昭示（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』明石書店。
- 石井智也・石川衣紀・高橋智（2013）大正期の東京市における教育救済事業と多様な困難をもつ子どもの特別学級編制、『SNEジャーナル』

第 19 卷 1 号、pp.144-160。

石井智也・石川衣紀・高橋智（2014）大正期の東京市における小学校特別学級編制—特別学級の児童実態と教育実践を中心に—、『東京学芸大学紀要（総合教育科学系Ⅱ）』第 65 集、pp.113-124。

石井智也・石川衣紀・高橋智（2015）1920 年代における東京市長・後藤新平の児童保護施策と教育改善事業、『東京学芸大学紀要（総合教育科学系Ⅱ）』第 66 集、pp.181 - 191。

石川衣紀（2012）戦前における鈴木治太郎の「適能教育」論の研究—子どもの「生活と教育の貧困」と特別な教育的配慮のシステム開発—、博士（教育学）学位論文、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科。

石川衣紀・高橋智（2008a）大阪の都市教育問題と視学・鈴木治太郎の教育改革—鈴木の大阪市視学在任期（1917～1929 年）を中心に—、『学校教育学研究論集』第 17 号、pp.39-53。

石川衣紀・高橋智（2008b）大阪市視学・鈴木治太郎と知能測定法標準化の実践—1920 年代を中心に—、『東京学芸大学紀要（総合教育科学系）』第 59 集、pp.363-378。

石川衣紀・高橋智（2011）戦前における関—大阪市政の都市教育施策と視学・鈴木治太郎の教育改善事業の実践、『東京学芸大学紀要（総合教育科学系Ⅱ）』第 62 集、pp.109-124。

石川衣紀・高橋智（2013a）20 世紀初頭大阪の小学校教育の実相と鈴木治太郎の「個性の差」に応じた教育実践—大阪府師範学校附属小学校「特別教室」の実践を中心に—、『東京学芸大学紀要（総合教育科学系Ⅱ）』第 64 集、pp.87-100。

石川衣紀・高橋智（2013b）明治期の「個性」「個性教育」論の動向と鈴木治太郎の「個性の差」に応じた教育実践—大阪府師範学校附属小学校「特別教室」を中心に—、『白梅学園大学・短期大学紀要』第 49 号、pp.17-29。

軽部勝一郎（2002）岩手県における小学簡易科の研究—民衆の教育要求との関わりから—、『地方教育史研究』第 23 号、pp.17-36。

- 柏木敦（2012）『日本近代就学慣行成立史研究』学文社。
- 加登田恵子（1982）わが国の貧児教育—東京市特殊尋常小学校の成立と展開—、『社会福祉』第23号、pp.85-103。
- 川向秀武（1973）東京における夜間小学校の成立と展開、『東京都立大学人文学部 人文学報』第93号、pp.37-116。
- 国立教育研究所編（1974）『日本近代教育百年史』第4巻。
- 倉沢剛（1970）『小学校の歴史Ⅲ—府県小学校の成立過程前編—』ジャパン・ライブラリー・ビューロー。
- 前田博行・高橋智（2000）近代日本の学力問題と（補償）教育—日本特別学級史研究の批判的検討—、『東京学芸大学紀要（第1部門・教育科学）』第51号、pp.219-232。
- 前田博行・高橋智（2002）戦前期大阪市の特別学級編制とその基本的性格—日本促進教育史研究序説—、『東京学芸大学紀要（第1部門・教育科学）』第53号、pp.151-175。
- 松田澄子（1997）山形県における農繁託児所の成立過程について—子守学校から農繁託児所へ—、『山形県立米沢女子短期大学紀要』第32号、pp.93-100。
- 松田澄子（2006）山形県内の子守学級の検討、『山形県立米沢女子短期大学紀要』第41号、pp.27-38。
- 松田澄子（2008）『子守学級から農繁託児所へ（最上・庄内地区編）』みちのく書房。
- 中川清（1985）『日本の都市下層』勁草書房。
- 中嶋忍・河合康（2009）長野県の『尋常小学校特別学級規程』に関する史的研究—特別学級規程の策定と発展について—、『発達障害研究』第31巻3号、pp.221-234。
- 中嶋忍・河合康（2012）明治32年における長野県松本の特別学級制度に関する史的研究—就学猶予・免除者の状況と「特別学級編製議按」の規定について—、『発達障害研究』第34巻2号、pp.195-206。
- 中嶋忍・河合康（2014）明治33年における長野県松本尋常高等小学校特別学級の開始と授業状況に関する史的研究、『上越教育大学研究紀

- 要』第33号、pp.115-123。
- 中嶋忍・河合康（2015）明治41-42年の長野県松本尋常高等小学校における成績不良児童教育に関する史的研究、『上越教育大学研究紀要』第34号、pp.129-138。
- 中嶋忍・河合康（2016a）明治43-45年の長野県松本尋常高等小学校における成績不良児童教育に関する史的研究、『上越教育大学研究紀要』第35号、pp.127-134。
- 中嶋忍・河合康（2016b）教育雑誌「信濃教育」における長野尋常小学校の特別学級実践報告に関する史的研究、『上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要』第22号、pp.35-40。
- 小川克正（2005）『共通教育と特別教育（中部学院大学シリーズ）』角川学芸出版。
- 長田三男（1995）『子守学校の実証的研究』早稲田大学出版部。
- 坂本紀子（2011）「小学校規則及小学簡易科教則」下の北海道における小学校の実態—石狩郡親舟町外9町3村の小学校を中心に—、『日本の教育史学』第54集、pp.32-44。
- 坂本紀子（2012）1887年から1897年における北海道の私立小学校、『北海道教育大学紀要（教育科学編）』第63巻1号、pp.57-69。
- 坂本紀子（2017）産業構造転換期の北海道における初等教育の実態、『日本教育史研究』第36号、pp.1-23。
- 迫ゆかり・清水寛・志賀兼充（1985）岡山県における「劣等児・低能児」教育問題の顕在化過程、『精神薄弱問題史研究紀要』第29号、pp.15-34。
- 佐竹道盛（1991）明治期の小学校2部教授をめぐる教育界の対応、『北海道教育大学函館人文学会 人文論究』第52号、pp.27-39。
- 佐竹道盛（1992a）明治期における小学校2部教授の実態、『北海道教育大学紀要（第一部C・教育科学編）』第42巻2号、pp.17-29。
- 佐竹道盛（1992b）明治期における小学校2部教授の実態、『北海道教育大学紀要（第一部C・教育科学編）』第43巻1号、pp.17-31。
- 島津法行（2006）都市下層社会における教育実践—東京市特殊尋常小

- 学校での試み一、『地方史研究』第56巻2号、pp.5-24。
- 清水寛・船橋秀彦（1987）茨城県における「特別学級」成立過程、『地方教育史研究』第8号、pp.159-175。
- 志村廣明（1998）『日本の近代学校における学級定員・編制問題一過大学級、二部教授問題を中心として一』大空社。
- 高橋智・石川衣紀・前田博行（2010）『戦前における鈴木治太郎の大阪市小学校教育改革と別な教育的配慮のシステム開発に関する研究』（史料・日本近代と「弱者」第1集：特別支援・特別ニーズ教育の源流・別巻）、緑蔭書房。
- 田中勝文（1965）明治中期の貧民学校一小学簡易科制度の実態分析一、『日本の教育史学』第8集、pp.23-45。
- 田中勝文（1985）特殊小学校と障害児教育、津曲裕次ほか編著『障害児教育史一社会問題としてたどる外国と日本の通史一』川島書店。
- 戸田金一（2005）秋田県2慈善学校狭間期における貧民子弟の就学一主として地方再編制と小学簡易科について一、『聖園学園短期大学研究紀要』第35号、pp.11-22。
- 戸田金一（2008）『明治初期の福祉と教育一慈善学校の歴史一』吉川弘文館。
- 富岡達夫（1994）『東京の知能遅滞児教育史（戦前編）序説』大揚社。
- 東京都立教育研究所（1995）『東京都教育史』通史編一。
- 東京都立教育研究所（1995）『東京都教育史』通史編二。
- 戸崎敬子（2000）『新特別学級史研究一特別学級の成立・展開過程とその実態一』多賀出版。
- 柳本雄次（2000）明治後期・大正初期の館林小の特別学級一設置・廃止の背景を中心に一、『運動障害教育・福祉研究』第4号、pp.91-100。
- 安岡憲彦（1982）産業革命期の都市下層社会における「貧児」教育一東京市特殊尋常小学校の展開を具体例に一、地方史研究協議会編『日本の都市と町一その歴史と現状一』雄山閣、pp.263-281。
- 吉田久一（1957）貧児教育について一明治廿年代を中心に一、『社会事業』第40巻3号、pp.26-35。

第2章 大正期における初等教育の普及・拡充 と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史 研究の動向と課題

1. はじめに

大正期以降、学齢児童の就学率は飛躍的な高まりを見せ、「貧困層・児童労働・中途退学」等の多様な困難をもつ子どもも徐々に尋常小学校に就学することとなる。そこでこうした子どもの実態に応じた学校の社会的・福祉的機能が高まり、教育制度・運動・実践のレベルにおいても子どもの実態に応じた「特別な教育的対応・配慮」が幅広く展開する。

本章では、大正期以降の初等教育の普及・拡充と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史研究の動向と課題について検討する。具体的には、①学習困難児や「精神薄弱児」のための特別学級編制と「特別な教育的対応・配慮」に関する研究動向、②大正期の新教育・都市教育などの初等教育拡充と「特別な教育的対応・配慮」に関する研究動向、③学校衛生・衛生教育の拡充と「特別な教育的対応・配慮」、④尋常小学校以外の初等教育機関と「特別な教育的対応・配慮」に関する研究動向を検討する。

2. 初等教育の普及・拡充と「特別な教育的対応・配慮」

1872（明治5）年の学制頒布以後「近代学校」が全国的に設置されるが、例えば土方（2001）は全国的に就学率の低かった明治中期までは近代学校への就学に関して「生活上、ライフサイクル上、就学がそれだけの意味をもたない」「就学すべきであるという観念が十分成立し」ていない状態であったことを示しており、民衆の多くが近代学校を受け入れることができずに「拒否」「忌避」を示していたことを指摘する研究が蓄積されている。

また近年の教育史研究の動向をみると、民衆が「近代学校」を受け入れるプロセスにおいて、「正系」「標準的」と見なされる「尋常小学校」だけでなく、これまで「例外」「傍系」と捉えられてきた多様な初等教育機関による取り組みが不可欠であったことが指摘されている。

明治期の初等教育と子どもの就学実態を明らかにするために、「教育の受け手たる人々が小学校への通学をどのように自らの生活習慣として受容したのかというそのプロセスを検証」した柏木（2012）は、民衆が「近代学校」を中心としたライフスタイルを受け入れるうえで、民衆の生活実態やニーズに応じた「三年制尋常科」「小学簡易科」「半玉学校」などの多様な初等教育の形態が重要な意味を有していたことを示した。

土方（2002）は 1900 年前後の東京市の初等教育の実態について明らかにし、1900（明治 33）年の小学校令改正以降、公立尋常小学校が増設された後も「特殊小学校」「夜学校」などの尋常小学校以外の初等教育の場が存在し続けたこと、1900 年前後の東京市域では貧困層や労働児童を含めた民衆の就学を促すために、多様な初等教育機関の存在が不可欠であったことを明らかにした。さらに 1920 年以降になると、「夜学校」などの別種の初等教育機関が残りつつも、「『小学校』の多様性が急速に失われ、『尋常小学校』に付与される性格が一種類に収斂し」、多様な階層の子どもが尋常小学校という一種類の初等教育機関に就学していくプロセスも明らかにしている。

このように 1920 年代以降に、「貧困層・児童労働・中途退学」等の多様な教育的困難をもつ子どもが尋常小学校に就学するにつれて、とりわけ都市部での都市社会政策や児童保事業の実施と、それに伴う都市教育・学校衛生・衛生教育・新教育・職業教育の促進、さらには多様な学習困難をもつ子どものための特別学級編制を通じた「特別な教育的対応・配慮」の実施がなされていく。

こうした初等教育の普及・拡充の結果、土方（1994）が言及す

るように、1930年代以降に入ると「尋常科小学校卒業後の進学が増大し、通学の範囲内に中学校、実業学校、実業補習学校などの機関が序列をもってととのい、学歴の有効性も広範囲に認められ」、「少なくとも小学校は国民のあらゆる層に定着し、その強制力は不動のもの」となった。

1920年代と1930年代の教育的対応の連続性・関連性について検討した木村（1995）は、1930年代以降の社会変動、なかでも都市化、重化学工業化への展開は人口移動と労働力構成の転換を促し、それに応じて教育制度・教育運動・教育実践のなかで大きな変容・改善が生じたこと、こうした教育の変容・改善が総力戦体制というバイアスを受けながらも戦後へと引き継がれることを提起した。具体的には、制度・運動レベルでは「大衆青年教育制度構築への志向、国民学校制度の成立、教育（成績）評価への注目」、実践レベルでは「従来学校教育の外側にあった性教育、衛生教育、進路指導、校外教育など、さまざまな領域を学校教育実践の枠組みに取り組みもうとした営み」がなされたことが挙げられ、子どもの実態に応じた衛生教育・進路指導・校外教育などの多様な教育的対応が実施されたことも明らかにされた。

一方で1930年代には、こうした教育のシステム化の進展によって小学校の配分・選別的機能が強まったことの指摘もなされる。

木村（1990）は、尋常小学校でも都市部において深刻化を極めていた「中学校受験地獄」の教育状況を「正常化」するために「職業指導」が導入されたことを指摘し、各小学校では受験教科以外の科目の減少や運動会・校外教授の縮小がなされ、中学校、高等女学校、高等小学校、就職の進路別にクラスが編制されるなど、子どもの学力や家庭の経済状況による社会的選別・配分が促進されたことを指摘している。

吉田ら（2004）は、昭和初期は学齢期のほぼ全ての子供たちが初等義務教育を卒業するようになる時代、換言すれば卒業後の進路分化が誰にとっても関心事となるに至った時代であったとし

て、その中で学校教育が選抜・配分の「過程全体を左右する、戦略的な位置を占めている」として、学校外の学習機会、実務経験や技能、地域、社会意識などの要素から分析している。

また 1920 年代以降に初等教育の普及・拡充の一環として編制された特別学級についても、昭和期に至るにつれて多様な困難をもつ子どもの「選別・配分」機能が強まったことが指摘されている。

中村（1985）は特別学級在籍児童の分析から、大正期以降には「精神薄弱児」のための学級・学校、「肢体不自由児」のための学級・学校、「難聴学級」「弱視学級」などが開設されて「教育の場」の分離が拡大し、こうした分離体制は「障害特性に応じた指導内容・方法の構築にとって重要な役割を果たす」一方で、「共通の教育課題である望ましい人格の形成や発達」において「分離体制がその共通基盤を著しく弱め、相互理解、相互作用による人格の形成や発達を困難にしてきた」と言及している。

高橋・荒川（1987）は、戦前期の「成績不良児」「劣等児」教育がいかにして「低能児」「精神薄弱児」教育へ展開したかを、特別学級の対象児やその心身発育の状況、障害の程度だけでなく、教育目的や内容・方法など、特殊教育としての「精神薄弱児」教育の定位とその独自性を示す様々な側面から検討し、奈良女子高等師範学校附属小学校特別学級の展開過程・実態の分析や、附小の影響を受けた他の特別学級との比較検討を行った。

ここでは新教育理論の影響を受けた特別学級の取り組みが特殊教育の独自性をもつ取り組みへと転換した理由として、従来の学力・身体検査や家庭状況の調査に加えて知能測定・精神神経学的検査の実施、教育対象の明確化が図られたこと、教育目的が国家主義的適材・適所論と社会防衛的観点からの職業的自立に置かれたことが挙げられている。

玉村（2000）は大正・昭和期における京都市の特別学級の成立と展開について検討し、京都市では大正期の小学校在籍児童調査

を通して、「天才児童」「優良児童」「劣等児童」「精神低格児（ママ）」「身体薄弱児童」「貧窮児童」などの「特殊児童」への教育的対応の重要性が認識され、その一環として「特別学級」が開設されたが、時代が下るにつれて「知能検査の結果と読方・算術の到達状況」が芳しくない「事情のある児童」への着目が強調され、特別学級が「発達の遅れや発達障害をもつ児童に対する教育の場となっていく」ことを指摘している。

本章では以上の研究動向を踏まえて、1920年代以降に取り組みられた都市社会事業や児童保護事業、小学校の福祉的・社会的機能の向上などに見られる初等教育の普及・拡充の一環として開設された「特別学級」を通して、多様な「特別な教育的対応・配慮」が実施されたという仮説のもと、学校衛生・衛生教育・新教育等の初等教育拡充のなかで「特別な教育的対応・配慮」が先行研究においてどのように捉えられてきたかを検討する。

3. 小学校特別学級と「特別な教育的対応・配慮」

3.1 障害児教育史研究における「特別学級史」の位置づけ

障害児教育の通史的研究では、津曲（1980）が「劣等児・低能児教育」を「重度者を除外した学齢児童生徒に対する公教育制度体制のなかで成立、展開する」ものとして、社会事業領域で取り組まれた「白痴教育」とは異なる展開過程をもつものとした。そのうえで、1960年代以降に公教育の成立過程や児童保護政策、労働力向上政策のなかで特別学級を捉える研究や対象児童の分析に重きをおく研究がなされるようになったとして、特別学級史研究はまず「公教育の実証的研究の一環」として進められる必要があるとした。

その後、津曲ら（1985）によって、障害者教育を「近代社会の社会問題として捉える」視点から障害児教育の通史がまとめられ、公教育成立の過程において明治・大正期に促進された「貧困児童」「学業成績不良児」への対応を行う特別学級の役割・意義にとど

まらず、昭和期に試行される「肢体不自由児」「弱視児」「難聴児」への対応と特別学級の実態についても検討された。

山田（1983）は、大正期において多様な学習困難を持つ子どもの実態調査や不就学児童調査が東京市や大阪市などの自治体によって実施されたことを契機として、小学校特別学級が開設されたことを明らかにし、昭和戦前期には特別学級在籍児童の疾病・健康問題や知能指数に応じた教育的対応が進められたこと、尋常小学校在籍児童に対する各種調査を通して「病弱児学級」「吃音学級」「弱視児学級」「肢体不自由児学校」などの各種困難・障害をもつ子どもの学級・学校が開設されたことを示した。

「学習困難児」「精神薄弱児」の特別学級に関する通史的検討を行った戸崎（2000）は、明治後期以降において通常の教授・学習過程において課題獲得に困難をもつ子ども（学業不振児）に対して、教師集団のなかで教育組織の形態や内容・方法との改善が目指され、その一環として学習困難をもつ子どもの「特別学級」が開設されたことを明らかにした。他方で大正・昭和期では、知能検査の導入に伴って児童の選別が促進され、「精神薄弱児」教育としての性格の明確化と実践の深まりがあったとしており、特別学級を通常学級から「浄化」された分離・別学の「特殊教育」あるいはそのイデオロギーの具体化の一環として捉えている。

この戸崎の分析に対しては柏木（2001）が、「特別学級＝『劣等児学級』＝隔離された学級」という認識に「違和感をもつ」として、第三次小学校令以降「年齢のばらつきを抱えながら急増した小学校児童の進級・卒業に対応」するために設置された特別学級、「女工」や「貧民」のための特別学級が検討されていないことを指摘し、学力問題だけでなく就学問題への対応としての「特別学級」の役割・意義の検討の必要性について言及している。

こうした障害児教育の通史研究では、「特別学級」の開設・展開を公教育の成立過程から明らかにしつつも、1920年代以降の尋常小学校でなされた教育的対応とは独立して成立・発展した「特

特殊教育」「障害児教育」との関連で検討されており、初等教育の普及・拡充や通常教育の枠組みのなかにどのように位置づくるのかという視点からの検討はなされていない。

高橋・清水（1998）は「分離・二元化された児童観、発達観、教育の理念・目的、権利、システム、環境、教育内容、指導過程における教育保障」である「特殊教育の近代化」は1920年代以降の特殊教育の成立から総力戦体制、占領期の教育改革を経て形成されてきたとしている。また他方で1930年代の城戸幡太郎の教育科学と障害児教育理論を端緒として「人権の無差別平等化、学習と発達の諸権利の一元的保障、共通の普遍的教育的理念・目的、それに対応する教育課程・教育内容、通常教育との協同的な教育活動などの意味を含」み「子どもの障害やその他の特別なニーズに応じてさまざまな形態の教育を準備」する「障害児教育の現代化」が形成・発展したことを踏まえて、こうした「近代化」と「現代化」のパラダイムの緊張・対応そして変容の解明に取り組んだ。

大正・昭和期に多数開設された特別学級の取り組みについても、「特殊教育の近代化」という視点だけでなく、通常教育改革とどのような共通性・関連性をもつかという分析視点から捉え返す必要があるといえる。

前田・高橋（2000、2002）は戦前期に開設された小学校特別学級を、分離・別学の「特殊教育」の一環としてではなく、「通常教育の枠組みにおける通常学級教育の一環として教育形態、あるいはそれに接近した特別な教育的配慮・対応のための方法・資源」として捉え、「通常（学級）教育において生起した子どもの生活実態、心身の発育状態、学力、教授法、学校衛生、学級編制上の様々な諸問題から出発し、その解決を主たる目的として開設されたもの」として押さえており、小学校特別学級を初等教育の普及・拡充のプロセスの一環として位置づけている。

3.2 近年の「特別学級史研究」の動向と「特別な教育的対応・配慮」

石川（2014）は、2000年以降の特別学級史研究の動向について検討し、前田・高橋（2000、2002）によって提起された「通常教育との関係性のなかで位置づけなおそうとする」日本特別学級史研究の視点とも重なり、「特別学級対象児の抱える困難が通常教育において生起し、その教育的対応策のひとつとして特別学級を捉え」、「特別学級での教授を『特別な教育的配慮』として捉える研究が増えている」と指摘している。

小川・高橋（1991）は大正後半期にかけて名古屋市に開設された小学校「個別学級」について、その成立要因、教育対象、教育課程・内容、教育方法等の実態を明らかにし、単なる能力別学級編制やあるいは「低能児＝精神薄弱児」特別学級とも異なる「劣等児」救済としての「個別学級」の歴史的 position と意義について検討した。こうした「個別学級」に在籍する児童の多くは、劣悪な生活・教育環境、疾患・身体虚弱・発達の遅れなど多様な困難を有していることが示され、基礎的学力の回復・形成と通常学級への復帰を目的とし、子どもの身体状況や将来の進路を考慮した養護指導・職業指導が促進されたことが明らかにされた。

柳本（2000）は明治・大正期に群馬県館林小特別学級の設置過程について検討し、個に応じた教育のために学習困難児のための「特別学級」が開設され、素質的・先天的原因によらず通常教育では十分対応できない児童、特別な配慮を要する子どもが対象とされていたことから、特別学級があくまでも通常学級と相対的な位置にあったことを明らかにしている。さらに館林小特別学級では、教師の観察、医師の観察、家庭の調査等が実施され、多くの子どもは「身長・体重・胸囲などの身体面」が劣っており、「個体の身体的・精神的要因と学校や家庭環境における外部的要因とが複雑に、多様に関係していること、その背後に貧困の影があること」が指摘された。

山下（2014）は、東京市に開設された小学校特別学級では、「個

別教育を行えば教員が考える『学習効果』が認められるであろう児童を『正確』に選ぶとする流れが認められ」たが、実際には「成績不良」「性格異常」「心身発育不良」「素質不良」「欠席多き者」など「多様な」教育的困難をもつ子どもが在籍していたことを指摘した。こうした子どもへの教育的対応として、何らかの職業に就き生活の安定にもっていけるように職業教育が実施され、その結果多くの卒業生が独立して生計を立てるなど、「ふつう」に働いていたことも示された。

玉村・片岡（2015）は大正後期に京都のスラム地域に開設された崇仁小学校特別学級の実態を明らかにし、在籍児童の多くは経済的貧困や児童労働のために「栄養失調」「健康の悪化」「発達上の遅れ」などの多様な困難を抱えており、学用品や衣服の給貸与や給食事業の実施などの生活改善も含めた教育的対応がなされていたことを明らかにした。

特別学級史研究では、通常学級に応じて生じた貧困・児童労働・健康問題・疾病・発達の遅れなどの多様な教育的困難への対応として特別学級が開設され、特別学級の取り組みとしても子どもの生活改善も踏まえた丁寧な教育的対応がなされていたことが示されたが、こうした教育的対応がこの時期の新教育・学校衛生・社会教育・都市教育などの初等教育の拡充といかなる関係性をもって発展してきたかについての検討は不十分である。

4. 新教育の展開と「特別な教育的対応・配慮」

伊津野（1976）は「新教育」に代表される「教育における民主主義傾向」について、指導者から大衆への一方通行の対応とは異なる、資本主義経済に伴う旧秩序の動揺、大衆の貧困増大を背景とした下からの要求に基づくものであり、しかも指導者との対決という形において進展するのではなく、両者の新しい結びつきが求められるという形で進展するとして、「国家的経済的発展のために、国民の最大限の能力の発達を期待し、画一的形式的でない

自由主義的あるいは児童中心主義的教育」の促進として捉えている。

具体的にはこの時期の新教育は、子どもの生活実態や将来の職業との関連から教育を目指し、能力の最大限に発展しうる教育として個別化の方向が求められたことが明らかにされており、政府や自治体による教育改善事業の一環として新教育が採用され「能力別学級」「特別学級」の開設・編制が促進されたことを示している。

他方で天野（1978）は、家庭の貧困や過大学級、不十分な教授法の改善のために「新教育」が導入・促進されたことを認めながらも、知能検査の導入によって「知能素質決定論」が浸透し、「低学力児童」を学校教育から切り捨てていくことが容易となったことを指摘した。大正期には「個性尊重」を重要視していた新教育であったが、国家主義的傾向が強まるとともに、国家の要請に応じて子どもの特性・能力をもとに効率的に「選別」・「配分」を行う「適材適所論」へと変容したことも示され、新教育の消極的・否定的な側面が強調された。

岡山県の特別学級の成立過程を検討した迫・清水（1989）は、「新教育」の思想を個人主義的側面と国家主義的側面という二つの側面から捉え、多様な学習困難をもつ子どもへの教育が「新教育」の特徴を受け継ぎ、「個人主義的側面から個人を尊重する一方、国家主義的側面から彼らの個性や自発性を阻んだ」ことを明らかにした。

小学校特別学級の開設の主な要因として新教育の導入を指摘した阪本（2012）は、「新教育」を積極的に推進しつつ特別学級を開設した奈良県桜井小に着目し、特別学級に在籍する児童の多くが家庭貧困を背景にもち、「注意養護の欠乏」「栄養不良」「神経衰弱」などの困難を抱えていること、「先づ児童をよりよく認識する」という新教育の発想から子どもの学力・身体・行動・知能・家庭環境・友人・習慣等の多様な側面から調査を実施したう

えで、子どもの「個性」に応じた教育的対応を実施していたことを示した。

鈴木（2012）は岡山県の倉敷小学校と内山下小学校の実践記録をもとに、両校に設置された特別学級での実践内容について明らかにした。倉敷小学校特別学級では「男女 25 名の劣等児を 4 つの分団に編制し、各児童の能力に適した題材を使用しながら分団教授」を展開し、遊戯的な要素が学習内容に盛り込まれ、自発的活動を尊重した実践が展開されていたことが示された。内山下小学校「促進学級」ではドルトン・プランにもとづく実践がなされ、種々の教具が準備された「ドルトン実験室」にて自主的な学習ができるような配慮がなされていた。

小林（2012）は、1923（大正 12）年の関東大震災後に開設された「復興小学校」を学校建築の視点から分析し、新教育的教育観が一般の公立小学校や建築技師にも影響を及ぼしていたことを明らかにした。とりわけ小林は、人口の急増、環境の悪化、都市災害の頻発、大衆社会化などの累積する都市問題を背景に、「衛生・健康、新教育（特別教室、学校園、児童図書館など）、科学教育、社会教育」など多様な「新しい」教育的価値が学校建築にも反映されていたことを示している。

このように、大正末期から昭和初期にかけて「新教育」は学歴主義の浸透によって「新中間層」に応じた教育実践に収斂し、貧困層・労働者層・都市下層の子どもへの教育対応は「国家主義的適材論」のなかで「社会適応主義的」な教育へと変容したとする研究と、新教育思想を反映させながら「貧困層・児童労働・不就学」の教育的対応が促進されたとする研究の双方が見られた。この時期の多様な困難をもつ子どもへの「特別な教育的対応・配慮」の実態は新教育思想との関連からも引き続き検討する必要があるといえる。

5. 学校衛生・衛生教育の拡充と「特別な教育的対応・配慮」

学校衛生・衛生教育が現場レベルで浸透・促進されたのは大正期以降であり、明治期は伝染病予防対策・環境衛生の内容に留まったことが示されてきたが、近年の教育史研究では明治期から子どもの実態に応じた教育的対応の一環として学校衛生が導入され、子どもの就学が促されたことが指摘されている。

近藤（2010）は、義務教育制度の確立期において学校衛生学の導入に尽力した医師・三島通良を対象とし、1900（明治33）年に施行された第3次小学校令の骨格に、三島による子どもの発達を踏まえた満6歳就学の提唱や小学校第1学年の教育内容・方法についての提言が反映されていたことを示した。

1900（明治33）年の小学校令改正の特徴として学校衛生の改善が大きく挙げられ、子どもの健康を害することなく、普通教育の目的を達成するために「体育を奨励すること」「学科目・教科目を減らす」などの内容が盛り込まれ、子どもへの初等教育の普及の一環として学校衛生の改善が重要視されたことが示された。

高橋（2014）は、明治30年代の学校制度確立期における岐阜県中津川地域の興風学校の学校医の活動実態、とくに当該期に流行したトラホームに学校医がどのように対応したかを明らかにした。ここでは「学校現場で起きていた伝染病への予防」「地域の医師らによる衛生組織づくりの必要性」「トラホームの蔓延・拡大」という現実的な問題を解決するなかで、独自の学校衛生活動が実施されたために学校衛生制度の実現がなされたことが示され、教育現場での学校衛生・衛生教育の取り組みが初等教育の成立・普及のうえで不可欠であったことが示唆された。

さらに高橋（2018）は、明治期京都における学校衛生の展開を検討しており、文部省による学校衛生制度の普及とは別に学校衛生を促進させた組織的活動があり、地域独自の都市衛生をめざす活動のなかで学校医が提案されたことを示した。

大正期には、1903（明治36）年以來廃止されていた文部省学校衛生課が再組織され、「学校伝染病予防規程」「学校医の資格及職

務に関する規程」「学生、生徒、児童身体検査規程」が制定・改定されるなど「国家主義的な強兵政策とも結びつ」いた「学校衛生の行政確立」がなされた。加えて、「国民衛生の状態特に結核の蔓延やトラコーマの流行などが、学校衛生関係者の活動を促すなど学校衛生が改善され、「学校看護婦」の設置、「学校給食」の導入、「教員の健康管理」、「虚弱児童対策」「体育運動の振興」が現場レベルで促されたことが指摘された（森本：1969）。

杉浦・田中（1977）は大正期の子どもの疾病・健康問題への関心、学校衛生の進展との関りから、多様な学習困難をもつ子どもの特別学級が開設され、子どもの実態に応じた教育的対応が実施されていたことを示した。大正期以降に学校衛生一般の促進に伴い、学校医の検査で明らかにされた「個々の欠陥や体質に応じて」「医学的な特別の措置や指導」がなされる「特別養護」が奨励されたこと、山形県の各小学校では学習困難の背景に、耳鼻咽喉疾患や扁桃腺肥大等の多様な疾病・健康問題があるとして、疾病の治療等も含めた個別的な対応がなされていたことが明らかにされた。

芦田（1988、1989）は大正期以降、農村・都市の貧困化や疾病・体力低下などの社会問題に応じる児童保護事業・医療社会事業とともに学校衛生の重要性が認識され、「栄養、日光、空気、住居、衣服、温度、清潔」などの衛生的環境の整備、「適度の運動、睡眠、休養」によって健康増進を図る「養護」が、学校医や教員間で意識されるようになったことが示された。

こうしたなかで、とりわけ都市部の小学校では一般的な「養護」の導入とともに、「常設林間学校」「フェリエンコロニー（休暇聚落）」「学校給食」などの福祉的機能の全般的な向上が目指され、その一環として「身体虚弱児童」のための養護学級が開設されたが、こうした養護学級は経済的負担が可能な富裕層を対象とするものであった。

船橋（1989）は戦前の茨城県における虚弱児教育の成立・展開

過程を明らかにし、大正中期以降に子どもの身体的方面への関心が高まり、子どもの健康問題・疾病に応じるために、林間学校・海浜聚落・登山などの夏季特別施設が「虚弱児」に限らず、多様な困難をもつ子どもも含めて実施されていたことを明らかにし、茨城県では昭和期以降は「身体的養護」が中心となり、多様な学習困難をもつ子どもの「特別学級」は廃止されたことを示した。

長谷川（1992、1995）は、「健常者」と「障害者」の「中間的存在」としての疾病や健康問題を抱えた子どもの教育的対応について、これまでの教育史はほとんど扱ってこなかったとして、1920年代以降、尋常小学校に多数在籍した病弱虚弱・発育不全・疾病等の子どもの教育的対応に着目した。就学率が90%を超える明治30年代以降は、病弱や発育不全、疾病をもつ児童の就学が増加したこともあり、児童の身体さらには疾病への着目・関心は強まり、日光浴・体操・遊戯・遠足などの「養護」の導入とともに、子どもの体格・疾病を明らかにしたうえでの対応が目指された。こうしたなかで結核対策の強化とともに、「腺病質児童」が学校内部で問題化し、分離処遇論の萌芽がみられたことも指摘された。

また「開放学校（養護学校・露天学校・臨海学校・林間学校・外気学校）」「身体虚弱児特別学級（養護学級・開放学級）」「フェリエンコロニー（休暇聚落）」が各小学校に開設された要因として、内務省・文部省による学校衛生促進に関する施策に加えて、各都市における学校医配置の促進、身体検査の実施と適切な運動・体育の実施、分団教授法などの新教育における疾病・健康問題への注目、小学校長団の欧米教育視察、オープンエア・スクール・クラス（Open-air School・Class）の紹介などの「新しい」教育方法の導入などを挙げ、この時期の学校衛生の改善が新教育の導入と促進の影響を強く受けていたことが示された。

野口（2008）は大正末期の東京市の公立小学校に在籍する「身体虚弱児童」の実状とその教育的対応について明らかにした。「身

体虚弱児童」の多くは貧困家庭のもとで育ち、偏食や住居の狭隘・不衛生など複数の後天的要因が長期間にわたって影響を受けていることから、各学校では衛生知識・習慣の普及や給食による疾病予防と健康回復などが実施されたうえで、子どもの個性・能力に応じた特色的な教育が試みられたことを示した。さらに、貧困や都市問題に伴い増加した「身体虚弱児童」に対して「牛乳供給事業」「栄養食供給事業」などの都市改善事業とともに実施された「林間学校」に注目し、こうした「林間学校」では規則正しい生活のなかで、子どもの食事に着目して栄養価の高い食物を提供することに取り組み、栄養不足による発育阻害の改善を行っていたことも示した。

大正期以降には内務省・文部省によって学校衛生に関わる施策が多数実施されただけでなく、各自治体や学校レベルで学校医・学校看護婦の配置、学校給食、学校診療などの福祉的機能の向上が図られ、健康問題・疾病も含めた多様な困難をもつ子どもへの「特別な教育的対応・配慮」も特別学級編制等を通じて実施されていたことが示された。

6. 社会教育・都市教育の展開と「特別な教育的対応・配慮」

大正期を迎えて欧米諸国では児童保護法制定、国内では義務教育年限の延長、新教育運動の振興に伴い、社会教育行政においても貧困児童や不良少年、「劣等児・低能児」などの「特殊児童」に対する保護教育施策の検討が開始される。

平田（1985）はこの時期の文部省社会教育課による取り組みについて、「社会問題としての特殊児童問題を教育的に解決しようとする一連の試みであった」として、具体的には同課が就学児童保護施設講習会の開催、低能児教育調査委員会の設置、低能児教育講習会の開催といった一連の取り組みを通して、①「劣等児、低能児」の標準の確定と鑑別方法の確立、②特別学級設置の促進、③特別学級の担い手である教員の養成、等の諸条件を確保しよう

と試みたことを明らかにした。またこうした取り組みが、乗杉嘉寿や川本宇之介などの中央社会教育行政を担う一部の先進的な文部行政官が転出すると「その組織性・継続性を失い、弱体化を余儀なくされ」たことも指摘した。

新海ら（1997）は大正期の文部省社会教育課長であった乗杉嘉寿の「特殊児童」保護教育論に注目し、乗杉が「特殊児童の就学が保障されていない学校教育の不備を社会教育によって代位し、将来的には特殊児童の義務教育（学校教育）保障を実現しようとし」、「特殊児童の保護を掌った内務省の論理とは異なる教育の論理で特殊児童をとらえ、文部省社会教育行政の分掌中に特殊児童保護教育を位置づけ」たことを示した。

さて東京や大阪を中心とした大都市において、都市政策の一環として都市に起因する多様な都市児童問題に応じた教育救済事業との関連においてなされた多様な教育的対応を検討した研究も見られる。

戦間期の都市教育行政について検討した三羽（1997）は、この時期の著しい産業化・工業化の進展と人口集中を中心とする都市問題を据えて、東京市の都市教育行政にも携わった川本宇之介が「高等小学校の改造」「中等教育機関の改造」「実業補習教育の振興」「障害児教育（川本は「特別教育」と記している）機関の新設」「経済的困窮児の教育の徹底」の都市教育施策の必要性を強調していたことを指摘した。具体的には「勤労青少年」や「貧困者」、「障害児」等も含めて、「自立した市民を形成する公民教育」や「職業人として自立するための職業教育」「健康教育、科学教育」などを初等教育にも積極的に盛り込む必要性を提言した。

中山（2001）は、「都市教育」研究者としての川本宇之介に注目し、川本が教育の「統一」性、「画一」性を批判し、都市の実態に「地方的社会的適応」した「教育組織並に教育行政制度」の位置づけを試み、1920年代後半に取り組みされた「都市教育」は社会教育論体系化の試みに対して実証的な研究手法の深まりとい

う点において影響を与えたことを示している。また川本の「都市教育論」の特徴として、調査に基づいた都市の教育行政、教育計画の必要性が強調されていることが挙げられ、「教育の機会均等」の視点から貧困層に対して公費による教育を保障し、「都市民」の心理や要求に応え、都市や学区の状況に応じた教育を展開するという側面をもちつつも、そのことによって都市における社会問題に対応する「犯罪防止論、階級協調論、公民教育論としての位置を有していた」ことが明らかにされた。

湯田（2007）は 1920 年代に産業の発展に伴って都市住民の生活や意識が変容したことで都市問題が生じたという事実に着目し、都市の改造を通して大都市の生活環境を変え、教育施設の設置と活用を通して住民の意識をも大きく変えようとする都市教育の実施が企図されていたことを指摘する。大都市ではとくに住民の「貧困」を主因とする都市問題に直面しており、都市住民の生活実態を正しく認識することで、子どもの「身体状況」「精神的状態」や「産業都市」に適合する「児童保護施設」「貧児教育」などを含めた総合的な教育改善事業が目指されたことが示された。

石川・高橋（2008、2011）は、戦前の急激な産業化・工業化に伴って様々な都市教育問題を抱えた大阪市において、教育改善のひとつとして大阪市視学の鈴木が特別学級編制を位置づけていたこと、また鈴木が開発した「鈴木・ビネ式知能検査法」が大阪市特別学級の計画設置および特別学級担任の教育実践と密接な関連を有していたことを明らかにしている。

石井・石川・高橋（2013）は、大正期に東京市において顕在化した過大学級・二部教授等の劣悪な教育環境の改善を目指すなかで、多様な教育救済事業と小学校教育改善事業が実施され、そのなかで学習困難児への特別な教育的配慮の一環として「特別学級」が開設されたことを明らかにした。加えて、石井・石川・高橋（2015）は、1920年代の東京市の教育救済事業促進の基盤として、市長・

後藤新平による都市政策と児童保護事業に注目し、産院や児童相談所、職業紹介所や浮浪・不良児のための幼少年保護所の拡大、小学校教育改善事業を通じて、「家庭貧困や都市問題にさらされる子どもの健康や生活の改善」が目指されていたことを明らかにした。

高瀬（2013）も 1920 年代以降の都市教育について職業教育・実業教育の観点から検討しており、青少年労働者を受け容れる側の都市社会政策担当者は、「都市教育」という枠組みのもと学校方式による人間形成を企図したと捉え、普通教育・公民教育・実業教育という三つの柱からなる「都市教育」は、普通教育による青少年の向学心の充足、公民教育による都市的社会化、実業教育による職業的社会化を目指したことを示した。

7. 多様な初等教育機関における子どもへの教育対応

明治期の初等教育の成立・普及において尋常小学校以外の子守学校・学級や特殊小学校、特殊夜学校、工場内特別教授などの多様な初等教育機関が重要な役割を果たしていたが、尋常小学校の就学が浸透する大正期以降においても、「貧困・児童労働・不就学」などの困難をもつ子どものための多様な初等教育機関が存続していた。

7.1 子守学級（学校）などの「特別学級」における教育対応

子守学級（学校）に関する歴史的研究では、長田（1995）による大著『子守学校の実証的研究』によって重要な蓄積がなされている。長田は、子守学級（学校）が「簡易な教育」を施す施設であり、「就学義務の問題と学齢児童の雇用労働問題との矛盾、あるいは教育制度上の差別を内包するものであったことは否めない」としつつも、生きるために必要な基礎的識字力を身につけることすら困難な境遇にあった貧困・子守女児の教育の機会の拡充と就学向上において重要な役割を果たしたと評価している。こう

した子守学級（学校）は明治期以降も大正期・昭和期と形を変えながらも多数の小学校で開設されていたことは注目できる。

重栖（2002）は、学力不振児や原級留置児の対応のために設置された「成績不良児学級」と正課の課程を履修することが困難な子守児童・貧困児童を対象とする「特別学級」が併存していた事例として、大正期における群馬県の館林小学校の取り組みを検討した。館林小では1912（大正元）年に、正課の課程を受けることが難しい貧困児童や子守児童に対して、子どもの生活実態に応じた「一ヶ年ヲ通ジテ毎週四時間の特別学級」を設置し、結局この学級が中途退学となる成績不良児の受け皿となり、1941年に至るまで継続されたことが明らかにされた。

館林小「特別学級」の在籍実態は、①一年次から入級、②中途編入、③5、6年時に館林小を一度退学した児童の3種類に分類でき、特別学級は中途退学者を簡易教授によってつなぎとめる役割も担っており、就学率向上をめざす群馬県の方針とも一致していた。

松田（2008）は山形県の子守学級の実態について明らかにしているが、庄内地区では明治40年代に子守児童の就学督励のために二部教授などを採用した簡易な教育課程の子守学級を開設したが、大正期に入ると就学率の向上に伴って学習困難に応じた授業外の特別教授を実施したり、「劣等児取扱規程」を設ける学校が増加し、大正末期以降はこうした対応に加えて農繁期に欠席する児童を対象に託児所が開設されたことを示した。

こうした尋常小学校の福祉的・社会的機能の拡充によって「貧困・児童労働・不就学」の子どもの就学が一举に促され定着したが、それでもなお、就学が困難な階層の児童に対しては特別な初等教育機関が存続し、対応していたことが示唆された。

7.2 特殊小学校・夜間小学校における教育対応

1903（明治36）年にスラムに住む貧困児童のために開設され

た特殊小学校は大正期には 11 校にまで増加し子どもの生活改善も含めた教育的対応を実施していたが、1926（大正 15）年に廃止され複数の小学校が尋常小学校へと改組された。伊藤（1984）はこうした特殊小学校の廃止について、特殊小学校存在自体にある差別性が当時の教育思潮に適合しないと判断されたことが主要な要因であるとするが、実際に貧困層・都市下層の子どもの生活上の困難は深刻であり、尋常小学校以外の初等教育機関による就学保障のさらなる充実が求められていたことを指摘した。

土方（2002）は 1910 年頃までは私立小学校も多く、初等教育機関が多様である状態はまだ残っていたが、大正期に入ると貧民窟の拡散による児童数の減少などのほか、「小学校は一種類であるべきだ」という考え方が強まり、もはや差別的な貧民学校は成立できなくなる様子がうかがえ」として、「『小学校』の多様性が急速に失われ、『尋常小学校』に付与される性格が一種類に収斂していった」と言及する。

その一方で、都市部を中心に夜間小学校などの初等教育機関は大正・昭和期に至っても存続し続けた。田中（1967）は 1911（明治 44）年に工場法が施行されたものの学齢児童を雇用する適用工場は初等教育施設の設置や工場付近の尋常小学校への就学を条件として児童雇用が認められ、多くは工場内学校や公立夜間小学校に就学していたことを示した。昼間に就学できた場合にも、「一日のうち二～三時間、特定教科の時間にのみ出席する」児童も少なくなく、長時間労働のために子どもの健康面・生活面に悪影響を与えていたことが明らかにされた。

川向（1972）は、東京市で開設されていた「特殊夜学校」が尋常小学校卒業と同じ資格を付与する「尋常夜学校」へと 1916（大正 5）年に改組されたことを契機にして、夜間小学校が増設されたことを明らかにしたが、こうした「尋常夜学校」の教育内容は「低位で安易な教育」であったとして「多くの貧民大衆にたいして積極的に教育を受ける機会を与えようとはしない、棄民政策

が貫徹されていた」と結論付けている。

石井（1992）は戦前の東京における児童労働と「貧民学校」や夜間小学校の実態を明らかにしており、1916（大正5）年の「尋常夜学校学則」に伴う夜間小学校の拡充によって、尋常小学校などの「正規コース」だけでなく、教育課程や学習時間の簡易な「簡易コース」が存続し続けたことを示した。一方でこうした夜学校は、紡績工場で働く女工・小僧・芸子見習にとって重要な学習の場であり、欠食児童に対しては給食を実施するなどの配慮もなされていたことが示された。

7. 3 家船漁船の子どもへの教育対応

水野（2003）は、生活の場が「地域」の外である「水面」であった家船漁民の子どもの就学について、その他の「貧困」の子どもに比して長い間的確に捉えられてこなかったことを踏まえて、こうした子どもの就学を促した「水上学校」の設立と廃止の過程について検討した。東京府は1913（大正2）年に実施した水上生活者の不就学児童の実態調査を契機として、1919（大正8）年の芝浦特殊小学校への水上児童のための特別学級の開設、1927（昭和2）年の水上協会の経営による私立小学校の開校などが徐々になされていったことが示され、家船漁民の子どもの不就学実態が徐々に顕在化し、それに伴い東京府や東京市による就学保障も実施されたことが明らかにされた。

長田・山崎（2004）、山崎（2006）も大正期以降に、多くの家船漁民の子どものが不就学となっていたこと、船内居住という特殊の環境や不衛生が水上児童の心身の発育に悪影響を与えるものとして捉えられるようになったことで、都市部を中心として「水上児童就学保障施設」が開設されたことを明らかにした。

8. おわりに

本章では、大正期の初等教育の普及と「特別な教育的対応・配

慮」に関する教育史研究の動向と課題について検討し、とくに特別学級史の研究動向に着目した。

前田・高橋（2000、2002）は戦前期に開設された小学校特別学級を、分離・別学の「特殊教育」の一環としてではなく、「通常教育の枠組みにおける通常学級教育の一環として教育形態、あるいはそれに接近した特別な教育的配慮・対応のための方法・資源」として捉え、「通常（学級）教育において生じた子どもの生活実態、心身の発育状態、学力、教授法、学校衛生、学級編制上の様々な諸問題から出発し、その解決を主たる目的として開設されたもの」として捉えた。

前田・高橋はこのように、小学校特別学級の取り組みを初等教育の普及・拡充のプロセスの一環として位置づけているが、初等教育改善にかかわるどのような取り組みが特別学級編制の促進に影響したかについては十分に検討されていなかった。

近年の新教育や学校衛生・衛生教育に関する教育史研究の動向では、新教育の取り組みや学校衛生・衛生教育が尋常小学校に就学する「貧困層・不就学・児童労働」の子どもに対しても実施されており、こうした教育的対応の一環として、学習困難や身体虚弱児を含めた多様な生活と発達の困難をもつ子どもの特別学級が開設されたことが明らかにされている。

また東京、大阪などの都市部では、とくに住民の「貧困」を主因とする都市問題に直面しており、都市住民の生活実態を正しく認識することで、子どもの「身体状況」「精神的状態」に適合する「児童保護施設」「貧児教育」などを含めた総合的な教育改善事業が実施されており、このような都市部において顕在化していた「貧困・児童労働・中途退学・不就学」の教育的対応が促進されたことが示された。都市部においてこうした背景から、小学校の福祉的・社会的機能が改善され、多様な発達と生活の困難をもつ子どもの特別学級編制が促進されたものと捉えられる。

このように近年の教育史研究の動向では、初等教育の取り組み

の改善によって多様な生活と発達の困難に応じた「特別な教育的対応・配慮」が促進されたことが示されたが、多様な困難をもつ子どもへの教育的対応・配慮がこの時期の都市政策や教育救済事業、特別学級編制などの一連の都市教育行政においてどのように展開されたかは十分に明らかにはされておらず、東京市・大阪市などの一都市・一地域に着目した実証的な研究が求められているといえる。

文献

芦田千恵美（1988）戦前学校衛生の展開と児童養護－「特殊児童」の教育措置をめぐって－、『日本大学教育学会 教育学雑誌』第 22 巻、pp.16-33。

芦田千恵美（1989）大正～昭和初期の養護学級に関する一考察、『日本大学人文科学研究所研究紀要』第 37 号、pp.187-202。

船橋秀彦（1989）第二次世界大戦前、茨城県における虚弱児教育の成立・展開過程に関する研究（研究ノート）、『障害者問題史研究紀要』第 32 号、pp.51-58。

長谷川千恵美（1992）身体虚弱児教育形成史の研究－Open-air School・Class の受容過程を中心に－、『日本大学人文科学研究所研究紀要』第 43 号、pp.129-142。

長谷川千恵美（1995）明治～大正中期中における児童の疾病・健康問題－身体虚弱児教育形成前史の一考察－、『日本大学教育学会 教育学雑誌』第 29 巻、pp.80-92。

土方苑子（1994）『近代日本の学校と地域社会－村の子どもはどのように生きたか－』東京大学出版会。

土方苑子（2002）『東京の近代小学校－「国民」教育制度の成立過程－』東京大学出版会。

土方苑子（2001）雑誌記事にみる小学校の「低就学率期」、『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 41 号、pp.1-22。

平田勝政（1986）大正デモクラシー期の文部省社会教育課と特殊教育

- 1920年代における就学児童保護事業の成立と劣等児・低能児教育振興策の展開—、『東京都立大学教育学研究室教育科学研究』第5号、pp.49-65。
- 石井昭示（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』明石書店。
- 石井智也・石川衣紀・高橋智（2013）大正期の東京市における教育救済事業と多様な困難をもつ子どもの特別学級編制、『SNEジャーナル』第19巻1号、pp.144-160。
- 石井智也・石川衣紀・高橋智（2015）1920年代における東京市長・後藤新平の児童保護施策と教育改善事業、『東京学芸大学紀要（総合教育学系Ⅱ）』第66集、pp.181-191。
- 石川衣紀（2014）日本特別学級史研究の動向と課題、『特殊教育学研究』第52巻4号、pp.297-304。
- 石川衣紀・高橋智（2008）大阪の都市教育問題と視学・鈴木治太郎の教育改革—鈴木の大阪市視学在任期（1917～1929年）を中心に—、『学校教育学研究論集』第17号、pp.39-53。
- 石川衣紀・高橋智（2011）戦前における関一大阪市政の都市教育施策と視学・鈴木治太郎の教育改革事業の実践、『東京学芸大学紀要（総合教育学系Ⅱ）』第62集、pp.109-124。
- 伊藤悦子（1984）貧民学校の廃止とその社会的背景—東京市特殊小学校をめぐって—、『京都大学教育学部紀要』第30号、pp.261-272。
- 伊津野朋弘（1976）『大正デモクラシー下の教育—教育行政の民主化と新教育論—』明治図書。
- 柏木敦（2001）戸崎敬子著「新特別学級史研究」を読む〔含書評に答えて〕、『日本教育史研究』第20号、pp.127-138。
- 柏木敦（2012）『日本近代就学慣行成立史研究』学文社。
- 川向秀武（1973）東京における夜間小学校の成立と展開—「特殊夜学校」・「尋常夜中学校」を中心として—、『東京都立大学人文学部人文学報』第93号、pp.37-116。
- 木村元（1990）近代日本義務制小学校における社会的機能の新展開—『職業指導』の導入に注目して—、牧征名編『公教育の史的形成』

- 梓出版会、pp.89-120。
- 木村元（1995）教育の歴史社会学について—私の教育史研究の課題との関連で—、『教育社会学研究』第57集、pp.96-99。
- 木村元編（2012）『日本の学校受容—教育制度の社会史—』勁草書房。
- 小林正泰（2012）『関東大震災と「復興小学校」—学校建築にみる新教育思想—』勁草書房。
- 近藤幹生（2010）『明治20・30年代における就学年齢の根拠に関する研究—三島通良の所論をめぐって—』風間書房。
- 松田澄子（2006）山形県内の子守学級の検討、『山形県立米沢女子短期大学紀要』第41号、pp.27-38。
- 松田澄子（2008）『子守学級から農繁託児所へ（最上・庄内地区編）』みちのく書房。
- 民間教育史料研究会編著（1997）『教育科学の誕生—教育科学研究会史—』大月書店。
- 森本稔（1969）大正期の学校衛生、『天理大学学報（体育編）』第8号、pp.16-24。
- 森本稔（1971）昭和前期の学校衛生（1926年～1945年）、『天理大学学報（体育編）』第10号、pp.22-26。
- 中村勝二（1985）障害児教育における“分離”について、『三重大学教育学部研究紀要（教育科学）』第36号、pp.83-89。
- 中山弘之（2001）川本宇之介における「都市教育」論・研究と社会教育、『社会教育研究年報』第15号、pp.201-218。
- 野口穂高（2008）大正末期の東京市における「林間学校」—「御殿場夏期林間学校」と「佛蘭西寄贈病院」—、『早稲田教育評論』第22巻1号、pp.23-42。
- 野口穂高（2008）大正末期東京市における「身体虚弱児童」の実状とその教育に関する一考察、『地方教育史研究』第29号、pp.65-87。
- 小川英彦・高橋智（1991）大正期における「劣等児」特別学級の成立—名古屋市の「個別学級」の事例検討—、『日本福祉大学研究紀要』第85巻1号、pp.102-134。

- 重栖啓子（2002）1910年前後における学級編制の諸形態—群馬県館林尋常高等小学校を事例として—、『日本の教育史学』第45集、pp.64-83。
- 長田三男（1995）『子守学校の実証的研究』早稲田大学出版部。
- 長田三男・山崎真之（2004）水上生活者とその不就学子弟の就学保障、『比較文化史研究』第6号、pp.3-21。
- 阪本美江（2012）奈良県桜井尋常高等小学校における特別学級と新教育、『地方教育史研究』第33巻、pp.43-64。
- 迫ゆかり・清水寛（1989）大正新教育下における岡山県の「劣等児・低能児」教育の特徴、『特殊教育学研究』第27巻3号、pp.31-43。
- 三羽光彦（1997）戦間期日本の都市教育行政に関する一考察、『岐阜経済大学論集』第31巻1号、pp.99-124。
- 新海英行・伊藤めぐみ・浅野俊和・山崎由可里・中山弘之・中嶋佐恵子（1997）戦間期日本社会教育史の研究（その2）—乗杉嘉寿の社会教育論を中心に—、『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』第43巻2号、pp.289-330。
- 杉浦守邦・田中克彦（1977）大正期の特殊教育の勃興と学校衛生思想、『精神薄弱問題史研究紀要』第20号、pp.3-31。
- 鈴木和正（2012）「特別学級」における大正新教育実践の展開—倉敷・内山下小学校の「劣等児」問題への対応—、『中国四国教育学会教育学研究紀要』第58巻1号、pp.47-52。
- 高橋智・荒川智（1987）大正新教育と障害児教育の関係と構造—奈良女高師附小を事例として—、『季刊障害者問題研究』第48号、pp.55-66。
- 高橋智・清水寛（1998）『城戸幡太郎と日本の障害者教育科学—障害児教育における「近代化」と「現代化」の歴史的位相—』多賀出版。
- 高橋裕子（2014）『明治期地域学校衛生史研究—中津川興風学校の学校衛生活動—』学術出版会。
- 高橋裕子（2017）明治期京都の学校医設置構想—都市衛生の一環としての学校衛生—、『東海学校保健研究』第41巻1号、pp.135-146。
- 高瀬雅弘（2013）職業社会の新たな展開—大都市における「理想」と「現実」—、木村元編著『近代日本の人間形成と学校—その系譜を

- たどる一』クレス出版、pp.292-309。
- 玉村公二彦（2000）戦前京都市における「特別学級」の成立・展開とその実態－京都市立養生尋常高等小学校「特別学級」を中心に－、『奈良教育大学紀要（人文・社会科学）』第49巻1号、pp.179-190。
- 玉村公二彦・片岡美華（2015）大正・昭和初期における「特別学級」実践の模索－有馬良治と京都市崇仁尋常小学校「特別学級」の場合－、『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』第24号、pp.119-129。
- 田中勝文（1967）児童労働と教育－とくに1911年工場法の施行をめぐる－、『教育社会学研究』第22号、pp.148-161。
- 戸崎敬子（2000）『新特別学級史研究－特別学級の成立・展開過程とその実態－』多賀出版。
- 津曲裕次（1980）『精神薄弱問題史概説』川島書店。
- 津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司編著（1985）『障害者教育史－社会問題としてたどる外国と日本の通史－』川島書店。
- 山田明（1983）障害児調査、社会福祉調査研究会編『戦前日本の社会事業調査－貧困・生活問題調査史研究－』、pp.290-311、社会福祉調査研究会。
- 山下麻衣（2014）初等教育と知的障害児－東京市尋常小学校の特別学級を事例として－『歴史のなかの障害者』法政大学出版局。
- 山崎真之（2006）わが国における水上生活者子弟の就学保障に関する一考察－「水上児童就学保障施設」の設立背景と目的－、『アジア文化研究』第13号、pp.27-39。
- 柳本雄次（2000）明治後期・大正初期の館林小の特別学級－設置・廃止の背景を中心に－、『運動障害教育・福祉研究』第4号、pp.91-100。
- 吉田文・広田照幸編著（2004）『職業と選抜の歴史の社会学－国鉄と社会諸階層』世織書房。
- 湯田拓史（2007）川本宇之介の都市教育構想、『神戸大学教育学会研究論叢』第14号、pp.13-23。
- 湯田拓史（2010）『都市の学校設置過程の研究－阪神間文教地区の成立－』同時代社。

第3章 1900年第三次小学校令制定以前の 東京市域の子どもの「貧困・児童労働・不就学」 と多様な初等教育機関（私立小学校・小学簡 易科・夜学校）

1. はじめに

本章では、1900（明治33）年の小学校令改正以前の東京市域において多様な初等教育機関（私立小学校・小学簡易科・夜学校等）が、近代化・都市化・産業化のなかで深刻化する「貧困・児童労働・不就学」等の多様な教育的困難を有する子どもに対して、いかなる教育的対応を実施していたのかを明らかにする。

その際に、公立尋常小学校を「メインストリーム」として、それ以外の私立小学校・小学簡易科・夜学校等は「傍系」「例外」的なもの、過渡的で「いずれ尋常小学校に収斂されるべきもの」としてのみ評価するのではなく、当時の多様な教育的困難を有する子どもへの特別な教育対応・的配慮を行い、1900（明治33）年の小学校令改正以降に公立尋常小学校の増設や就学督励策が実施された後も、こうした教育的配慮は形を変えながらも存続したという仮説のもとに検討を行う。

2. 学制以前の寺子屋・家塾における子どもの実態に応じた多様な学び

明治期以前においては地域の寺子屋・家塾が民衆の子どもの教育を担っていた。明治期の代表的教育学者の一人でもある乙竹岩造によれば「当時の推定学齡児童の約八割六分が就学し」、貧困層が多数住む地域においては「謝儀低廉ニシテ、毎日錢四文ヲ納ムルニ過ギ」ない「それに適する寺子屋」が開設され、

「貧家子女」であっても「文盲」にならなかつたとの言及がなされており¹、寺子屋は貧しい階層にとつても通いやすい教育の場であつたことがうかがえる。

学習期間は子どもの生活や家庭、階層に応じて柔軟であり、男児は徒弟・奉公に出るため12歳までと短く、女児は約17歳までと長く、寺子屋へ通うかたわら遊芸裁縫等の稽古に励んでいた²。学習時間は午前8時頃から午後2～4時までのものが多かったが、家事や内職を手伝う必要のある貧困層の子どもに応じて、早朝から学習を実施する寺子屋・家塾も少なくなかつた³。

寺子屋・家塾は「習字」が学習の中心であり、これに読むことや計算等が加味されて学習内容が構成されていたが、子どもの階層や生活実態に応じて習得する学習内容が異なつていた⁴。教育の方法は、近代以降主流となる一斉教授ではなく、師匠が順次に3～5人の寺子を呼び出すなどの個別教授が中心であつた。「疾病やら能力やらで、次第に成績の差が現はれ」るために、「成績不良なる者」には特別教授が実施されてつたことも報告されている⁵。

「盲」「聾啞」などの障害を持つ子どもへの教育対応も実施されており、ある寺子屋では「啞生三人即チ男一人（入学ノ時九歳）女二人（八歳ト九歳）ノ殆ド同時ニ某女師匠ノ許へ入学ヲ申込」み、「午前若クハ午後ノ凡一時間ヲ以テ啞生三名ヲ一組トナシ教授」し、「手真似或ハ実物ヲ持シ来リテ之ヲ示シ先ヅ習ヒ終リシ仮名ノ読方（発音スル能ハス）ヲ教」え、「終リニハ啞生三名共ニ略と日常ノ談話即チ筆談ヲナスニ於テハ差支ナキ」とつう状態にまで成長発達したことが伝えられている⁶。



図 1 近世江戸における寺子屋の絵図

(出典：東京都 (1968) 『目でみる東京百年』、p.63)

このように近世では、貧困層の子どもや「聾啞」等の障害を有した子どもも少なからず寺子屋・家塾で教育を受けており、子どもの発達や生活に応じた教育が実施されていた。寺子屋・家塾における教育支援は、加藤 (1974) が明らかにしたように「職業生活につながる実用的意味を有して」おり、「商人や職人の丁稚・徒弟奉公に必要な知識・技能の習得が目差され」、障害や貧困など多様な困難をもつ子どもを含めて、日常生活における自立という点で一般の寺子と同様の目標・内容を志向していた⁷⁾。

3. 明治期の初等教育の制度化と貧困・障害児童等の公立小学校からの排除

3.1 明治初期の初等教育施策(1872~1885)

1872 (明治 5) 年の学制頒布を受けて東京府は、大区ごとに 3 校宛の公立小学校設置の計画を示し、従来の寺子屋・家塾も教授法を小学教則に準拠するように改正すれば、そのまま私立

小学校として認める方針を示した⁸。他府県が公立小学校の設置を前提に従来の寺子屋を抑制して多数の公立小学校を設置したのに対し、東京府は逆に700校以上の私立小学校を残し、公立小学校を当初僅かに18校にとどめた⁹。

東京府の公立小学校は「士族」等を対象に「下等小学」「上等小学」からなる8年間の教育課程を有しており、「全国のモデルになるような高い水準」の学校をめざした。公立小学校においても授業料納入が困難な貧困層に対しても就学の措置がなされていたが¹⁰、1877（明治10）年に公立小学校への政府からの補助金が打ち切りとなると貧困層の授業料無償等の実施が困難になった。以後、公立小学校の管理維持は「協議費」「授業料」で賄われるようになるため、高額な授業料を負担できる「地主・家主」等の富裕層の学校へと変容していく¹¹。

他方、寺子屋・家塾の流れを汲む私立小学校は「読書習字算術」の三科目を用意した正則小学と「読書習字算術ノ中一科若クハ二科ヲ欠キ学則全カラサル」変則小学など多様な教育課程を有しており、1874（明治7）年では「変則小学」707校を含む740校が設置されていた¹²。日本の近代的教育制度の発展に寄与したダビット・モーレー（David Murray）は日本国内の学校巡視をした際、職人・農民などの「平民」は「八年ノ学期」を有し「西洋学及ヒ支那学」を教授する公立小学校に抵抗感を感じており、私立小学校の伝統的な教育内容が民衆の要求に適合していたと述べている¹³。また、私立小学校では家庭の収入に応じた授業料の設定がなされ、昼間に学校に行かせることのできない貧困層への教育対応もなされていた¹⁴。

1880（明治13）年の教育令改正に伴い、東京府は「就学督責規則」の制定の際に「就学スル能ハナル事故アリト認ムヘキ」

児童を規定し、それまで認可していた私立の「変則小学」を認めないこととし、多様な困難をもつ子どもの教育制度からの排除を強めたが¹⁵、それでも多数の私立小学校が残存しており、1883（明治16）年においても公立小学校数が68校であるのに比べて、私立小学校が380校と大多数であった（表1）。

土方（2002）は、一般に私立小学校は修業年限の短さや「圧倒的に低い授業料」、一校当たりの在学者数の少なさ、授業日数の多様性の特徴を有している点を指摘しており¹⁶、多くの私立小学校が庶民層の子どもの生活実態に応じた教育を提供していたことがうかがえる。このように公立小学校は富裕層の学校へと変容し、そこから排除された多数の庶民層や貧困層にとっての初等教育機関として私立小学校が位置づけられていたといえる。

表1 東京市域の公立・私立小学校数と児童数

	小学校数（校）		小学校児童数（人）	
	公立	私立	公立	私立
1877（明治10）年	62	472	13402	36973
1878（明治11）年	81	555	15200	39069
1879（明治12）年	90	556	16747	39101
1880（明治13）年	73	445	15259	40960
1881（明治14）年	72	411	12475	26553
1882（明治15）年	70	392	14379	18990
1883（明治16）年	68	380	15959	26785
1889（明治22）年	72	325	22227	31550
1890（明治23）年	71	337	21557	30202
1891（明治24）年	72	345	22490	32818

1892（明治25）年	74	331	23782	30488
1893（明治26）年	75	327	23835	34160
1894（明治27）年	75	325	24925	31837
1895（明治28）年	75	326	26682	34336
1896（明治29）年	68	327	28487	36730
1897（明治30）年	70	304	29987	36059
1898（明治31）年	70	278	30964	35224
1899（明治32）年	72	248	33501	34217

（出典：『文部省第5年報』～『文部省第11年報』、『東京府学事第17年報』～『東京府学事第27年報』より作成）

3.2 小学校令期における初等教育施策と子どもの不就学（1886～1900）

1886（明治19）年に小学校令が制定され、各小学校には「尋常科」（4ヶ年）、「高等科」（4ヶ年）、「簡易科」（3ヶ年）等の多様な初等教育課程が設けられたが、東京市域内の多くの公立小学校は尋常科・高等科を併置しており、就学児童の多くは8ヶ年の教育課程をもつ小学校に就学できる階層の子どもであった。さらに1890（明治23）年の小学校令改正以後に授業料額が尋常小学科において1ヵ月30銭から70銭以下と高額に定められ、公立小学校に富裕層が就学する状態が恒常化する。

他方、1886（明治19）年の小学校令制定以降、私立小学校は東京府による強い規制を受けるようになり、私立小学校開設の際は府知事の認可を受けさせ、各私立小学校の等科や教員数・履歴、児童の定員と現数、授業料、校舎・体操場等の実態の調査が実施された¹⁷。1890（明治23）年の小学校令改正以降は公立小学校と同等の基準（設備、教育課程、教員資格、授業料）

を満たす私立小学校が「代用私立小学校」として認められるが、「私立小学校設置者資格」の改正、「私立小学校設立願」調査実施等を通じて私立小学校の規制が厳しくなり、さらに1899（明治32）年の「私立学校令」制定後は私立学校の監督が強化され、実際に基準を満たさない私立小学校が廃止された¹⁸。

それでも1900年（明治33）年前後の私立小学校数は300校台を維持し、とくに「区内尋常小学校に占める私立小学校の比重の最も大きかった」のは、庶民層・貧困層の多い「四谷区・浅草区」であった¹⁹。また「代用私立小学校」であっても「校地校舎が狭く」「習字中心の」学校も多かったが、「商人職人のうちの所得の低い層に支持され」「公立小学校と異なる教育内容、方法が受け入れられていた」というように²⁰、庶民層のニーズに応じた小学校であった。

一方、私立小学校の「代用化」で値上がった授業料を支払うことができない貧困層の子どもが「続々退校」している事態も報じられ²¹、多数の貧困層の子どもが不就学となっていたことも看過できない。東京市の就学率が1900（明治33）年前後でも約60%で止まり（**図2**）、「少しの欠点ある私立小学校を代用せしむるも猶数多の未就学者を減する」必要性が強調されるほどに²²、依然として多数の不就学児が存在していた。

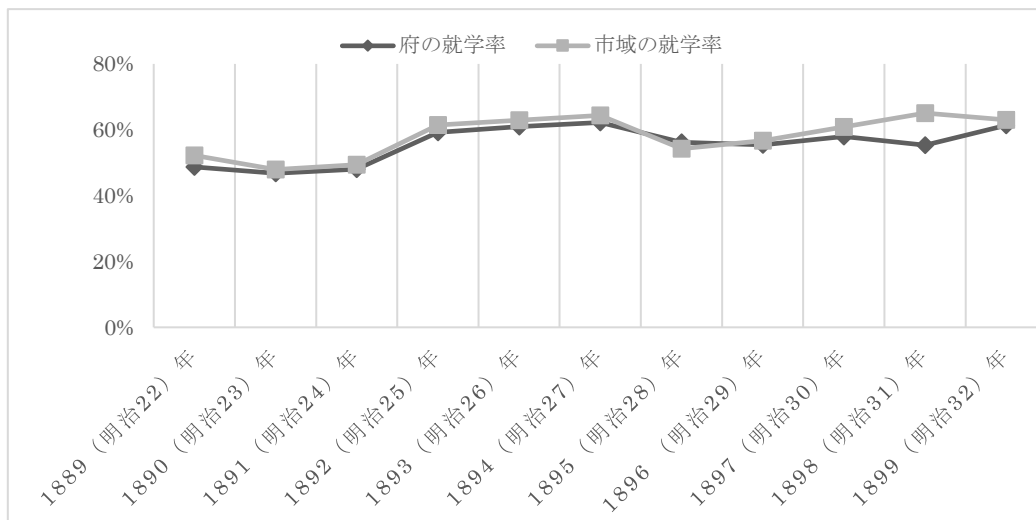


図2 東京府市の就学率の推移(1889年～1899年)

(出典：『東京府学事第17年報』～『東京府学事第27年報』より作成)

4. 多様な初等教育機関における「貧困・児童労働・不就学」への教育対応

4.1 貧困児童の実態

江戸時代後期から「商業資本の激しい展開を背景」に「貧窮者の大規模な農村及び都市からの流動・転落化」により下層社会が形成されていたが²³、1881(明治14)年頃から東京市域への流入人口が一挙に増加し、1889(明治22)年には四谷鮫河橋、芝新網町、下谷万年町の三大スラムをはじめ各区にスラムが形成されていく。

1880年以降の東京市域では都市人口の半数以上が「都市下層」「細民」と呼ばれる貧しい階層であり、なかでも「人力車夫」「屑拾」「芸人」などの「雑業層」に従事せざるをえない貧困層が不衛生なスラムに住み、苦しい生活を強いられていた²⁴。

東京府と警察署が協同で実施した「貧民調査」では「当時三度の食事をすると云ふ者は誠に稀れ」で「老年になつて妻が死

んで子供があると云ふ様」「病気である上に家族が多い」との記載がみられ²⁵、困難を抱える家庭が多かったことがうかがえる。こうした貧困層の子どもの困難については十分に明らかにされていないが、「夫婦相闘ひ」「老幼を虐待」するなどの「貧児が虐待せられつゝあり」、「発育童児（ママ）の感化に大なる悪弊」があると報告され²⁶、「衣服の汚穢」「食物の粗悪」「衣物の欠乏」「食事時間の不定」「住居及路次（ママ）の不潔」「一般の衛生行届かず」という劣悪な生活環境のもとに育つために、「癌蒼」「眼病」等の疾患にかかりやすかった²⁷。

加えて多くの貧困家庭では「七八歳位からは外に出て何か金を儲け」「強飯とか或は錢を貰ふとか云ふ様なことをして子供や女を商法」に従事させていたと言及されるように²⁸、配偶者や子どもの有業率が高かったという²⁹。とくに明治中後期からマッチ工場や煙草工場がスラムの近くに設置され、女工や幼年工を低賃金で雇って操業がなされていた³⁰。煙草工場では長時間の児童労働が強いられ、「塵芥甚シク呼吸器ヲ刺撃スル」など不衛生な労働環境であり³¹、工場勤めでない場合にも巻煙草やマッチ箱製作などの内職作業を昼夜問わず行っていた。

こうした子どもの教育程度については「手紙を書き得るもの」は少なく、「僅かに自己の姓名を記し得るもの幾人あるべきや」という状態であり³²、「衣服が汚れ下駄が整はないとか弁当が劣れるとか言葉遣ひが野卑粗雑である」ために「世の常の家に育つ児童と伍を同じくして教へを受けることの出来ない」と判断され、多くは不就学であった³³。

こうした状況にあつて東京府は、1887（明治20）年の小学校令公布で示された「小学簡易科」は財源不足のために設置しない方針を採ったが、貧困層の子どもの不就学のままに放置して

いくことはできず、学務課長の庵地保も「貧困児童の教育法（ママ）に関し十分の施設なきは誠に遺憾」「貧乏人の子弟こそ実に将来国家の禍源」と述べている³⁴。庵地は貧困層の子どもの教育救済について「貧民教育の事を挙げて僧侶に依頼するの法」があるとして「今日の寺院は差当り学校を仮用するを得べく僧侶は読書習字の教師となることを得べし」と述べ³⁵、寺院の社会的有用性をアピールしようとしていた仏僧もこれに応じて寺院同盟を結成し、1887（明治20）年に本郷区駒込蓬莱町の高林寺に慈愍小学校を開設した³⁶。

表2 東京市の小学簡易科（貧民学校）の設置数及び児童数

	簡易科設置数		公立小簡易科児童数（人）		私立小簡易科児童数（人）	
	公立	私立	男子	女子	男子	女子
1886（明治19）年	—	—	—	—	—	—
1887（明治20）年	1	16	41	35	538	450
1888（明治21）年	—	20	—	—	903	669
1889（明治22）年	1	19	56	38	840	718
1890（明治23）年	—	17	—	—	909	817

（出典：『文部省第15年報』～『文部省第19年報』より作成）

東京府は財源不足のなかで「小学簡易科」を高等尋常小学校の課業外にも設け、その学校の教員が兼務して貧困児童の教育を行い、兼務する教員には月給の三分の一を支給することを提案し³⁷、区長や有志者が中心となり、貧困層の子どものための学校を設置する区もあった。

1890（明治23）年以降に「小学簡易科」は制度上なくなるが、東京市域の貧困層の増加はとどまらず、こうした「貧民学校」

「小学簡易科」は貧困層向けの私立小学校としてその後も存続したが、その具体については後述する。

4.2 私立小学校における教育対応

明治初期において、貧困層を含めた庶民層の教育的対応を実施していたのは私立小学校であり、多くの私立小学校は寺子屋・家塾の教育方法を踏襲し、階層・収入に応じて授業料を柔軟に変更するなどの教育的対応を行った。

貧困層の多かった浅草地域に1875（明治8）年に開設された北川学校（浅草福富町）は「人々貧富ノ別アルヲ以テ分ツテ五等ト」して、50銭、25銭、12銭5厘、6銭2厘5毛、5銭の階層ごとに応じた授業料を設定し、「尤モ極貧ノ者ハ授業料ヲ納ルニ及バザル事」として、授業料納入が困難な子どもへの配慮もなされていた³⁸。

1878（明治11）年に開設された遷喬学校（赤坂青山北町）は「貧困ニシテ学資ヲ憂フル者少カラス故ニ此等ノ子弟ヲ教育」するために設置され、児童数は50名と小規模で「貧困ニシテ購求シ難キ者ハ時宜ニヨリ付与」するなど学用品貸与の実施とともに、昼間の授業に加えて午後6時から9時までの夜間部も設けていた³⁹。

また、牛込払方町に設置された貧学校でも「年齢ヲ問ハス月謝ヲ受ケス文具書物ヲ貸与シ」ており、学用品購入の難しい子どもが就学しやすい配慮がなされていた。初学者に対しては「伊呂波」、暗算、習字などの基本的な科目を教え、「小学読本」等の公立尋常科と同様の教科書を用いるなど⁴⁰、東京府に定められた教育課程に則って子どもの実態に応じた教育を実施した。

1882（明治15）年に設置された戸波学校（浅草区浅草寿町）では「本校近傍ノ状況ニ従ヒ童男女共（父兄ノ營業ヲ助ケ又ハ所謂奉公ニ出ル等ノ類）永ク就学スル事能サル子弟ヲシテ速日用ノ便利ヲ得セシメ」ることをめざし、1ヶ月「十二錢五厘」という安価な授業料を設定したうえで「貧窮者ノ子弟ハ之ヲ要スルノ限り非ラ」ずとして貧困層の子どもへの教育救済の役割も果たした。「作文」の学科では「日用ニ適切ナル平易ノ文ヲ授」け、「算術」でも日用に必要な「四則混用算ノ如キハ生徒ヲシテ最モ熟練セシムル」とし、子どもへの日常生活に必要な知識を教授し、昇級できない場合には「従前ノ級ニ留テ温習ヲナサシム」などの配慮がなされていた⁴¹。

1880年代はスラムの拡大に伴い「貧困・児童労働・不就学」の子どもへの問題が深刻化し、既設の私立小学校では授業料の値上がりも重なり、こうした子どもへの教育対応が難しくなるが、貧困層に応じた教育的対応の実施を目的とした私立小学校も開設されている。

浅草区の蟻川小学校は、「吉原遊郭」では「居民多クハ貸席茶屋ヲ以テ業ヲ営ミ」「人力車夫風情ノ巢窟ニシテ大ニ他町ト其情態ヲ異ニスル」ために、貧困層の子どもに応じた教育対応を行うために設置された⁴²。また、三大スラムであった鮫河橋にも、授業料を「金拾錢」に設定し「貧窮ニシテ学費ヲ辨シ得サル者ハ無料入学ヲ許ス」東信小学校が開設されており、児童80名を擁していた⁴³。

下谷万年町には私立小学校である天海小学校が開設されていたが、「学科の程度も生徒の種類も一段高」く「奉公少なきをもて家に置くは厄介な」女子が多数在籍しており、スラムに住

む貧困層の子どもへの教育対応としては十分でなかったことが言及されている⁴⁴。

4.3 小学簡易科・貧民学校における教育対応

1880年代の都市人口増大や貧困層拡大に伴い、とくに「不就学中就学猶予ヲ得シ者」を対象として、授業料無償や学用品貸与等により就学を促す「小学簡易科」「貧民学校」が宗教家・有志を中心に開設された⁴⁵。

浅草区浅草松清町に設置された開善小学校は「三年卒業の小学校」で「生徒は五六歳より十二歳」までと幅広く、「主として読書算を教へ」「三年級、二年級、一年級甲乙両組合計七十名内外の生徒」に対して合級教授を行い⁴⁶、寺子屋・私立小学校での教育方法を踏襲するものであったと報告されている。

麻布区新堀町の善福寺内に開設された慈育学校は、教授科目・教授時間は公立尋常小学校と変わらず、「室内の清潔教授器具の整頓一として欠くるなく」「中にも慈風仁雨などいふ大文字は一層目立ちて見ゆ」「之を田舎の小学校に比せは中以上」であると評されており、子どもの学習や発達が十分に望めるような環境を提供していた⁴⁷。

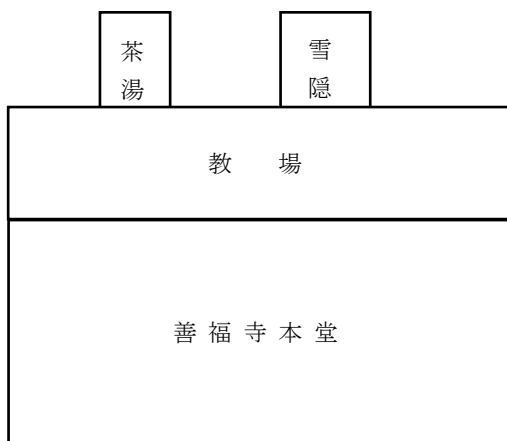


図3 麻布区善福寺内の慈育学校図面

(出典：「芝・麻布・赤坂区内並ニ近村各宗寺院ヨリ貧民小学校設置願ニ付指令慈育学校」『616.C7.8 願伺届録』東京都公文書館)

浅草区芝崎町に設置された慈善小学校は私立小学校の田島小学校と併置され、「良民の子弟」を「田島尋常小学校」が対応し、「毫も月謝を納むる事能はざるものは、矢張従前の如く、之を貧民の子弟として、慈善小学校生徒として、之を取扱」った⁴⁸。小学校のなかに「良民」と「貧民」が混在することに抵抗感を示す家庭もあったが、子どもの実態については「大差なきなり」として、子どもの実態に応じた教育的対応がなされていたことが指摘される。

仏僧によるもの以外にも、キリスト教関係者が開設した「小学簡易科」「貧民学校」もあり、東京三一神学校（築地学校）出身の瀧口小太郎が「学齡児童ニシテ就学スル能ハザル貧民ノ子弟ヲ無月謝ニテ教授」し、午前10時から午後1時までの午前中を授業時間として設ける三一簡易科小学校を開設した⁴⁹。

こうした学校では授業料を無償にするだけでなく、貧困層の子どもたちの日常生活の改善や職業生活の自立をねらった取り組みもなされていた。1888（明治21）年に浅草区阿部川町に設置された徳育簡易小学校では「普通学ヲ修ムル能ハサルモノ、為ニ無報酬ヲ以テ簡易小学科ヲ授ケ」「手工ヲ修習セシメ専ラ之ヲ救済保護スル」「手工ハ現今書簡袋マツチ箱玩弄物」の製造を行っており、手工を中心とした職業訓練が実施されていた⁵⁰。

下谷区と同善小学校山伏町分校（のちの私立山伏小学校）では、子どもたちの貧困・児童労働等の生活実態に応じて120余名の児童を午前・午後に分けて教育し、「授業放課後、貧児を留置

きて、賃仕事に従事せしめ、其の得たる賃銭は、学校に保監（ママ）して、月末之れを下渡す」内職制度を導入した⁵¹。また同校では在籍児童の多くが不衛生な状態であったため「学校に於て貧児の為に洗濯所を設け、石鹼を供へて常に顔及び手足を清潔に」し、「又夏日には浴場を設けて、一週間に、二三回入浴」させていた⁵²。

深川区の門前仲町、霊岸町、東森下町に地方寺院各宗総代が設置した3校の教友小学校は、子どもの労働状況に応じて午後や夕方に教授をしていたが、1903(明治36)年に市に移管され、「特殊小学校」の霊岸小学校としてスラムや木賃宿に住む子どもの児童労働などの生活実態に応じた教育を継続した⁵³。

表3 「小学簡易科」「貧民学校」の教員数・児童数・教育内容

小学校名	地域	教員数	児童数	実施内容
慈愍小学校	本郷区	3	200	
相愛小学校	本郷区	3	150	
同和小学校	小石川区	3	100	
慈育小学校	麻布区	4	250	「吞煙草」「封筒」作業の実施
扶宗小学校	麻布区	2	100	
共立友信学校	四谷区	1	50	
無報酬学校	京橋区	8	150	泰明小・宝田小・築地小・霊岸島小で正課授業終了後、3時間ほど実施
私立愛稚小学校	京橋区	1	40	
浅草慈善小学校	浅草区	—	—	私立田島小学校と併置
開善小学校	浅草区	1	50	3年級を合わせた合級授業の実施

私立徳育簡易科小学校	浅草区	1	80	午後3時から午後6時まで手 工作業
慈愛小学校	下谷区	3	100	
同善簡易小学校	下谷区	2	120	午前60名、午後60名の二部 教授
私立若宮町簡易小学校	本所区	1	120	
私立花町簡易小学校	本所区	1	120	
教友小学校	深川区	1	30	午後4時から午後7時まで
第二教友小学校	深川区	1	50	午後3時から午後6時まで
第三教友小学校	深川区	1	50	午後3時から午後6時まで
三一簡易科小学校	深川区	1	60	午前10時から午後1時まで

(出典：東京都立教育研究所編(1972)『東京教育史資料大系』第6巻、pp.333-354、無署名(1887)慈恵学校、『教育報知』第80号、p.4、無署名(1891)慈善学校を訪ふ、『東京府教育会雑誌』第26号、pp.24-26、幻想子(1893)学校参観記、『教育時論』第305号、pp.35-38より作成)

京橋区の佃島の子どもは「多くは漁家」「風俗習慣も自異」であるために、区長と有志者中心となって授業料無償で学用品を貸与する京橋区立佃島小学校を開設し、昼間就学できない子どものための「夜学科」も設置した⁵⁴。さらに、京橋区では「専ラ貧困ニシテ相当ノ謝儀ヲ報シテ就学セシムル能ハサル」子どもを集め、「有志者ノ義金ヲ募リ」教育を実施する無報酬学校を設置した。無報酬学校は、京橋区内の泰明小学校・宝田小学校・築地小学校・霊岸島小学校において、本課授業が終了した午後三時から校内の教員が交代で授業を実施し、有志者からの寄付金は教育にあたった教師の給料と子どもの学用品に充てられた⁵⁵。

本所区では、区長の太田實が「本所区内ニ居住セル赤貧者ノ子弟ニ簡易ナル修身読書筆算等ノ学科」を授けるために「本所区教育義社」を設置し、「教科書筆墨紙等ヲモ凡ベテ義社ヨリ給付し、「当分公立小学校ニ依托（ママ）」したうえで「其通常時間外ニ二三時間ツ、小学簡易科ヲ授」けた⁵⁶。1900（明治33）年以降は公立明德小学校若宮分校・本所小学校花町分校として本所区に移管されるが、「貧民子弟家計の業務補助せしむる為」に「全校児童を午前午後の一部に区分し」「修身、国語、算術の三科」を教授し、貧困層の子どもが就学可能なように「半日学校・二部教授」を実施した。

また各地のスラムでは貧困層の子どもを対象に、無認可ではあるが低廉な授業料で基本的な読み書きを教える「寺子屋・家塾のような学校」も開設されていた⁵⁷。大規模スラムの鮫河橋では、瀬宮喜一郎が簡易な学校を開設し「一日五厘と授業料を定めず、一ヶ月五銭、十銭、二十銭持ち来るものあるに任せ、授業時間も制限なく午前午後拘らず随時児童の来るに応じて、習字」を教えていた⁵⁸。

芝新網町では1876（明治9）年から士族の中村善次郎が「授業料として日々五厘を納めしめ」「午前八時より午後三時まで読書、算術を授け」る「五厘寺子屋」を開設しており⁵⁹、1890（明治23）年には「正田匡といへる一老人、児童を集めて寺子屋の如きを開」き、「いろは、名頭、消息往来を教ふるに止め、別に今日学校に行はるゝ読書算術の事なく」「授業料は一日五厘にて当時三十五人の生徒」がいたとの記述がある⁶⁰。

下谷区箕輪町（現・台東区三ノ輪）でも盲人の石川二三造が「喰ふや喰はずの貧民」のために「子供を学校へ入学せしめんことなど、思もよらず、年長くるに従ひ、悪戯のみ覚ゆる」た

めに、「途端に遊ぶ小児を集め」「軍歌を教へ」「歴史書を与へ」「古紙古筆を分」つなどして貧困層の子どもの教育対応を実施していた⁶¹。

4.4 夜学校における教育対応

東京府は1877（明治10）年に「商業夜学校」を公立小学校に附設する形で開設し、「貧家子弟の如き昼間習学すべき暇」のない不就学児童のための「小学夜学」の役割を果たしたが⁶²、私立小学校にも貧困層の子どもの対象とした小学夜学が開設された。

1875（明治8）年に日本橋・京橋・神田等の商業地域において数校の私立夜学校が開設され、「読書・習字・算術」の基礎的な学科を午後7時から3時間程度、教授していた⁶³。1880（明治13）年に開設された少碧学校（芝区田町）では「午後六時出校十時退校」の夜間小学を設け、授業料は「生徒之意に任せ」るなど低廉な授業料で教育を実施した⁶⁴。

同年に開設された至誠学校（芝区南佐久間町）も夜間に簡易科・尋常科の教育課程を有し、「読書」の学科では「小学読本」「小学生徒心得」などの公立小学校と同等の教科書を利用しているが、「生徒中勉惰ニヨリ遅速ハ此限ニ非ラス」として、規定の4カ年の在学期間を超えて学習することを認めていた⁶⁵。



図4 共同夜学に通う子どもの様子

(出典：東京都(1968)『目でみる東京百年』、p.168)

スラム・都市下層が一層拡大する1890年代以降にも、昼間に就学することが困難な貧困層を対象とした私立小学校を確認することができる。1897(明治30)年頃、大規模スラムの下谷万年町では私立小学校の渡辺小学校校主の渡辺六郎が共同夜学を開設し、「授業料は別に制限なく、三銭五銭十銭意に応じて持ち来るに任せ」「午後七時より十時まで開校し」「読本・算術・習字・修身」を教授するなど、貧困や児童労働の困難にある子どもの教育的対応を実施した⁶⁶。共同夜学校は当初、東京市によって認可されなかったが1901(明治34)年に私立小学校として認可されている(図4)。

「幼年職工」に対して教育を実施している工場もあった。1887(明治20)年開設の鐘淵紡績会社では、初等教育を受けていない幼年職工に対して、基本的な読書・算術や裁縫・家事経済などの科目を「二時間」程度、「朝は午前八時より十時迄」「夜は同じく八時より十時迄の」二回実施された⁶⁷。また築地活版製造所では1899(明治32)年に「所内ニ教室ヲ設ケ」「小学校

教師タリシ人ヲ聘シ専ラ同所徒弟ノ教育ニ任セ」、教育内容は「体操唱歌ヲ除ク外尋常小学科ヲ一日二時間宛三ヶ年」であり、「労働時間ノ一部ヲ割キテ教育時間ニ充テ」たために教育効果が高かったと報告されている⁶⁸。

5. おわりに

本章では、1900（明治33）年の小学校令改正以前の東京市域において多様な初等教育機関（私立小学校・小学簡易科・夜学校等）が、近代化・都市化・産業化のなかで深刻化する「貧困・児童労働・不就学」等の多様な教育的困難を有する子どもに対して、いかなる教育的対応を実施していたのかを検討してきた。

1872（明治5）年の学制以降、8ヶ年の教育課程をもち「全国のモデルになるような高い水準」であった公立小学校から貧困・児童労働・障害等の困難を有する子どもは排除され、寺子屋・家塾の流れをくむ私立小学校が庶民層・貧困層の子どもへの教育的対応を継続することとなった。多くの私立小学校では、階層・収入に応じた授業料設定、子どもの生活実態に応じた教育内容、夜間部の設置などがなされ、生活が困窮していた貧困層に対しては授業料無償・学用品貸与などの教育的配慮がなされていた。

また「小学簡易科」「貧民学校」では、子どもの生活実態に応じた二部教授の実施、子どもの不衛生状態の改善、職業訓練等の多様な教育的配慮が実施されており、複数の学校では東京市に移管された後も、子どもの実態に応じた教育的対応が継続されていた。

1880年代以降、四谷鮫河橋、芝新網町、下谷万年町等の大規模なスラムが形成されるが、スラムに住む子どもは劣悪な生活

環境や児童労働のために不就学となり、不衛生・栄養不良・疾病・不良行為等の各種の困難を抱えていた。こうしたなかで篤志家や宗教家が貧困児童のために授業料無償の「寺子屋・家塾のような学校」を開設して教育を実施していた。さらに、産業化・工業化の進展に伴って昼夜問わず働かざるをえない児童のために工場内学校が設置された。

土方（2002）は、明治期の東京市域に多数存在した「私立小学校」「小学簡易科」「貧民学校」が庶民・貧困層の教育要求に応える多様な初等教育機関であったことを提起したが⁶⁹、本章でもそのことの意義をあらためて確認することができた。

とくに本章では、こうした多様な初等教育機関が明治中期における産業化・工業化・近代化によって顕在化した「貧困・児童労働・不就学」等の教育的困難を有する子どもに対して、授業料無償、学用品の貸与、衛生面の配慮、職業訓練、二部教授編制、夜学部の設置などの教育的配慮を実施するなど、具体的な「庶民・貧困層の教育要求」とその教育的対応の実際について明らかにした。

引用・註

- 1 乙竹岩造（1970）『日本庶民教育史』中巻、臨川書店、pp.722-723。
- 2 大日本教育会編（1892）『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』、pp.44-47。
- 3 大日本教育会編（1892）同上書、pp.39-40。
- 4 東京都立教育研究所編（1994）『東京都教育史 通史編一』、pp.78-81。
- 5 乙竹岩造（1970）前掲1）、p.748。
- 6 大日本教育会編（1892）前掲2）、pp.25-26。
- 7 加藤康昭（1974）『日本盲人社会史研究』未来社、pp.578-588
- 8 東京都立教育研究所編（1994）前掲4）、pp.124-129。
- 9 倉沢剛（1970）『小学校の歴史Ⅲ—府県小学校の成立過程前編—』ジャパンライブラリービューロー、pp.357-359。
- 10 文部省（1874）『文部省第二年報』、p.56、文部省（1877）『文部省第五年報』、pp.68-69、「女学校ニ転開 江東支校救民学校」

-
- 『608.C3.6 回議録諸伺綴』東京都公文書館、「救民補助 鮫橋学校」『608.C3.7 回議録諸願編綴簿』東京都公文書館、「補助金願 築地学校」『609.C6.12 回議録公立小学校書類』東京都公文書館。
以上の史料から、当初は公立小学校においても教則多様化がめざされ、貧困児童の就学督励が実施されていたことが示される。
- 11 明治期の公立小学校の管理費・維持費については、土方苑子(1998) 明治前期東京における公立小学校の独立採算的運用、『東京大学大学院教育学研究科紀要』第38巻、pp.1-14に詳しい。
 - 12 文部省(1874)『文部省第二年報』、p.55、文部省(1876)『文部省第四年報』、p.26。
 - 13 「大關莫爾矣申報」『604.A7.2 大關莫爾矣申報』東京都公文書館。
 - 14 東京都立教育研究所編(1994)前掲4)、pp.141-142。
 - 15 東京都立教育研究所編(1994)同上書、pp.508-509。
 - 16 土方苑子(2002)『東京の近代小学校—「国民」教育制度の成立過程—』東京大学出版会、pp.43-54。
 - 17 東京都立教育研究所編(1994)前掲4)、pp.509-510。
 - 18 東京都立教育研究所編(1995)『東京都教育史通史編二』、pp.34-43
 - 19 東京都立教育研究所編(1995)同上書、pp.28-33。
 - 20 土方苑子(2002)前掲9)、p.65。
 - 21 「場末の私立小学校生徒」『東京朝日新聞』1892年4月28日付。
 - 22 無署名(1891)代用私立小学校に就て、『教育報知』第270号、p.1。
 - 23 吉田久一(1981)江戸時代の都市下層社会—江戸・大阪を中心に—、『日本社会事業短期大学研究紀要』第27集、p.19。
 - 24 中川清(1985)『日本の都市下層』勁草書房、pp.26-30。
 - 25 呉文聡(1894)貧民ノ研究及ヒ実況、『学習院輔仁会雑誌』第35号、pp.1-16。
 - 26 佐藤千纏(1903)『社会新策』東海堂、pp.86-87。
 - 27 佐藤千纏(1903)同上書、pp.74-76。
 - 28 呉文聡(1894)前掲25)、pp.1-16。
 - 29 中川清(1985)前掲24)、p.32
 - 30 石塚裕道(1977)『東京の社会経済史—資本主義と都市問題—』紀伊國屋書店、p.133。
 - 31 農商務省商工局(1903)煙草職事情、大河内一男編(1971)『生活古典叢書4 職事情』光生館、p.345。
 - 32 横山源之助(1899)『日本之下層社会』教文館、pp.43-44。
 - 33 草間八十雄(1936)『どん底の人達』玄林社、p.192。
 - 34 庵地保(1887)東京府下貧困児童の教育法、『教育報知』第64号、pp.9-10。
 - 35 庵地保(1887)東京府下貧困児童の教育法(承前)、『教育報知』第65号、p.11。
 - 36 中西直樹(1996)教育勅語成立直前の徳育論争と仏教徒「貧児教育」、『龍谷史壇』第105号、pp.3-7。
 - 37 無署名(1887)簡易小学科、『教育報知』第83号、p.4。

-
- 38 東京都立教育研究所編（1971）『東京教育史資料大系』第2巻、p.853。
- 39 東京都立教育研究所編（1972）『東京教育史資料大系』第3巻、pp.810-811。
- 40 「開業 貧学校」『609.C7.2 回議録私立小学校書類』東京都公文書館。
- 41 東京都立教育研究所編（1972）『東京教育史資料大系』第5巻、pp.868-870。
- 42 東京都立教育研究所編（1972）『東京教育史資料大系』第6巻、p.421。
- 43 東京都立教育研究所編（1972）同上書、p.425。
- 44 大我居士（1890）貧天地餓寒窟探検記（全）、西田長寿編著（1970）『生活古典叢書1 明治前期の都市下層社会』光生館、pp.83-84。
- 45 土方苑子（2002）『東京の近代小学校 - 「国民」教育制度の成立過程 -』東京大学出版会、東京都立教育研究所編（1972）『東京教育史資料大系』第6巻、pp.333-354。
- 46 幻想子（1893）学校参観記、『教育時論』第305号、p.37
- 47 無署名（1891）慈善学校を訪ふ、『東京府教育会雑誌』第26号、pp.24-25。
- 48 幻想子（1893）、前掲46）、p.36。
- 49 東京都立教育研究所編（1972）前掲42）、pp.349-350。
- 50 東京都立教育研究所編（1972）前掲42）、pp.348-349。
- 51 佐藤千纏（1903）前掲26）、p.210。
- 52 佐藤千纏（1903）同上書、pp.210-211。
- 53 高梨輝憲（1978）『江東区の歴史』名著出版、pp.146-147。
- 54 無署名（1888）京橋区佃島小学校、『東京府教育会雑誌』第3号、p.21。
- 55 「無報酬学校」『読売新聞』1888年9月6日付。
- 56 日下部三之助（1888）東京府下ニ簡易科小学校ヲ設ク可キヲ論ズ、『東京府教育会雑誌』第1号、p.24。
- 57 石井昭示（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』明石書店、pp.45-53。
- 58 横山源之助（1889）前掲32）、p.45。
- 59 著者不詳（1897）昨今の貧民窟 - 芝新網町の探査 -、中川清編（1994）『明治東京下層生活誌』岩波書店、pp.166-167。
- 60 横山源之助（1889）前掲32）、p.44。
- 61 無署名（1894）貧生教授、『教育時論』第321号、p.35。
- 62 石井昭示（1992）前掲57）、pp.37-40。
- 63 東京都立教育研究所編（1971）前掲38）、pp.875-881。
- 64 東京都立教育研究所編（1972）『東京都教育史資料大系』第4巻、p.479。
- 65 東京都立教育研究所編（1972）同上書、pp.579-580。
- 66 横山源之助（1889）前掲32）、p.45。
- 67 横山源之助（1889）同上書、pp.212-213。

-
- ⁶⁸ 農商務省商工局（1903）煙草職工事情、大河内一男編著（1970）前掲 42）、p.370。
- ⁶⁹ 土方苑子（2002）前掲 16）、pp.188-189。

第4章 1900年第三次小学校令制定以降の 東京市の初等教育普及と「特殊小学校」「特殊 夜学校（夜間小学校）」による「貧困・児童労 働・不就学」への対応

1. はじめに

1900（明治33）年の小学校令改正以降に東京市では、公立尋常小学校の増設がなされるが、「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」などの尋常小学校とは別種の初等教育機関の開設もなされており、こうした特別な初等教育機関は、庶民層・貧困層・都市下層を含めた初等教育の成立・普及において重要な役割・機能を有していたものと考えられる。

そこで本章では、1900（明治33）年の小学校令改正以降、東京市による公立尋常小学校の増設や就学督励策の推進がなされる中、公立尋常小学校とは別種の小学校である「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」が開設された意義を明らかにする。具体的には、公立尋常小学校においても深刻化する児童労働、健康問題、学習困難、中途退学、不就学等の児童教育問題に対して、この時期に各小学校によって実施される「能力別学級」「特別学級」編制や学校衛生の促進等の多様な教育的配慮が、「特殊小学校」「特殊夜学校」による取り組みといかなる共通性・連続性をもつものであるかを解明する。

2. 東京市における1900年小学校令改正以降の初等教育施策の展開

国家富強をなす経済体制や殖産興業の方針が一定の成果を挙げたために、1900（明治33）年に公布された小学校令では各種の生産労働に従事できる人材養成を学校教育体系に求めることになり、初等教育段階における国民全体を対象とした義務教育制度の定着や中等教育段階における普通教育の整備と実業教育の振興をめざした¹。そのために授業料非徴収を原則とし、就学義務の厳格化や尋常小学校の修業年限の4年制への統一を通して、多様な階層に対して同一の教育課程・教育内容・修業期間に基づいて教授する学校体系の形成がめざされた²。例えば、学年の始期・終期の一定化による学年制学級が奨励されたために教育内容を少数の教員で教授することが容易になり、詳細な「小学校令施行規則」が定められ、小学校における組織・授業・管理などの諸側面が定型化・慣行化された。

東京市は衆議院議員の星亨が中心となり「東京市小学校教育施設に関する建議」を提出し、小学校の維持や増設を「本市直接の負担」として「小学校を増設して国民教育の普及を計」った。これまで区の負担で設立維持を実施していた小学校の維持や増設を、市の財源で一括して小学校増設を企図した³。

こうして東京市が小学校の維持・増設費に係る補助金を提供することとなり、1899（明治32）年に「市立学校建設費補給規定」により市費から予算の三分の一、1902（明治35）年からは二分の一の補助がなされ、公立小学校の増設が促進された⁴。これ以降、1900（明治33）年には79校であった公立小学校は1910（明治43）年には175校にまで新設・増設がなされ、一方で私立小学校は東京府市による取締の姿勢が明確化したことも関係して、1900（明治33）年には231校があったが、1914（大正3）年には36校まで減少した（表1）。加え

て、東京市は「小学教育経営上多額の費用を要する折柄、尋常科授業料に激変を来す如きは、其の経営上容易ならざる」ものとしつつも、月額70銭～50銭の高額な授業料を「月額二拾銭」にまで減額し⁵、庶民層の就学を促した。

表1 東京市における学齢児童数、公私立小学校数の年次変化

	学齢児童数 (名)	公立小学校 数(校)	私立小学校 数(校)
1900(明治33)年	176,756	79	231
1901(明治34)年	172,831	86	222
1902(明治35)年	160,555	95	213
1903(明治36)年	157,894	103	197
1904(明治37)年	163,092	110	183
1905(明治38)年	177,490	117	165
1906(明治39)年	187,150	122	157
1907(明治40)年	192,525	130	142
1908(明治41)年	197,951	162	119
1909(明治42)年	201,165	172	102
1910(明治43)年	209,842	175	89
1911(明治44)年	212,576	174	77
1912(明治45)年	219,303	180	66
1913(大正2)年	231,659	181	61
1914(大正3)年	238,840	166	36

(出典：『第1回東京市学事年報』から『第15回東京市学事年報』より作成)

また小学校令改正では、保護者が「貧窮」の子どもや障害・疾病をもつ子どもの「就学義務の猶予・免除」が明確化されることに伴い、東京市は就学事務を強化し「学齢簿調査」を実施した⁶。例えば、1902(明治35)年に牛込区では学齢児童臨時実施調査を行い「不就学」児童数とその背景を明らかにして、「就学猶予・免除」の手続きを明確化した⁷。さらに東京市は貧困層が大規模スラムを形成している状況も踏まえ、「教科用図書、学用品一切を給与する」「細民児童を入学せしむべき尋常小学校」である「特殊小学校」の設置計画を立てた⁸。加え

て著しい産業化・工業化に伴い多くの学齢児童が児童労働に従事しているために、1906（明治39）年には学齢超過児童や労働児童のための修業期限2年の「夜間小学校」が各区に設置された⁹。

このように「貧困・児童労働・不就学」等への対応を行う特殊小学校・夜間小学校が設置されたことで、1900（明治33）年に就学率が76%であったものが1903（明治36）年には90%を超え、1914（大正3）年には96%に達した¹⁰。1911（明治44）年の「日々出席率」をみても94%を超えており、東京市では貧困層を含めた教育の普及が一挙に進められた。

表2 東京市における小学校の就学率の年次変化

	男子就学率 (%)	女子就学率 (%)
1900（明治33）年	77.80	75.10
1901（明治34）年	83.50	81.20
1902（明治35）年	89.31	87.78
1903（明治36）年	92.20	91.03
1904（明治37）年	94.92	94.33
1905（明治38）年	96.50	95.87
1906（明治39）年	96.29	95.67
1907（明治40）年	96.99	96.39
1908（明治41）年	96.47	96.23
1909（明治42）年	96.81	96.45
1910（明治43）年	97.38	97.17
1911（明治44）年	96.43	96.18
1912（明治45）年	96.65	96.48
1913（大正2）年	96.99	96.81
1914（大正3）年	96.80	96.50

（出典：『第1回東京市学事年報』から『第15回東京市学事年報』より作成）

日露戦争の戦費負担で破綻した財政の立て直しや資本主義の激化などの動揺を抑えるために、1908（明治41）年に「戊辰詔書」を公布、地方改良運動などを実施することで再度国民統合を図った。教育制度改革としては1907（明治40）年の小学

校令の一部改正によって「国民教育」の内容水準の「向上」のために初等教育年限が4ヶ年から6ヶ年に延長した。これにより初等教育制度の基本構図が確定され、「代用私立小学校」の廃止が決定される¹¹。

3.子どもの身体・健康問題の深刻化と学校衛生の促進

学齡未滿の多くの児童が小学校に就学している状況に対して、1900（明治33）年の小学校令改正を契機に、子どもの心身発育に応じて一定の就学年齡が決定され、同一年齡の「単式学級」が編制され始めた。その際に「体育の奨励」「学科目・教科目の減少」「身体検査の実施」などの多様な学校衛生施策が施行され、近代的な国民の育成を目指す前提条件として、子どもの心身の発育に応じた教育的配慮の在り方が検討された¹²。

東京市赤坂区の青山小学校では「中等程度以下の体格則ち乙種に算入すべき者が百人中三拾人位の割合で」「女子は是よりも更に数等劣」っていることが明らかにされた¹³。こうした子どもは「筋肉薄弱皮膚抗抵力（ママ）微弱」であり「容易に感冒に罹るの傾向を有し腸胃の機能も亦弱」いために、「適當なる体育法を施」す必要性を提起していた。

四谷第二小学校では「徒らに統計表を作らんが為に身体検査を為す」のではなく、「該児童の家庭に通告」するなどして病氣や健康問題を有する子どもへの対応を行った¹⁴。また同校では身体検査に基づいて「トラホーム患者及び其他の眼疾児童七名を、教壇に最も近く」に配置するなど、眼疾・耳疾・腺病体質などの疾病・障害をもつ子どもへの教育的配慮もなされていた¹⁵。

本郷小学校では「学校医の出張を求めて」「身長、体重、胸囲、脊柱、体格、眼疾、耳疾、歯牙、疾病等の項目につき全学級児童の身体検査を行」い「児童の身体の発達の模様を知り」「体育」の奨励や「衛生講話」を実施した¹⁶。たとえば学校医の赤井直忠が「一般衛生思想を知らしむる」講話を実施し、「定期の身体検査の外に部分検査と称して」「耳とか鼻とか喉とかの検査をしてあしき處あれば夫々父兄へ通告して治療をさせ」た¹⁷。

また、貧困等の家庭環境によって身体発育の「優劣」が大きく影響を受けることも学校医等による調査から明らかにされた。「貧富の懸隔か如何に児童の体格と相関係するか」について、富裕層が多く就学する「日本橋の久松小学校」と貧困層が多く就学する「浅草の玉姫小学校」の身体検査成績を比較し、久松小では体格標準が「薄弱」の児童はほとんどいなかったが、玉姫小では約7割以上が「薄弱」であることが明らかにされた（表3）¹⁸。

表3 日本橋区久松小学校と浅草区玉姫小学校の児童の身体発育

	日本橋区久松小学校			浅草区玉姫小学校		
	強健	中等	薄弱	強健	中等	薄弱
男子	199	320	3	2	52	158
女子	187	353	4	6	45	136
計	386	673	7	8	97	294

（出典：無署名（1907）貧富と児童の体格、『児童研究』第10巻6号、p.71より作成）

東京医科大学衛生学教室の古瀬安俊は、富裕層の多い精華小や高千穂小の子どもと特殊小学校（万年小・鮫ヶ橋小・芝浦小・霊岸小・玉姫小）の子どもの身体発育を比較し、「身長体重ハ男女共富兒勝レリ」「胸囲ハ男子ニ於テハ七、八歳ニ於テ

貧兒勝ルト雖モ九歳以後ハ各年富兒勝レリ」「貧富別兒童ノ發育上ノ差ノ顯著ナルハ男女共大体ニ於テ十二歳以後」であることを明らかにした¹⁹。

深川区の東川小学校では「齡十歳位に達すれば家計困難の爲め多くは糊口的作業に使役」される子どもが多く在籍しており、「身体に対する注意、衣服に関する衛生上の注意、飲食に対する衛生上の注意等は殆んど無頓着」「兒童の頭髮衣服等にも常に清潔にすべき様注意をなすも家庭は毫も顧慮せざる」という状態で、家庭との連携のなかで「清潔の励行」が実施されていた²⁰。

このように東京市内の各小学校において身体検査や学校衛生的対応がなされ、子どもの身体・健康問題とその背景にある劣悪な家庭・生活環境などが明らかにされたが、こうした困難を抱えた子どもは年々増加する傾向にあった。1911（明治44）年の東京市学事年報に掲載された「兒童身体検査」の調査結果をみると、東京市内の小学校に就学する子どもの「齲齒」約74%、「眼疾」約13%、「耳疾」約4%であり、「消化器病」「外被病」に罹患している子どもも少なくなかった（表4）。翌1912（明治45）年においては前述の疾患に加えて「鼻疾」約12%、「腺病」約7%、約7%「畸形」であることが示され、多くの学齡兒童が多様な疾患を患っていた²¹。大正期に入っても就学兒童の疾病罹患率は下がることはなく、1916（大正5）年には市内就学兒童の約84%が何らかの疾病に罹患していた。

表 4 児童身体検査における小学校児童の疾病罹患状況

	齲齒 (%)		眼疾 (%)		耳疾 (%)		鼻疾 (%)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
1911 (明治 44) 年	73.6	73.8	12.8	13.1	4.2	3.0	—	—
1912 (明治 45) 年	68.9	67.9	11.1	11.1	3.6	2.7	13.3	11.4
1913 (大正 2) 年	69.6	70.1	12.0	12.0	3.0	2.6	11.5	7.9

(出典：『第 12 回東京市学事年報』から『第 14 回東京市学事年報』より作成)

東京市小学校長会はこうした子どもの疾病や健康問題について、「空気の汚濁」「運動すべき場所の少きこと」「外界の刺戟過多なること」などにより「身長割合に胸囲体重の少きこと」「筋肉の發育不充分」「歯牙の不良」「眼疾の多きこと」「抵抗力の弱きこと」などを指摘しており、「児童体格検査の結果を一層有効ならしむる」「体育奨励法を設くる」「郊外運動の機会を多くする」などの教育改善の必要性を強調した。加えて、家庭や地域社会との協力を通じて、「身体各部の清潔」「歯牙及眼の衛生に注意する」「早起早眠の習慣を養ふ」などの生活改善の必要性も提起しており²²、小学校長会が提起する尋常小学校の子どもの疾病や健康問題に関する見解は、後述する「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」における取り組みと多くの共通性を有するものであった。

4. 学年制学級編制の定着と学力格差の顕在化

東京市では公立尋常小学校の児童数増加と入学時期の一定化によって「同年齢の均質的集団」である学年制学級が編制される。1905 (明治 38) 年の「小学校児童学力調査規程」制定や 1907 (明治 40) の義務教育年限延長に伴い上級学校との接続が容易になったこととも関連して、学級内の児童の学力格差が顕在化した。

とりわけ東京市では、1900（明治33）年以降にようやく公立尋常小学校が普及し始めたことから、中等・高等教育への進学可能な中産階級と貧困や児童労働などで中途退学を余儀なくされた貧困層・庶民層が公立尋常小学校に在籍するようになり、学級内の児童間の学力格差は顕著であったといえる。

義務教育年限延長が実施された1907（明治40）年ころから、東京市内の小学校でも成績不良による落第・退学を防止するために「劣等児取扱規定」「丁児取扱規定」などの規程を設けて児童の就学定着を図る工夫がなされた。また1908（明治41）年の「東京市小学校の学級編制の基準」に関する調査では、「学業成績」による編制方法を実施している小学校が約36%と高く、学級集団での一斉教授が定着するなかで子どもの学習能力に応じた教育対応がなされていたことがうかがえる²³。

四谷区の余丁町小学校では「精神の発育遅緩にして其学力普通の児童に比して劣等」な児童を「劣等児」とし、「劣等児童の座席を優等児童の傍に置き優等児童をして補助教授」「放課後適宜三十分以内の範囲に於て特別教授」などの特別な教育的対応がなされ、「特に保護者に熟知せしめ学校と家庭と相協力」するなど学校と家庭の協力もなされた²⁴。

京橋区の泰明小学校でも「学科の成績不良にして丁なる評語を附すべき児童を某科の丁児」と称し、こうした学習困難児に対して「受持教員は某丁科の発達を助くるため特別の取扱」を実施していた。具体的な教育的対応として、対象となる学習困難児の不注意・欠席・素養・疾病・天性を十分に調査し、別席法・友助法・別授法・偏習法・余課法・宿題法・庭習法・療養法などの多様な教育的配慮を実施した²⁵。

芝区の桜田小学校では、学習困難の原因として「年齢の多少、入学の遅速」「自心（ママ）の発育不十分なるにも因り又家庭の状況」を挙げて、「児童と家庭と学校」の関係性の改善を図った。また家庭訪問を通じて「当人は幼少より虚弱で、殊に呼吸器が悪いと云ふ」「母が五年前に病没して祖母の養育を受けて居る」「家業多忙の為に子供の学問に注意する隙が無い」など、子どもの学習困難の背景にある多様な生活・家庭上の問題を明らかにした²⁶。

浅草区の千束小学校では「随分家庭の良からぬ児童が多いので既に二三学年の児女にして姦淫等の醜的意味を知つて居る」「三学年の児童でスリを働いたものがある」など、「特殊的児童」も多いために、「訓練日誌の事や、早出看護、服装検査、学校新聞、毎日三名宛の児童を各受持の教師が放課後に呼んで談話を試み以て個性を知る事を計る」などの教育的配慮がなされており、学習困難だけでなく、非行・不衛生・健康問題などの多様な困難に応じていたことが示された²⁷。

5. 1907(明治 40)年の小学校令改正に伴う義務教育年限延長と二部教授問題

1904（明治 37）年の日露戦争勃発を受けて、文部省は戦時を鑑みて節約を図るために二部教授の実施を奨励した。小学校が圧倒的に不足していた東京市は 1904（明治 37）年、東京市教育課長を中心に当時二部教授を奨励していた横浜市の戸部小学校と程谷小学校を視察した。教育課長の島田は二部教授奨励校の視察の際に「二部教授に於て寒心に堪へざるは元気旺盛なる午前に、児童の心裡（ママ）に重き負担を為さしむ」など多くの不利益があるとして、「二部教授は、経費的利益の外、教

育的利益を認むる事能はず」「濫に認可すべき者にあらざる」と言及している²⁸。

牛込区の赤城小学校では「私立小学校の廃校せしもの二三ありて、益々校舎の不足を告げ就学児童の数予定より倍数の多きに達したるを以て」二部教授を実施していたが、「午後の時間に児童の精神を労する」「老人の教員にて倍数の児童を取扱ふ故に其姓名及び性質を知る」ことの困難さなど、二部教授の多くの問題点が指摘されており²⁹、二部教授編制は児童にとって「弊害」が多いものと認識されていた。

前述のように1907（明治40）年に小学校令の改正に伴う義務教育年限延長の実施がなされたが、日露戦争後の恐慌（明治40年恐慌）のために教員補充や学校設立にかかる予算が計上できず、文部省は学級の統廃合と二部教授の実施を奨励した³⁰。東京市でも「目下校舎不足の原因より二部教授を実行せる状況なるに更に義務年限の延長によりて益々校舎の狭隘を来たし前途の経営漸く困難を加へん」と報告され³¹、例えば公立・私立小学校において合計1000名以上の教員が不足していた³²。

1911（明治44）年において全学年で二部教授を行わざるを得ない学校が6校で児童数3,599名、一部に二部教授をしていた学校は69校・児童数30,214名に及んでいた。1916（大正5）年においてもその状況は全く改善されず、むしろ増加傾向にあり、市内公立尋常小学校の約半数84校で二部教授が実施され、市内全児童数の約2割の40,856名が二部教授を強いられていた（表5）。

表5 東京市における二部教授実施の小学校・学級・児童数の推移

	全部二部教授			一部二部教授			合計		
	学校	学級	児童	学校	学級	児童	学校	学級	児童
1911年	6	61	3,599	69	516	30,214	75	577	33,813
1912年	6	72	3,908	75	517	34,984	81	589	34,984
1913年	5	63	3,337	60	496	27,466	65	559	30,803
1914年	—	—	—	—	—	—	72	625	35,505
1915年	5	68	3,832	66	575	31,991	71	643	35,823
1916年	6	85	4,889	75	633	35,967	84	718	40,856

(出典：『第12回東京市学事年報』から『第17回東京市学事年報』より作成)

6. 子どもの「貧困・児童労働・不就学」等の深刻化と「特殊小学校」

「特殊夜学校(夜間小学校)」の開設

1900年前後の東京市域では、中下層の子どもは私立小学校に就学し「貧民窟の貧民」は地域の有志や宗教家によって開設された「小学簡易科」「夜間小学」「貧民学校」等に通っていた³³。四谷区では協同夜間小学校が「授業料は別に制限なく、三銭五銭十銭意に応じて持ち来るに任せ」「午後七時より十時まで開校し、読本・算術・習字・修身」を教えていたが³⁴、市による補助金がなく長く継続できるものは少なかった。そのため日々の生活を営むことが困難である貧困層の多い「浅草、下谷、本所、深川、小石川の如きは、逐年不就学者増加の状況」であり、東京市全域においても学齢児童の約3割が不就学であった³⁵。とくに浅草区53%、下谷区40%の高い不就学率を示していた。

東京市は公立尋常小学校の増設を計画する際に、こうしたスラムや貧困層の子どもの就学率の低さに着目して、授業料無償・学用品貸与の「特殊小学校」を開設することで就学率向上

をめざした³⁶。まず東京市は大規模スラムの下谷区万年町・四谷区鮫河橋・深川区霊岸町に「特殊小学校」を設置し、その後、スラム以外にも「都市下層・貧困層」が集住する地区に「特殊小学校」が設置される（表6）。

表6 明治期に開設された「特殊小学校」

1903（明治36）年	万年小学校	下谷区万年町
1903（明治36）年	霊岸小学校	深川区霊岸町
1903（明治36）年	三笠小学校	本所区三笠町
1903（明治36）年	鮫橋小学校	四谷区鮫橋谷町
1905（明治38）年	玉姫小学校	浅草区玉姫町
1905（明治38）年	芝浦小学校	芝区新網町
1909（明治42）年	絶江小学校	麻布区新堀町
1910（明治43）年	林町小学校	小石川区林町
1912（明治45）年	猿江小学校	深川区猿江町
1912（明治45）年	菊川小学校	本所区菊川町

（出典：石井昭示（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』、p.90より作成）

日露戦争後に東京市でも機械・金属工業が進展し、多数の工場が開設され始める。こうした工場には「細民」「都市下層」の子どもの多くが就労することとなり、児童労働と中途退学・不就学が加速し、「幼年者若くは婦女子の過半は、衛生上危険なる工場に虐使せらるるが如し」「彼等の労働は凡そ十時間前後」に達し「人生の発達期に属する幼児及び少年、並に後代の人類の母たる婦人の体力を虐使し、其の精神機能の発達を阻害する事は、人類一般の智力及び体力の墮落を来」すものであった³⁷。

こうした実態を踏まえ、児童の労働力を保持しながら教育的な対応を行う「特殊夜学校（夜間小学校）」が1906（明治39）年に神田・京橋・小石川・下谷に4校開設された。「特殊夜学校（夜間小学校）」は小学校令第17条に基づく「小学校ニ類スル各種学校」であり、修業年限・学年・学科課程・授業

時数等に関しては小学校令・同施行規則の適用ではなく変則的であった。「特殊夜学校（夜間小学校）」の授業料は無償であり、「学年を2年制に短縮し」「教科を原則として3教科に限定し」「授業時数が尋常小学校に比較して週6時間以上少ない」など「普通教科ヲ速成的ニ授クル」ものであったが³⁸、こうした変則的な修業年限・学科課程・授業時数等については労働児童の生活実態に応じた教育的対応としても捉えうる。1914（大正3）年までに34校の「特殊夜学校（夜間小学校）」が設置されており、就学児童数も増加の一途をたどった（表7）³⁹。

表7 明治期に開設された「特殊夜学校（夜間小学校）」

1906（明治39）年	神田（千桜）、京橋（京橋）、小石川（小石川第一）、下谷（東盛）
1907（明治40）年	京橋第二（月島）、小石川第二（明化）、下谷第二（仲徒）、浅草第一（松葉）
1909（明治42）年	芝第一（南海）、赤坂第一（青山）、下谷第三（竹町）、本所第一（横川）、
1910（明治43）年	四谷第一（四谷第三）、深川第一（六軒堀）
1911（明治44）年	京橋第三（鉄砲州）、赤坂第二（赤坂）、本所第二（柳島）、
1912（明治45）年	麻布第一（飯倉）、四谷第二（四谷第一）、本郷第一（根津）、本所第三（明德）、

（出典：石井昭示（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』、p.102より作成）

このように東京市は「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」の設置を行うことで「貧困・児童労働・不就学」等の子どもの就学率を高めたが、その後も不就学児童は少なからず存在しており、東京市は詳細な調査を実施している。1911（明治44）年に東京市は精神科医の三宅鑛一が中心となり「東京ニ於ケル不就学、又ハ就学猶予ノ児童数、其他特殊児童ノ数ヲ定メ」る調査を実施し、対象児童32,287名中において就学免除

者として「盲者」45名、「聾啞者」76名、「不具廢疾」25名、「白痴」54名、「瘋癲」7名、「その他」109名、「貧窮」54名の合計370名、就学猶予者として「病弱又ハ發育不全」465名、「貧窮」630名の合計1,095名いたことが明らかにされる⁴⁰。

これ以降、東京市は「就学猶予・免除」とされた児童数についての調査統計を公表しており、1915（大正4）年には就学猶予・免除児童は5,874名（学齡児童の約3%）存在することが示され⁴¹、大正期に入っても多数の子どもが貧困・疾病・障害等によって小学校に就学できない状態が続いていた。1900（明治33）年の小学校令改正以降、東京市によって設置された「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」が「貧困・児童労働・不就学」等の子どもの教育救済の一部を担っていたが、都市人口の増加や産業化・工業化の急進、都市問題の激化等によって子どもの「中途退学・不就学」という状態が恒常化していた。

7. おわりに

本章では、1900（明治33）年の小学校令改正以降、東京市による公立尋常小学校の増設や就学督励策の推進がなされる中、公立尋常小学校とは別種の小学校である「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」が開設された意義を明らかにするとともに、これまで「例外的な学校」と捉えられてきた「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」の取り組みを「通常教育の枠組みにおける特別な教育的対応・配慮」の文脈に位置づけて再検討した。

1900（明治33）年の小学校令改正以降、東京市は庶民層・都市下層・貧困層の就学を確実に促すために、子どもの生活実態に応じた初等教育機関である「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」を開設するとともに、成績不良による落第・退学を防止するための「劣等児取扱規程」「丁児取扱規程」の制定、身体検査・学校医などの学校衛生の強化などの多様な教育的配慮を実施した。しかし、1907（明治40）年の小学校令一部改正に伴う義務教育年限延長以降は、都市人口の増大と不安定な財政基盤による教員不足・学校不足によって引き起こされる二部教授・過大学級や子どもの学習困難や疾病・健康問題が深刻化した。

1900年以前から拡大していたスラムでは貧困・児童労働・不衛生・不就学等が深刻化し、東京市は授業料無償・学用品貸与の「特殊小学校」を開設した。また産業化・工業化の発展から多数の工場が開設され、児童を吸引する仕事が生まれたために児童労働と中途退学・不就学が加速し、「特殊夜学校（夜間小学校）」が各区に設置されていく。このような「貧困・児童労働・不就学」への教育的対応や特別な教育的配慮が部分的になされつつも、東京市には多数の不就学児童が存在し、貧困・疾病・障害等の困難を有する子どもが「国民教育」から排除されたまま放置された。

もちろんこうした時代的な制約がありながらも、これまで「例外的な学校」と見做されてきた「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」における取り組みが、それぞれの公立尋常小学校において実施された「劣等児」教育や特別学級編成、学校衛生の強化などの教育的配慮という点で共通性・連続性をもつものであり、当時の東京市において顕在化していた「貧困・

児童労働・不就学・疾病・非行」等の多様な教育的困難に応じて、共通して取り組まれた教育的対応・配慮として捉え直すことができた。

註・引用

- 1 山本正身（2014）『日本教育史—教育の「今」を歴史から考える—』慶應義塾大学出版会、pp.164-165。
- 2 国立教育研究所編（1974）『日本近代教育百年史』第4巻、p.866。
- 3 無署名（1900）東京市小学教育施設に関する建議、『東京市教育時報』第2号、pp.32-37。
- 4 土方苑子（2002）『東京の近代小学校—「国民」教育制度の成立過程—』東京大学出版会、p.157。
- 5 無署名（1901）東京市学事情況、『東京市教育時報』第9号、pp.41-42。
- 6 無署名（1901）学齡簿等点検、『東京市教育時報』第11号、p.37、無署名（1902）学齡簿調査、『東京市教育時報』第18号、p.56。
- 7 無署名（1902）牛込区学齡児童臨時実地調査、『東京市教育時報』第20号、pp.51-53。
- 8 無署名（1901）東京市学事情況、『東京市教育時報』第7号、p.44。
- 9 石井昭示（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』明石書店、pp.99-102。
- 10 加登田恵子（1982）わが国における貧児教育—東京市特殊尋常小学校の成立と展開—、『社会福祉』第23巻、pp.100-101。
- 11 佐藤秀夫（1972）明治期における小学校観の成立—小学校における課程編制の形成過程を中心として—、『野間教育研究所紀要』第27集、p.120。
- 12 近藤幹生（2010）『明治20・30年代における就学年齡の根拠に関する研究—三島通良の所論をめぐって—』風間書房、pp.21-63。
- 13 無署名（1903）赤坂区通信、『東京市教育時報』第29号、pp.50-51。
- 14 無署名（1906）東京市内小学校の特色、『日本之小学教師』第86号、pp.24-26。
- 15 島本龍太郎（1907）児童席の排列に就いて、『東京市教育会雑誌』第28号、pp.54-55。
- 16 松下専吉（1906）本郷小学校教務の実際、『日本之小学教師』第89号、pp.23-24。

-
- 17 無署名（1908）東京市内の小学校、『日本之小学教師』第114号、p.36。
 - 18 無署名（1907）貧富と児童の体格、『児童研究』第10巻6号、p.71。
 - 19 古瀬安俊（1913）数量上ニ現ハレタル児童發育ト貧富トノ關係、『児童研究』第16巻8号、pp.259-262。
 - 20 加等木春次郎（1909）本校周囲の事情と本校教育との關係を述べて本校教育の方針に及ぶ、『東京市教育会雑誌』第54号、pp.12-15。
 - 21 東京都立教育研究所編（1993）第13回東京市学事年報、『東京都教育史資料総覧』第3巻、p.550。
 - 22 東京市小学校長会（1910）東京市小学校児童の身体を健康ならしむるに適當なる方法、『東京教育』第240号、pp.14-16。
 - 23 富岡達夫（1994）『東京の知能遲滞児教育史（戦前編）序説』大揚社、p.55。
 - 24 余丁町尋常高等小学校（1906）劣等児童取扱規程、『東京市教育会雑誌』第26号、pp.30-31。
 - 25 泰明尋常高等小学校（1908）丁児取扱規程、『東京市教育会雑誌』第41号、pp.25-26。
 - 26 村田猛（1906）劣等児童の取扱方に就て、『日本之小学教師』第94号、pp.21-23。
 - 27 季長省三（1908）学校參觀餘録、『日本之小学教師』第115号、p.32。
 - 28 無署名（1904）二部教授視察報告、『児童研究』第7巻6号、pp.36-40。
 - 29 森利平（1904）小学校二部教授の得失に付て、『日本之小学教師』第66号、pp.16-17。
 - 30 志村廣明（1998）『日本の近代学校における学級定員・編制問題—過大学級、二部教授問題を中心として—』大空社、p.52。
 - 31 無署名（1908）義務年限の延長を迎ふ、『東京教育雑誌』第218号、pp.28-30。
 - 32 東京都立教育研究所編（1995）前掲書、p.592。
 - 33 土方苑子（2002）前掲4）、pp.188-189。
 - 34 横山源之助（1899）『日本之下層社会』、p.45。
 - 35 石川惟安（1901）東京市の普通教育に関する統計、『東京市教育時報』第4号、pp.55-56。
 - 36 別役厚子（1995）東京市「特殊小学校」の設立過程の検討—地域との葛藤に視点をあてて—、『日本の教育史学』第38集、pp.154-173、田中勝文（1965）児童保護と教育、その社会史的考察—東京市の特殊小学校設立をめぐる—、『名古屋大学教育学部紀要』第12巻、pp.125-146など。
 - 37 八濱徳三郎（1914）職工の家庭の研究、『救済研究』第2巻5号、pp.58-59。

-
- ³⁸ 川向秀武（1973）東京における夜間小学校の成立と展開—「特殊夜学校」・「尋常夜中学校」を中心として—、『東京都立大学人文学報』第8巻、pp.105-106。
- ³⁹ 石井昭示（1992）前掲9）、pp.99-104。
- ⁴⁰ 三宅鑛一（1912）東京ニ於ケル就学免除就学猶予トナレル児童及ビ特殊児童ノ数著シク多大ナルヲ知リテ此ノ種児童ニ対スル設備ノ益々急務ナルヲ論ズ、『国家医学会雑誌』第306号、pp.49-56。
- ⁴¹ 東京都立教育研究所編（1993）第16回東京市学事年報、『東京都教育史資料総覧』第3巻、pp.577-578。

第5章 1900年代の東京市における「特殊小学校」「夜間小学校」の開設と子どもの「貧困・児童労働・不就学」への対応

1. はじめに

1903（明治36）年以降に東京市では「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」が貧困層の就学督励のために開設され、子どもの生活改善も含めた多様な教育的配慮を実施したことが近年の教育史研究において示されてきたが、こうした公立尋常小学校と異なる別種の小学校は「一般普通の義務制学校」と区別される「差別的な学校」「例外的な学校」として捉えられ¹、過渡的で「いずれ尋常小学校に収斂されるべきもの」として評価されてきた。

そこで本章では、「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」において取り組まれた多様な「特別な教育的対応・配慮」はそうした学校のみで完結するものではなく、庶民層・都市下層・貧困層の公立尋常小学校への就学が一般化する1920年代以降において、東京市によって本格的に開始された教育救済事業や特別学級編制に引き継がれるものとして捉え直していく。

具体的には1900（明治33）年の小学校令改正以降、東京市によって開設された「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」に在籍する子どもの多様な教育的困難の実態とそこでの「特別な教育的対応・配慮」の諸相を明らかにする。

2. 子どもの「貧困・児童労働・不就学」と東京市による特別な初等教育機関の開設

1881（明治14）年頃から東京市域への流入人口が一挙に増加し、1889（明治22）年には四谷鮫河橋、芝新網町、下谷万年町の三大スラムをはじめ各区に多様なスラムが形成され、こうしたスラムに住む貧困層の多くは「人力車夫」「屑拾」「芸人」などの「雑業層」に従事し、不衛生で悲惨な生活を余儀なくされていた²。

明治中期のスラムでは一部、私立小学校や「小学簡易科」などの初等教育機関が開設されていたが、「手紙を書き得るものとは言はじ、僅に自己の姓名を記し得るもの幾人あるべきや」といわれるように、多くの住民は「無学文盲」であった³。とりわけ浅草区や下谷区など、貧困層が集住し大規模なスラムが広がっていた地域では、40%を超える高い不就学率を示していた⁴。明治中期の貧困層にとって公立の尋常小学校は「風呂に入れだの、髪を梳かしてやるのだの言はれるから学校が嫌ひ」「五月蠅から嫌ひ」「覚へられぬから嫌ひ」と訴えられるように「不用物」として捉えられ⁵、多くの貧困層は地域の私立小学校に通学するか、不就学のまま生活する子どもも少なくなかった。

こうしたなかで東京市は公立尋常小学校の増設を計画する際に、授業料無償・学用品給貸与を行う「特殊小学校」を開設することで就学率向上をめざした⁶。まず東京市は、大規模スラムであった下谷区万年町・四谷区鮫ヶ橋・深川区霊岸町、本所区三笠町、浅草区玉姫町に、授業料無償・学用品貸与を実施する「特殊小学校」を開設した。

スラムに住む家庭の多くは「大抵は戸を閉ぢて応ぜず」「罵言悪口を以て反抗する」状態であったために⁷、特殊小学校では子どもの就学を促すために生活改善を踏まえた多様な教育的

対応・配慮が実施された。具体的には、児童労働に応じた二部教授・夜学部の開設・編制や学用品・生活品の給貸与、入浴、診察治療、男女児童の理髪、「小遣銭」の節貯、家庭訪問などが実施されている⁸。例えば、特殊小学校として最初に開設された下谷区の万年小学校では、貧困層の子どもの就学を促すために、「通学上必要なる諸品の給与並貸与」や「特別身分者の処理」（未だ国籍を有せざる者亦稀有ならず）、昼間部では「開校当時より半日教授とし、以て食事労役等の関係より起る困難の緩和」を行い、第5、6学年対象の夜間部を開設した。さらには生計上の補助として「特別手工科」の設置や、後援会事業として「幼児受托並保護者に対する授産」「託児所」の開設、衣類食料の給付、家庭訪問の実施など多様な生活改善事業も実施されていた⁹。

1909（明治42）年に「特殊小学校児童救護会」の後身として「東京市特殊小学校後援会」が開設され、特殊小学校の「在学児童に対して修学上支障を除去するに必要」とされる衣服の給与や疾病の治療、労働賃金の補助、「幼児保育所」の設立、「卒業生に対して善良の市民たるに必要」となる支援を行うなど、幼児保育所の開設や卒業生へのアフターケア等の生活改善事業が実施された¹⁰。

特殊小学校後援会はこのように在籍児童の生活に関わる多様な支援を実施したが、災害時の子どもやその家族への生活支援も行っている。1910（明治43）年に発災した大水害に応じて、「特殊小学校中被害惨状ノ最モ大ナル」「衣類等ノ流失ニヨリ廃学ノ虞アルモノ七百十六人」に対して「牛乳、食料費等ヲ給与」し、「厳寒ノ季節」のために「衣類下駄」「足袋」等の給付を行うなどの対応を実施した¹¹。さらに1911（明治

44) 年に発災した「浅草大火」(吉原大火)の際には「玉姫小学校焼跡ニ臨時出張所ヲ設ケ」「同校就学児童中惨状甚シキ児童ニ対シ先ツ衣類等ヲ給与」し、「児童及保護者収容所」「職業照介(ママ)購買組合」の開設を行った¹²。

明治後期より小石川区、本所区、深川区に多数の各種工場が設置され、工場排水によって神田川が隅田川河口とともに汚染され始めた¹³。煙突の煤煙については、芝区の芝浦製作所や東京電灯株式会社等の大規模工場に加えて、品川、麻布、京橋、上野、谷中など各種工場からの煤煙も明治末期には過酷を極めた¹⁴。また「セメント工場」「製紙工場」「刷子工場」「制帽工場」「紡績工場」では「多量ノ塵芥粉末ヲ飛散シ近隣又ハ職工徒弟ニ危害ヲ生スルノ處多」く、工場近隣の住民への健康被害についても著しいものがあつた¹⁵。

この時期に増加した工場労働者の生活水準は、旧来のスラム住民と「ほとんど差異がないか、少なくとも賃金の大きさ、消費額としての水準ではまったく同等」と指摘されており¹⁶、工場労働者の家庭でも厳しい生活を営んでいたことがうかがえる。

こうした階層の住居環境も非常に劣悪であり、「貧民の住宅と何の選ぶ所なき」「土地陰湿にして不潔なるを以て健康に害ある」「工場との距離甚だしく通勤に不便」であつた¹⁷。工場での児童労働を強いられる家庭も少なくなく、「幼年者若くは婦女子の過半は、衛生上危険なる工場に虐使せらるゝ」「彼等の労働は凡そ十時間前後」に達し「人生の発達期に属する幼児及び少年、並に後代の人類の母たる婦人の体力を虐使し、其の精神機能の発達を阻害する事は、人類一般の智力及び体力の墮

落を来」すと言及され¹⁸、児童労働によって子どもの健康や発達に脅かされていた¹⁹。

こうした著しい都市化・産業化・資本主義化に伴って旧来の下谷万年町、四谷鮫ヶ橋、芝区新網町以外の多数の地域で「都市下層」「細民」といわれる貧困層が増加した。たとえば1911（明治44）年、1912（明治45）年に実施された内務省による細民調査によって、「浅草区七萬人」「下谷区三万（ママ）六千人」「本所区三萬五千人」「深川区三萬人」「小石川区一萬八千人」の「細民」が存在し²⁰、本所区や深川区、小石川区でも多くの貧困層が生活していたことが明らかにされた。1917（大正6）年の警視庁による調査でも、工場地帯である小石川区、本所区、深川区に貧困層が多くいたことが示されている²¹。

万年町にあった「屑物取扱場」の日暮里元金杉への移転に伴い、従来のスラムは「余程面目を更め」る一方で、「本所の横川町や深川の猿江裏町が所謂細民窟中の細民窟」として顕在化し、「炊事場と便所とは共同」「狭隘なる間の中に多数の家族が起臥してゐるので衛生上にも風儀上にも自然良好の結果を得られぬ」状態であった²²。とくに本所区横川町の「細民長屋」は「入口は何れも通路に面し、光線は此入口より外に入る所なく、而して其広さは二畳乃至四畳敷」であり、「室内は真暗で、空気の流通悪しく、異臭粉々たり」「長屋は常に湿気を帯び」「風水害の時などは水が鴨居の所まで侵し」「逃ぐるに道なく」の状態であるなど、非常に劣悪な生活環境であった²³。また「都市に於ける家屋の欠乏は益々甚だしく、此の欠乏は不健康なる住居と、一家に於ける多数同居とを伴」い²⁴、「魚肉又は獣肉を常食とする者は極めて稀」「栄養不足の為め疾病に

冒され」「労働不能に陥り易」いなど²⁵、劣悪な環境のために、栄養状態や健康状態が芳しくなかった。

このように明治後期以降の東京市域においては、スラムの拡大や「細民」「都市下層」の移動・拡散が生じるが、これに応じて各スラムには特殊小学校が新設された。1912（明治45）年に実施された「細民調査」では本所区の就学率は82.5%、深川区では75.2%と就学率が比較的低かったことを踏まえて²⁶、東京市では1912（明治45）年に本所区菊川小学校、深川区猿江小学校が開設され、下層労働者が住居していた小石川区にも林町小学校が開設された（表1）。

表1 1903(明治36)年以降に設置された特殊小学校

1903（明治36）年	万年特殊小学校	下谷区万年町2丁目
1903（明治36）年	霊岸特殊小学校	深川区霊岸町
1903（明治36）年	三笠特殊小学校	本所区三笠町
1903（明治36）年	鮫橋特殊小学校	四谷区鮫橋谷町1丁目
1905（明治38）年	玉姫特殊小学校	浅草区玉姫町
1905（明治38）年	芝浦特殊小学校	芝区新網町
1909（明治42）年	絶江特殊小学校	麻布区新堀町
1910（明治43）年	林町特殊小学校	小石川区林町
1912（明治45）年	猿江特殊小学校	深川区猿江町
1912（明治45）年	菊川特殊小学校	本所区菊川町
1918（大正7）年	太平特殊小学校	本所区太平町

（出典：『第1回東京市学事年報』から『第8回東京市学事年報』より作成）

この時期に新設された本所区菊川小・小石川区林町小・深川区猿江小などでは、スラムの子どものみを対象を限定せずに、

多様な階層の子どもの就学を受け入れ、子どもの多様な生活や発達の困難に応じた教育的対応が実施された。たとえば林町小学校では従来の学用品・生活品の給貸与や理髪・入浴の実施に留まらず、「自学自習カードと予習復習の時間設置」「校内校外自治訓育の実施」「夏季林間学校」「夏季休暇中の学校開放」「促進学級の設置」などの教育的対応を試みた²⁷。大正期に入ると、ほぼすべての特殊小学校で夏季休暇中の運動場開放・林間教授・教育支援が取り組まれており、一学期の復習や訓話、入浴、運動などが実施され、子どもの学習・健康面において大きな改善がみられた²⁸。

このような取り組みもあって、多くの貧困層への初等教育の普及・浸透は一挙に進み、特殊小学校の児童は年々増加している（表2）。1909（明治42）年の1学級あたりの児童数が約61.1名、1教員あたりの児童数が42.5名、1917（大正6）年の1学級あたりの児童数が59.5名、1教員あたりの児童数が55.3というデータから、在籍児童の増加に応じて学級数や教員数の増加措置がなされていたことがうかがえる。

表2 特殊小学校における学級数・教員数・児童数の年次推移

年度	校数	学級数	教員数	児童数
明治42年	6	55	64	3364
明治43年	7	68	78	4085
明治44年	8	81	91	5059
明治45年	10	120	136	6912
大正2年	10	127	152	7379
大正3年	10	137	156	9943

大正 4 年	10	139	163	8446
大正 5 年	10	142	150	8639
大正 6 年	10	146	157	8694
大正 7 年	11	153	157	6946
大正 8 年	11	157	163	9254

(出典：東京都新宿区教育委員会(1980)『新宿区教育百年史資料編』、p.132)

東京市では 1915 (大正 4) 年に、こうした特殊小学校の子どもの実態に応じた教育対応を含めて、各小学校の教育実践をまとめた『東京市立小学校施設事項』を発刊している。この報告書は「東京市立小学校中、訓練教授等に関し、特殊なる工夫研究を遂げて、之を実際に施設し、成績の見るべきものを蒐録」したもので、万年小、三笠小、鮫ヶ橋小、林町小などの取り組みも紹介している。

また東京市は、1917 (大正 6) 年に児童教養研究所の研究主任となった医師の三田谷啓に特殊小学校の子どもの発達・健康に関する調査や小学校に在籍する「劣等児・低能児」の調査を実施させ、市としても貧困や児童労働などの劣悪な生育環境が子どもの学力・発達・健康に悪影響を与えることを認識する。三田谷は特殊小学校に在籍する第 3 学年～第 6 学年の男女 150 人を対象に、多くの児童が劣悪な住居環境のもとで低学年から児童労働に従事しており、学業成績や身体発育も一般に芳しくないことを示した。具体的には「三学年は午前学校に行き午後労働に従事」「五学年の男女は半日の仕事でなく純然たる労働をして」「六学年も全日就働で夜分に通学する」ことが多いこと、「一人平均一・二九畳に過ぎ」ない劣悪な生活環境のため

に「学業成績は概して良好では無い」「身体発育は概して悪い」ことが報告された²⁹。

また大原社会問題研究所の創設に関り、当時、警視庁嘱託として本所区・深川区スラムの生活実態調査を行っていた暉峻義等は、スラムに住む子どもの健康・発達の問題についても言及しており、「住宅の問題」や「細民なり下級労働者」の生活状態に起因して、「全国のものより余程軽い、即ち体重は貧民の子供は普通の子供よりも非常に劣って居」り、「十歳未満の者が病人の殆ど半分を占めて居る」「細民の死亡率に於ては子供が一番高」いなど、多様な健康・発達上の問題を指摘した³⁰。

さらに児童労働への教育的対応を行う「特殊夜学校（夜間小学校）」が1906（明治39）年に神田・京橋・小石川・下谷に4校開設された。「特殊夜学校（夜間小学校）」は小学校令第17条に基づく「小学校ニ類スル各種学校」であり、修業年限・学年・学科課程・授業時数等に関しては小学校令・同施行規則の適用ではなく変則的であった。「特殊夜学校（夜間小学校）」の授業料は無償であり、「学年を2年制に短縮し」「教科を原則として3教科に限定し」「授業時数が尋常小学校に比較して週6時間以上少ない」など「普通教科ヲ速成的ニ授クル」ものであったが³¹、こうした変則的な修業年限・学科課程・授業時数等については労働児童の生活実態に応じた教育的対応としても捉えうる。1914（大正3）年までに34校の「特殊夜学校（夜間小学校）」が設置されており、就学児童も増加の一途をたどった³²。

表3 尋常小学校に付設された「夜間小学校」

1906（明治39）年	神田（千桜）、京橋（京橋）、小石川（小石川第一）、下谷（東盛）
1907（明治40）年	京橋第二（月島）、小石川第二（明化）、下谷第二（仲徒）、浅草第一（松葉）
1909（明治42）年	芝第一（南海）、赤坂第一（青山）、下谷第三（竹町）、本所第一（横川）、
1910（明治43）年	四谷第一（四谷第三）、深川第一（六軒堀）
1911（明治44）年	京橋第三（鉄砲州）、赤坂第二（赤坂）、本所第二（柳島）、
1912（明治45）年	麻布第一（飯倉）、四谷第二（四谷第一）、本郷第一（根津）、本所第三（明德）、
1914（大正3）年	麻布第二（麻布）、小石川第三（青柳）、本所第四（牛島）

（出典：石井昭示（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』、p.102

より作成）

1911（明治44）年の東京市の職工徒弟調査では、13歳未満の幼年職工・徒弟366名のなかで「特殊夜学校（夜間小学校）」に就学しながら、労働を継続している子どもが多くいたことが示されている³³。たとえば本所区の柳島小学校、横川小学校の夜間部、下谷区の東盛小学校夜学部、練堀小学校夜学部、京橋区の月島小学校夜学部などに就学している労働児童の実態が記載されており³⁴、急激な産業化・工業化に伴い児童労働が容認されていた時代にあって、「特殊夜学校（夜間小学校）」は労働児童にとって重要な教育保障の場であった。

小石川第一小学校（1908年に柳町小学校へと名称変更）に附設された小石川夜学校に開設当初約60名の児童が入学を希望しており、多くは「小石川第一小学校の児童」で「授業料を

納むる事能はざる為連続欠席せるもの」であった。学力考査の結果に基づいて、上級前期・後期、下級前期・後期に学級編制を行い、授業時間は午後7時より午後8時45分までとした³⁵。多くは労働をしながら通学しており、男子32名中小石川砲兵工廠の職工6名、その他の工場職工3名、留守6名、父の行商についていくもの2名、子守9名であり、女子34名中、煙草工場の職工が18名、その他の工場の職工が6名、子守が5名であった。小石川夜学校では、開校にあたって「鉛筆六拾本と半紙（藁紙）十帖」を用意するなど学用品の給付を行っており、出席率は高く「予想外の好結果」であったと報告されている³⁶。

四谷第一小学校内に附設された四谷第二夜学校では「家庭の情実上、或は幼少の時から他家へ奉公して、昼間普通小学に通つて、人並に義務教育を了へることのできなかつたもの、又は途中で退学したもの」を対象としており、「成るべく短時日の中に一通りの事を教へ」、「授業料も課せず、学用品の如きも殆んど給与」した。在籍児童の年齢は10歳から25歳までと幅広く、120名中「家庭から通学するものは僅かに十六名」であり、大多数の子どもは「悉く年期奉公、或いは雇人となつて家政の幾分」を援助していることから、「学力の進む度によりては、臨時に何時でも進級させることにして」いた³⁷。

「此種の学校の常として、出席、欠席、入学、退学が定まらない二三日来ては一ヵ月も欠席し、退学したのだと思へば又来る」「昨年六月開校の当時、五六十名の中、満一ヶ年後の今日まで残れるもの僅か四五名を止むるのみ」という状況であったために「教授といふより彼等が自学するといふ上に指導を与へ」、教師は「境遇に大なる同情を以て指導」していた。こう

した取り組みを通して、「いつも親元に手紙を出す度に、自分には書けませんから人に書いて貰ふのがつら」と訴え、初めは片仮名さえ知らなかった子どもが「今は読本の巻五」を讀んでおり「努力は驚くべき効果」があったとの報告もある。一方で夜学校に尋常小学校の教科書を使用するのではなく、独自に教科書を編纂する必要があるとして、子どもの実態に応じた教育を進めていく必要性も強調されていた³⁸。

柳島小学校に附設された本所第二夜学校では「周囲には工場多く、職工其の他労働に従事する者が多く住んで」おり、「生活程度低く」「其の年齢は三十歳以上の」児童が在籍していたために、「人格教育の徹底」を中心としながら「身体検査を行ひ、生徒の健康を進むること」に加えて医療との連絡、牛乳券配布など、子どもの衛生面への配慮や「家庭訪問」「工場巡視」「卒業生の指導」「後援機関の設立」などの生活改善の配慮がなされていた³⁹。同校校長の浅石恒太朗は「不就学の年長者にして特殊夜学校生徒の如く日々継続して修学すること能はざるため、隔日乃至二三日隔の短期講習を希望する者が随分多い」として、学課内の教育活動に加えて週3日程度2時間ほどの教授を行う短期講習会開催の必要性を強調した⁴⁰。

このように特殊夜学校（夜間小学校）では、児童労働等で尋常小学校には就学が困難な子どもに対して、学習期間や学習時間を柔軟に変更することに加えて、子どもの家庭生活の改善をも見据えた教育的対応が実施されていた。

1916（大正5）年の工場法施行に伴って、工場主は雇用児童の教育機会を保障することが求められ、大工場では「工場内学校」の設置がなされた。郡部の工場を含めると、尼崎紡績株式会社橋場工場（南千住）・深川工場（深川）、富士瓦斯紡績小

名木川工場（南葛飾郡）・押上工場（本所区）、長瀬商会工場（南葛飾郡）等に「工場内学校」が開設され、修業年限が4ヶ年であった富士瓦斯紡績小名川工場以外は修業年限3ヶ年で、12歳～14歳までの初等教育を修了していない「労働児童」を対象とするものであった⁴¹。特殊夜学校と同様に学用品・生活品の給付を行い、一日2時間程度の授業を実施する「工場内学校」がほとんどであった。

このように明治後期から大正前期にかけては、尋常小学校では教育的対応が困難であった「貧困・児童労働・不就学」の子どもへの教育支援に関して、特殊小学校や特殊夜学校（夜間小学校）、工場内学校などの多様な初等教育機関が重要な役割を担っていた。

表4 東京市に民営工場における職工および徒弟数（明治40年）

	男工		女工	
	14歳以上	14歳未満	14歳以上	14歳未満
紡績業	897	11	3,705	366
織物業	268	28	624	42
組物編物業	220	19	616	20
染色業	562	28	87	8
刺繍業	6	3	4	—
計（染色工場）	1,953	89	5,036	436
器械製造業	4,258	79	168	—
船舶車両製造業	2,361	42	17	—
器具製造業	2,522	207	258	8
金属製品業	441	69	37	6
計（器械工場）	9,582	397	480	14

発火物製造業	43	—	133	18
製菓業	260	13	115	20
雑業	258	4	251	52
計（化学工場）	561	17	499	90
醸造業	260	86	—	—
煙草業	50	4	312	152
菓子業	126	8	163	2
雑業	16	24	—	—
計（食品工場）	452	122	475	154
印刷製本業	6,140	406	1,307	267
紙製品業	164	11	151	58
木竹製品業	331	16	23	3
皮革製品業	233	15	7	—
石工骨製品業	25	4	2	—
雑業	860	83	393	15
計（雑工場）	7,753	535	1,883	343
合計	20,301	1,160	8,373	1,037

（出典：『東京百年史』第3巻、石井昭示（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』、p.68より）

以上のように特殊小学校や特殊夜学校などの多様な初等教育機関では、子どもの学習や健康への対応にとどまらず、家庭や地域の生活改善も含めた教育的対応がなされていたが、大正中期には警視庁の調査が促進され、各小学校による対応だけでなく、政府や市による社会事業や児童保護事業の必要性が強調される。

万年小学校の校長を務めた坂本龍之輔は、スラムに住む貧困層の生活改善を実施するうえでは「娯楽機関」や「職業機

関」、「細民療養所」の開設を通して、「家族全体をして全く一身同体となつて働かせるといふ」こと「所謂官民合同、公私協同で進むといふことが一番」肝要であることを示した。とくに、スラムの住民は、「博奕を打ち酒を飲む、随て性慾といふ事に就て乱雑になり、正しく働くといふ事に対しても大いなる欠陥が」生じるため「楽しむ機関」を与え、「細民に職業を紹介して働かせようとするならば、其處で働けば相当生活の出来るやうにしてやらなければ目的を達する事が出来ない」と述べ、簡易な職業紹介ではなく職業自立につながる支援を実施する必要性を強調した⁴²。

また警視庁保安課長の近藤俊介は、スラムの住民の生活改善を実施するためには、職業紹介所や貧民長屋・無料宿泊所の設置、公営の浴場・洗濯場の設置、公設質屋などの設置の推進が不可欠であると言及しており、貧困層の生活改善が都市改善事業や社会事業と関連性をもつものとして捉えた⁴³。中央慈善協会主事の杵淵義房は、本所区の太平警察署の細民調査を踏まえて、「細民住宅」の改善とともに「昼間丈子供を預かり、母親をして昼間充分働かせ」るために「昼間保育所」の設置促進や「自暴自棄に陥り、向上心を失ひ、金さへあれば、酒を飲」む貧困層に対して「賃金を得らるゝ様な一定の職業を与へること」が不可欠であるとした⁴⁴。

3. 特殊小学校における子どもの教育的困難と対応

特殊小学校は尋常小学校の教育課程に基づきながらも、スラムに住む「貧困・児童労働・不就学」の子どもの就学定着を図るために、授業料徴収の免除、学用品貸与・給与、入浴や理髪、学校医による診察治療、二部教授の実施や夜学教授、家庭

訪問や保護者の状況把握などの特別な教育的対応・配慮を実施した⁴⁵。

島根県安濃郡教師の今岡増太郎が1912（明治45）年5、6月に、東京市内小学校の視察を実施しており、初等教育の現況のなかで「義務教育徹底ノ施設」として「特殊小学校」の取り組みを取り上げている。今岡は、特殊小学校を「授業料ヲ免除スルハ勿論学用品一切ヲ給シ校内ニ入浴場理髪所等ノ設備ヲナシ半日教授又ハ夜間教授ヲ以テ義務教育ヲ了ラシムル」初等教育機関として捉え、「貯金」「学校家庭連絡」「劣等児取扱」「児童身体ノ清潔」「夏季休業全廃」などの多様な教育的対応を実施していたことを報告した⁴⁶。

3.1 万年小学校における教育的対応

初代東京市長・松田秀雄は貧民児童の不就学対策について、市が直接経営にあたることとして「特殊小学校」設立計画を市教育課長の山田久作に命じて作成させた。山田は東京市によって開設される特殊小学校では「児童の收容除籍共に学校長先づ責任を負ひて決行」し、「学校医が校内に於て児童の疾病を治療する」「児童の理髪沐浴」「法令上尋常小学校に於ては未だ許されざれし凶画手工唱歌等を課する」「夏季休業廃止の実を挙ぐる」「職員の家門訪問并家庭の実状調査」を実施するものを想定していた⁴⁷。当時貧困児童の教育に実験的に取り組んでいた東京高等師範学校附属小学校の坂本龍之輔を校長に抜擢して下谷区の大規模スラムである万年町に万年小学校が開設された。

坂本は1902（明治35）年10月に赴任し、翌年2月から授業を開始した⁴⁸。坂本は児童の就学を促すために、はじめに「警

官の携帯せる該簿を借りて住所、職業年齢等より想像して抜萃に努め之に依りて実地の訪問勸説を試むるにての効果なき」として「個別的調査訪問を敢行するに決し、乞食の老婆と膝を交へて談話しつつ児童の住家を探査」した⁴⁹。個別調査訪問の結果、「嬰兒も猶一人分の稼ぎをなすものなれば就学は糊口上に支障を来す」「早く奉公に出して業務に習熟せしむるを以て保護者にも児童にも就学せしむる以上に有益」「住所の明瞭になるを苦惱す」「私生児を有すれば責罰さるるものとの誤信」「学校の性質を誤解して僻見に駆られ或は学校職員を誘拐者と誤解す」る等の理由から「児童を隠匿し又は児童あることを隠蔽する者多」と述べられている⁵⁰。

保護者の職業は「人力車夫」が67名で、次いで「屑拾い」15名、「職工」15名と多くが「雑業層」であり、保護者の識字率も低く⁵¹、生活は過酷を極めていた。例えば「母を同ふする四児の、父をば各別にする」「女一人で三人の子供を啣へ行かると筈なき故」に「亡父の初七日なるを以て」「後夫を迎へし」家庭、「僅か八歳なる実子をして」「幾回となく吉原迄も貰ひに出でしめ」る家庭などで、多くの子どもは生活していたことも報告されている⁵²。また万年小学校では「乞食」をしながら就学している子どもも少なくはなく、「一寸体裁の良い乞食」「お吊ひ乞食花乞食などは決して珍らしからぬ」⁵³、「昼は乞食をして暮方に家に帰り顔を洗ひ髪を梳り其より学校に通」っている子どもの様子も示された⁵⁴。こうした家庭・生活環境で育つ子どもの多くは「戸籍」「国籍」を有していなかったが、万年小では「国籍を有せざる者、其他学齡簿に載せらるべき實際年齢に達し居りつつも載せられざる児童等こそ先づ第

一に收容せんことを期する」として、こうした子どもの就学督励も積極的に実施した。

子どもの就学奨励のために、開設当初は「半日は校舎を明けおき職員は家庭の訪問其他に尽し日の暮れて後、学校長は概ね夜の十一時を以て退出するを常とし」、1903（明治36）年12月になってようやく「收容せし児童の訓練漸く緒に就けるを以て更に午後部の児童を收容して始めて全日校舎を使用する」ことが可能となり、「本市并当校経費の関係より来らずして全く児童家庭の生活状態」から二部教授を開始した⁵⁵。

学校に就学する子どもの実態として、「身体の汚垢酷しきを以て皮膚の色の辯ず可らざる者」や「尿意頻発、着席の促失禁して知覚せざる者」も少なくなく、「白癬疥癬等何人にも一見して明白なる皮膚病の頭部又は手甲に現はれ居らざる者は全校児童中僅かに指を屈するに止まりき」という状態で、「半風子の棲息し居ること実に意外にして衣類を脱せしむるもなほ皮膚に喰ひ入り居たりき」「教授の講究よりも半風子の処分を急がざる可らず」という子どもも少なくなかった⁵⁶。東京市学事年報でも「貧血的テ眼疾及皮膚病其他遺伝梅毒ニ因スル疾患非常ニ多」く、94%の児童が何らかの医療的措置が必要であると示され、在学中に約4%の子どもが胃腸病や肺病、チフス、肋膜炎などで死亡していたことが報告された⁵⁷。またこうした子どもの実態に応じて、「理髪機械を備へて、每日一学級に付凡そ五人づゝ順番に斬髪をし」「湯殿を設けて、毎日各学級凡そ十人位づゝ入浴させ」る等、子どもの衛生面での配慮が取り組まれた⁵⁸。

こうした子どもの教育的対応を実施する上で「衣服食料及医薬の給与真に焦眉の急に迫り居るも」のであったが、市は「首

府の自ら経営する学校たり個人の寄付をうくるが如き卑屈の挙を許さずと、而かも市費に之が計上を為さざる」状況であったために、1903（明治36）年に医師の石井昇が開設した塵功堂と協力をした。塵功堂は「収容児童に衣服食料医薬を給与し理髪の途及未だ戸籍簿に登録されざる者の処理に尽」し、「庶物に関する知識を啓く施設の必要を感じ各種標本類は廉価祖悪なるも数量の多きを期し廊下に陳列して利用、説明に便し且児童談話の資に供する」こととし⁵⁹、子どもの生活改善につながる学用品・生活品の給与を行った。

授業中において、「職員の教室内に居るに係らず机の上を奔り廻るものあり、机の蓋を揮って打ち合ふ」「監護に従ふも猶殴打、爪把、格闘叫喚は絶えざる」「少しく強く訓戒すれば室内も割れん許りの聲を掲げて泣く」などの教育上の困難がみられ⁶⁰、「自識ト云フモノカ非常ニ鈍」く、「卑猥ナルコト所有権ニ関スル不正若クハ不健全ナルコト」に加えて、「直観、想像、注意、判断、記憶等ノ力カ非常ニ欠乏シテ居」り、「年齢ノ割合上カラミルト觀念カ茫漠荒蕪ヲ極メ」ており「其有ツテ居ル言葉ノ数カ至テ少ナイ」ことが報告されている⁶¹。

こうした子どもの実態に応じて、万年小学校では「始めて就学した児童は、凡て一学年に編入することは勿論であるけれども、その成績の進み次第臨時に昇級させることにし」⁶²、具体的には「第一学年児童百七十七名中曾テ学校生活ノ経験アルモノヲ甲組トシ其然ラサルモノニツキ年齢ヲ標準トシテ乙丙両組ニ分」けるなどして、子どもの実態に応じた学級の編制がなされた⁶³。また「一学年に就て注意せるに受持職員は其三分の二迄は低能者」と報告しており、「法令規定によらずして『児童の能力に相応する特別課程に依りて教育する学校』なりとせん

こと、第一学年としての教課（ママ）の前に予備課程を設けざる可らざること」として、「昇降口の半ばを割きて職員室に、前職員室を小教室に改造し明治三十八年度に特別学級」を開設することとした⁶⁴。

こうした取り組みを通して、当初多くの児童が「只アーと叫んで教員の囲り（ママ）を取巻き或は旦那と称」び、「教場内に在りては己れの席に静坐することなく、授業中なるとならざるとの区別知らねば矢鱈に立ち歩きて教員も其の取締りに困却」したが、「一週間と経ち二週間と過ぎ日数重なるに従ひ児童も漸く学校生活の何物たるかを解」し、多くの児童が「教育を受くる」ことに、喜びを感じるようになった⁶⁵。

しかしこうした取り組みにもかかわらず、万年小学校における中途退学率は非常に高く、貧困や児童労働（奉公、日取引、就労役、子守、留守）による退学・不就学が恒常化していた⁶⁶。これに対して、1905（明治38）年に「自ら市価ある物を製作する案を立て無条件無給与の弊を避け、教育其ものの為に謀ると共に就学に資し、半途廃学を予防する為収得=即所謂労働賃金=補給の途」を講じて「特別手工科」を開設した⁶⁷。「特別手工科」では「児童の性行」を踏まえて「危険度の少き」「粘土細工」の製作が実施された。



図1 万年小学校での粘土細工(特別作業)の実践

(出典：『東京市教育会雑誌』第30号、1907年)

加えて学齢児童を対象として、昼間に働きながら就学できる「普通夜学部」を1905(明治38)年に開設し、義務教育年限延長に伴って1908(明治41)年から、第5、6学年の児童を対象として夜間教授を実施した。とくに万年小学校では「二十七才の人力車夫にして無学の苦を許へ学費を自弁し廊下の隅にて聴講する」「浅草公園内に住む十七歳なる女子北清島町に住む収容せる女兒の姉なる三十六歳の婦人等来校何れも日常生活上無学の苦を訴へて教育を請ふ」という実態があったために、「現に生活上無学に苦しむ者を収容して焦眉の急に迫れる知識を与ふることは、保護者に学齢児童教育の必要を自覚せしむる」として、学齢外児童や年長者のための「特殊夜学部」が開設された⁶⁸。

3.2 霊岸小学校における教育的対応

1903(明治36)年に深川区の霊岸町に霊岸小学校が開設され、長野重三郎が校長の任に当たったが、開設当初の在籍児童数は135名であり3学年編制であった。明治中期の深川区にお

ける貧困層の教育的対応については、深川地方寺院各宗総代によって設立された富岡門前町の教友第一小学校、霊岸町の教友第二小学校、東森下町の教友第三小学校が担っていたが、これらが一枚に統合され、東京市直営の特殊小学校の霊岸小学校として開設された⁶⁹。

文部官僚で東京市教育会の設立にも携わった寺田勇吉は霊岸小学校の開校式の際に「今日所謂特殊の小学校の進んで公立小学校と為り今日の公立小学校の変じて却て将来に於ける特殊の小学校と為るの期あるを信ず」として「特殊なる小学校の教師として立つのみならず将来に於て他の普通公立学校の模範たる」と述べており、霊岸小学校を始めとした特殊小学校の役割を小学校の教育改善事業として位置付けていた⁷⁰。

当初入学してきた児童については「戸籍上の困難が少からず」「規律を重んぜぬ」「為ることが頗る残忍」「約束を重んぜぬ」「渡船で通へば、賃銭が掛るといふやうな不便がある」「トラホーム、結膜炎等の患者が半数以上もある」など多様な教育的困難を抱えていたことが示されている⁷¹。多くは「人力車夫」「小売商」「職工」「日雇」の子どもであり、在籍児童の約半数は「小学校ニ入りシコトナキモノ」であった⁷²。

1906（明治39）年には在籍児童が409名にまで増加し、4学年編制へ移行する。内職や児童労働を強いられる子どもも少なくなく「諸工場ニ通勤スルモノ及ヒ隣寸ノ箱貼り毛糸レース編物等ナリトス」「子守ニハ他家ノ子女ヲ子守シテ賃金ヲ得ルモノト弟妹ヲ子守スル」子どもが在籍しており、在籍児童中半数以上が「子守」を含めた労働に従事していた⁷³。さらには紡績工場等の工場に昼間勤める児童も多かったために、第1学年～第4学年単級の夜学部が1905（明治38）年に開設された。

また疾病・健康問題を有している子どもが多いために「児童登校ノ際夫々治療ヲナ」し、「理髪」では「男女児トモ一週一回火曜日ニ実行」「頭虱ノ駆除白癬等の快方及予防」を行い、「入浴」では「一週二回男女各一回ヅ、入浴」させ、「健児ヲ最初ニシ病児ヲ後ニ」するなどの配慮を行った⁷⁴。こうした取り組みに対して、父兄懇談会では「理髪入浴等の面倒までも見てくれらるゝので日頃父兄たちの喜んで居ることは一通りでない」「児童の成績を見て感に打たれた殊に編物の細工には皆舌をまいた」との様子が報告され、貧困層の家庭であっても子どもの成長・発達に対して好意的であったことがうかがえる⁷⁵。

さらに米価騰貴の時期には「従来の生活を持続すること頗る難く一家数口食を減じ或は時には全く欠食するものあるに至る人生の惨も亦是に至りて極ま」るとして、「白米廉売法を実施して一面に於ては保護者の努力を促して生活上の困難を緩和し又一面に於ては児童の中途廃学者を防」ぐことをねらった。これにより「食費の費用を省き得て他の日用品又は衣服（子供の着物）の古着などを求むることを得る様にな」り、「子供等に三度の食事を相応に与へ」たと振り返り、教師も「廉売法が有難さうに見えて学校を信頼する様子が一変して来た」と述べている⁷⁶。

大正期に入ると下層労働者や貧困層の家庭でも「常雇」となり、「労働賃金」「月給」を受けとる家庭と「収入が多くは不定」「日収」の家庭に二分され、「日収」で生活する家庭では「残飯生活を営み、或は欠食する」という不安定な生活を営んでいた⁷⁷。そこで訓導の坂間惣重郎は「日収」の家庭と「月収」の家庭での子どもの健康・発達状態の相違を調べ、学業成

績や身体発育の面において「日収」で生活する家庭の子どもの困難度がより高いことを明らかにしている⁷⁸。

大正後期においても霊岸小学校では一般に下層労働者や貧困層の子どもが通学していたが、とくに富川町に広がっていた木賃宿・止宿に住む貧困層の子どもの劣悪な生活環境や健康状態・発達の遅れに注目されるようになる。林町小学校訓導から霊岸小学校校長に就任した橋本熊太郎は、「細民児童の保護救済は未だ充分の徹底を見る事が出来ぬ」として「東京市第一の極貧部落である富川町木賃宿止宿児童の保護教化に関する問題」に着目した。

橋本は「木賃宿」の子どもの生活実態を明らかにしているが、「一家畳数の平均は二畳五分五厘」「衣服の着更も無く、遊ぶに樹影もなく、読むべき書物も買へない」「夜蚤と南京蟲に苦しむ者が殆んど全部」という状況であった。また、健康状態についても「児童の死亡が百分の三十一と云う戦慄すべき」状況で「深川区内の普通小学校の疾病率に比較して、トラホームが約二倍半、其他の眼病が約三倍、扁桃腺肥大が三倍余、耳疾が一倍半、皮膚病に至つては五十倍の多数に上つて居る」など、「家庭衛生状態が児童に及ぼす影響の恐るべきを察知する事が出来る」と言及された⁷⁹。さらに、木賃宿に住む家庭の多くは「無教育者」「未寄留者」であり、「仕事によつて住所を転々する」不定労働者であるために、依然として多くの「不就学・中途退学」が存在することが明らかにされ、「工場に、或は子守に、或は奉公に出さなければならない」状況が示された⁸⁰。

このように木賃宿に住む子どもの多くは「不良環境」のために「三分の一は病弱者で、三分の一は成績不良児、のこる三分

の一は不良性児童」であり、「木賃宿児童救済学級」を2学級開設し「養護、訓練、教授、救済、保護」を実施し、疾病の治療や「勤労教育を兼ねたる印刷、甲馳ハメ、荷札等の作業を課」すなどの支援に取り組んだ⁸¹。

3.3 鮫ヶ橋小学校における教育的対応

鮫ヶ橋小学校は、1902（明治35）年8月に東京市霊岸小学校の校長であった長野重三郎が校長の任に当って開校の準備を行い、1903（明治36）年10月に開校された。同年に12月には築地小学校訓導であった中山栄太郎が校長となり、多様な教育的対応を実施した。

鮫ヶ橋小学校が開設された四谷区鮫ヶ橋谷町では大規模スラムが広がっており、「多くは、二畳一間があるきりで、居間にも寝間にも、食堂にも応接所にもなつてゐて、その不潔なことは、実に言語に堪へたもの」、「男児は殆ど皆出職してゐるから、留守居のものばかりで、腰の曲つた老人や、眼のただれた女の児や、白癬だらけの男の児が無心に遊んでゐる」と報告されるなど⁸²、子どもを取巻く生活環境は劣悪であった。

例えば、同校在籍児童の333名の保護者のうち「読み且つ書き得るもの四十人」「普通の手紙を読み且つ書き得るもの六人」であり、「児童の家族内に喧嘩其他の紛糾ある時必らず仲裁の労を取る」必要があるほどの家庭環境であった⁸³。さらには「通学児童の保護者に対し飲酒の状態に付て調査したる所に依れば、保護者五二二名中五八・六%、即三〇六名は飲酒者」であるなど、両親の多くは飲酒が常習となり⁸⁴、子どもが語る「最モ哀シキ」こととして「親ノ死」「親ニウタレシ時」「親ノ外出シテ帰り来ラサル時」「隣人ノケンカ」「貧乏」などが挙

げられたことから、劣悪な家庭・生活環境がうかがえる⁸⁵。また多くの家庭は「自家の生計上不利」であるために「学校の教員又は区吏員の姿を見れば、忽ち児童を隠蔽することありて」「学校を忌み嫌」っており、就学督励が非常に困難を極めていた⁸⁶。

就学する子どもの実態として「往々野性的ノ不良ナル習慣」「意志極メテ薄志弱行」などの行動上の困難、「学業ハ概シテ稍々劣ルモ殊ニ技能科ニ属スルモノニ於テ著シキヲ見ル」「概シテ体格不充分」などの学業面や身体面の発達困難を有しており、子どもの実態や個性を把握するために「訓練簿」を作成し対応にあたっていた⁸⁷。子どもの多くが疾病や健康問題を罹患しており、597名中に体格「中」が575名を占めていたが、「眼疾」168名、「齲齒」210名、「外被病」18名と大多数の子どもが疾病に罹患していたことが示されている⁸⁸。

鮫ヶ橋小学校では「清潔・正直・勤労・独立」の4項目を軸としながら、「校内に於て、入浴場があつて、毎土曜には、教師が監督して、生徒には必ず入浴せしむる」こと、「毎金曜日、数名宛の理髪を、男教師が、自らなす」こと、「不潔のため、皮膚病及び眼病患者が、甚だ数多い」ために疾病児童の治療、「欠席の日数が重なる」場合の家庭訪問、植物園の整備、養豚・養鶏・養蜂等を実施するなど、子どもの健康・生活の改善と自立にむけた取り組みが実施されていた⁸⁹。



図2 鮫ヶ橋小学校での子どもの診察と入浴指導の様子

(出典：『東京市教育会雑誌』第29号、1907年)

とくに同校では「貧民の児は之を貧民あしらひに」すると「彼等の良心を麻痺せしめ、自暴自棄廉恥を重ずる」として、「教師が児童を呼ぶにも何某様といひ、かうしられた、あゝしますとやうに敬語を用ひる」など「児童の取扱は、一般に叮嚀であ」った⁹⁰。こうした取り組みによって、鮫ヶ橋小では「児童相互に敬語を用ゐしむるの結果は学友親和の情を増加」し、「粗暴の言語動作は変じて明瞭丁寧なる言語と温和従順の気風とな」る、「喧嘩口論は跡を絶ちて共同事をなすを喜ぶに至」るなどの子どもの変化が見られ、「従前会つて路傍にありて、人を嘲り、家屋に楽書をなすが如きこと一もあるなく、却つて父兄は学校教育の効果を謳歌するに至れり」とスラム地域自体の生活改善がもたらされたことが報告されている⁹¹。

表5 鮫ヶ橋小学校で実施された特別な教育的対応

入学特別扱、家庭調査、家庭訪問、校医ノ診察及治療、訓導ノ点眼塗薬、児童ノ入浴ト理髪、保護者会、児童会、運動会及校外教授、三学年以上ノ全日二部教授、五六学年ノ昼間・夜間二
--

部教授、年長児・劣等児・欠席欠課児ノ特別教授、児童ノ予習
ト復習、校長ノ学級検閲及個人訓練、始業前の訓練、掲示教
育、出席奨励、学校園、児童貯金、児童文庫、夏季休業中ノ運
動場開放及復習、児童ノ作業、児童ノ救済及職業ノ周旋

(出典：鮫橋尋常小学校『東京市立鮫橋尋常小学校一覽』より作成)

鮫ヶ橋小では明治後期や大正期に入っても100人規模の中途退学者を出しており、学校に就学をしながら「蓑巻」「吸口附」「袋張」などの内職・勤労している子どもは50名以上在籍していた⁹²。大正期の同校在籍児童の就職先として「活版職工」「自転車職工」「給仕」等が多く、「活版職工」では一日の労働時間は10時間であり⁹³、昼間に就学することは極めて難しい状態であった。それに対して同校は「一日四十銭餘の収入中よりかゝる贅沢なる小遣錢を与へて幼齡の折より濫費の習慣を作るは慨すべき」として、職業訓練や特別作業とともに「間食濫費の風習打破」「勤儉貯蓄の奨励」「労働に対する積極的趣味の鼓吹」を促した⁹⁴。大正期に入ると二部教授を廃止して全日教授としたが、午後は「児童家庭の都合により（家事の手伝、子守、内職、工場通ひ等）調査の上出席を強ひず」との配慮を実施した。

鮫ヶ橋小学校では1912（明治45）年から特殊夜学部を開始しており、「昼間部の五六学年（複式）一学級と夜間部の五年、六年二学級との如く」編制していたが、「養護方面に就ては全然悲観せざるを得ざるものありて」「児童身体の發育時代に於て過度の心身の疲労は痛く其健康を害する」として夜学部を廃止し、「特別なる事情の児童は、午前授業午後作業の法に

より、以て彼等の身体を擁護（ママ）し、完全なる教育」を与えたいとしている⁹⁵。

表 6 鮫ヶ橋小の中途退学児童数の年次変化

	在籍児童数			中途退学者数		
	男	女	計	男	女	計
明治 36 年度	129	102	231	3	2	5
明治 37 年度	163	121	284	79	74	153
明治 38 年度	185	157	342	15	10	25
明治 39 年度	191	173	364	44	29	73
明治 40 年度	192	153	345	28	35	63
明治 41 年度	192	155	347	55	42	97
明治 42 年度	206	184	390	46	33	79
明治 43 年度	238	192	430	48	58	109
明治 44 年度	242	212	454	75	44	119
明治 45 年度	255	259	514	53	41	93
大正 2 年度	267	242	509	58	61	119
大正 3 年度	309	253	562	41	70	111
大正 4 年度	328	252	580	59	69	128

（出典：鮫橋尋常小学校『東京市鮫橋尋常小学校一覽』より作成）



図3 鮫ヶ橋尋常小学校第6学年夜学部での授業の様子

(出典：『東京市鮫橋尋常小学校卒業記念』、1918年)

3.4 三笠小学校による教育的対応

1903（明治36）年、本所区に三笠小学校が開設され、当初は2学級編制で児童数116名であった。本所区の三笠小学校では「身体の動作が頗る不活発で、運動が敏捷ではありませんことで、これは恐らく栄養が十分でない」「精神上においても感動が鈍」いなどの子どもの健康・発達上の困難が挙げられている⁹⁶。具体的には約24%の児童が「眼疾」に罹患し、約20%が「凍瘡」に罹患しており、「皮膚病」「耳疾」にも少なくない数の児童が罹患していたことが示された⁹⁷。

三笠小学校では「唯家計が困難だといふ部類の児童と、赤貧洗ふが如き貧民の子弟とは、大に取扱上、異にすべき筈」で「唯家計が困難だといふ位の児童は、授業料を免除し、多少の補助をしてやればよいのですが赤貧洗ふ如き生活のものに至ては、中食一飯位は学校で支給してやり、尚進んでは、孤児院的に収容する」必要もあると述べ、子どもの生活実態に即した教

育的対応の必要性を認識していた⁹⁸。例えば、「一切修学に要する器械並に遊戯の具に至るまで貸与し尙週間に一回沐浴せしめ男児には一ヵ月一回理髪し女児には尙週間に一回結髪」の実施に加えて、「生徒の疾病創傷等に罹るときは父兄の資力を以て医師の治療を請くること能はず」ために、「学校の診療室に於て施療」し、三笠小学校では学校医と教師との協力で巡回治療を実施した⁹⁹。

また同校では、米価騰貴などの貧困層の生活難に応じて「白米廉売」「残飯の給与」「蚊帳の貸出し」「洗濯」などの生活改善につながる配慮を実施しており、1912（明治45）年6月の米価騰貴に対して、50名の児童に昼食を給与し「寄贈米を以て校下全部の家庭に対し」て白米の廉売を実施し、児童の「随分不潔」「汚穢の服装」に対して「校内に洗濯の設備」を整備するなどの生活の維持・改善が優先された¹⁰⁰。

学習上の取り組みとしては「本校ニハ三時間ヲ四回ニ分チテ教授」するなど、子どもの注意力などの特性に配慮した教授上の工夫を行い、教科目は修身・国語・算術・体操・唱歌・図書・手工科を導入した¹⁰¹。また在籍児童の実態として「学力性行に非常な懸隔がある」ために、1909（明治42）年より多様な学習困難をもつ子どもの特別学級を「三四学年各八名二学年十四名の三組」で編制した。

三笠小学校が開設された本所区では、煙草製造所、玩具製造所、紡績会社など多数の工場が開設されて児童労働が常態化しており、「日々欠席多く一割以上に及」び、「入退学最も不秩序にして四月以降今日迄既に一百十九人の退学生」があった¹⁰²。このように同校では児童労働による「中途退学・不就学」が目立つために、「日清紡績及び鐘淵紡績の如き大会社あ

り、労役者の便宜最も多く「生徒等に利益ある作業を考究」することとし¹⁰³、同校で実施された特別作業として、工場や商店を請負先にして、マッチ箱詰、ガラス製造、時計製造、紙箱張、玩具細工などの内職作業がなされた¹⁰⁴。卒業生の多くは煙草製造所、玩具製造所、紡績会社などに就職し「十四歳にして既に日当二十五銭を得一ヵ月優に七円五十銭を稼」いでいた¹⁰⁵。

3.5 玉姫小学校における教育的対応

玉姫小学校は、1905（明治38）年に浅草区玉姫町に開設され、3学級編制で全部二部教授がなされた。同校の新入学児童の実態として、83名中に「片仮名5つ位」読めるものが44名と多く、教え方としては20まで数えられる子どもが40名程度、「身体上に故障あるもの」は、「視力」に1名、「聴力」5名、「発音」3名であったことが示された¹⁰⁶。

1906（明治39）年において、出席児童325名中に「眼疾」が50名、「凍瘡」が71名、「皮膚病」に44名が罹患しており、毎週2回学校医による治療が実施され、毎週1回の入浴や定期的な理髪も実施されていた¹⁰⁷。子どもの体格面では1911（明治44）年の調査によれば、児童550名中に体格「強」が87名、体格「中」105名に比して体格「弱」が358名と圧倒的に多いことが報告されている¹⁰⁸。

低年齢の段階から児童労働に従事する子どもは少なくなく、児童83名中「手伝」するもの29名、「子守」するもの45名、「内職」するもの5名と、同校では低年齢から、家庭内での労働に従事する子どもも少なくなかったことがうかがえる¹⁰⁹。こうした家庭生活環境や健康状態から次年度に進学でき

るものは少なく、526名中176名の進級が困難であることが示された（表7）。

表7 1911(明治44)年度の玉姫小学校の進級状況

	在籍児童数	進級可	進級困難
男	277	190	87
女	249	160	89
計	526	350	176

(出典：東京市浅草区役所(1914)『浅草区誌』下巻、p.109)

1911(明治44)年4月に玉姫小学校は浅草区内の大火災(吉原大火)によって焼失し、翌年に新築校舎が建設された。大火災の際には特殊小学校後援会が臨時出張所を設けて、「同校就学児童中惨状甚シキ児童ニ対シ先ツ衣類等ヲ給与シタルモ其惨状観ルニ忍ヒス」「児童及保護者収容所トシテ臨時応急ノ共同長屋」を建設し「職業照介(ママ)」「通俗教育講話会」の実施もなされた¹¹⁰。

玉姫小学校の新築落成に伴い特殊小学校後援会初めての事業として「託児所・作事場」の開設が検討され、託児所や廃物の改良販売が可能な作業場の開設が実施なされた¹¹¹。さらには新築校舎が建設され「収容児童に比し教場の数頗ぶる余裕有る」こととなったが、「普通小学校の如く同一学級の児童を午前より午後に涉りて教授する事は彼等が多少の賃銀(ママ)を得て家計を補助するの便無き為めに、「児童の子守」に対しては「児童が遊惰の悪風習に染まん事を憂」い、「校内に託児所」を設置した¹¹²。校内に開設される託児所については、「時間を見て小児を寝かせてやる」「蒲団の設備も無ければな

らない」「飯も食べさせる」「哺乳もする」「斯くて一日小児を預かつて、母親が一日の内職が安心して出来る」ような設備や支援体制が整えられ¹¹³、乳幼児の発達を促すものであったことがうかがえる。



図4 新築された三笠小学校の見取図

(出典：東京市浅草区役所(1914)『浅草区誌』下巻、p.108)

玉姫小学校では夏季休業中においても児童の出席が求められ、昼間部では午前8時から12時まで、夜間部では午後6時から8時までの時間帯で「尋常小学校教科の復習」「合同体操」「作法実習」「趣味講話」「図書閲覧」「水浴」「特別作業」を実施した。夏季休業中には「当校児童の家庭の通弊たる不規則なる生活に流れ身体並に精神に悪影響を受くること多き」いが、「日々復習及運動をなさしめ」「特別作業に依り多大の収益を得」て「児童の健康と修養とに資益した」と報告されている¹¹⁴。

3.6 芝浦小学校における教育的対応

1906（明治39）年5月に大規模スラムの芝区新網町に芝浦小学校が開設した。翌年4月には長島富秀が校長に就任し、5月から授業を開始する。当初の児童数は男164名、女性128名の計292名で、1909（明治42）年4月には児童数440名、8学級へと拡張し、新5学年生に対して夜間教授を実施した。修身、国語、算術、体操、唱歌、図書に加えて「追々手工をも加設する筈」とし、他の特殊小学校と同様に「毎週二回の診療」「一回沐浴」「三回理髪」等の子どもの衛生面の配慮も実施した¹¹⁵。

芝浦小学校でも他の特殊小学校と同様に「開校の当時児童等は入学を勧誘せし時は、父兄等動もすれば大きなお世話だと言はれぬ許り間々反抗的の模様」であったために、「児童生計の一助にもと学校より煙草工場に交渉して女生徒の半日労役を約」し、「生活難の為め男児童の退学を申し出づるもの続々ありしかば是非共之を救済したきものとして又た煙草工場に交渉し巻煙草仕上の作業に就かしむる」など、近隣の工場との連絡を密にとるなどの配慮を行った¹¹⁶。

学校医の田中武助が1907（明治40）年から身体検査を実施し、「眼疾其他二三疾病の状況」について「全く衣服及住居等の非衛生」であるために、児童の16.2%はトラホームや結膜炎などの「眼疾」に罹患し、8.2%は湿疹や白癬などの「外被病」を有していることが示されたが、「体格は四十年度に於て強健者五〇%なりしもの、漸次善良に向」い、「トラホームは体格の如く著しく良好に向ふの結果を見ずと雖も、概して減

少」するなど、同校の取り組みを通して子どもの健康面においても改善がみられた¹¹⁷。



図5 芝浦小学校での授業の様子

(出典：『卒業記念写真帖』1914年)

3.7 絶江小学校における教育的対応

1909（明治42）年6月、麻布区本村町に代用慈育小学校の事業を引き継ぐ絶江小学校が開設された。同年10月に絶江小学校の開校式を開催し、赤城小学校訓導であった森利平が校長を務め、当初273名の児童が在籍し4学級を編制した¹¹⁸。

1910（明治43）年には8学級475名、1911（明治44）年には9学級600名、翌年1912（明治45）年には第5・6学年を対象とした夜学部が開設された¹¹⁹。

同校では芝区白金三光町、麻布区新広尾町に広がる木賃宿街などの麻布・芝周辺の都市下層を対象としており、他の特殊小学校と同様に「授業料を免除し、学用品」、「衣服食料を給し

宿舎を給する」「教育的救済法」を実施していた。加えて「白米を廉売して児童家庭の困窮を救ひ為に児童の欠席を少からしめ又退学者を防ぎ及未就学者を就学せしむるなど是亦教育上欠くべからざる救済法」として「白米廉売法」も実施した¹²⁰。

麻布に住む庶民層・貧困層にとって米価騰貴の影響は大きく、「普通小学校児童の家庭に於てさへ絶食者を出さしむるの時に当り其生活状態実に困難の極度に達せるもの少からず」

「日々の食料に供するものは外米、残飯（軍隊等の払下げ）餛飩屑、オブラート屑等を以て僅かに飢を凌けりために一日一回昼の工場辨当のみを以て数日を続ける父兄もあ」るような状況であった。こうした状況に対して校長の森利平は、「家庭生活難のために児童の廃学するもの或は欠席者遅刻者の多くして教育上に至大の障害を及すべきことを予想し之が予防策を講ぜんとし各学級担任訓導と共に日夕家庭を訪問し以て其生活の状況を視察して或は慰藉を与へ或は発奮を促」し「白米廉売法」も併せて実施した¹²¹。「白米廉売法」実施後には、「児童の欠席退学を少からしめたるのみならず児童衣服の清潔になる」

「典物を受けたり為に負債を果せり為に若干の貯金をなせり」というように、中途退学が防止されたとともに子どもの生活改善にもつながったことが報告されている¹²²。



図6 絶江小学校における「子守教育」の実践

(出典：『少女画報』第1巻6号、1912年)

同校では在籍児童中に子守児童が多くいることから、月に一・二回、子守に必要な訓話・唱歌などを教え、幼児の品性の善良を希望して運動娯楽等の場を設けた¹²³。とくに校長の森利平は群馬県や長野県で盛んに実施されていた子守教育の視察を実施し、「東京市の如きは彼の特殊教育の設備あるにも係らず教育不足なる子守の多数なるは実際に徴して明かなり」「子守は従来 of 習慣上単に幼児の監護に任し危険を防ぐのみの役目の如く見ゆれども」「児童入学前に於ける保育の必要」があること、「子守本人の義務教育補修」にとどまらず、「子守学校をば幼稚園保育場及託児所を兼ねたる一の保育学校」と発展させる必要性について言及している¹²⁴。

3.8 林町小学校における教育的対応

東京市は特殊小学校の拡張計画の一環として、1910（明治43）年に元東洋植民学校校舎を購入し、東京府青山師範学校訓導の藤岡真一郎を校長に抜擢し、小石川区林町に林町小学校を開設する。林町小学校はこれまで東京市内にて開設された特殊小学校と異なり、「普通の小学校と同じ種類のものを市の直営として設けられたもので之を特別小学校と呼び」、「当時東京市当局の意向としてはすべての小学校を市の直営となし、各区夫々区々の差別的経営となつてゐるものを一手に統制しようといふ考」があつたために、「其の先駆として試みられた」¹²⁵。

同校では通学区域を林町の一部、西丸町の一部、白山御殿町の一部、大原町、西原町、丸山町、宮下町、氷川下町に指定して、明化小学校に在籍する第4学年の児童を林町小学校に就学するように促したが、当初は「寄席を借りて学校反対の演説会を開いた」ことにも示されるように、就学督促は順調には進まなかつた¹²⁶。また通学区域指定された氷川下町や白山御殿町は小石川区を代表するスラムであつたことから、貧困層や都市下層を含めた多様な階層の子どもへの教育対応が求められたと推測される。校長の藤岡真一郎は「従来 of 歴史ある学校から前記の如き見すばらしき新設学校に移ることを好まぬ」ために、「林町小学校に入学を指定された者は一人残らず転移するやう尽力を懇請し」、教師が手分けして家庭訪問を実施して、「将来大に奮励して立派な学校にするから」と言つて説得した¹²⁷。

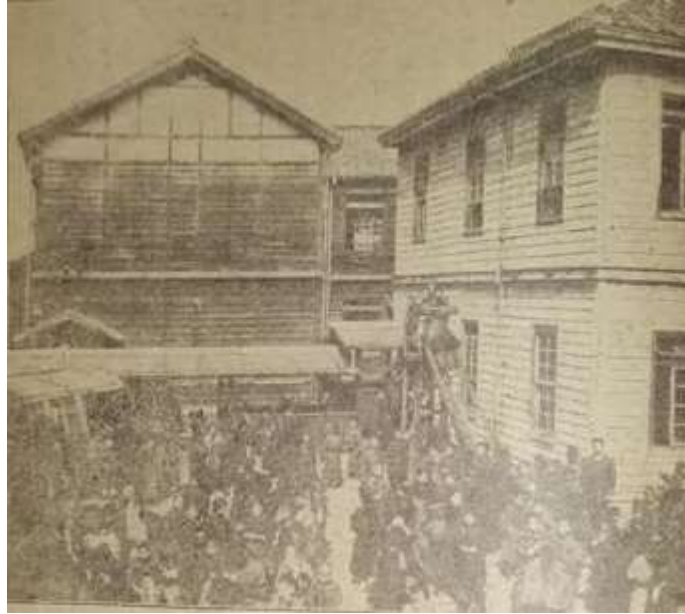


図7 林町小学校の校舎と児童

(出典：東京市林町尋常小学校『学校と家庭』第20号、1920年)

このように林町小学校では多様な階層の子どもの就学を促し、子どもの実態に応じた教育的対応を行うために、「自学自習カードと予習復習の時間設置」「校内校外自治訓育の実施」「夏季林間学校」「夏季休暇中の学校開放」「少年団の組織」「毎年元旦伊勢神宮参拝」「促進学級の設置」などの取り組みを展開した¹²⁸。同校では従来の特小でなされてきた取り組みも実施しており、「読本、手本、筆入」「算盤、硯、皮草履、傘、裁縫箱」などを給貸与する「給貸与品取扱規定」を定め、子どもの貯金について「貯金規則」が定められた¹²⁹。また、一般的な養護の一環として「伝染疾予防法及消毒」「理髪」「入浴」が実施されており、「理髪」に関しては「家庭に於て適当なる理髪をなさしめざる児童ある時は直に通知をなし理髪を促し」「なし得ざる児童には学校に於て理髪をなす」など、浴室や理髪室等の設備も備えられていた¹³⁰。

学習面は児童中心主義に基づいた自学主義の観点から、「予習復習学習」を徹底して実施した。「疑問を懐抱し大なる期待心を以て書を読み講演を聴くの甚だ有益」であるとして「予習法」を開始し、「従来質問の皆無なりし児童が今日に於ては続々有益なる質問をなす」「従来の受動的なりし学習が、今日に於ては能動的学習となる」に至った。とくに「劣等児に対しては予習時間中に於て特に下教授をなし置くを以て」「教授上の便宜を得る」こととなるとして、多様な学習困難を有する子どもへの教育的対応としても有効であることが示された¹³¹。こうした「予習復習学習」をベースに、「予習復習実施の結果特に時間の経済を計らざるべからざるの必要に迫りて五六学年児童の教室出入方法を改め」、その一環として「自治法」を促進し、「五六学年に限り全然教室の出入を彼等の自由に一任」することにした¹³²。

1912（大正元）年より林町小学校では「暑中休暇を利用して身体薄弱児の健康増進」を計るために林間教授を実施し、「雑沓なる市街地」を離れて「身体の健康」を増進させるとともに、「体操及心理試験」「算術カード練習」「林間逍遥」「自習」「運動」「水泳及水浴」などの多様な学習支援を実施した¹³³。同校の林間教授については、6学年担任の橋本熊太郎が「力の弱い者」少数を対象とし、約2週間程度、小石川植物園や「廃兵園」「瀧野川園」などに訪問し「算術の国語のカード」をもとに予習復習を実施したことが発端で、1917（大正6）年には橋本訓導に加えて、訓導の古沢岩三郎、前田三郎も林間教授を実施した。加えて同年に、林間教授では期間が短いとして、「午後学校」を一ヶ月間実施し、運動や相撲、午睡、勉強などを実施し、「午睡」の重要性を心身の疲労回復の点か

ら強調した¹³⁴。林間教授を主導した橋本は「貧民の子弟に劣等児童が多く」「学校へは出したいのは山々だが父兄外に業に励むために「自然々々と栄養は不足し、行は荒び、次第に低能の児は日々其の数を増すに至る」と述べており¹³⁵、学習困難児の健康・生活の改善も含めて林間教授を取り入れていたことがうかがえる。

1917（大正6）年に入学児童の身体検査を含めて、各種調査を実施した。入学児童174名中「姓名を書き得るもの」61名、「住所を云ひ表し得るもの」90名、「数の観念」117名、「本校名を云ひ得るもの」174名という結果が示され、子どもの個性や発達を十分に調べてから教育にあたることが目指された¹³⁶。

また林町小学校では多様な階層の子どもが就学していたため、他の特殊小学校のように「特別作業」「職業訓練」などは実施されてはいなかったが、6学年児童に対しては、卒業後に「引続き学校教育を受け」る児童と「直に実業方面に入る」児童がいるために、子どもの進路先に応じた教育的対応を実施した。実業を志す児童には「珠算、受取書類、日用文等を多く練習するとか、看板の文字広告等の読方日用品などの名称を授くる」などの対応がなされた¹³⁷。

東京市の教育改善事業の一環として、1920（大正9）年に林町小学校に「促進学級」が開設されるが、これは学級の在籍児童数をできる限り少なくし、学習困難児を中心として「児童と個性の能力に応じた適切な教育」を実施する先駆的な取り組みであり、その根幹にはここまで述べてきた子どもの発達や健康に応じた特別な教育的対応があった。

このように林町小学校で取り組まれた教育実践は多岐にわたるが、子どもの発達や健康状態に応じた丁寧な教育的対応がなされており、こうした取り組みは「促進学級」編制とそこでの「特別な教育的対応・配慮」へと収斂されていくものと捉えうる。

3.9 菊川小学校における教育的対応

本所区の菊川町に開設されていた代用私立小学校の「私立菊川小学校」が1912（明治45）年に廃止されることに伴い、東京市営の特殊小学校として新しく「菊川小学校」が開設される。菊川小学校では「嘗て在学せし其の学校数は実に五十九校の多きに及び、内二割は当時廃校せし区内の私立小学校より来」るもので、当時の代用私立小学校が廃止されるに伴って、転校を余儀なくされた庶民層・労働者・都市下層の教育的対応を実施するものとして開設され、授業料は無償で学用品の給貸与も実施した。1912（明治45）年の授業開始時には、児童数は743名、学級数14学級編制となり、その後も児童数は増加に一途をたどった（表8）。同年に菊川小学校内に本所第四夜学校が開設され、1916（大正5）年に同窓会事業として女子卒業生のための裁縫補習科が開設され、正課外の科目として手工、商業、英語等の教授もなされており、子どもの実態に応じて教育課程の編成を実施した¹³⁸。

表8 菊川小学校の児童数・学級数・教員数の年次変化

年次	児童 (男)	児童 (女)	学級数	教員数
明治45年	399	344	14	15

大正 2 年	422	398	17	21
大正 3 年	440	420	17	21
大正 4 年	454	450	17	20
大正 5 年	490	489	17	19
大正 6 年	498	506	16	18
大正 7 年	515	500	17	18

(出典：本所区 (1931) 『本所区史』、pp.157-158)

菊川小学校の卒業生は、「菊川町に小学校が新設され転校希望の者は申し出る様に」との話があった時に「美食を好んで宵越しの銭を残さぬ父の為母の苦勞を常に見ていた潜在意識」が働いて転校を希望したが、「洋服着用は勿論、袴さえはかなかった児もあり、鼻で光った筒袖を着ていた」「筆者も含めて余り裕福の家庭の児ばかりではなかった」、一方で「二階建の新らしい当然木造で防腐材が塗ってあった校舎」を誇りとしていたと振り返る¹³⁹。

同校では、全体的に「学力も種々雑多」であるために「教授訓練の困難なること実に甚だしく教師は如何に努力するも、只徒に児童の心身を疲らす」ために、「学力に基ける学級編制を断行」し、学力考査や身体検査を踏まえて「各学年共男女を混合して、優中劣の三ヶ学級宛に分ち、優級は七十、中級は六十五、劣級は四十五人」とするなどして、多様な学習困難を持つ子どもへの教育対応を実施した¹⁴⁰。また六代目校長の佐藤忠は、在籍児童の労働実態を踏まえ「午前は勉学に費やし、午後は勤勞に服する」ものを対象として、復習時間と休息を確保するために「朝の始業前と特に定めたる三時間の復習時間」を設定する「勤勞学級」を開設した¹⁴¹。

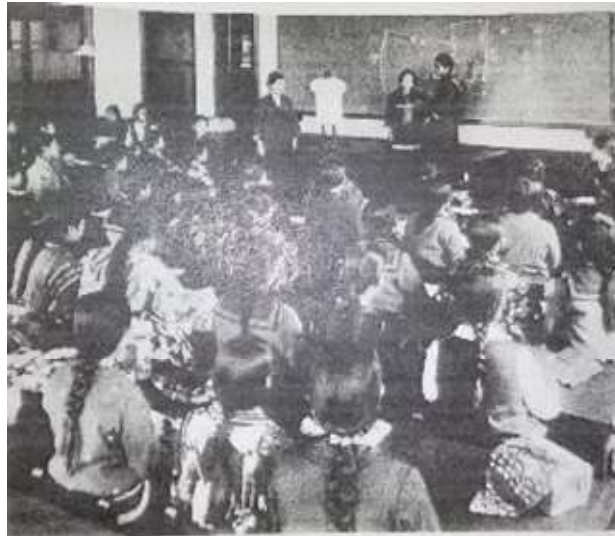


図8 菊川小学校の裁縫補習科の授業

(出典：菊川小学校二十周年記念協賛会『開校二十周年記念誌』、1979年)

3.10 猿江小学校における教育的対応

猿江小学校は東京市深川区猿江町に1912(明治45)年3月に開設された。その他の特殊小学校と同様に授業料は無償であり、「書物、筆、紙」「草履、入浴石鹸(ママ)」などの学用品や生活品の給貸与を実施し、「医療室」「屋内体操場」「浴室及理髪室」なども備えられ、授業時間は午前8時より午後2時までの5時間であった。同校には東川小学校に在籍していた285名と通学区域から新たに就学した一年生の合計523名が入学しており、1922(大正11)年には965名にまで増加している¹⁴²。1922(大正11)年に深川区内の火災によって校舎と校長宅が全焼した際に、コンクリート三階建ての校舎が建設され児童用の浴室も備えられており、教育改善の一環として建築された。



図9 猿江小学校の鉄筋コンクリート校舎

(出典：深川区史編纂会『深川区史』上巻、1926年)

同校校長であった坂間惣重郎（1923年9月に発災した関東大震災にて殉職）は「学校で努力する處のものが校門外でも学校と同様の方針で児童を導いて行くやうに」する必要があるとして、「学校で社会訓練をなすべく其訓練の箇条を教へ、且つ実行すべく奨励し、又之れを家庭に通告して訓練して貰ふやうに依頼」するなどして、学校だけでなく家庭や社会において子どもを支援していくことを強調した¹⁴³。同校小学校訓導の坂本勝太郎は「心身の発達に遅速がある小学校に於て同年齢の児童を同一教師が教授しても同一の成績を得られ」ないために「小学校では成績丁以下の児童を停級」にすることが通例となっているが、「一学年間に於ける一、二学科の成績不良を以て直ちに停級せしむるは余りに軽率な断定である」とし、「劣等児を救済し停級なからしめんには教師が尽し得る丈けの努力と

親切熱心」「時間外の特別教授、複式教授、世の所謂分団式教授等、些少な教師の工夫努力研究」を実施する必要性を強調した¹⁴⁴。

4. 特殊小学校における「特別学級」の開設と「特別な教育的対応・配慮」

東京市に開設された特殊小学校では貧困層を含めた多様な教育困難をもつ子どもへの教育的対応がなされていたが、就学の定着に伴い就学児童数は年々増加し過大規模化するために適切な教育的対応が困難となっていた。また大正期を迎えると複数の特殊小学校で貧困層から中間層まで就学することになったために、子どもの実態に応じた教育が難しくなっていた。

万年小学校でも「兄弟姉妹数名の当校卒業者ある家庭頗る多」く、「生活上の面目一新子弟を普通小学校に通学せしむるに至れる者年を逐ふて増加」したために、「更に進んで最下級生活者の就学并其半途廃学防止の途を確立し以て本市に於ける此種学校創立の本音」を全うするためには「断然学級数減少」が必要であると主張した¹⁴⁵。こうした状況も踏まえて多くの特殊小学校では「特別学級」の開設を通して子どもの特性と発達に応じた教育が目指された。そこで万年小や三笠小に開設された「特別学級」をはじめ、菊川小「勤労学級」、霊岸小「木賃宿児童救済学級」、芝浦小「水上児童学級」、林町小「促進学級」、太平小「補助学級」が開設される。

表9 特殊小学校に開設された多様な困難をもつ子どもの「特別学級」

万年小（下谷区）	「心意発達の程度が一般に劣等であり、且つ不規則」な子どもの「特別学級」開設
----------	---------------------------------------

三笠小（本所区）	「学力性行」等に困難をもつ子どもの「特別学級」開設
菊川小（本所区）	能力別学級編制、多様な学習困難をもつ子どもの「特別学級」、労働児童のための「勤労学級」開設
太平小（本所区）	「低能児」の「特別学級」開設
林町小（小石川）	「劣等児」の「林間教授の実施」や「促進学級」開設
霊岸小（深川区）	木賃宿児童の「木賃宿児童救済学級」開設
芝浦小（芝区）	水上児童の就学を促すための「特別学級」開設

万年小学校では 1905（明治 38）年に「心意発達の程度が一般に劣等であり、且つ不規則」な子どものために特別学級を編制し、「腰掛に椅れるもの」「砂上に蹲踞するもの」「口論を始めつゝあるもの」「なぐり合をなせるもの」「後を向くあり遠く列を離れんとする」ものなどの多様な教育的困難を有する子どもが在籍していた。一方、「習字算術をさせて居た間のみは極めて真面目」「傍にある植込に至つては葉一枚をも傷つけない」という子どもの実態も把握され、こうした長所に着目しながら「適當なる作業を以て」「彼等を高尚なる教育に導く」などの教育的対応がなされていた¹⁴⁶。

添田知道の『小説 教育者』によると、特別学級担当訓導であった小山はなは、特別学級に在籍する子どもの問題行動に戸惑うが「子供らはその成長に、当然享くべき注意も愛護も、ここでは享けられない」「子供らが家庭の愛情に飢えてゐる」として、子どもの「表現がいかにも厭はしく、不潔なもの」であっても「それもまたあの子らの持つ環境そのものの現れ」であ

ると述べており¹⁴⁷、子どもの発達や生活実態に応じた丁寧な教育的対応がなされていた。

鮫ヶ橋小では「特別学級の設備がない。否、以前は有つたが都合によつて之を廃した」とされ、その背景として「鮫ヶ橋の児童には、かゝる病的の児童が殆んど絶無」であつたと言及されるが、在籍している児童全体に対して子どもの健康や発達に応じた教育的配慮がなされていたことがうかがえる¹⁴⁸。

本所区の三笠小学校では開設当初より子どもの学習困難に配慮して「本校ニハ三時間ヲ四回ニ分チテ教授」したり、手工科・裁縫科の実施も行っていたが¹⁴⁹、在籍児童の実態として「学力性行に非常な懸隔がある」ために、1908（明治41）年より特別学級を「三四学年各八名二学年十四名の三組」で編制した。特別学級に在籍する子どもは「注意は散漫である」「自分の事よりも他の事に気を奪はるゝ」など集中力に欠け、「心に余裕がないから物を正しく且つ多く受け入れることが出来ない」「彼等は由来親切といふことを味つたことが無い」「生活に追はれ、イラクして居る」「風呂敷も堅結でなければ出来ず、掃除をさせても塵が一所に纏らない、甚しいのは鼻汁さへよくは拭き取れない」などの多様な教育的困難を抱えており、「彼らの恐怖心を緩和して悠揚たる態度を持する様に仕向くる」「欠席した子があれば、出席を促す文を綴らしめ病気の子があれば之を思いやる文章」を書かせるなどの対応を行っていた。こうした特別学級での取り組みを通して、「毎学年の終りに於て之を普通学級に送つたが、次年度に於ける成績は、其学級の最劣等者ではな」く、相応な発達や成長がみられ、「職業的作業を課したる数人の学科の成績が、俄かに進歩して来た」

「身体検査の結果總てが前年よりも格段なる発達を示した」ことが報告されている¹⁵⁰。

本所区の菊川小学校では、全体的に「学力も種々雑多」であるために「教授訓練の困難なること実に甚だしく教師は如何に努力するも、只徒に児童の心身を疲らす」たすことから、「学力に基ける学級編制を断行」することにし、とりわけ学習上の困難を有する子どもについては、「保護者の同意を得て、別に設くる所の特別学級に編入し、特殊の教育を施し」た。学力考査や身体検査を踏まえ「各学年共男女を混合して、優中劣の三ヶ学級宛に分ち、優級は七十、中級は六十五、劣級は四十五人」とするなど、学習上の困難を持つ子どもの学級定員数は少なく割り振られており、「この分類たるや敢て絶対不変のものにあらず」とし、子どもの実態に応じた学級編制であったことがうかがえる。こうした対応を通じて、「児童は教材の適切なるが為に学習の興味を感じ、特に学力上自己を圧伏するものなく」「優中劣各々其所を得たるを喜」ぶようになり、「年齢、体力、智力、境遇等の近似せるものを集めて教授するは、其の然らざるものを雑然と集めて教授するよりは、遙に容易」であると報告されている¹⁵¹。

同校では児童労働の現状を踏まえて、児童が「午前は勉学に費やし、午後は勤労に服する」ことを認め、復習時間と休息を確保するために「朝の始業前と特に定めたる三時間の復習時間」を設定する「勤労学級」を開設した。「勤労学級」では「作業に従事する時間」を「午後一時より六時迄の五時間を以て最大限となし」て、「硝子選分」「靴紐先金付」「ボール箱張」などの「学校附近或は居住地に近い所の工場を選」んだ上で、「『学校の児童なり』といふ注意の下に取扱ふ」ように依

頼するなど、子どもの生活や健康に配慮しながら職業の斡旋を行った。こうした取り組みによって、「夜間十分の安息を得て」「児童は頗る自治的に訓練され」、疾病者数も「甚だ少なくな」ったこと、「低能児も漸次理解力を生じ、自然学科にも影響するばかりでなく自己に適したる作業さへ与ふれば、却て普通児よりも成績佳良」となったことが報告され、労働賃金の取得に加えて子どもの健康や学業の向上にもつながったことがうかがえる¹⁵²。

芝区の芝浦小学校では、1921（大正10）年に「芝の潮留から芝浦海岸まで、金杉橋から麻布一ノ橋までの海岸川岸に一ヶ月の中十五日以上停船するやう舢舨の根拠を定める者の児童」など、船を住居として生活する子どものための特別学級を開設した¹⁵³。水上で生活する子どもは「陸上家庭の児童と異り、出席歩合の平衡を期し難」く「両親の舢舨を離れて陸上の親戚若くは知辺の家から通学する」必要があるために、「水上児童」の就学を促すために特別学級の設置が不可欠であったが、子どもの就学が安定するとともに特別学級を廃止し「一般児童と一緒に教授する」など通常学級への統合を進めることとなった¹⁵⁴。こうした「水上児童」は「父母の職業とその境遇」から「行儀が悪く、気風が粗野」で「学校から無料で給与される学用品を濫費する」などの教育的困難を有していたが、ここでの取り組みによって「日を重ねるにつれて匡正され」と報告されている¹⁵⁵。

深川区の霊岸小学校に開設された「木賃宿児童救済学級」では、「不完全な住宅で、不良の環境で、無教育の保護者と共に、不足の生活を継続」してきた多様な発達困難をもつ子どもに対して「養護、訓練、教授、救済、保護」などの対応が実施

された¹⁵⁶。この学級は2学級開設され、担任は訓導の椎名龍徳と近藤堅三が務めた。在籍する子どもの実態として、「生活の圧迫や、如何に不良の環境や、如何に無理解で感情的なる両親のために、可憐なる児童が虐げられて居るかに啞然たらざるを得ない」と報告されるように、多様は発達上の困難を有していた¹⁵⁷。具体的には、「無知なる両親に無理解の叱咤を受け」「警察の厄介となり」「生活困難のために青物市場の屑大根で生活し」「私生子が生れたとて悲しむ」など、家庭・生活面においても多くの困難を抱えており、こうした児童に対して「之を一面に教育し、一面に於て慰安し、一面に於て救済」を行った¹⁵⁸。

木賃宿児童救済学級を担当した近藤堅三は、木賃宿から通う児童のなかには「兎に角悲惨極まる異常児は確かに多かつた」と振り返り、「彼等に則した指導を試み」て、「荒さんだ彼等の性情陶冶にも、彼等が生くべき職業指導にも、教材の選択にも、身体鍛錬の方法にも、研究学級として立案のもとに自由」に行うなど、子どもの実態に応じた教育的対応を実施したと述べている。

「貧児は先づ喰ふことの道を深刻に考へねばならぬ」として「学校の教育も彼等の実生活を離れては其の意義をなさなかつた」ために「努力・勤勉・労働好愛の精神等の訓練に主力を注」ぎ、「身体の方面に於て体力増進、栄養補給、病弱児指導、疾病治療等も、彼等の生活上一層の注意を払」い、「生活の苦難は幾多常識方面に欠如する所があつたので、国定教科書方面の教材選択」の取り扱い上の工夫、「先づ彼等に生きるの道を授くる」「低能児指導に職業教育を試み」た。

さらに近藤は、「細民児童の不良性は、大抵其の環境や其の生活苦の賜物であるために、「児童の外に現はれた行動を、其の俥行動として取扱つてはならぬ」として、「私共が家庭を訪問し其の環境を調査し、其の子供の個性を調査した時に、始めて児童の行動の根ざす所も発見せられる」と言及するなど、家庭訪問や個性調査を通して、子どもの問題行動の背景にある教育上の困難に目を向けていた¹⁵⁹。

1920（大正9）年に東京市の教育改善事業の一環で、林町小学校に「促進学級」、太平小学校に「補助学級」が設置され、こうした取り組みをもとに、1922（大正11）年には東京市内の18校の尋常小学校に多様な学習困難をもつ子どものための特別学級が設置された。林町小学校で明治後期から取り組まれた「予習復習学習」「学習困難児のための林間教授」「子どもの発達・健康に関する各種調査」や、太平小校長・吉田圭による発達の遅れや悪癖・非行等の困難をもつ子どもへの対応が、1920年代の「特別学級」開設の素地を形成した。

これまでの明治期の特殊小学校を対象とした先行研究では、下谷区の万年小学校での特別学級の取り組みが特筆されてきたが¹⁶⁰、それ以外の多くの特殊小学校において多様な学習困難を持つ子どもの「特別学級」が開設されていたことが明らかにされた。とりわけ大正期に入り、多様な階層の子どもが就学するにつれて、子どもの実態に応じた特別な教育的対応が必要となり、様々な形態の「特別学級」が開設されていた。

5. おわりに

本章では、1900（明治33）年の小学校令改正以降、東京市による公立尋常小学校の増設や就学督励策が推進されるなか

で、公立尋常小学校とは別種の小学校である「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」による多様な教育的困難をもつ子どもへの「特別な教育的対応・配慮」の実際を明らかにした。

明治後期から大正前期の東京市では、公立尋常小学校では教育的対応が困難であった「貧困・児童労働・不就学」等の子どもへの教育支援について、授業料無償・学用品貸与を実施する特殊小学校や特殊夜学校（夜間小学校）、工場内学校などの多様な初等教育機関が対応し、初等教育の普及に大きく貢献したことが示された。1906（明治39）年から各区に開設された特殊夜学校（夜間小学校）では「貧困・児童労働・中途退学」の子どもの就学を促すために、「学年を2年制に短縮し」「教科を原則として3教科に限定」するのに加えて、家庭訪問を実施し家庭生活そのものを改善する取り組みがなされたことが示された。

川向（1972）はこうした特殊夜学校（夜間小学校）について、児童労働の存続をより容易にするために発足したもの、「低位にして簡易な教育」として捉えたが、本章ではこうした小学校でも子どもの生活改善や成長・発達に向けた取り組みが、限界を孕みながらも実施されていたことが改めて確認できた。

特殊小学校については別役や加登田が指摘してきたように、万年小学校や鮫ヶ橋小学校などの多くの特殊小学校において、生活改善につながる教育的配慮が実施され、児童労働に配慮した二部教授の実施や学用品・生活用品の給貸与、入浴・診察治療、男女児童の理髪、「小遣銭」の節貯、家庭訪問、職業訓練

などが実施されており、こうした取り組みがスラムの子どもの就学を促したことが明らかとなった。

また本章では、明治後期に東京市によって新たに開設された小石川区林町小学校、本所区菊川小学校、深川区猿江小学校の取り組みについて検討した。ここではスラムの子どもにのみ対象を限定せず、多様な階層の子どもの就学を受け入れ、従来の学用品給貸与や理髪・入浴の実施に留まらず、予習復習の徹底や林間教授の実施、鉄筋コンクリート校舎の建築など多様な教育的対応・配慮が実施されていたことが明らかにされた。加えて1910年代に入ると、特殊小学校での取り組みと貧困層の子どもの実態把握を契機として、東京市の指示のもと警視庁による貧困層の生活実態調査や児童教養研究所による貧困層の子どもの健康・発達に関わる調査も実施された。また初等教育機関による対応だけでなく、職業案内所や託児所の開設など社会事業や児童保護事業を通して貧困層の生活改善を実施する必要性も各方面から強調された。

1910年代以降の特殊小学校では、就学の定着に伴い就学児童数は増加し、貧困層だけでなく中間層も含めた多様な階層が就学することも踏まえて、子どもの実態に応じた教育的対応を目指して「特別学級」の開設が促進する。学習困難児のための「特別学級」をはじめ「勤労学級」「木賃宿児童救済学級」「水上児童救済学級」などの多様な特別学級の形態が認められたが、在籍する児童の多くは貧困・疾病・健康問題・児童労働・非行等の困難を抱えていた。

註・引用

- 1 田中勝文（1984）義務教育の理念と法制—貧民学校から義務制を考える—、『講座日本教育史』第3巻（近代Ⅱ／近代Ⅲ）、第一法規、pp.41-70。
- 2 中川清（1985）『日本の都市下層』勁草書房、pp.26-30。
- 3 中川清（1985）同上、pp.35-36。
- 4 石川惟安（1901）東京市の普通教育に関する統計調査、『東京市教育時報』第4号、pp.55-56。
- 5 石田孫太郎（1903）貧民児童の家族的関係、『児童研究』第6巻6号、pp.28-31。
- 6 別役厚子（1995）東京市「特殊小学校」の設立過程の検討—地域との葛藤に視点をあてて—、『日本の教育史学』第38号、田中勝文（1965）児童保護と教育、その社会史的考察—東京市の特殊小学校設立をめぐる—、『名古屋大学教育学部紀要』第12巻、pp.125-146など。
- 7 汀柳生（1904）特種小学校を紹介す、『教育研究』第6号、p.95。
- 8 門外漢（1911）特殊教育の意義を究めて吾人の希望を述べ、『都市教育』第82号、pp.24-26。
- 9 東京市教育課（1915）『東京市立小学校施設事項 第巻輯 附東京市立小学校長会及同各区委員会記事』、pp.1-5。
- 10 無署名（1909）特殊小学校後援会の設立、『児童研究』第13巻5号、pp.107-108。
- 11 島根県安濃郡役所（1922）『東京市ニ於ケル学事状況取調書』、p.9
- 12 島根県安濃郡役所（1922）同上、pp.9-10。
- 13 中川恒二郎・安西茂太郎（1902）東京市内ヲ疏通スル河水ノ衛生検査成績第一回報告、『東京医学会雑誌』第16巻9号、pp.361-377
- 14 神岡浪子編（1971）『資料近代日本の公害』新人物往来社、pp.361-366。
- 15 農務省商工局工務課（1902）工場調査要領、『生活古典叢書3 職工および鉱夫調査』、p.72。
- 16 津田真激（1972）『日本の都市下層社会』ミネルヴァ書房、pp.114-145。
- 17 八濱徳三郎（1914）職工の家庭の研究、『救済研究』第2巻5号、pp.55-56。
- 18 八濱徳三郎（1914）同上、pp.58-59。
- 19 八濱徳三郎（1914）同上、pp.55-56。
- 20 八濱徳三郎（1914）貧民窟の研究（一）、『救済研究』第2巻3号、p.59。
- 21 東園基光（1918）東京府下貧民の状態並に其救済、『社会と救済』第2巻1号、pp.9-10。
- 22 生江孝之（1913）細民住宅問題に就て、『慈善』第5編1号、pp.27-36。
- 23 杵淵義房（1918）歳晩細民窟を視るの記、『社会と救済』第1巻4号、pp.60-62。
- 24 八濱徳三郎（1914）前掲20）、『救済研究』第2巻3号、p.69。
- 25 八濱徳三郎（1914）同上、『救済研究』第2巻3号、pp.66-69。
- 26 社会福祉調査研究会編（1986）『戦前日本社会事業調査資料集成』第1巻、p.89。
- 27 林町尋常小学校同窓会『同窓会誌：母校三十周年記念誌』、p.8。

-
- 28 東京市役所教育課（1918）『夏季休業中施設事項』、pp.1-58。
- 29 三田谷啓（1918）細民児童の生活状態及び心身発育状況、『社会と救済』第2巻8号、pp.1-7。
- 30 暉峻義等（1919）細民の衛生状態に就て、『社会と救済』第3巻3号、pp.24-32。
- 31 川向秀武（1973）東京における夜間小学校の成立と展開—「特殊夜学校」・「尋常夜中学校」を中心として—、『東京都立大学人文学報』第8号、pp.105-106。
- 32 石井昭示（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』明石書店、pp.99-104。
- 33 無署名（1911）東京市職工徒弟調査、『都市教育』第86号、pp.31-34。
- 34 無署名（1911）同上、『都市教育』第86号、pp.32-33。
- 35 無署名（1906）開校後の一个月（東京市立小石川夜学校）、『東京市教育会雑誌』第24号、pp.27-28。
- 36 無署名（1906）同上、『東京市教育会雑誌』第24号、p.29。
- 37 記者（1913）四谷第二夜学校を観る—東京市営の特殊夜学校—、『教育時論』第1020号、pp.12-13。
- 38 記者（1913）同上、『教育時論』第1020号、pp.13-14。
- 39 田村一郎（1916）経営の実際及希望、『東京教育』第313号、pp.13-18。
- 40 浅石恒太朗（1912）特殊夜学校の上より見たる下層社会の改善、『都市教育』第100号、pp.46-53。
- 41 東京都立教育研究所編（1974）『東京教育史資料体系』第9巻、pp.231-241、土方苑子（2002）『東京の近代小学校—「国民」教育制度の成立過程—』東京大学出版会、pp.168-170。
- 42 坂本龍之助（1917）貧民窟改善、『社会と救済』第1巻1号、pp.41-45。
- 43 近藤駿介（1918）貧民に対する警察と救済事業、『社会と救済』第1巻5号、pp.25-28。
- 44 杵淵義房（1918）前掲23）、pp.59-67。
- 45 門外漢（1911）前掲8）、pp.24-26。
- 46 島根県安濃郡役所（1912）前掲11）、pp.1-11。
- 47 万年尋常小学校（1921）『大正九年度末報告』、pp.24-26。
- 48 万年尋常小学校（1910）『東京市万年尋常小学校要覧』、p.2
- 49 万年尋常小学校（1921）前掲47）、p.11。
- 50 万年尋常小学校（1921）同上、pp.13-14。
- 51 無署名（1903）貧民窟の特種小学校、『教育報知』第652号、p.32。
- 52 万年尋常小学校（1921）前掲47）、pp.50-61
- 53 無署名（1903）前掲51）、p.32。
- 54 無署名（1908）東京市特殊小学校、『日本之小学教師』第110号、p.37。
- 55 万年尋常小学校（1921）前掲47）、pp.67-68。
- 56 万年尋常小学校（1921）同上、pp.38-45。
- 57 東京市役所教育課（1906）『附録 特殊小学校概覧』、p.4。
- 58 汀柳生（1904）前掲7）、pp.96-97。
- 59 万年尋常小学校（1921）前掲47）、pp.57-58。
- 60 万年尋常小学校（1921）同上、pp.62-64。

-
- 61 東京市役所教育課（1906）前掲 57）、p.4。
- 62 汀柳生（1904）前掲 7）、pp.94-95。
- 63 無署名（1903）東京市萬年小学校児童調査、『東京市教育時報』第 32 号、p.48。
- 64 萬年尋常小学校（1921）前掲 47）、pp.45-47。
- 65 無署名（1903）特殊学校生徒の思想、『児童研究』第 6 卷 4 号、p.55。
- 66 東京市役所教育課（1906）前掲 57）、pp.1-3。
- 67 萬年尋常小学校（1921）前掲 47）、pp.74-76。
- 68 萬年尋常小学校（1921）同上、pp.69-73。
- 69 高梨輝憲（1978）『江東区の歴史』名著出版、pp.146-147。
- 70 無署名（1903）東京市靈岸小学校の開校式、『東京市教育時報』第 31 号、p.54。
- 71 永廻驢江（1904）特殊小学校、『少年世界』第 10 卷 5 号、pp.102-104。
- 72 無署名（1903）特殊小学校児童調査、『東京市教育時報』第 32 号、pp.47-48。
- 73 東京市役所教育課（1906）前掲 57）、p.13。
- 74 東京市役所教育課（1906）同上、p.16
- 75 無署名（1905）東京市靈岸尋常小学校父兄懇話会、『東京市教育会雑誌』第 9 号、p.1。
- 76 三宮丈三郎（1912）教育的救済事業、『都市教育』第 99 号、pp.16-20。
- 77 阪間惣重郎（1914）下層労働者の生活と其児童の成績、『東京教育』第 296 号、pp.23-24。
- 78 阪間惣重郎（1914）同上、p.24。
- 79 橋本熊太郎（1922）木賃宿止宿児童の保護教化に就て、『社会と教化』第 2 卷 7 号、pp.31-32。
- 80 橋本熊太郎（1922）同上、p.32。
- 81 橋本熊太郎（1922）同上、pp.30-34。
- 82 永廻驢江（1904）特殊小学校、『少年世界』第 10 卷 3 号、p.111。
- 83 無署名（1907）鮫ヶ橋尋常小学校、『東京市教育会雑誌』第 29 号、pp.49-50。
- 84 東京市社会局（1921）『東京市内の細民に関する調査』、pp.90-91。
- 85 東京市役所教育課（1906）前掲 57）、p.23。
- 86 古藤田矢川（1906）鮫橋小学校の特殊教育、『日本之小学教師』第 86 号、pp.29-30。
- 87 鮫橋尋常小学校『東京市鮫橋尋常小学校一覽』
- 88 同上。
- 89 無署名（1907）鮫橋及び萬年尋常小学校を觀る、『弘道』第 188 号、pp.25-27。
- 90 無署名（1906）鮫ヶ橋尋常小学校を觀る、『教育研究』第 31 号、pp.41-43。
- 91 古藤田矢川（1906）前掲 86）、p.30
- 92 東京市役所教育課（1906）前掲 57）、pp.19-25。
- 93 前掲 87）。
- 94 無署名（1908）前掲 54）、p.38。
- 95 東京市教育課（1915）前掲 9）、p.13。

-
- 96 永廻驢江（1904）前掲 71）、p.104。
- 97 東京市役所教育課（1906）前掲 57）、p.29。
- 98 永廻驢江（1904）前掲 71）、p.105。
- 99 岩崎由十郎（1907）東京市三笠（特殊）小学校診療室、『東京市教育会雑誌』第 29 号、pp.37-38。
- 100 今井悦蔵（1915）我が校の救済事業、『日本之小学教師』第 204 号、pp.19-21。
- 101 東京市役所教育課（1906）前掲 57）、p.25。
- 102 無署名（1908）東京市特殊小学校、『日本之小学教師』第 111 号、p.39。
- 103 無署名（1908）同上、p.39。
- 104 藤岡真一郎（1911）細民子弟の教育と特別作業、『都市教育』第 86 号、pp.19-22。
- 105 無署名（1907）教育を受けたる幼年労働者、『東京市教育会雑誌』第 30 号、pp.49-50。
- 106 玉姫小学校（1907）新入学児童につきて、『東京市教育会雑誌』第 33 号、pp.10-13。
- 107 東京市役所教育課（1906）前掲 57）、p.33。
- 108 東京市浅草区役所（1914）『浅草区誌』下巻、p.111。
- 109 玉姫小学校（1907）前掲 106）、『東京市教育会雑誌』第 33 号、pp.10-13。
- 110 島根県安濃郡役所（1912）前掲 11）、pp.10-11。
- 111 戸野周二郎（1912）社会教育史上の新記録、『都市教育』第 92 号、pp.4-5。
- 112 無署名（1912）特殊小学校の子守教育、『児童研究』第 15 卷 10 号、p.329。
- 113 渋沢栄一伝記資料刊行会編（1960）『澁澤栄一傳記資料』第 30 卷、p.800。
- 114 東京市役所教育課（1918）前掲 28）、pp.47-51。
- 115 無署名（1907）芝浦小学校開校式、『東京市教育会雑誌』第 33 号、pp.38-39。
- 116 無署名（1908）前掲 102）、p.39。
- 117 田中武助（1905）既往六ヶ年間に於ける芝浦尋常小学校児童の体格検査成績の概要、『都市教育』第 98 号、p.56。
- 118 東京市麻布区役所（1941）『麻布区史』、p.637。
- 119 東京市絶江尋常小学校（1922）『特殊教育第一步』、p.2。
- 120 東京市絶江尋常小学校（1922）同上、pp.4-5。
- 121 東京市絶江尋常小学校（1922）同上、pp.10-13。
- 122 東京市絶江尋常小学校（1922）同上、p.5。
- 123 森利平（1912）子守教育に関する卑見、『慈善』第 3 編 3 号、pp.268-273。
- 124 森利平（1912）同上、pp.268-273
- 125 林町尋常小学校同窓会『同窓会誌：母校三十周年記念誌』、p.5。
- 126 同上、p.6。
- 127 同上、pp.5-6。
- 128 同上、p.8。
- 129 東京市林町尋常小学校（1922）『実施事項概覧』、pp.24-26。
- 130 東京市林町尋常小学校（1922）同上、p.129。
- 131 東京市林町尋常小学校（1922）同上、pp.32-48。

-
- 132 東京市林町尋常小学校（1922）同上、pp.104-110。
- 133 東京市林町尋常小学校（1922）同上、pp.69-70。
- 134 東京市林町尋常小学校（1917）林間教授に就いて、『家庭と学校』第13号、p.16-17。
- 135 橋本熊太郎（1913）林間教授に就きて、『都市教育』第109号、pp.53-54。
- 136 東京市林町尋常小学校（1917）本春入学の一学年児童、『学校と家庭』第12号、p.2。
- 137 東京市林町尋常小学校（1916）夏季休業中学校開放の成績につきて、『学校と家庭』第10号、p.6。
- 138 菊川小学校二十周年記念事業協賛会（1979）『菊川補遺』、pp.47-48。
- 139 菊川小学校二十周年記念事業協賛会（1979）同上、p.48。
- 140 東京市教育課（1915）前掲9）、pp.21-24。
- 141 佐藤忠（1920）勤労学級、『都市教育』第185号、pp.19-23。
- 142 深川区市編纂会（1926）『深川区市』上巻、p.500。
- 143 坂間惣重郎（1922）児童に対する社会的訓練策、『社会と教化』第2巻7号、pp.52-53。
- 144 坂本勝太郎（1914）児童停級に対する見解、『都市教育』第121号、pp.17-19。
- 145 万年尋常小学校（1921）前掲47）、pp.112-114。
- 146 秋水小蘆（1906）下谷区万年町万年尋常小学校を観る、『教育研究』第29号、pp.67-73。
- 147 添田知道（1978）『小説教育者』第四部、p.160。
- 148 無署名（1906）前掲90）、p.41。
- 149 東京市役所教育課（1906）前掲57）、p.25。
- 150 東京市教育課（1915）前掲9）、pp.6-10。
- 151 東京市教育課（1915）同上、pp.21-24。
- 152 佐藤忠（1920）勤労学級、『都市教育』第185号、pp.19-23。
- 153 草間八十雄（1929）『水上労働者と寄子の生活』文明協会、p.23。
- 154 草間八十雄（1929）同上、pp.20-23。
- 155 草間八十雄（1929）同上、pp.27-28。
- 156 橋本熊太郎（1922）前掲79）、pp.30-34。
- 157 橋本熊太郎（1923）細民児童の煩悶と解決、『帝国教育』第488号、pp.100-101。
- 158 橋本熊太郎（1923）同上、p.108。
- 159 近藤堅三（1928）貧児教育者の漫談、『教育時論』第1561号、pp.23-38。
- 160 ①清水寛（1974）東京市下谷万年特殊小学校における貧児教育問題としての精神薄弱児教育について、『精神薄弱問題史研究紀要』第15号、pp.3-30。②田中勝文（1985）特殊小学校と障害児教育、津曲裕次ほか編著『障害者教育史—社会問題としてたどる外国と日本の歴史—』川島書店、pp.194-200。

第6章 1920年代における東京市長・後藤新平の 児童保護施策と教育改善事業

1. はじめに

1917（大正 6）年に内務大臣に就任した後藤新平は行政制度の近代化に取り組むが、都市の人口増大・不衛生・スラムなどの都市問題に関心を抱き、同年に都市研究会を設立する。都市研究会は池田宏や佐野利器、関一、片岡安、渡邊鉄蔵などの後藤に近い名士、官僚、都市研究家によって組織されたが、この研究会における議論で後藤は全国的な都市計画法の制定に熱意を傾けるにとどまらず、東京市が抱える都市問題や都市施策のあり方についての理解を深めた¹。

本章では、1920（大正 9）年に東京市長に就任した後藤新平に着目し、東京市政による児童保護・教育改善事業の特徴を明らかにする。具体的には1920年前後の東京市における子どもの貧困・健康・生活問題に対して後藤の児童保護事業が重要な意義を有していたと考えられるが、こうした児童保護事業が1920年代に促進される教育救済事業の基盤をどのように形成したのかを検討する。

2. 後藤新平の東京市長就任と都市施策の着手

2.1 東京市における産業化・重化学工業化と都市問題の激化

大正期に入って以降、東京市の人口は爆発的に増加した。日露戦争後にすでに200万都市になっていた東京は、1920（大正 9）年の国勢調査時点で約370万人を超えて400万都市に近づきつつあったが、都市インフラの設備は大幅に遅れていた。1888（明治 21）年の段階で東京市は「東京市区改正条例」を実施していたが、1918（大正 7年）の時点においても、道路・橋梁については「設

計路線百廿三条延長四十四里廿余町ノ拡張開設ヲ完了シ」ているのみで、公園は設計中が 32 園、公設市場は実現に至らず、上下水道は着手されていたがこちらも未完成であった²。また当時東京府知事であった芳川顕正が「道路、橋梁、河川ハ本ナリ、水道、家屋、下水ハ末ナリ」として軍事力強化のための制度基盤拡充に重きをおいたために、住民の生活問題についてはほとんど等閑視された³。上下水道・屎尿処理の整備は依然として不十分なままであり、腸チフスなどの伝染病が大正期に入っても 5,000 人以上の罹患者を出すほどであった。

第一次世界大戦を境に産業化・重化学工業化が急速に進展し、産業公害が住民の生活環境をさらに悪化させた。この時期になると石炭消費の激増による煙害が多数発生し、例えば江東の工業地帯の煤煙・排ガスによる環境汚染は深川区一帯の肺結核死亡率の高さに大きく関与していた。後に東京市助役に任命される池田宏も、「大都市に於ける緊急問題の一として識者の注意を惹くに至れる空气中に於ける細菌数を検するに」「工場の発達と之に伴ふ人口の集中運動とが如何に市民の健康を奪はんとしつつあるかに想到するとき、どうしても此の俛には推移するに委されぬ」として東京市内の空気中の炭酸ガス、浮遊有機物、細菌数の多さを指摘した⁴。

こうした不衛生・産業公害等の都市問題は貧困層にもっとも深刻な影響を及ぼしていた。都市研究会の片岡安は貧民の「衛生状態の問題に非ずして、其都市全体の衛生状態に種々の悪い結果を発生させる」「都市の有らゆる罪悪と云ふものが多くは不健全な細民部落から起る」と言及している⁵。さらに片岡は、東京深川区の細民地域は四畳に四人が住み「一人の人間が畳一枚に住つて居る」状況で、「子供の眼病が全体の子供の五割を占め」「私生児が斯く多数に生れその死亡率が如何にも大きい」ことは「都市の風紀と衛生を如何に紊して居るかを想像せしめて余りある」とし⁶、貧民層が抱える不衛生な環境こそが都市問題の中核であること

を強調した。

2.2 後藤新平の東京市長就任と市政刷新

このように都市問題が深刻化する一方、度重なる市長交代や市会の汚職事件など、東京市政の執行機能は極めて不安定な状態であった。後藤もこの当時の東京市政の状況を「互に連絡を欠き不規律を極め浪費政策の弊に陥つて居」り、「将来の為に連絡を立つべき調査を欠いて唯一時を糊塗するに過ぎざる状態」であったと述べている⁷。すなわち「区役所相互間、並に市役所内の各機関の連絡交渉の如きも頗る不完全」であり、「市吏員と市会議員との疎隔、甚たしきは市長と市会議員若くは市吏員が互に相對峙し」ており⁸、都市問題に対応できる市政の機能を有していなかった。加えて「市政改正後市参事会は単なる議決機関に止まり、市長が唯一の執行機関となつたにも拘らず、東京市では矢張り以前の習慣のままに、事実上市参事会は執行機関同様の権力を振ふて居」たなど⁹、市長の権限が依然として低い位置に貶められていたことも市政の機能鈍化に関与していた。

後藤は1920（大正9）年11月27日、東京市政疑獄の責任を負って市長を辞任した田尻稻次郎の後任として、第7代東京市長に就任する。後藤は市長の権限を高め、市役所組織を機能的にするために、最初に人事刷新に着手した。助役として後藤の腹心であった永田秀次郎（元警保局長、のち東京市長）、池田宏（内務省社会局長）、前田多門（第二代都市計画課長、戦後文部大臣）の三人を推薦したが¹⁰、この三助役はいずれも内務省官僚経験者であり、行政主導の基礎を作り上げた。

さらに1921（大正10）年6月、市長直属機関として新設された臨時市務刷新委員会において立案された職制改正案を実施した。この職制改正は「課ニ依リテハ余リニ荷ノ重キニ過クルノ感アルモノアリ為メニ日常ノ雑務ニ駆使セラレテ静カニ事務ヲ達観シ新時代ニ適応スル清新ナル執務ヲ試ムル余力ニ欠ケ」ている

点に注目し¹¹、複雑多岐であった各課の事務分担を軽くするために、課の増設を行うこととした。このように市政刷新の一環として、各部局間の連絡統一のために組織を整備し、市長の管理機能を高めることを企図した。

社会局においても「道路局の砂利事件の如きことは起らないけれども、其行政上の執勢の乱脈なる」もので「大体其出发点から、其の径路から」「其事務進行に必要なる機関運用の上に於て非文明的の点」が見られたために¹²、社会局に保護・公営・衛生・水道・水道拡張・下水・公園の七課を増設し、業務の整理を実施した。教育課も「現在ノ教育課ハ事務余リニ広汎ニ失ス」ために「別ニ社会教育課ヲ分立セシメ本課ハ主トシテ学校教育ノ任ニ当ラシム」として¹³、別に自治訓練・社会教育を担当する社会教育課を設けている。このように、市政刷新や行政機構の整理を行うことで、都市行政機能を高め、都市政策を行う上での土台を作り上げていった。

2.3 市長・後藤新平の都市施策

東京市長時代の後藤による都市施策におけるもっとも重要な取り組みは、東京市の都市計画案である「東京市政要綱」（いわゆる八億円計画）の発表と東京市政調査会の設立である。後藤の「八億円計画」と呼ばれる都市計画案は、震災後の帝都復興のビジョンの下敷きとなるものであり、市議員には「東京市政要綱」、市参事会には「新事業及財政計画の大綱」として提出している¹⁴。東京市政要綱では、東京市の現状に鑑み、急速に整備すべき事業として 16 項目が挙げられ、都市インフラと公共サービスの整備が強調されている（表 1）。

後藤は「八億円計画」の主要目的を、人口増大、貧困層の拡大、産業公害等にみられる「急速に進む都市化—それに対応する都市基盤の整備—に制度が追いつかない状態」¹⁵を解消するために必要な都市装置の整備として捉えた。後藤は「道路も、下水も、学

校のことも、欧羅巴のことに対照すると東京で殆んど何一つ満足に出来たものの無いことを遺憾とする、水道と下水とは先づ文明的に施行せられんとして居るが夫れ迄十分ではな」く、「依て私は新に諸般の項目に亘りて十分調査研究を遂げた上でなくば市民の幸福を増進することは出来ぬと考へたから、昔から人の必要を説き来れるものなるも、尚其の実行を新にせずばならぬと考へたので、敢て新計画と名付けた次第である」と言及している¹⁶。そのためこの事業は「互に相関連して、殆んど一体不分の関係を有し、相俟ちて始めて克く市民の福利を増進」できるとし¹⁷、すべての事業が成立してこそ市民の生活保障につながる事が強調された。

表 1 東京市政要綱の主要事業

都市計画の設計に基く重要街路の新設及拡築	電気及瓦斯事業の改善
重要街路の舗装	港湾の修築及水運の改良
重要街路を占用する工作物の整理	河川の改修
糞尿及塵芥類の処分	大小公園及広場類の新設及改設
社会事業に関する各種の施設	葬場等の新設
教育機関の拡充	市場及屠場類の新設
下水改良事業の完成	上水拡張事業の完成
住宅地の経営	市庁舎公会堂等の新営

(都市研究会 (1921) 東京市政要綱、『都市公論』第 4 卷 6 号、pp.66-67 より作成)

前述のとおり種々の都市問題は貧困層に大きな打撃を与えていたこともあり、「八億円計画」の重要な柱のひとつが社会事業であった。1919 (大正 8) 年の田尻市政時にすでに、米騒動を契機とする社会不安への対応策として公設市場、公設食堂、セツルメント等の社会事業が立案されていたものの¹⁸、市会の疑獄事件

等によって実現には至らなかった。そこで後藤新平が市長に就任すると、多数の社会事業施設の建設計画が提出され、例えば職業紹介所 8ヶ所、簡易食堂 6ヶ所、市営住宅 4ヶ所、細民地帯への施療病院 4ヶ所、労働合宿所 2ヶ所、託児所 2ヶ所の設置計画が立てられている¹⁹。

1921（大正 10）年に職業紹介所が本所区と下谷区に新設され、同年 9 月には「発育期中にある少青年（ママ）の個性を、医学と心理学との立場より科学的に診査し、各個人の身体と性能に適する職業の選定及び各種の職業相談、教養相談に応じ、以て之れが指導をなし、兼て少年紹介部と連絡して適当なる職業を紹介」する少年相談部を、中央職業紹介所内に新設している²⁰。1921（大正 10）年 8 月から 1922（大正 11）年 7 月までの相談種別件数として、「職業相談」が 228 件と多いものの、「学校選択」「教養相談」など多様な子どもの相談を扱っていた²¹。

公設浴場についても細民地帯を中心に 3ヶ所設置することが予定されていたが、「小規模な児童用の浴場だけでも設置したい」との意向から、「特殊学校内に就学児童専用の浴場設置」も計画されていた²²。この点からも、後藤の社会事業施策は子どもをその対象に含みこむものであったことがわかる。実際に実施された事業は東京市路面改良事業（1921－1929 年度、事業費総額実績 1879 万円）²³とともに社会事業及び教育事業であったことから、後藤の東京市政では子どもの生活保障が中核に据えられていたことがうかがえる。

こうした都市計画事業を実施するために必要な手段として、市は「出来得る限り行政及財政の整理を断行」「衆智を網羅せる市政調査機関を特設」「優良有能なる吏員を養成して大に事務の刷新を図り能率の増進に努むる為吏員養成所、師範練習所を置く」ことを挙げている²⁴。後藤は都市計画を実現していく上で「浪費を省くは調査研究にある、もう一つは勘能の人を使ふにある。即ち使つて居る人に無駄骨を折らせないやうに無駄なことの無い

やうに効果を挙げて行くのが必要」と述べ²⁵、調査研究機関設置と人材確保が都市施策遂行の必要条件であると強調していた。

1922（大正 11）年、安田財閥の安田善次郎の支援によって東京市政調査会を設立した。この市政調査会は都市施策に関する諸般の調査研究をなし、市当局と協力してその施策実現を果たすことを目的として、「科学的調査研究及其結果の公表」「都市政策に関する智識の啓発及普及」「都市施設に関する計画の樹立」等を行うこととしている²⁶。市政調査会は法制、交通及都市計画、公営事業、文化及社会事業、衛生、財政経済の六部門からなり、各部門には各界の専門家を配置し、1922（大正 11）年 9 月には市政調査会の囑託専門家は 75 名に達していた。東京市政調査会は、各専門家の意見を取り入れながら調査を実施し、都市施策立案の基盤をつくる役目を果たした。

3. 東京市長・後藤新平の児童保護施策

後藤が東京市長に就く直前の 1920（大正 9）年、東京市社会局が内務省の要請で細民実態調査を実施している。「普く全市に亘りて細民生活の概要を調査」し、借家に住む定居細民と木賃宿宿泊者、浮浪者、水上生活者からなる不定居細民の実態を明らかにしたこの調査²⁷では「汚穢狭隘なる一室に混棲雑居の過集生活を営」む非衛生的な環境や「過激の労働をなす」生活環境のために「死亡率の高き反面に不健康」であり、「神経疾患、消化器系統病、泌尿生殖器疾患、腸、肺結核、トラホーム、疥癬類の皮膚病、骨及関節疾患、白痴及老耄性痴呆、脚気及循環器疾患を重なるものとし、チブス、赤痢等の伝染疾患」が多いことが示された²⁸。

こうした貧困層の不衛生的な環境は子どもの健康にも悪影響を与えており、特殊小学校の一つであった霊岸小学校²⁹校長の椎名龍徳は「細民住宅の大部分は、一年中太陽の恩恵さへ受けられぬ」「冬は積雪旬日を越えても消えず、夏は群蚊の襲撃があり、厳寒に蒲團の不足で半残の夢を破られ、酷暑蚤と南京虫に生血を吸は

れる。不良の住宅は病気より甚だしい苦痛を与へて居る」と述べ、住居が狭く、家族構成員数が多いほど「眼疾児」や「皮膚病児」が多いことを指摘している³⁰。

水上生活者家庭の子どもの生活実態についても前述の報告書での言及がみられる。水上生活者は「回漕問屋又は舢艫業者に雇はるる舢艫乗組員俗に舢艫頭にして、傭主の指図に従ひ貨物の水上輸送に従事するもの」が大部分を占め³¹、吾孺尋常小学校にて調査した舢艫 971 隻中に児童のいる船数が 592 隻（1683 人）で全体の 61%にのぼり、そのうち約 4 割の 700 人が学齡児童であった³²。水上生活者家庭の子どもは、「狭い船内で生育されるので秩序あり規矩ある教養は享けられない」「混然雑多の其内で人間らしい生育は出来ないので、行儀の悪い気風の粗野」であったと報告され³³、水上生活の環境が子どもの心身発育に大きな影響を与えていた点が指摘される。また「漂浪流転の水上生活者は何日も西に東に移動生活をするために」「就学の機会を失ふ」というように³⁴、多くの児童が不就学の状況であった。

東京市は 1910 年代前半から「浮浪・不良」児童の保護事業に着手していたが、「浅草公園附近に永く浮浪せるものは最も悪化し、或は掏摸、香具師等の子分となり新聞売子となり、搔浚となり、紙屑拾を装ひて、空巢狙となり又は諸處の金属類を窃取し又は小僧を誘拐して金品を奪ふ等」し³⁵、「年齢は十五歳最も多くして」「全数の約七割は貧困其他の理由によりて義務教育を完了せず」という状態であった³⁶。こうした児童は「全数の約三割七分は両親あれども、六割三分は片親若しくは両親の無き不幸なものであつて、或は親戚の手に養はれ、又は雇主の手に引き取られたもので」「家庭に欠陥あるもの又は扶養義務者無きものは浮浪し易く且つ不良行為をなすに至るものが多い」とされた³⁷。このように深刻な家庭貧困の結果として、多数の「浮浪・不良」児が増加していた。

東京市職業紹介所の附帯事業として 1913（大正 2）年に幼少年

保護所が設立された。これは「市内を浮浪徘徊する、又は不良の行為を為す八歳以上十八歳未満の幼少年」に対して「父兄其他の保護者に引渡し又は適宜職業を紹介し、若くは篤志者の家庭、場合によりては感化院其他救護所に委託」するもので、子どもの不良化を未然に防ぐために設置されたものであった³⁸。幼少年保護所の入所人員は、1913（大正2）年には約200名であったが、5年後の1918（大正7）年には約500名まで増加している³⁹。

後藤は、貧困家庭の過激な労働や劣悪な健康・衛生状態は母体の健康状態をも悪化させ、乳幼児の生命・発育を脅かしていることに注目し、「女工」の生活調査の実施を通じて「女性として其労働が女子の体力に堪え得らるるや否をや、母性として大切な能力を向上発展し得るや、又阻害せらるる」かを明らかにしたうえで⁴⁰、1921（大正10）年6月に託児所を江東橋区に設置した。この託児所は「少額収入者をして就業に際しての繫累を脱し、生産能力の増進を計らしむると共に児童を教育的に取扱ひ、且児童を通じて家庭の改善を計らむとする目的」で設立され⁴¹、子どもをもつ労働者の就業対策であると同時に、子どもの保護・教育を通じて貧困家庭の改善を図るものであった。1923（大正12）年2月には深川区富川町に託児所が設置され⁴²、富川町託児所は「特に同所は有名な貧民窟であれば、貧児を喜ばせるため、回転シーソー、スベリ台、揺籠其他種々の玩具を備へ付けると共に、四名の保母も住み込んで、種々世話」をした⁴³。

産院と児童健康相談所も、家庭貧困と乳児の死亡率の増加に応じて設置された社会事業施設である。産院は、乳児死亡率の増加が「母体の健康状態が、年々低下」し「妊婦の衛生思想の欠乏」によるものとして、1923（大正12）年10月に開設された⁴⁴。児童健康相談所は「満六歳以下の乳児、幼児の哺育、養育等総ての健康相談に応じ」ることを目的として、1923（大正12）年に開設されている⁴⁵。

また後藤は、子どもの健康・衛生改善の一環として「各区に命

じて夏期休暇中に於ける小学児童の保健衛生設備を出来るだけ完全ならしむることとし」「区費の許す範囲内に於て最善の設備をすることに決し」、これに応じて各区は海浜学校や林間学校、水泳などの事業を実施している⁴⁶。

「浮浪・不良」児の保護事業も促進され、東京市社会局は幼年保護デーを開催して「市内約一萬の不良少年及び浮浪児の保護を引き受けて呉れる篤志家の申出を広く一般に希望し」「成る可く不良及び浮浪児の個性に適合した家庭を選定して之を託するやうにしたい」としたうえで、収容人数 30 名の既存の不良少年保護所以外に、「約百名位を収容することの出来る不良少年保護所を市外池袋に建つる計画」を立てた⁴⁷。さらに、1922（大正 11）年 11 月には「各家庭の少年児童の性行、即ち他人の物を無暗に欲しがりはせぬか、学校や仕事に怠けはせぬか興業、買喰、無駄使ひ等はしはせぬか、脳障がありはせぬか等の相談を開始し」「不良児の育てられた環境を考慮して、よりよい環境を与へ、生理的の障害によるものは之を治療し、徹底的に不良少年の救済に努める」ため⁴⁸、幼少年保護所に幼少年性行相談部を設置した。

1922（大正 11）年 5 月、浅草に開園した児童遊園は「人家稠密にして、街路雑沓せる都会地にありては、生氣澁刺たる児童の行動を拘束し、之れが發育を阻害するのみならず、児童をして有害なる遊戯に耽らしむるの虞れ」があるために、「児童をして自由に嬉戯せしむる」ことを目的とするものであった⁴⁹。とくに「自分の庭園を有しない下層階級の生活者」にとって「狭隘なる地域に於ては児童の遊戯上に於てもその場所に適した、姑息なる投機的遊戯に終日を送らねばならぬ」ために「怠惰性と不秩序性との習慣を覚え、遂に不良な行為をなす様に」なるおそれがあり⁵⁰、児童遊園が児童の不良化を防止する役割を担っていた。

こうした児童保護事業の実施にあたって、東京市助役の前田多門は「工場に於ける所の少年労働といふやうな問題に付て非常に我国の規定が不取締りであつて、さうして事実上恐るべき所の少

年労働が行はれて居る」等の児童問題を取り上げ⁵¹、「更に積極的に子供の将来をどういふやうに育てるか嬰兒をどういふやうに完全に育てるか」を「学校の先生のみならず総てのものが之を育てて行って、之を大人にしなければならぬ」と述べ⁵²、児童問題を学校教育だけでなく都市施策・社会施策の枠組みのなかで対処していく必要性を強調している。

表2 後藤東京市政下において開設された児童保護施設

施設	開設時期	目的
産院附属乳児院	1923年10月開設	「経済的に不遇の地位にある妊産婦を保護せんが為」に設置
児童相談所	1923年6月開設	「満六歳以下の乳児、幼児の哺育、養育等総ての健康相談に応じ、以て其の疾病の予防、健康の増進を図る」
児童遊園地	1922年5月開設	「人家稠密街路雑踏の市内にありて児童をして自由に嬉戯せしめ、其の發育を助長せんが為め」に設置
幼少年保護所内 幼少年性行相談部	1922年11月開設	「特に一般家庭又は本人の依頼に応じ、年少子弟の不良若くは不良に傾かんとする性質、行為其他に関し、医師の診査の下に相談指導の任に当る」
託児場	1921年6月開設	「少額収入者をして就業に際しての繁累を脱し、以て生産能力の増進を計らしむると共に一方児童を教育上適当に取扱ひ、且つ児童を通じて家庭の改善を計らんとする」

(東京市社会局(1924)『第四回(大正拾貳年度)東京市社会局年報』より作成)

以上のように、後藤新平市政下の児童保護事業は、乳幼児の健康状態の改善と子どもの不良化の防止を通じて、住民の生活改善や社会治安の維持を実施するものであった。産院・児童相談所は乳児死亡率増加という都市問題に対応する形で開設され、児童遊園地は人家稠密や子どもの健康悪化・不良化等を防ぐために設置された。託児所についても、労働者の就業対策だけでなく、保育を通じた貧困家庭の救済と貧困の再生産の防止をねらったもので

あった。

4. 東京市長・後藤新平の教育改善事業

後藤の児童保護や教育への関心は、東京市の教育救済事業にも反映されている。助役の前田多門が「八億円計画は要するに計画であつて、後藤伯が市長として実行に移されたものではない。実際市長として施設された事業の内、大きなものは何といふても東京市多年の懸案たる教育費統一問題の解決」⁵³と述べているように、八億円計画のなかでも教育事業は重視され、実際に実施されたのであった。

1910年代後半は小学校就学率は上昇するものの、地域財政が脆弱なために小学校数が不足した時期であり、例えば本所区では学齢児童数の増加に学校増設が間に合わず、牛島尋常小学校では36学級、柳島尋常小学校では46学級の大規模校となり、児童数は3,000名を超えていた。こうした状況について助役の永田秀次郎も「毎年学齢児童の増加に伴ひ学校の設備不十分なる為に二部教授を施して居る学級数は三百三十八学級の多きに及んで居」り、「二部教授なるものが已むを得ざる教育上の手段であつて之を教育者から観察すれば種々教育上の欠点を含み甚だしく教育の効果を減ぜしめる」と指摘している⁵⁴。

また、東京市教育課長であった渋谷徳三郎が二部教授の「教育上の欠点」に関して、①教授上の弊害、②訓練上の弊害、③養護上の弊害、④管理上の弊害、⑤教員に及ぼす弊害、⑥家庭に及ぼす弊害の6点から詳述し、児童の疲労、規律的習慣の破壊、極暑極寒中の弊害、伝染性疾患予防の困難など多様な児童に対する弊害を指摘している⁵⁵。後藤自身も「小学校の増設が二部教授撤廃の解決の鍵で」あり、「同時に『バラック』と不燃質建築物との経済関係」と「児童の衛生的関係に就き調査研究の徴すべきものがないのみならず、之に関する委員等も出来ていない」とし⁵⁶、二部教授撤廃と児童の衛生・安全面の改善を含めた教育改善の必

要性を強調した。

各区の財力の優劣によって住民の負担や児童一人にかけられる費用が異なっていたため、二部教授の深刻さや教育条件に格差が生まれていた。日本橋区ではほとんどの小学校で二部教授が実施されてないのに対して、本所区では児童が 9,650 名、浅草区では 8,871 名、下谷区では 6,163 名の児童が小学校不足のために二部教授を受けざるをえない状況であった⁵⁷。前田多門は、本所・深川などの貧困区では「負担力極めて低い上に年々児童数は夥しい割合で増すから、一年に二校位新設するのでなければ到底追いつかない」「これ等の区では教育費負担の割合がその富力に比して極めて重く、収容力不足のため二部教授をいつ迄も続けねばならず、また富有区のやうに十分な教員給を計上することが出来なかつた」「故に教育費を市に統一し、全部の必要を全部の経費から支弁することは、負担の公平、教育の機会均等、都市社会政策の上から極めて望ましき改革策」と述べている⁵⁸。

以上の実態をふまえて後藤は、1922（大正 11）年 2 月の市議会において「八億円計画」に基づく 1922 年度の予算増額案を提示し、「従来各区ニテ負担シ居タル小学校教員諸費ヲ普通市費負担ニ移シ、且ツ教育拡充促進ノ為メ小学校建築費補給費ヲ増加」すると述べ、「八億円計画」の一環として学政統一・小学校増築案を位置づけている⁵⁹。また後藤はこの市議会答弁のなかで、教育改善事業の必要性について「吾ガ東京市民ノ子弟ノ将来ヲ考フル時、教育上欠陥アル二部教授ノ如キハ、東京市民ノ面目ヨリスルモ、一日モ速ニ撤廃セザルベカラズ。貧民ノ子弟ハ富者ノ子弟ノ如ク、縦ヒ義務教育ト雖モ教育ノ均霑ヲ受クル能ハザルハ当然ナリト為スガ如キ極端ナル議論ニハ、諸君モ同意セラレザルベシ」と説明する⁶⁰。助役の永田秀次郎もこれに応じ、とりわけ貧困区においては、区の財源だけでは「教育ヲ完全ニ致スコトガ出来難く、「教員給ヲ統一シテ市カラソレヲ支弁スルト云フコトニシナケレバ市ノ学齡児童ノ教育ヲ完全ニスルト云フコトガ出来ナイ」

とし、学政統一の目的を区の権限を縮小することにあるのではなく、「唯義務教育ノ完全普並及改善」にあるものとしている⁶¹。

このように後藤と永田は、貧困児童ほど劣悪な教育環境にある点を指摘したうえで、小学校増設と学政統一実施の必要性を強調した。市会の承認を得て、学政統一は達成され、学校建築費は大きく確保された。学校建築費については、1921（大正10）年度の「学校建設補給額百六十余萬円なりしものを、十一年度には三百六十九萬五千円に増額して、年々激増する就学児童を收容すると同時に、現在実施しつつある七百七十二学級の二部教授を全廃すべく、十二年度に於て建設費六百十八萬五千円を計上し大正十六年度迄には右二部教授の全廃を策しつつあるものであった⁶²。さらに「市立小学校薄弱児童特別教育費」が3,500円追加され、東京市の多様な困難をもつ児童の特別学級設置が促進されている。

1922（大正11）年には「学校衛生調査機関」が設置され、「校地建築物設備機具等の衛生」「運動体育衛生」「病者、虚弱者、精神薄弱者衛生」「飲料食物に関する衛生」等の部門から、市衛生試験所と連絡を保ちながら、学校の保健衛生に努めることとなった⁶³。東京市教育課の予算も前年度に比べて約600万円の増加が決定し、東京市教育課は「学校衛生技師増員十二名」「夏期林間学校新設」「小学教員海外視察派遣」「甲種工業一校新設」「直営小学校新設」等に取り組んだ⁶⁴。

以上のように、後藤の教育改善事業は、貧しい地域においてこそ二部教授・過大学級が深刻であるという事実を踏まえ、教育の機会均等と子どもの生活向上を企図していた。こうした目的が教育施策の根底にあるために、夏期林間学校の増設、貧民児童のための特殊学校の設置、工場内学校の設置、さまざまな学習困難をもつ特別学級の設置など多様な教育救済事業もまた計画・実施されたのである。このような点からも、後藤新平が行った教育改善事業は、のちの東京市の教育救済事業を促進する基盤をつくった

と評価することができる。

5. おわりに

本章では、1920年代の東京市における教育救済事業の促進を支えた後藤新平の東京市政下の児童保護事業と教育改善事業の特徴について検討した。

後藤は、1920（大正 9）年に東京市長就任後直ちに市政刷新とともに、総合的な都市計画の樹立に取り組んだ。この都市計画は、道路・街路の改良、上下水道の整備などのインフラ整備や社会事業、教育事業を通じて、住民の生活改善をめざすものであり、なかでも児童保護事業や教育改善事業が中核に据えられていた。

産院や児童相談所は乳児死亡率増加という都市問題に対応する形で開設され、児童遊園地は人家稠密や子どもの健康悪化や不良化等を防ぐために設置された。託児所についても、労働者の就業対策だけでなく、保育を通じた貧困家庭の救済と貧困の再生産の防止をねらったものであった。「浮浪・不良」児問題については1910年代中葉から大きな社会問題になっていたが、後藤が市長に就任すると幼少年保護所の規模や相談機能を拡大することで、彼等の保護を積極的に実施して、治安の維持をはかった。

教育改善事業については、後藤は小学校増設・学政統一の実施の必要性を強調し、地域間の教育格差を是正し、貧困層ほど二部教授・過大学級などの不十分な教育環境にさらされている現状を改善することを目的とした。

このように後藤の児童保護事業と教育改善事業は、家庭貧困や都市問題にさらされる子どもの健康や生活の改善をはかり、不十分な小学校の教育環境をも改善することで、貧困層の子どもの生活改善をめざすものであった。

児童保護事業と教育改善事業の双方が実施されたことを契機として、家庭貧困や児童労働などによる子どもの不就学問題、二部・三部教授や過大学級などの教育問題がいつそう焦点化され、

多様な困難をもつ子どもの特別学級設置などの教育救済事業の推進がなされたのである。

註・引用

- 1 川西崇行（2010）「都市研究会」から近代都市法制の誕生、『都市問題』第98巻9号、pp.16-17。
- 2 東京都（1981）『東京百年史』第4巻、p.96。
- 3 石塚裕道（1977）『東京の社会経済史』紀伊国屋書店、p.178。
- 4 池田宏（1922）『改訂都市経営論』都市研究会、pp.181-183。
- 5 片岡安（1919）細民住宅に就て、『建築雑誌』第390号、p.36。
- 6 片岡安（1919）同上、pp.36-37。
- 7 後藤新平（1921）『市政に就て（未定稿）』、pp.1-2。
- 8 後藤新平（1921）同上書、pp.2-6。
- 9 前田多門（1929）東京市長としての後藤伯爵、『都市問題』第8巻6号、pp.52-53。
- 10 このように助役職市長の腹心をあてることは、市会が助役職を選出してきた従来の慣行からはずれるもので、市政における市長裁量権とその権限を強化するものであった。
- 11 池田宏（1921）『東京市職制分課規定改正要領』、pp.6-7。
- 12 後藤新平（1921）前掲7）、pp.54-55。
- 13 池田宏（1921）前掲11）、p.33。
- 14 池田宏（1929）世に所謂八億計画の真相を討ねて後藤伯爵を憶ふ、『都市問題』第8巻4号、p.33。
- 15 川西崇行（2010）前掲1）、pp.16-17。
- 16 後藤新平（1921）東京市の新計画に就て、『都市公論』第4巻9号、p.3。
- 17 都市研究会（1921）東京市政要綱、『都市公論』第4巻6号、p.67。
- 18 東京市会事務局（1936）『東京市会史』第5巻、pp.103-109。
- 19 無署名（1921）東京市社会局の新事業、『社会事業』第5巻3号、pp.76-77。
- 20 東京市社会局（1922）『職業指導資料』第1輯、p.72。
- 21 東京市社会局（1922）同上書、p.76
- 22 東京市社会局（1922）東京市の公設浴場、『社会事業』第6巻10号、p.75。
- 23 越沢明（2011）『東京の都市計画』岩波書店、p.33。
- 24 都市研究会（1921）前掲17）、p.69。
- 25 後藤新平（1921）前掲16）、p.8。
- 26 松木幹一郎（1929）後藤伯と東京市政調査会、『都市問題』第8巻6号、p.66。
- 27 東京市社会局（1921）『東京市内の細民に関する調査』、pp.1-2。
- 28 東京市社会局（1921）同上書、pp.101-103。
- 29 霊岸小学校は貧困児童の就学督励を実施する特殊小学校であるが、貧困児童の児童実態について東京市社会局に報告をしている。
- 30 椎名龍徳（1920）細民児童の衛生問題、『学校衛生』第3巻11号、pp.39-41。
- 31 東京市社会局（1921）前掲20）、p.127。

-
- 32 東京市社会局（1921）同上書、p.130。
- 33 草間八十雄（1921）水上労働者の生活、『社会事業』第5巻3号、p.45。
- 34 草間八十雄（1921）同上、p.42。
- 35 無署名（1917）東京市職業紹介所の児童保護近況、『児童研究』第20巻10号、p.319。
- 36 無署名（1917）同上、pp.319-320。
- 37 無署名（1919）浮浪児童と扶養義務者の関係と浮浪の原因、『児童研究』第22巻9号、p.237。
- 38 東京市社会局（1924）『第四回（大正拾貳年度）東京市社会局年報』、p.46。
- 39 東京市社会局（1924）同上書、p.49。
- 40 無署名（1921）女工の生活調査、『社会事業』第5巻1号、p.76。
- 41 東京市社会局（1923）『第参回（大正拾壹年）東京市社会局年報』、p.143。
- 42 東京市社会局（1923）同上書、p.143。
- 43 無署名（1922）東京市の新設託児所、『社会事業』第6巻8号、p.67。
- 44 東京市社会局（1923）前掲41）、p.149。
- 45 東京市社会局（1924）前掲38）、pp.12-13。
- 46 無署名（1921）夏期休暇中の児童衛生施設、『社会事業』第5巻5号、p.75。
- 47 無署名（1922）東京市の不良少年委託成績、『社会事業』第6巻2号、p.78。
- 48 無署名（1922）東京池袋の不良少年保護所、『社会事業』第6巻9号、p.54。
- 49 東京市社会局（1923）前掲41）、p.146。
- 50 朝原梅一（1921）東京府下に於ける公園並児童遊園の現状調査（一）、『児童研究』第24巻7号、p.180。
- 51 東京市社会局（1922）前掲20）、p.9。
- 52 東京市社会局（1922）同上書、p.10。
- 53 前田多門（1929）東京市長としての後藤伯爵、『都市問題』第8巻6号、p.54。
- 54 永田秀次郎（1922）東京市の義務教育問題、『都市公論』第5巻2号、p.39。
- 55 東京市教育会研究部（1920）二部教授速に撤廃せざるべからず、『都市教育』第184号、pp.3-22。
- 56 鶴見祐輔（2006）『正伝・後藤新平 7 東京市長時代』藤原書店、p.449。
- 57 東京市役所（1921）『第十八回東京市学事年報』、p.17。
- 58 前田多門（1929）前掲53）、pp.54-55。
- 59 東京市会事務局（1936）前掲18）、p.496。
- 60 東京市会事務局（1936）同上書、p.499。
- 61 東京市会（1922）『大正十一年東京市会議事速記録』第2号、p.185。
- 62 無署名（1922）市の教育施設、『都市教育』第217号、p.55。
- 63 無署名（1922）学校衛生調査機関の設置、『都市教育』第214号、pp.22-23。
- 64 無署名（1922）前掲62）、p.55。

第7章 1920年代における東京市教育課 の教育救済事業と特別学級編制

1. はじめに

第一次世界大戦後の東京市では、貧困層の住むスラムは過密で上下水道を欠くために伝染病が蔓延し、また産業化・工業化による工場煤煙・廃棄物垂れ流しなどが深刻化し、都市問題が大きく顕在化していた¹。学校教育については、小学校児童数の増加による小学校数の不足のために、多くの小学校で二部教授・過大学級が強いられ、子どもの心身問題・学業状態はとても劣悪な状態であった²。

東京市は1920（大正9）年に、内務省衛生局長・台湾民政長官・満州鉄道総裁などの要職を歴任した後藤新平を市長に迎え入れると、教育行政を担当する東京市教育課は、教育諸条件（小学校数、学級規模、授業形態、衛生・保健）の改善をめざす教育救済事業を実施し、その一環として貧困・児童労働・疾病・非行などを背景とする多様な学習困難をもつ子どもの特別学級を設置する。本章では大正期の東京市教育課に焦点を当て、東京市教育課がどのように児童・教育問題を認識し、教育救済事業を実施したのかを明らかにするとともに、多様な困難をもつ子どもの特別学級をどのように設置するに至ったのかを検討する。

2. 1910年代の東京市における児童・教育問題

1910年代の東京市の特徴として、産業化・工業化と人口の増大・密集化を挙げることができる。1904（明治37）年の日露戦争後に200万都市になっていた東京は、1920（大正9）年の国勢調査では400万都市に近づきつつあった。東京市の人口増大が甚だしいなかで都市インフラの整備は大幅に遅れ、例えば上水道の未

整備のために腸チフスなどの伝染病で 5000 人以上の患者を出すほどであった。

また、第一次世界大戦前後から重化学工業化が進展する過程で、産業公害が住民の生活環境をさらに悪化させた。石炭消費が激増したために煙害が発生し、江東工業地帯の煤煙・排ガスなどの環境汚染は深川区一帯の肺結核死亡率の高さに大きく影響を与えていた。これについて衛生試験場の遠山椿吉は、「煙突の多い下町には不健康者が多い筈で、此煤煙の害を示す一の尺度として一歳未満の乳児の死亡率を比較すれば明かである」「何れも工業の盛にして煤煙の多い所は乳児の死亡率は高く、之と反対に煤煙の少い所は死亡率の少いと云ふことは事実の上に明白である」と言及している³。

さて、明治初期から東京市は四谷鮫橋、下谷万年町、芝新網といったスラムを形成し、こうした都市下層の生活は「比較的過激の労働をなすに拘らず、休養の暇少く、疾病に対する加療の余裕乏しく」「食物にありては体力を維持するに足る栄養分を摂るの経済的余裕を」欠いている状態で⁴、不衛生・産業公害等の深刻な都市問題が大きく反映されていた。貧困児童の生活環境について、特殊小学校である霊岸小学校の推名龍徳は「細民住宅の大部分は、一年中太陽の恩恵さへ受けられぬ」「冬は積雪旬日を越えても消えず、夏は群蚊の襲撃があり、厳寒に蒲團の不足で半残の夢を破られ、酷暑蚤と南京虫に生血を吸はれる。不良の住宅は病気より甚だしい苦痛を与へて居る」と述べ⁵、住居が狭く、家族数が多いほど「眼疾児」や「皮膚病児」が多いことを指摘している⁶。

また、二部教授や過大学級などの劣悪な教育環境が、多数の小学校で顕在化していた。例えば東京府視学で東京市教育会研究部部員でもあった八丁春太郎が言及しているように「二部教授の学級数は東京市に七百学級」に達しており、「二部教授を避けて学級整理を行つて居る向では一学級六十名平均位迄収容し甚だしきは八十名の特別制限に近い学級をも見受ける状態」が慢性化し

ていた⁷。地域間格差も大きく、1918（大正7）年度の場合、日本橋区ではほとんど二部教授がないのに対して、本所区では小学校不足のために二部教授を受けざるをえない児童が9,650名、浅草区では8,871名、下谷区では6,163名という状況であった⁸。

さらに、貧困児童の不就学問題や退学・不就学問題が顕在化した。例えば、内藤新宿町の細民地区の学齢児童の就学率は9歳児で35%程度、12歳児は男子20%、女子13.3%に過ぎなかった⁹。四谷区・浅草区・深川区の細民地区の学齢児童調査でも6歳児の不就学率90.1%、7歳の不就学率67.5%であり、低学年の不就学率が高いことが示されている¹⁰。こうしたなか東京市は、1917（大正6）年に児童教養研究所の三田谷啓医師に東京市本郷区の「特殊小学校」児童の調査を行わせたが、三田谷は「狭隘な家に住み粗衣粗食の下に成長せる児童の学業成績如何と見るに一般に成績がわるい」と貧困児童と学業成績の悪化について言及している¹¹。

さて1915（大正4）年4月に東京市教育課長に就任した守屋恒三郎は、東京市教育課調査係・視学の川本宇之介とともに教育改善を企図した。しかし、同年に奥田義人が市長に就任して以降、1918（大正7）年の米騒動までは「教育事業などは後廻しにせられたのみならず、時局の関係上一般に本市の事業は消極的方針で非常に緊縮せられたため」「殆んど手の下し様」がなかった¹²。そのために、教育救済事業が東京市によって本格的に開始されるのは米騒動に対する治安対策や社会政策の実施以降ではあるが、東京市教育課は第一次世界大戦後の物価高騰や慢性的不況に伴う児童・教育問題のより一層の激化について認識し始めていた。

川本宇之介は直ちに大阪や京都、海外の児童と東京市の児童の体格差について検討し、「東京市の児童の体格は大阪京都二市の夫にも劣り、全国の夫に比すれば殊に体重及び胸囲に於て劣つて居る」「都会の児童は運動がどうしても活発にやる場所も少なく」「空気日光等の関係より如斯筋骨肉づきがおとるのであろう」と述べる¹³。とりわけ、「一層種々の衛生設備上不完全の多い町に住

む貧民児童は、体重、胸囲は勿論身長も亦他の比較的貧民の少ない学校の児童よりも劣つて居る」と貧困児童の身体発達の遅れを指摘した¹⁴。

さらに「貧民を収容せる小学校児童と一般小学校児童との身体発育如何を見る為」に日本橋区の小学校児童と特殊小学校児童との身心発育の比較を行い（表1）、「直営学校生徒は胸囲を除き其の身体発育が悪いこと」を指摘している¹⁵。川本はこの原因について「尋常小学校を卒業した者が、直に年が年中工場に入り不潔なる空気を呼吸し、遮蔽された日光に浴し、若くは殆んど之に浴せず」「其の食物も粗悪である」と言及し¹⁶、貧困児童の劣悪な労働や生活環境などを主要な原因であると指摘していた。

表1 特殊小学校と通常小学校における男子学童の身長・体重・胸囲
(1917年)

	身長（尺）		体重（貫）		胸囲（尺）	
	特殊小	通常小学	特殊小	通常小	特殊小	通常小学
9歳	3.78	3.91	5.49	5.64	1.90	1.91
10歳	3.96	4.07	6.05	6.07	1.95	1.93
11歳	4.10	4.18	6.65	6.66	2.01	1.97
12歳	4.19	4.34	7.03	7.36	2.09	1.98

（出典：川本宇之介（1917）『補習学校の組織及経営』目黒書店、pp.15-16より作成）

さらに、川本はこうした貧困児童の身体発育の遅れが知力や学力にも影響を与えることにも憂慮している。東京府立第三中学校の調査を参考にしながら、「発育率は大体に於て学力の優劣別に伴うて居る」としたうえで、「労働者階級の子弟は、已に其の幼少年時代より甚しく体格及び体質に於て劣等であり、且死亡率も増して来る」だけでなく、「体格体質の劣等なるものは、精神発達が鈍い」ことにも注目している¹⁷。児童労働の健康問題については「工場生活は少年青年の身体及び精神の発達を阻害する」「幼少年職工等の身体、精神道徳に悪影響を及ぼす」とし¹⁸、「殊に工

場衛生を進めその職工殊に幼少年工女工の保護が大切となる」と言及している¹⁹。

このように、1910年代後半において川本を中心とする東京市教育課は、児童労働が児童の発育・健康・学業などの向上を妨げることを強調し、彼等の健康・学力の改善のために、知育に偏った教育ではなく、職業教育を主体とした教育の在り方を模索していた。

1917（大正6）年11月に第2回大都市連合教育会が開催され、東京市は川本宇之介を中心に林町小校長の藤岡真一郎らが同行した。ここでは、小学校教育制度の改善として「教員の改善」「教員待遇の改善」「児童教育法の改善」が議論され、二部教授や過大学級などの多数の小学校が抱えていた教育問題の解決の必要性とともに、「貧児就学の為め特殊施設」「不具者低能児の特前教育機関」「薄弱児のため林間学校」等の必要性も強調されている²⁰。

さらに、この第2回大都市連合教育会では、1918（大正7）年に海外の教育視察を行うことが決定された。そのため東京市教育会の主催で米国への教育視察が実施され、視察団団長には教育課長の守屋恒三郎が任命された。この視察は1918（大正7）年11月から1919（大正8）年3月に及び、多数の学校を訪問している。視察団は、米国視察を通じて、子どもの個性や特質に応じた教育は教育上の大きな課題であるとしたうえで、「米国の如きは不具児聾啞耳、低能児、薄弱児、悪童等特殊児童の為に特別なる学校又は学級を数多設けあれば我が国の小学校に於て単に瘋癲白痴不具廢疾を除くの外すべてを混入せるに比すれば、米国の小学校児童は余程精選」されており、「我が国の小学校が浅薄なる学級教授を以て満足し、何等施設する所なきを觀ては如何にも情けない」と述べ²¹、東京市においても、「特殊児童の為に特別なる学校又は学級を数多設け」る必要を痛感している。

表2 東京市教育課・学務課の組織化

教育担当組織	実施内容
東京市教育課 (明治31年～)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査係の設置、「都市児童調査」「二部教授調査」など多数の教育調査を実施(大正7年～) ・教育課長に渋谷徳三郎就任(大正8年～)
東京市学務課 (大正9年～大正14)	<ul style="list-style-type: none"> ・「市立学校及幼稚園」「学務委員会」「補習教育」「学校衛生」等の取り組みの明示 ・「小学校教育改善要綱」の決定、特殊小学校の林町小・太平小に特別学級開設(大正9年～) ・東京市教育講習所の開設(大正10年～) ・視学職務規程の制定、貧困児・虚弱児・劣等低能児・優等児の「特殊教育」担当視学の配置(大正11年～) ・東京市内小学校22校に特別学級設置(大正11年～)

3. 東京市教育課と教育救済事業の促進

米国視察を終えた教育課長・守谷恒三郎に対して教育改革の期待が大きくなるが、守谷は突然に休職してしまう。守谷にかわり、1919(大正8年)年に、埼玉師範学校長をしていた渋谷徳三郎が東京市教育課長に就任する。渋谷徳三郎は宮城県栗原郡・名取郡視学、千葉県視学を歴任した後に、1905(明治48)年から文部省普通学務局に異動し、教育行政に手腕を発揮していた。教育課長渋谷徳三郎は、二部教授や過大学級などの劣悪な小学校の教育改善に関心を示し、二部教授撤廃のために小学校速成計画を東京市会に建議した。

東京市会では、貴族院議員の江木千之が二部教授を撤廃する必要があると10項目にわたって主張し、その根拠としてドイツのベルリンの小学校授業時間数と「東京市ノ二部教授ヲ行ヘル授業時間(即チ十八時間)」と「全ク同一」であるということを提示した²²。

この江木の意見に対して、渋谷は「二部教授の利害は独り時間数の上にのみ存するものにあらず寧ろ他の目的の為に止むを得ずして時間を短縮するに過ぎず」と述べ²³、二部教授による児童や教員に対する弊害について教授・訓育・養護面にわたって批判している。渋谷の二部教授批判に呼応する形で、東京市教育会が「本市教育改善の先決問題として先づ二部教授撤廃の最も急務なるを察し昨年四月以来本市内に於て二部教授を施行せる九十一小学校長に照会し其の実際経験に基きたる回答を求め」²⁴、二部教授の多様な弊害を解明している。

これによれば、教授上の弊害として教授時間の減少について指摘し、「二部教授に於ては一週十八時間授業にして第一学年に於て毎週三時間を減少」し、「其の減少せらるべき時間は多く国語算術の如き主要なる基礎教科に於て削減せらるゝものなれば」

「児童の学力の低下すべきは当然の事実なり」と述べる。児童の疲労についても大きな弊害として挙げ、「午後部の児童は精神活発なる午前中を空しく徒費し其の勢力の大半を消磨し漸く疲労し来れる心身を掲げて登校し課業を受」けているとしている²⁵。

訓育上の弊害として、「二部教授の如く短時間の教授にして、しかも百数十人の児童を担当するに至りては、其の氏名を知ることすら容易の事」でないために、個性観察が困難であることを強調する。加えて「午後部の児童は出席時刻遅きを以て自然早起の良習慣を失」うだけでなく、「学校附近の文房具店、飲食店等に立入り」「自然浮浪の徒とも交るに至り、社会に於ける種々の悪影響を受くること」が多いなど、二部教授が続くことで児童の不良化も表面化することを指摘する。さらに、二部教授が児童の健康や衛生面においても悪影響を与えていることが示されている。例えば午後部では授業が日中暑いときに始まり、「日没薄暮」まで続く「極暑極寒中」の授業、「急食又は欠食」の弊害、伝染性疾患予防の困難等の問題を指摘している²⁶。

こうした調査結果をもとに、児童の教育改善にはまず絶対的に

不足していた小学校の増設と学政統一を実現させることが最優先事業であるとされた。渋谷は自身の小学校教育改革論のなかでも「学齢児童全部を就学させるに足るだけの尋常小学校を設けて居る所はな」²⁷、区のような「比較的資力の小なる団体に於て経営するときは」その経営資金も貧弱であるために「教育上の効果を劣悪ならしめ、国民の身体及び知識、道徳の力を不均等ならしめる結果」をもたらすと述べ²⁸、学区制の撤廃と小学校増築は貧富による教育格差の是正を行う上で不可欠な課題であると断じている。

1920（大正9）年に後藤新平が東京市長に就任して以降、本格的に二部教授撤廃や学政統一を中心とした都市教育施策を開始し、1922年度には教育予算の約六百万円の増額が決定し、二部教授撤廃のための大きな枠組みが形成された。このなかで、渋谷は「教員棒給統一、学校衛生機関新設及小学校建設速成計画の三つ」が「最も重要なもの」とし²⁹、学校建築としては、「校舎新築六校改築四校増築二校校地新設二校拡張五校移転一校の外留保の分七校を審査決定し」た³⁰。

東京市教育課は1919（大正8）年に、川本宇之介を中心にして貧困児童の生活実態と教育環境の調査を開始し、学童児童1000名程度を対象として、貧民児童の身体面・精神面の発育状態を明らかにした³¹。川本は調査を通じて貧困児童の特徴として身体・健康状態が劣悪であるのみならず、学力や知能指数もまた低いことを指摘する³²。例えば、**表2**のように、家庭環境と知能の関係性について「Aは一家の収入毎月二百円以上で、職業の性質も、教育上有害でなし、相当に広い邸宅を有してゐるもの」「Eは一家の収入六十円以内で、児童の労働を要するもの」であり、これらを比較してAは知能検査の成績が十点法で7点台である一方、Eは5点台であることから、家庭が貧しいほど知能検査の成績が低いことを示した³³。さらに川本は「智力体力に於て上述の如き不良なる結果を示して居る以上、児童はやはり徳性の涵養道徳的智識

及意志の陶冶に於ても、欠けて来ることは、自明の理」であるとし、「不良少年そのものは、その学校に出席することなき労働者子弟に多いことは著しい事実で」あると述べ³⁴、不良や貧困、低い知能との関係性についても言及している。

表3 特殊小学校児童の家庭状況と知能指数・学科成績(1919年)

家庭の月収	知能検査結果(十 点法による表記)		学科成績	
	男	女	男	女
A 200円以上	7.1	7.3	7.7	6.3
B 200円未満～150円	7.0	6.5	6.7	5.3
C 150円未満～90円	5.9	5.6	5.4	5.1
D 90円未満～60円以	5.6	5.3	5.3	4.2
E 60円未満	5.2	4.9	5.0	4.1

(出典：青木誠四郎(1922)『低能児及劣等児の心理と其教育』中文館書店、p.36、および東京市政調査会(1926)『都市教育の研究』p.210より作成)

さて特殊小学校においても貧困児童の就学状況は芳しいものではなかった。川本は、内藤新宿町新宿南町では「学齢児童三百七名中公立小学校にあるもの僅に六十六名であつて、その就学歩合は僅に約二一％にすぎない」、深川区霊岸小学校では「学齢児童百二十八名中、就学者七十名にして、中途退学者は十七人、未就学^{ママ}四十一人で約五五％の歩合」であると述べている³⁵。そのために東京市教育課は貧困児童の就学実態を調査する必要があった。

表3に示したように、林町小の休学・退学率は少ないが、それ以外の特殊小学校ではどの学校も全校生徒の5％～10％の休学・退学者がいることが示されている。東京市は「休退学は児童家庭の収入減少の直接結果にして、又其の内退学者(一・九％)の多くは父兄の職業を求めて移動するに伴ひ其の居所を變動したるもの多し」と述べているが³⁶、退学・休学が家庭貧困と密接な関

係があることをふまえつつ、川本は特殊小学校の教育環境もまた劣悪な状況であったことを指摘している。「即ち尋常一、二年は午前、三、四年は午後、五、六年は夜といったやうに授業時間がわかれて居つて、各三時間宛の授業をして居る」というような特殊小学校における三部教授³⁷の問題や、「全国で貧民教育には最も力を入れて居るといふ東京市が僅に特に学用品等の補給の為に壹萬円を費す位のものであるとし「この名物の貧児教育が」「普通小学校に比すれば不完全であつて、教育時間も少く、その陶冶力も少なく、随つてその身体及精神の欠陥を、普通小学校に比すれば、益々大ならしめて居る」ことを批判する³⁸。

さらに川本は、小学校の夜学部の問題として、貧困児童のなかでも昼間教授よりも夜間教授を受けている児童の学業成績が低いこと（昼間教授を受けている児童の学科成績 5.5 点、夜間教授を受けている児童の学科成績 4.6 点）を明らかにしている³⁹。小学校夜学部に通う児童は「一ヶ月に五日位或は第一学期の始に、入学して居るといふ証明を貰つたが最後、殆んど常欠席になるやうなものも、亦甚だ多い」とし、多くが不就学状態に陥っている点を指摘する⁴⁰。このように川本は、東京市が設けた「六ヶ年の教科課程を僅に夜間三ヶ年に短縮し而も教授時間は毎夜二時間の学校」⁴¹の不十分さを問題視し、「八歳や十歳の子供に内職をさせたり」「工場に通ふたりする」のではなく「保護を加へて、寧ろ長く学校に置いて遊ばせたり、復習させたりするのが、眞の国民教育の目的であらねばならぬ」と述べ⁴²、特殊小学校や尋常夜学校などの不十分な教育課程・教育環境をできる限り改善する必要性を強調するのである。

表 4 特殊小学校における休学者数と退学者数(1919年)

区名	学校名	生徒総	休学	退学	合計	割合
芝	芝浦	501	38	3	41	8.0%
麻布	絶江	557	18	40	58	10.4%

四谷	鮫橋	585	24	2	26	4.4%
小石川	林町	800	1	4	5	0.6%
下谷	萬年	932	32	31	63	6.8%
浅草	玉姫	1230	29	13	42	3.4%
本所	三笠、菊川、	2363	55	10	65	2.8%
深川	霊岸、猿江	1631	32	66	98	6.0%
計		8599	229	169	398	4.61%

(出典：東京市社会局(1921)『東京市内の細民に関する調査』pp.164
- 165より作成)

東京市による当初の教育改革は二部教授撤廃のための学政統一と小学校増築案であったが、貧困児童の実態調査を通して「市直営学校(実科高等女学校及三笠霊岸両校)改増築、学事奨励施設、薄弱児童特別教育等」等の必要性が明確となり⁴³、そのために東京市は教育救済事業の最初の施策として、多様な困難をもつ児童の特別学級を貧困児童が通う「特殊小学校」に開設するのである。

4. 東京市教育課の教育救済事業と特別学級編制

1920(大正9)年3月、東京市は「小学校教育改善調査委員会」を設立する事に決し、女子高等師範学校の藤井主事、東京高等師範学校の佐々木主事、伊藤靱絵、松下本郷、江澤一ツ橋、前田常盤、藤岡林町の各校長等総て七名を委員」に任命し⁴⁴、同年6月には「本市小学校教育改善要綱」を議案として、市立小学校長会議を開催し、東京市の教育方針が新たに決定された。

小学校教育改善要綱が決定される際に、川本宇之介は山崎委員の質問に答える形で「劣等児童の調査研究も市として漸次歩を進むる積りであります」と述べていたが⁴⁵、東京市は同年7月に貧困児童の通う特殊小学校である林町小学校に「劣等児」のための特別学級である「促進学級」を設けた。

これは教育課長の渋谷徳三郎の発意によるもので、川本宇之介

が林町小校長の藤岡真一郎に「劣等児」教育を薦めたことが契機となっている。藤岡はその際に「斯の道の学者の協力を得たいものであるとの希望」を述べると、川本も大いに賛同し、「市の方針も其の通りであるから多分相当な人を囑託」できると言及し、東京高等師範学校教授の檜崎浅太郎や心理学者の山下佐平が東京市によって囑託され、心理学者の久保良英や青木誠四郎も協力した⁴⁶。

また、同じく特殊小学校の太平小学校では、従前より貧児教育に携わっていた校長の吉田圭によって、発達の遅れや悪癖・非行等の困難をもつ子どものために特別学級が開設されていた。この太平小学校の特別学級は、東京市教育課が林町小に特別学級を設置する際にはその存在が十分に認知されてはいなかったが⁴⁷、1920年(大正9)年に東京市の委託でさらに「白痴に近い低能児」の特別学級が設けられ、徐々に「補助学級」として「低能児」教育を行う特別学級として組織化されていく⁴⁸。

この林町小・太平小の教育実践の成果をもとに、1922(大正11)年に東京市は市内全域に特別学級の開設をめざすが、その指導にあたったのは東京市視学の本田親二であった。それまで特別学級開設に関わっていた川本宇之介は1920(大正9)年7月に文部省に異動し、渋谷徳三郎は麹町区長に転任し、本田がその後を継ぐ形で特別学級の設置促進を進める。

本田は「児童は各その素質及び境遇によつて著しい差異を持つものであるから、それを漠とした考へのみで一様な課程を踏ませようとすることは、いづれの点から見ても正しい教育法といふことは言ひ難い」と述べ、貧困児・不良児・虚弱児・劣等児などの多様な児童の特質に応じた「個性に適應する教育」の必要性を強調する⁴⁹。そのうえで「教育事業のうちに於て、これ等のものよりも特に一般的に留意さるべき問題は、才能の發達の如何に基く劣等児及び低能児教育の問題である」とし、「劣等児及び低能児」が「普通の学級に編入されて全く消化することの出来ない教育」

を受けていたことを批判し、こうした子どもに適した教育機関の設置を要求する⁵⁰。こうして1922（大正11）年には、林町小・太平小の特別学級をモデルケースとして、本田の主導のもとに東京市の20校に特別学級が設置されたのである。

1922（大正11）年、東京市は「指導奨励の任に当るべき視学機関の充実を図らざるべからず」として、専任視学5名、兼任視学5名と技師3名の東京市視学を設置した⁵¹。本田は児童の特性に応じた教育が必要であるとして、貧困児・虚弱児・劣等低能児・優等児の教育についても担当視学を配置し、「特殊教育」の部門で「優良児」「劣等低能児」については本田が主任として担当することとなった⁵²。

東京市全域における特別学級の設置も本田が中心となったが、その準備段階として、1922（大正11）年1月に高等師範学校教授の檜崎浅太郎を招聘して「劣等児教育法講習会」を開催し、同年2月には「精神検査法講習」を開催している。「精神検査法講習」では「劣等児教育、高能児教育、病弱児、白痴児、不良児等の教育高潮せらるゝ時に当り、『テスト』の研究指針」を教授するもので⁵³、本田自らが講師として指導に当たっている。本田は知能検査の導入について「学科の成績の悪いのは種々な原因によるものであつて、第一に境遇の影響を考へなければならぬ」「精神検査を施して、その結果によつて大体に於て素質が悪いか、素質は悪くなくても環境が著しく影響してゐるか、といふことを決定して、それによつて各個人々々に適当な取扱いの方法を研究せなければならぬ」と述べ⁵⁴、個々人に適した教育の方法を施すうえで知能検査の導入が必要であることを強調している。

1922（大正11）年7月の小学校長会議において、特別学級を開設する上で「経費を要するに加へ特別教授に興味を有する校長及び訓導並に教室の余裕」が必要であるとし、1922年度予算の「五萬円を以て」、東京市の「十八校を選定して九月より準備に着手し十月より実施し二三年級の生徒中より二十名位を選」んで特

別学級を設置することが報告されている。1922年度の教育予算は、東京市長の後藤新平によって二部教授撤廃等の教育事業が実施されるために大幅に拡大されており、その一部が特別学級開設費に充てられたのである。1922（大正11）年9月には、特別学級設置予定の20校の小学校長と担当教師に対して10日間の講習会を開催し、「身体検査」は三宅鑛一、「精神鑑定」は檜崎浅太郎、「実際方面」は林町小校長・藤岡真一郎と太平小校長・吉田圭が講師として指導に当たっている⁵⁵。

1922（大正11）年10月に設置された20校の特別学級は、本田によれば「一学級に約二十名の劣等児及び低能児を収容」するもので、「子供の学科成績の程度を厳密に調べて、個別検査を行ひ、児童の知能の到達限度を明にし」「彼等に丁度適応した教育法を考へ、また適当な学級に編入せしめる」ものであり、特別学級において子どもの個性や特質に応じた教育をめざした。しかし、本田は20校の小学校に特別学級の設置を成功させたものの、「それによつて救済する児童は、全体の劣等児及び低能児の十分の一にも足りないといふ有様で」「此後もなほその組織を拡張して全部の救済を完成しやうといふ希望を持つてゐる」と、東京市において特別学級の抜本的な拡充を企図していたことがうかがえる⁵⁶。

5. おわりに

本章では、1920年前後における東京市における教育救済事業と特別学級編制に着目し、とくに東京市の教育行政を担当した東京市教育課がいかに児童・教育問題を認識し、教育救済事業の一環として、どのように多様な困難をもつ子どもの特別学級を設置したのかについて検討した。

第一次世界大戦後の東京市では、貧困層の住むスラムは過密で上下水道を欠くために伝染病が蔓延し、また産業化・工業化による工場煤煙・廃棄物垂れ流しなどが深刻化し、都市問題が大きく顕在化し、学校教育においても小学校児童数の増加による小学校

数の不足のために、多くの小学校で二部教授・過大学級が強いられ、子どもの心身問題・学業状態はとても劣悪な状態であった。

1918（大正 7）年の米騒動の勃発後に、東京市教育課は二部教授撤廃のための学政統一と小学校増築を企図し、その一環として都市児童調査を実行する。その調査の一つは、二部教授等の劣悪な小学校の教育環境を解明するものであり、もう一つは、貧困児童の退学・不就学調査であった。

こうした貧困児童の実態調査を通して「市直営学校（実科高等女学校及三笠霊岸両校）改増築、学事奨励施設、薄弱児童特別教育等」等の必要性が明確となり、そのために東京市は教育救済事業の最初の施策として、多様な困難をもつ児童の特別学級を貧困児童が通う特殊小学校である林町小・太平小に開設する。その後 1922（大正 11）年に東京市視学に就任する本田親二が中心となって、市内の公立尋常小学校 18 校に特別学級の開設を行い、子どもの個性や特質に応じた教育が実施されていく。

註・引用

- 1 石塚裕道（1991）『日本近代都市論』東京大学出版、石塚裕道（1977）『東京の社会経済史』紀伊国屋書店。
- 2 志村廣明（1998）『日本の近代学校における学級定員・編制問題－過大学級、二部教授問題を中心として』大空社。
- 3 遠山椿吉（1921）都市の道路と空気、『都市公論』第 4 卷 10 号、pp.27－28。
- 4 東京市社会局（1921）『東京市内の細民に関する調査』、p.101。
- 5 推名龍徳（1920）細民児童の衛生問題、『学校衛生』第 3 卷 11 号、p.39。
- 6 推名龍徳（1920）同上、pp.39－41。
- 7 八丁春太郎（1917）東京の小学校、『帝国教育』第 423 号、p.79。
- 8 東京市役所（1921）『第十八回東京市学事年報』、p.17。
- 9 東京府社会事業協会（1923）『東京府社会事業概観』第 3 輯、pp.80－81。
- 10 東京府社会事業協会（1923）同上書、p.81。
- 11 三田谷啓（1922）細民学童の生活状態附心身発育状況、『児童研究所紀要』合輯、p.313。
- 12 菱萍生（1919）東京市教育だより（1）、『都市教育』第 177 号、pp.17－18。
- 13 川本宇之介（1916）内外児童身体発育比較研究、『日本之小学教師』第 214 号、p.10。

-
- 14 川本宇之介 (1916) 同上、pp.10-11。
 - 15 川本宇之介 (1917) 『補習学校の組織及経営』目黒書店、pp.15-16。
 - 16 川本宇之介 (1917) 同上書、p.17。
 - 17 川本宇之介 (1917) 同上書、pp.36-39。
 - 18 川本宇之介 (1916) 『最新思潮職業教育の研究』目黒書店、p.430。
 - 19 川本宇之介 (1916) 国民経済の発展と職業教育(2)、『帝国教育』第413号、p.62。
 - 20 川本宇之介・多田房之輔・日下部三之介・松下専吉・藤岡天来(1917) 第二回大都市聯合教育会報告、『都市教育』第158号、pp.4-19。
 - 21 東京市教育会研究部(1920) 『小学校長団の観たる米国の教育』佐藤出版、pp.77-78。
 - 22 澁谷徳三郎(1919) 二部教授に関する江木氏の意見を評す、『都市教育』第183号、p.3。
 - 23 澁谷徳三郎(1919) 同上、p.3。
 - 24 東京市教育会研究部(1920) 二部教授速に撤廃せざるべからず、『都市教育』第184号、p.8。
 - 25 東京市教育会研究部(1920) 同上、pp.8-9。
 - 26 東京市教育会研究部(1920) 同上、pp.10-11。
 - 27 澁谷徳三郎(1920) 『小学教育改造論』右分館、p.30。
 - 28 澁谷徳三郎(1920) 同上書、p.40。
 - 29 澁谷徳三郎(1922) 東京市の教育統一案に就て、『都市教育』第209号、p.3。
 - 30 無署名(1922) 教育統一成績、『都市教育』第215号、p.28。
 - 31 無署名(1919) 都市児童特徴調査、『教育時論』第1249号、pp.22-23。
 - 32 川本宇之介(1920) 貧困児童教育の二方面、『帝国教育』第461号、pp.63-65。
 - 33 青木誠四郎(1922) 『低能児及劣等児の心理と其教育』中文館書店、pp.35-36。川本宇之介は心理学者・青木誠四郎をはじめとする東京帝国大の心理学者とともに東京市の児童実態調査を開始した。
 - 34 川本宇之介(1920) 前掲32)、p.65。
 - 35 川本宇之介(1920) 不就学者絶滅策と其の準備、『帝国教育』第459号、p.32。
 - 36 東京市社会局(1921) 『東京市内の細民に関する調査』、p.165。
 - 37 川本宇之介(1920) 前掲35)、p.35。
 - 38 川本宇之介(1920) 前掲32)、pp.67-68。
 - 39 川本宇之介(1920) 同上、p.65。
 - 40 川本宇之介(1920) 前掲35)、p.40。
 - 41 川本宇之介(1920) 前掲32)、p.65。
 - 42 川本宇之介(1920) 前掲35)、pp.35-36。
 - 43 澁谷徳三郎(1922) 前掲29)、p.3。
 - 44 無署名(1920) 東京市小学教育調査、『教育時論』第1257号、p.16。
 - 45 無署名(1920) 市立小学校長会、『都市教育』第190号、p.18。
 - 46 藤岡眞一郎(1921) 我が校に於ける促進学級施設の概要(其の一)、『明日の教育』第1巻1号、p.69。
 - 47 川本宇之介(1954) 『総説特殊教育』青鳥会、p.132。
 - 48 『東京朝日新聞』1922年6月24日付。
 - 49 本田親二(1923) 劣等児及び低能児の教育に就て、『教育時論』第1358号、p.14。

-
- 50 本田親二（1923）同上、pp.14－15。
- 51 無署名（1922）視学機関の充実、『都市教育』第209号、p.29。
- 52 無署名（1922）市視学研究部分担表、『都市教育』第219号、p.21。
- 53 無署名（1922）精神検査法講習、『都市教育』第209号、pp.29－30。
- 54 本田親二（1923）前掲49）、pp.16－17。
- 55 『東京朝日新聞』1922年7月19日付。
- 56 本田親二（1923）前掲49）、p.17。

第8章 1920年代における東京市の特別学級の児童実態と教育実践

1. はじめに

東京市教育課は1919(大正8)年、貧困児童の健康状態や学力・知能実態、家庭境遇の実態を解明するために「都市児童調査」を実施した。この調査では貧困児童の特徴として健康状態や学業成績、「知能指数」もまた低いことが明らかにされ、これには貧困児童の劣悪な生活環境と二部教授・過大学級や夜学校の夜間教授の不十分な教育条件が大きく影響していることが指摘された。

以上の調査を踏まえて、東京市教育課は小学校に学業不振のほか多様な困難を有する子どもの特別学級の設置を決定し、1920(大正9)年に林町小学校と太平小学校の2校に特別学級を設置する。さらに1922年(大正11)年には、東京市は林町小・太平小の特別学級の成果を踏まえ、東京市内の18の小学校に一挙に特別学級を開設した。

本章では、東京市教育課が設置した林町小学校の「促進学級」と太平小学校の「補助学級」に焦点を当て、双方の特別学級の開設経緯、児童の実態および教育実践の具体を中心に検討する。あわせて1922(大正11)年に新規に開設された18の特別学級への影響についても検討する。こうした作業を通じて、大正期の東京市における小学校特別学級編製の意義や課題について明らかにしていく。

2. 東京市林町小学校「促進学級」の開設

東京市は1903(明治36)年、小学校の就学児童増加を図るうえで、就学困難な都市下層の児童の就学督励を狙い、下谷・浅草のスラムに「特殊尋常小学校」を設置した。林町小学校は小石川

区に 1910（大正元）年に設置され、この校長に藤岡眞一郎が抜擢されたが、藤岡は日々の生活もままならない貧困児童が多く集まるため、児童の性質や特質に着目する必要性を痛感する。それゆえ、例えば貧困と密接に関係のあった不良児童の犯罪の傾向とその原因を解明することで「児童の性質を究め、是れが改善向上を図る」ことを模索したり¹、また、児童の身体・精神の発達を十分に検査する必要性を強く主張していた。

1915（大正 4）年に東京市教育課は、教育課長に守屋恒三郎、教育課調査係兼視学に川本宇之介を迎えたが、彼らは東京市直営の特殊小学校に通う貧困児童が身体・知的発達が劣り、退学・不就学率も高いことを認識する。

1917（大正 6）年の第 2 回大都市連合教育会において、東京市は学校教育・通俗教育・社会政策の改善を検討し、貧児就学の督励施設や「不具低能児」の教育機関、職業教育機関の普及、「薄弱児」の林間学校の新設・改善をあげ、多様な困難をもつ児童の教育を多方面から改善することを提起した²。また「大都市連合教育会ハ、其ノ主催ノ下ニ、毎歳市立小学校長ヲシテ、欧米諸州ノ学事ヲ視察セシムルコト」との議案に対して、東京市は先鞭をつけて米国視察を実行した³。教育課長の守屋恒三郎が団長となり、藤岡眞一郎も視察メンバーに選抜された小学校長 7 名の一員となっている。

一行は 4 か月間をかけて米国の幼稚園、公立小学校、実科女学校、夜学校、大学等を視察した。なかでも米国は「学級教授と個人的教授との調和及個人の個性及能力の差異に適応する教育法の研究」が大いに進んでおり、「我国に於ても分団式動的教育法等の主張が起つた所以であるが、米国の如きは不具児聾啞耳（ママ）、低能児、薄弱児、悪童等特殊児童の為に特別なる学校又は学級を数多設けあれば我が国の小学校に於て単に瘋癲白痴不具廢疾を除くの外すべてを混入せるに比すれば、米国の小学校児童は余程精選」されており、「我が国の小学校が浅薄なる学級教

授を以て満足し、何等施設する所なきを觀ては如何にも情けない感じがする」と述べ⁴、東京市においても児童の特性に応じた教育をさらに充実させる必要性を強調している。

藤岡は、個性と能力に応じた教育の多様な方略のなかでも、サンフランシスコ州立師範学校附属小学校校長のフレデリック・パークによる「インデイヴィデュアルインストラクション」（個別教育法）に感銘を受けている。このシステムは「児童の能力に応じて教授を進め得るものは学期学年などに拘束せらるゝことなく出来るだけ進めて、八ヶ年の課業を五ヶ年乃至七ヶ年位でどしどし卒業させ」「能力の弱きものは学期や学年などいふことには頓着なく十分に了解し十二分に徹底するまで時間を費して教授をやる」というものであった⁵。藤岡は「其の能力に応じて教科書以外の書物を与へ、自由に読ましめ」たりしながら、「一学級二十人内外の少人数の児童に教員が二名もついて居」て、個別教授に最適の状況であったと述べている⁶。

米国の個別教育法に影響を受けた東京市教育課は教育救済事業に本格的に着手する。1919（大正 8）年に「直営の特殊小学校に就き六年生男女千三百名を選び」、心理学や学力検査、「境遇に就ては保護者の職業、富の程度家族数は勿論本人の職業、労働時間、収入、復習時間等を調査して彼等の労働や疲労が身体並に知力に及ぼす影響を」明らかにするなど、貧困児童の健康・心理面や家庭境遇の実態を明らかにしたうえで、子どもの個性や特性に応じた教育のあり方を模索するのである⁷。

このように、東京市は貧困児童の身体や知的発達に応じた教育の必要性を強調し、1920（大正 9）年に教育救済事業の一環として、多様な困難をもつ子どもの特別学級設置を実施するのである。その際に、林町小の藤岡真一郎に特別学級開設の声がかかり、林町小に「促進学級」が設置された。藤岡は特別学級設置の承諾理由を二つ挙げている。一つは、米国教育視察で参観したサンフランシスコ州立師範学校附属小学校の個別教育法を実際に実施し

たいと思案した点、もう一つは、これまで実施された「劣等児救済法とか低能児教育法とかいふものゝ埒外に出て」教育を行ってみたいという点である⁸。

藤岡は、既存の学級編制の欠陥として「児童の個人差といふものを考慮されなかつた」点を指摘し、「其の身体の教育が如何に不十分であつても其の所謂身体年齢（Physical age）等には更に考慮を払はず、又其の精神発達が如何に遅れてゐようとも其の所謂精神年齢（Mental age）等には何等の斟酌なく」「同一の学級といふケースの中に入れて同一に」取り扱っていると批判する⁹。また、従来の個性や能力に応じた教育として「能力別編制法」や「分団式取扱法」があるが、児童の調査法や分別方法が非科学的であり、効果を挙げていないと断じ、その原因として児童の生理的研究や心理的研究が未だ進歩発達せず、「身体状況の調査、精神状態の検査教育効果の測定等のことが、学理的に行はれるに至らなかつたが為めである」と述べる¹⁰。そして藤岡は「児童の身体と精神とを仔細に研究調査し、其の各の個性なり特質なりに適応した教育を施して見たい」と言及しており¹¹、従来のように児童の努力不足に原因を求めるのではなく、児童の身体・知的発達の特質に応じた教育の必要性を訴えている。

このように藤岡は、特別学級を設置することで児童の身体・知的発達や学習の進捗状態に応じた教育を行うことが可能であると考えたのである。

3. 喜田正春の林町小学校「促進学級」の教育実践

3.1 促進学級の児童実態

開設された促進学級の教育実践にあたったのは、担任の喜田正春であった。喜田は大阪府池田師範学校附属小学校訓導を2年間勤めた後、東京市内で研究熱心な小学校の一つであった林町小への異動を決意し、藤岡にも認められて促進学級を担当した。

喜田は1920（大正9）年7月から準備に入り、「全校児童八百

余名の中から約五パーセントに当たる四〇名の候補者を出してもらい、その各児について学業の遅滞程度、心身の異常、教育指導上の問題点などをよく調べ、個別指導を最も必要と認めた三・四・五学年の二〇名を收容し」、10月に授業を開始した¹²。その上で、研究指導委員の協力のもとで、子どもの身体や知能、学力、家庭境遇等を調査していく。1921（大正10）年には、1920（大正9）年に「促進学級」に編入された児童が4・5・6学年に進級したために、1・2・3学年から学業不振児を選抜し、促進学級を1学級増設して、これを斉藤孝基が担任した。喜田の学級を「上級」、斉藤の学級を「下級」と呼んだ。

促進学級はどのような子どもを対象とするのかという点については、研究指導委員の協議の結果として、知能指数は70－90程度であり、精神年齢が生活年齢に比して1歳から2歳遅れた程度の子どもとなった。これについて、校長の藤岡も「身体及精神の発達が遅れたるが為め」による「欠席其の他の故障」「教師の不注意、教授の拙劣等」によって「成績不良を来したるもの」を教育対象としたいと言及していた¹³。

それでは、促進学級の児童の実態はどのようなものであったのか。彼等の性質・性格としては「陰鬱」「気弱」「強情」「怠慢」であり、「子供らしい快活な様子がなく顔貌も不愉快で何となしにボンヤリし」「教師に対しても同僚に対しても一寸不都合があるとすぐ泣く」などという状態であった¹⁴。学習成績も、「上級」児童（4～6学年）の20名中において「不進級の経過を有するもの」10名、そのなかで「一学年に於て不進紛（ママ）なりしもの」が5名おり、第1学年から進級できない子どもが多数いることが示されている¹⁵。また入級前の学業成績を見ると「技能科に於ては其の性質上通常の児童と共に学習することが出来たのであるが知的教科に於ては彼等は殆ど徹底したる理解を得ることが出来ない」ことが特徴として示されている¹⁶（表1）。

喜田は家庭状況や境遇についても調査を実施しているが、両親

が「殆んど日稼に近い労働に従事してゐるもの」が「上級児童の家庭」60%、「下級児童の家庭」75%、平均68%であり¹⁷、生活程度も「極めて低く中には父も母も兄弟も打揃つて工場に勤めて居るといふ風な者も決して珍らしくなく、「大部分は無智識階級に属して居」た¹⁸。

表1 促進学級児童の入級前の学業成績

上級（4、5、6学年）		下級（1、2、3学年）	
教科目	平均点	教科目	平均点
体操	7.45	唱歌	6.42
図書	6.75	体操	6.37
書方	6.50	手工	6.21
裁縫	6.50	図書	6.13
綴方	6.40	書力	5.63
手工	6.00	読方	3.79
唱歌	5.95	綴方	3.71
歴史	5.00	算術	3.42
読方	4.65		
算術	3.35		

（藤岡眞一郎代表著述（1922）『促進学級の実際的研究』東京啓発舎、pp.203-204より作成）

身体・健康面では「成績不良なる児童は単に精神上的の発達に於て正常に遅れてゐるのみならず又身体上の発育に於ても比較的劣つてゐる」との認識から¹⁹、東京市技師兼視学の吉田章信、林町小学校医の小鷹利三郎らの協力によって明らかにされた。「劣等児ノ身体発育ハ一般ニ甚劣等」「栄養亦一般ニ不良」であり²⁰、加えて聴力や視力、歯牙、扁桃腺、鼻疾患、皮膚、リンパ線などにおいて多くの身体問題を抱えていた（表2）。校長の藤岡も「成績不良児の原因は身体上より来ることの多いことも了解出来」

「其の身体の疾患を治療すれば彼等の学業成績をよほど向上せしめることも出来る」と言及していた²¹。

表2 「劣等児」の栄養・発育状態

		栄養			発育概評		
	区分	甲	乙	丙	甲	乙	丙
劣等児	員数	8	26	15	2	22	44
	%	16.8%	54.2%	29.0%	4.2%	45.8%	50.0%
中等児	員数	27	59	22	11	57	40
	%	25.0%	55.6%	20.4%	10.2%	52.8%	37.0%

(吉田章信・小鷹利三郎・井上庸三・秋谷博愛(1921)小学校劣等児童の身体概況報告、『学校衛生』第1巻2号、p.3より作成)

子どもの知能については、檜崎浅太郎(東京高等師範学校教授)、山下佐平(文部省嘱託)、久保良英(東京帝国大学文学部講師)、青木誠四郎(文部省嘱託)らの心理学者の協力のもとに明らかにされている。久保良英の知能査定によれば、上級児童で平均1年5.2ヶ月、下級児童で平均1年1.47ヶ月の遅れが見られ、知能指数では上級児童平均87.5、下級児童平均86.4であった²²。またアメリカの心理学者であるターマン(L.M.Terman)による分類法に照らしてみた結果では、促進学級の児童の内32.4%が「Normal Intelligence」(知能指数110-90)相当、54.3%が「Dullness」(知能指数90-80)相当となった²³。

また諸種の心理検査より、多くの児童には学習能力に大きな問題があることが示される。第一に、「注意の薄弱」「注意の集注及分配が困難で随て精神作用が遅鈍であり、又注意の持続力が弱いために割合に早く疲労を来たす」ことが示されている²⁴。例えば、四則計算問題では「最初の間は普通児と同様に熱心に運算を続けて行く」が、時間が経つにつれ「作業が遅鈍となり態度が乱れて鉛筆を嚙つたり、脇見をしたり全く不注意の状態に陥る」²⁵。第

二に、「統覚の薄弱」が挙げられ、「読書に於て文章を通読し個々の文字及語句の意味が分つて居ながら確実にその大意が捉れな」い等の特徴が示されている²⁶。

以上のように、促進学級の児童の知能発達は平均よりもやや遅れているものの、多くの子どもの学習能力の遅れは、彼等を取り巻く不適切な教育環境、家庭貧困、身体問題、病気・疾患等の多様な要因に大きな影響を受けていることが明らかにされた。

3.2 促進学級における教育実践

喜田正春は、促進学級に在籍する子どもに対して、いかなる教育実践を行っていたのかについて検討していく。喜田は基本方針として、「劣等児の個人差が普通児に比して甚だ大なること」「順応性に乏しき」ために、彼らの個性及び特殊性に応じた個別的指導を行い、自学的学習態度を養成することを第一に挙げている²⁷。そのために、家庭状況や身体状況、学習状況等を示した個人カードをもとに個人的取り扱いをすることをやっている。

喜田は「失はれたる児童の本性を回復すること」を何よりも重要な目標としていた。促進学級の児童の特徴は、前述のように「陰鬱性で不活発なメランコリーのものが多い」く、「学習に不快を感じ且その無力を悲観して陰鬱と」なり、彼らの生活は「情意の発達に於て著しく障碍を受けてゐる」状況であったために²⁸、まずは彼らに自由活動の境遇を提供する必要があることを強調した。喜田は最初に促進学級の児童を受け持ったときの印象を以下のように語っている。

「十月二十日二十名の収容児童を呼び集めて我が学級の教室に当てられた児童図書室（教室不足の為一時図書室を利用したのである）に入ったが、誰一人として口のきける者が不在、姓名を呼んでも只首肯のみで」「座席に二十の泣き出しさうな不快な顔が排列されてある許り」であった²⁹。それゆえに「毎日思ふ存分自由に遊び得る機会を与へ」、その遊んだ時のことを綴り方帳

に書かせていくなかで、児童は活気を呈して学習に興味を抱くようになる過程を記している³⁰。「各自の望みに応じて課業を与へ作業をなさしめることゝなし、この間に個別指導をする貴い時間を得」て、12月ころには「活気に充ち満ちて盛んに笑声が起り不快な顔をしてゐる者は全くなくなつた」という³¹。

喜田は具体的な教育対応として「学習材料の低下と軽減」を強調している。「この種の児童は多く学習材料負担の過重に年来悩まされて来てゐるもの」で「折角前述の如くに回復したる彼等の本性も、漸く喚起し得たる学習に対する興味も忽ちにして又失つて仕舞」うとし³²、学習材料の工夫や負担軽減、作業化、遊戯化を実施した。工夫の一つは学習材料の斟酌で、児童が「最も成績不良を著しく示してゐる知識教科の読み方及算術科の取扱に主力を注ぎ」「その他の教科目に於ては多く興味を中心に軽減して取扱ふ方針を」とり、その一方で、児童の「比較的長所とする部面を大いに助長することに努め」た³³。このように促進学級では、児童の個性の特徴を十分に調査し、個別的指導を行っていたが、以下、その実際についてみていく³⁴。

(1)「教育上の欠陥」をもつ児童への対応

T・M（第3学年男児）知能指数107：家庭の状況は「知識階級に属する家庭で家内は仲々よく整頓してある」。性行は「学校に於ては非常に気が弱くて子供らしく男らしい活発な性質が欠けてゐる」「陰鬱」な状態、身体状況は貧血で「疲労すること早し」。学業では算術が著しく不良、四則の計算が「二年二学期」程度で応用問題がほとんどできない。学習能力は「注意の持続の困難」、統覚はむしろ長所となすところと述べられる。

子どもの陰鬱性に対しては「教師の前では萎縮してゐる様であつたから努めて教師は児童となつて一緒に面白く気楽に遊びまは」るようにし、「自由に愉快地に遊ばせ」「寛大に取扱」い、自信をもってすべての仕事にあたらせるようにした。また、学習能力

の問題として、注意の集中ができず、疲労が早いという特徴があったため、「図書、手工、書方、体操等の学習作業を大いに遊戯化し彼の興味を中心として取扱ひその作業を練習させながら、特に注意の持続の練習」をした。学業の具体的指導は、算術科では普通児と同等の能力をもっていながら、疲労が早いため多くの練習問題をこなせていなかったために、「能率の上らぬ練習を繰返さない様に指導」することが要訣とする。

教育効果は、「健康状態が益々良好となり、血色もよく」なり、「活動性に富んだ伸々とした児童らしい性質と」なり、「不断の修練の結果学習作業に従事し得る時間は著しく長くなり、普通児童と殆んど同様とな」って、読方と算術科の双方で学業成績が向上した。

(2)「生理上の欠陥」をもつ児童への対応

U・K(第3学年)知能指数100:発育概評が丙、栄養不良で「入学以前は絶えず病弱で(主として消化器系統の疾病)殆んど医師の手より離れたることなし」との状態であった。「鼻汁のために鼻孔閉塞し随て注意の集注が比較的困難」であるために学業不振に陥っていた。そこで「栄養及運動方面に関する日常の注意は絶えず怠らないために彼の健康状態は著しく増進し」、学習の工夫としては、前例のように学習材料や時間の斟酌を行った。しかし「身体発育の不良が多く障碍してゐる為め」に芳しい学業成績向上には至らなかった。そのために、教育的取り扱いだけではなく医学的治療を実施する必要がある、家庭との協力を一層促進す必要があることが提起されている。

(3)「発育遅鈍」をもつ児童への対応

J・S(第4学年)知能指数80:発育概評が丙、「血色著しく悪い状況、「精神の発達普通児より約二年以上遅れてゐる、随てその学習能力に於ても比較的低劣であ」り、家庭状況は「下層階

級の家庭に育てられ両親とも労働に従事して生活程度著しく低し、六畳一間に五人の家族、児童の教養に対しては殆んど放任の状態」であった。

「精神発達が遅れてゐるために一般に学習能力が低劣にして薄弱である、それ故に特にどの能力に於て著しく欠陥を認めるといふのではないが主として学習能力の根本となる注意の練習を課し」ており、注意持続の練習として「技能教科と結びつけ興味中心に実際化し遊戯化」。第2学年近くまでに学習内容を下げたが、「この児童の性質は比較的淡泊で元々子供らしい幼い態度が特徴であるので是等の低下については何等意にする様な模様もなく、低下せられたる教材を毎日愉快地に学習して」いた。こうした児童は「学業成績が精神発達相当の程度まで促進し得れば」成功であり、それ以上は学力促進を強制するのではなく、「長所とする点を大いに助長して行く」ことの必要性を強調している。

4. 太平小学校「補助学級」の開設と教育実践

4.1 太平小校長・吉田圭

1910年代の東京市の貧困児童への教育は新たな問題に直面した。例えば1903（明治36）年設立の特殊小学校の一つである万年小学校では児童数が減少していく一方で³⁵、明治来のスラム以外の地域、とりわけ本所・深川では、貧困児童の増加と児童の不良化・浮浪化等の問題が顕在化した。そうした情勢に応じて東京市が1918（大正7）年に設立したのが太平尋常小学校である。この太平小の校長に任命されたのが、長く貧困児童の教育に携わり、東京帝国大学卒という異色のキャリアの持ち主であった吉田圭であった。

吉田圭は東京帝国大学を卒業後、東京市直営の特殊小学校の教師となり、多様な現場経験を得る。吉田が絶江小学校訓導に就任していたときに、外国の貧民児童問題や貧民学校の実態を紹介し、東京の貧困問題解決の参考にしようとしている。吉田が勤務して

いた絶江小の貧困児童の家庭環境に関する調査では「目下某校の保護者は平均して五十銭内外の賃銭である」が、それだけでは生活できないために、「幼き子供をして無理な労働をせしむる事となる」³⁶。絶江小の児童労働実態として「一年より六年を通じて労働児童百三十五名」にのぼり、「労働時間は多きは十一時間、少きもの三時間、内職の麻糸つなぎ、団扇の骨あみの母の手つだいより一人前としての職工になるまで多種多格である」とし³⁷、児童の多くは家庭貧困のために児童労働をせざるをえない環境であった。

吉田はニューヨーク市の貧民学校を参考としている。この学校は、東京市の特殊小学校と同様に、「入学児童は凡て貧民窟の児童」「衣服其他先分に調はずして、一般の公立小学校へ入学し能はざるものを収容」していたが³⁸、その教育内容等は東京市の特殊小学校と比べて著しく異なり、「日本の様に規則づくめな所は少しもな」く、「先ず実物教授を」実施し、男子には「大工、彫刻、製図、印刷等を教へ」というものである、吉田はこうした教育実践に強く感銘を受けている³⁹。

こうした海外の貧困児童への教育実践に影響を受けながら、吉田は、東京市の特殊小学校である太平小学校校長を引き受けることを決意する。太平小の校長に就任後、太平小に通う貧困児童の実態を目の当たりにする。「低能で、学校でも随分テコツツタ」「学用品及金銭を強奪する」「喧嘩をすれば野獣の如く」「人にかみ付く子供」「頭が痛いと大声にわめく子供」など、児童の多くが多様な困難を有していた⁴⁰。

こうした児童の家庭は「両親の大酒、遺伝梅毒其他の為め、生れながらにして、既に怠惰、不節制、低格、低能及犯罪に傾けると思はるゝものの数は実に少くな」く、「少し気に入らぬと、『先生の野郎』と評り、職員室に、どなり込む土方の父親」「隻脚で乞食を営業とする父親」などが特筆されている⁴¹。こうした家庭環境が大きく影響し、太平小の児童は、5学年より夜学制が始ま

り、昼間は労働をして夜間に学校に通うようになると、「メツキリ容貌が変り、疲労した様な苦しい様な人相と」なり、「工場の年長男工のイタヅラやら、カラカイなどから、女生徒も、ずっと悪知恵がつ」き、「身長も体重もメツキリ減少」し、小学校卒業後も悲惨な生活を送らざるをえないことが示されている⁴²。

それゆえに吉田は、太平小において貧困問題を背景に、発達の遅れや非行・悪癖・性格の歪みをもつ児童を集めて特別学級を設置した。特別学級担任を務めたのは、東京帝国大学を卒業した黒田照清であった。黒田照清は東京帝国大学心理学科出身であったが、黒田自身は児童の発達に関心を持ち、子どもの教育実践を志していたために、同じく東京帝国大学出身の吉田圭によって太平小学校に採用されたのである。

1920（大正 9）年に東京市教育課の川本宇之介を中心に林町小の特別学級設置の計画が立てられたが、当初、川本は太平小の特別学級のことについては全く知らなかった⁴³。しかし、太平小の教育実践が徐々に知られるようになり、太平小に「白痴に近い低能児」を対象とする「第二促進学級」が設置され、太平小学校は「低能児教育」の実験校としての役割が担われていく⁴⁴。1922（大正 11）年に、東京市が市内に 18 の特別学級を新設する際には、吉田圭も特別学級の教育実践の指導にあたった。

4.2 太平小「補助学級」の児童実態と教育実践

太平小の「補助学級」担任の黒田照清は、精神病院の松沢病院に通って「低能児」の実態を把握したり、同窓の心理学者である城戸幡太郎と協力したりしながら、「補助学級」の児童実態の把握に努めている。

1923（大正 12）年 5 月から、医学者の大熊泰治は松沢病院の「低能者」と特別学級の「低能者」の知能とを比較するために、太平小補助学級の児童調査を行った。これによれば「体格概評丙に相当する者」13 名、「歯列不整、低き鼻梁、扁桃腺肥大を有する者」

が多く、精神的特徴としては「不安、刺激性」6名、「無気力なるもの」4名、「強情意地悪のもの」2名がみられ⁴⁵、林町小促進学級の児童と同様に、身体・健康面に困難をもつ児童が多くいることが示されている。知能は「一歳乃至三歳丈遅れた者が最も多く」、「低能児（知能指数 75 以下）」11名、「劣等児（75－90）」10名、「普通児（90－120）」3名であり⁴⁶、林町小とは異なり、知能が低い児童が多いことも太平小補助学級の大きな特徴である（表3）。

なかには知能指数 60 以下の児童も 6 名程度おり、普通児 3 名においても「孤児で不良性を帯びて放浪してゐたもの」を教師が引取って世話をしていた児童や著しく内気なために特別学級を必要としたものもおり⁴⁷、単に知能の低さだけではなく、多様な問題を抱えている子どもの教育にあたっていた。

表3 太平小学校の補助学級児童の知能検査結果

普通児（90－120）	3名
劣等児（90－75）	10名
低能児（75以下）	11名

（大熊泰治（1923）低能児学級に行へる智能測定、『児童研究所紀要』第7巻、p.267より作成）

担任の黒田と東京帝国大学で同窓の心理学者であった城戸幡太郎は、「児童に於ける智能の優劣をテストするのではなく、児童が表現する特殊なる智能の構造を考察して、斯る智能を形成する条件を発見」するために、補助学級の子どもを対象にして1年間にわたって「特殊なる智能の構造」の実験研究に取り組み⁴⁸、黒田の実践に大きな影響を与えた。城戸は実験研究を通じて、「低能児」は単に智能が通常よりも劣っているのではなく、「世界を知覚形態として其の全体表象を把握することはできても、其を意味形態として其の統一概念を理解することができ」ない「特殊な

る智能の構造」を有していると述べている⁴⁹。

城戸は、彼等は「一度習慣が形成された場合にはそれが非常に固執性をもって、それを新しく変え、新しい習慣の上に形成するのは困難である」ことを指摘したうえで、「彼は彼なり能力を持っているのだからその能力を生かしてなにか仕事をやらせるべきだ」と主張し、木工作業等の作業学習の導入を強調した⁵⁰。とりわけ、この学級の児童は、家庭貧困という家庭環境も相俟って、「年頃になれば工場稼ぎに行かねばならぬと云ふ志念」を持っているために「学問と作業と平行させて行く事」は困難であり、まずは「自活の道を開いて遣る」ことを主眼におく必要があったのである⁵¹。

校長の吉田も、児童の家庭背景より「学校が工場を兼ねて日々学業と共に何程かの経済上の実益をも収め」て、「将来立つべき熟練職工としての基礎的知識を授け、之に相応する人格教育」をなす必要があるとして、木工等の作業教育導入の必要性を説いていた⁵²。そのために太平小では木工等の作業教育を取り入れるが、貧困児童が結局は家庭のために働かざるをえないという状況を鑑みた上での判断であった。ここでの木工教育は「最初は、砥石でカンナをとぐことを教え」、次第に「火鉢をつくったり、棚をつくったり」「生産技術を身につけて、この子どもたちは表具師や家具師のところに雇われてい」ったという⁵³。

以上に検討したように、太平小の補助学級児童の「非行・悪癖・性格異常」、低い学習能力等は、家庭貧困など彼らの生活基盤がきわめて劣悪であることに起因しており、彼らの職業的自立を第一に求める必要があった。太平小補助学級は当初、教育困難な児童を受け入れるところから始まり、自活の途を切り拓くために作業教育等を行い、児童が職業的自立ができることを目的として、教育実践を重ねてきたのである。

5. 東京市小学校特別学級編制の拡充整備

東京市は林町小・太平小に特別学級を設置した 2 年後の 1922（大正 11）年、その教育成果を踏まえて、東京市視学に就任した本田親二が東京市の小学校全域に特別学級を設置する計画を立て、東京市内の小学校訓導を対象に、「劣等児教育法」「精神検査法」講習会を実施する。1922（大正 11）年 7 月の小学校長会議において、特別学級を開設する上で「経費を要するに加へ特別教授に興味を有する校長及び訓導並びに教室の余裕」が必要であると、1922 年度予算の「五萬円を以て」、東京市の「十八校を選定して九月より準備に着手し十月より実施し二三四年度の生徒中より二十名位を選」んで特別学級設置が実施された⁵⁴。東京市の小学校 18 校に一気に特別学級が新設されたのである（表 4）。

同年 9 月には、特別学級設置予定の 18 校の小学校長と担当教師に対して 10 日間の講習会を開催し、身体検査は三宅鑛一と市衛生技師、知能測定は檜崎浅太郎、実際方面は林町小校長・藤岡真一郎と太平小校長・吉田圭が講師として指導にあたっている⁵⁵。

表 4 1922(大正 11)年までに特別学級が設置された小学校

永田小（麴町区）	鞆繪小（芝区）	柳町小（小石川）	菊川小（本所区）
神田小（神田区）	筭小（麻布）	富士前小（本郷区）	中和小（本所区）
常盤小（日本橋区）	赤坂小（赤坂区）	根岸小（下谷区）	太平小（本所区）
南横小（京橋区）	市谷小（牛込区）	黒門小（下谷区）	本所小（本所区）
佃島小（京橋区）	林町小（小石川区）	育英小（浅草区）	臨海小（深川区）

（『東京朝日新聞』1922年7月19日付、富岡達夫（1994）『東京の知能遅滞児教育史序説（戦前編）』大揚社、pp.130-131より作成。）

日本橋区常盤小学校では、1922（大正 11）年に担任訓導が候補者 38 名選出し、選出した児童に読方・算術科の学力考査を行い、第 2、3、4 学年より、20 名を決定し、保護者の了解を得ている。各種検査の導入については、市視学の本田が大きく関与しており、10 月に本田・栗林視学らが選抜児童 20 名に迷路検査とビネー知能検査、歯科・眼科・内科・耳鼻咽喉科の医師による身体検査を実施している。「教授訓練上注意せる諸点」として「愛そのものによる指導」「児童本位の指導」を中心としながら、「教材は教師の人格によりて生命を与へられ」「教師の人格的接触による教化」や身体の養護を実施しており、子どもの学習への興味を重視し、教材の個別化、具体化、低下軽減という点においては林町小と共通している⁵⁶。

京橋区佃島小は、1922（大正 11）年 6 月に東京市の特別学級設置計画を聞き、本田市視学に意見を開陳する。その後、9 月に算術・読方の成績を考査し、「最劣」の児童を 10 名ずつとり学級を編制している。教授上は「学習時間」「学習材料」「教材の低下軽減」の 3 つの面から配慮がなされ、「一時限は四十五分とせるも学習の興味を起さしむるため時間中と雖も各教科を交互して授けたり、「算術は加減の基礎練習を主として課し」、読方は「片仮名平仮名の復習的修得を主として練習」させるなどの工夫がなされている⁵⁷。訓練上の工夫としては、「能力低級なるも自己の能力の他に劣れる状勢を」感じる児童も多いことから、「出来得る限り快活の心情を導引し」、「友情の養成」「良心的行動の指導」等を行うこととしている⁵⁸。

浅草区の育英小学校では、1922（大正 11）年 7 月に東京市の命を受けてから、第 1・2 学年 8 学級の児童から担任教員の認定によって候補者 40 名を選び、彼らに学力調査と知能検査を行い 20 名を選定し、内科、眼科、耳鼻咽喉科の医師の検査も実施した⁵⁹。清潔整頓と自学自習の習慣を身につけるなど訓練面においては前者と共通点も多いが、教授面では「主として欠陥を持つ読方算

術に力を注ぎ」つつ「図書手工遊戯等を興味に任せて比較的多くの時間を」とり⁶⁰、実技教科を積極的に導入している。

麻布区の筭小学校では、第2・3学年の児童に学力考查を実施して選抜し、東京市視学による知能検査を施行したうえで20名の児童を選出している。教授上の注意点として「教材ハ量ノ多キヲ望マズ」と教材の軽減を施し、「教材ハ出来得ル限り具体化シ、カードニヨリ直観ニ便ナラシメ」るようにして児童の興味を促すように教材の具体化を行っていた⁶¹。

このように新設の特別学級の特徴として、学力調査、知能検査、医師による身体検査を経て特別学級児童が選別され、教育実践としては学習負担の軽減や日常生活の指導を通して子どもの活性化をめざしていたが、これは林町小促進学級における喜田正春の実践と近似していた。それでは、特別学級の教育的効果はいかなるものであったのか。

まず、子どもの心理面での教育効果として、日本橋区常盤小学校では「涸渴しむたる感情は潤ひて日常生活は澆刺たる生気を帯ひ」「萎縮しむたる知識欲は努力による進歩の跡を自覚せしめられ」「直接興味に動かされて学習せんとする傾向」が生じたこと⁶²、京橋区佃島小でも「自ら自己の精神界に光明を得て生き返」った状態になり、家庭においても「家族の命令手伝に不忠実なりしも近来は非常に従順に」なったこと⁶³、浅草区育英小では「学習に興味を持ち喜んで更に進んで或物を求めんとする気分を充分持つ」ようになり、「清潔整頓に細心な注意を払ふ様になった」「粗暴野卑な態度が無くなつて柔和な子供になった」というように⁶⁴、「失はれたる児童の本性を回復すること」（喜田正春）目指されていた。

学習面の効果としては「努力により進歩の快感を体験せしめられたる児童等は努力其ものに興味を惹起するに至り」「次第に児童の感情生活に潤沢を生じ歓喜の念に充たされ」たために、「最も嫌な科目」であった「綴方の救済に着手」しており⁶⁵、児童が

活気づくにつれて、学習への意欲が生じ学力も向上していった。例えば浅草区育英小学校では「一年一学期の程度は殆んど読方も算術も零点に近きものか又は零点であつた右十名の内 H 児 M 児 W 児は一般学級に於て修学するを便とし原級に復帰せしめた」という⁶⁶。

このように、1922（大正 11）年に設立された特別学級の対象は学業不振児が主で、学習材料の工夫を図りながら、児童の活気を高めることで学習意欲や生活意欲を高めていくことが重視されていた。

6. おわりに

本章では、東京市教育課が貧困問題から派生する児童労働・不就学・学業不振等の改善の一環として実施した特別学級編制の実際を検討するために、大正期に設置された林町小学校促進学級と太平小学校補助学級に焦点を当て、双方の特別学級の開設経緯、児童の実態および教育実践を明らかにしてきた。あわせて 1922（大正 11）年に新規に開設された 18 の特別学級への影響についても検討し、これらの作業を通じて、大正期の東京市小学校特別学級編制の意義や課題について明らかにしてきた。

林町小学校では 1912（大正元）年に校長に就任した藤岡真一郎を中心に、児童の特性や個性に応じた教育を模索していた。とりわけ藤岡は、既存の学級が彼等の個性を全く顧みずに編制されている問題を指摘していた。1920（大正 9）年に東京市によって林町小に促進学級が設置された後は、担任の喜田正春を中心として、児童の個性に応じた教育が実施された。具体的には、劣悪な教育環境のために学業不振に陥った児童に対して、身体・健康・心理・知能に関する諸調査を通じて、学習教材の工夫を行い、彼らの活力や学習能力の向上を図った。

太平小学校では貧困児童の実態に合わせて、「非行・悪癖・性格異常」などの教育困難となる児童を対象にしたが、徐々に「低

能児」を含むようになった。1920（大正 9）年に太平小に補助学級が開設されたが、これは東京市の「低能児」教育のモデルケースとして、「白痴に近い低能児」の「第二促進学級」という性格を有するものであった。心理学者の城戸幡太郎らとの共同研究のなかで、学習の工夫だけではなく、自活の途を切り開くために作業教育が実施され、子どもの職業的自立をめざされた。こうした教育実践は、太平小の特別学級に在籍する児童の特性や貧困等の家庭背景に応じて思案されたものであった。

林町小・太平小の特別学級の成果を踏まえて、東京市は 1922（大正 11）年に 18 校の小学校に特別学級を新設した。新設の特別学級のほぼすべては、林町小促進学級と同様に、過大学級や二部教授等の劣悪な教育環境や家庭貧困、身体健康上の問題のために学業不振に陥ってしまう子どもへの教育救済策として、彼らの学業・知能・健康状態の科学的把握と個別的な教育的対応を実施することで、通常の学級に戻すこと（原級復帰）をめざした。

註・引用

- 1 藤岡眞一郎（1912）児童訓育上個性研究の一方面、『都市教育』第 92 号、p.11。
- 2 川本宇之介・多田房之輔・日下部三之介・松下専吉・藤岡天来（1917）第二回大都市連合教育会報告、『都市教育』第 158 号、pp.4-19。
- 3 東京市教育会（1920）『小学校長団の観たる米国の教育』前編、佐藤出版、pp.1-2。
- 4 東京市教育会（1920）『小学校長団の観たる米国の教育』本編、佐藤出版、pp.77-78。
- 5 東京市教育会（1920）同上書、pp.80-81。
- 6 藤岡眞一郎（1919）米国の小学教育に就て、『都市教育』第 175 号、p.11。
- 7 無署名（1919）都市児童特徴調査、『教育時論』第 1249 号、pp.22-23。
- 8 藤岡眞一郎（1921）我が校に於ける促進学級施設の概要（其の一）、『明日の教育』第 1 卷 1 号、p.68。
- 9 藤岡眞一郎（1922）我国小学校に於ける学級編制上の欠陥、『教育界』第 21 卷 5 号、p.61。
- 10 藤岡眞一郎（1922）同上、p.54。
- 11 藤岡眞一郎（1921）前掲 8）、p.69。
- 12 喜田正春（1971）大正・昭和初期の“促進学級”、『精神薄弱児研究』第 156 号、p.34。
- 13 藤岡眞一郎（1921）前掲 8）、p.71。

-
- 14 藤岡眞一郎代表著述（1922）『促進学級の実際的研究』東京啓発舎、pp.195-196。
 - 15 藤岡眞一郎（1921）我が校に於ける促進学級施設の概要（其の二）、『明日の教育』第1巻2号、p.65。
 - 16 藤岡眞一郎（1921）同上、p.66。
 - 17 藤岡眞一郎代表著述（1922）前掲14）、p.187。
 - 18 藤岡眞一郎（1921）前掲15）、p.63。
 - 19 藤岡眞一郎代表著述（1922）前掲14）、p.92。
 - 20 吉田章信・小鷹利三郎・井上庸三・秋谷博愛（1921）小学校劣等児童ノ身体概況報告、『学校衛生』第1巻2号、pp.2-3。
 - 21 藤岡天来（1922）成績不良児を持てる父兄方へ、『都市教育』第213号、p.9。
 - 22 藤岡眞一郎代表著述（1922）前掲14）、pp.175-176。
 - 23 藤岡眞一郎代表著述（1922）同上書、p.178。
 - 24 藤岡眞一郎代表著述（1922）同上書、p.181。
 - 25 藤岡眞一郎代表著述（1922）同上書、p.182。
 - 26 藤岡眞一郎代表著述（1922）同上書、p.184。
 - 27 藤岡眞一郎代表著述（1922）同上書、p.111。
 - 28 藤岡眞一郎代表著述（1922）同上書、pp.110-111。
 - 29 藤岡眞一郎（1921）我が校に於ける促進学級施設の概要（其の三）、『明日の教育』第1巻3号、p.55。ここには、喜田による日記の抄録が示されている。
 - 30 藤岡眞一郎（1921）同上、pp.55-56。
 - 31 藤岡眞一郎（1921）同上、p.56。
 - 32 藤岡眞一郎代表著述（1922）前掲14）、p.113。
 - 33 藤岡眞一郎代表著述（1922）同上書、pp.252-253。
 - 34 藤岡眞一郎代表著述（1922）同上書、pp.364-402。
 - 35 古谷田彌十郎（1921）特殊小学校児童の増減は何によるか、『都市教育』第202号、p.13。
 - 36 吉田圭（1912）下級労働者の生活、『都市教育』第98号、pp.42-43。
 - 37 吉田圭（1912）同上、p.43。
 - 38 吉田圭（1916）ニューヨーク市の貧民学校の話、『都市教育』第121号、p.5。
 - 39 吉田圭（1916）同上、p.5。
 - 40 吉田圭（1924）貧民少年の教育に就いて、『女性改造』第3巻11号、pp.120-121。
 - 41 吉田圭（1924）同上、p.121。
 - 42 吉田圭（1924）同上、p.123。
 - 43 川本宇之介（1954）『総説特殊教育』青鳥会、p.132。
 - 44 『東京朝日新聞』1922年6月24日付。
 - 45 大熊泰治（1923）低能児学級に行へる智能測定、『児童研究所紀要』第7巻、pp.263-264。
 - 46 大熊泰治（1923）同上、pp.266-267。
 - 47 大熊泰治（1923）同上、pp.267-268。
 - 48 城戸幡太郎（1926）児童に於ける特殊なる智能の構造、『心理学研究』第1巻6輯、p.124。城戸の「特殊なる智能の構造」の実験研究の意義については、高橋智・清水寛（1998）『城戸幡太郎と日本の障害者教育科学—障害児教育における「近代化」と「現代化」の歴史的位相—』多賀出版のpp.103-104を参照のこと。

-
- 49 城戸幡太郎 (1926) 同上、p.146。
- 50 精神薄弱問題史研究会 (1966) シンポジウム「戦前の精神薄弱児の保護と教育をめぐって (1)」、『精神薄弱問題史研究紀要』第4号、pp.10-11。
- 51 吉田圭 (1919) 貧民児童の手癖、『変態心理』第3巻2号、pp.150-151。
- 52 吉田圭 (1924) 前掲40)、p.123。
- 53 城戸幡太郎 (1978) 『教育科学七十年』北海道大学図書刊行会、p.36。
- 54 『東京朝日新聞』1922年7月19日付。
- 55 同上。
- 56 文部大臣官房学校衛生課 (1924) 『特別学級編制に関する調査』、p.19-23。
- 57 文部大臣官房学校衛生課 (1924) 同上書、p.30-31。
- 58 文部大臣官房学校衛生課 (1924) 同上書、pp.31-32。
- 59 文部大臣官房学校衛生課 (1924) 同上書、p.45。
- 60 文部大臣官房学校衛生課 (1924) 同上書、p.50。
- 61 東京都港区教育委員会 (1997) 『港区教育史』資料編1、ぎょうせい、p.679。
- 62 文部大臣官房学校衛生課 (1924) 前掲56)、p.24。
- 63 文部大臣官房学校衛生課 (1924) 同上書、pp.33-35。
- 64 文部大臣官房学校衛生課 (1924) 同上書、p.52。
- 65 文部大臣官房学校衛生課 (1924) 同上書、pp.24-25。
- 66 文部大臣官房学校衛生課 (1924) 同上書、p.53。

第9章 関東大震災後の東京市の教育復興計画と多様な教育困難を有する子どもの特別学級編制

1. はじめに

1923（大正12）年に東京市を襲った関東大震災は、住民の生活基盤を一挙に破壊したが、震災直後に東京市長から内務大臣に就任した後藤はいち早く震災復興事業に取り組み、また震災によって顕在化した子どもの浮浪・不良化や健康状態の悪化などをもふまえて、児童保護事業も促進された。

それを受けて東京市学務課も、震災以前から推進してきた教育救済事業を震災復興・教育復興事業の中核に位置づけ、その一環として特別学級の迅速な復旧作業を実施した。関東大震災により子どもの衣食住の生活基盤が崩壊し、子どもの家庭貧困・栄養不良・不就学・非行等の問題がさらに深刻化したこともあり、従前から多様な困難をもつ子どもの対応に取り組んでいた特別学級を中心とする教育救済事業が本格的に実行された。

本章では、関東大震災後の震災復興事業において東京市学務課が教育復興計画に教育救済事業をどのように位置づけるのか、とくに東京市の特別学級の復旧・復興過程に着目して、特別学級が関東大震災に伴う子どもの多様な生活・発育や教育の困難にいかに対応していったのかを明らかにする。

2. 関東大震災後の子どもの多様な困難の顕在化

関東大震災では建物の倒壊だけではなく火災による犠牲者が甚大な数にのぼり、東京市だけで死者・行方不明者6万8660名という膨大な犠牲者を出した¹。東京市の半分が焼失してしまったこともあり、多くの被災者は食料や医療、住居を求めて徘徊せざ

るをえなかった。東京市によって迅速にバラック住居も設立されたが、「バラックノ構造ハ極メテ粗雑ニシテ、防寒暑設備ノ方面ヨリ考察スレバ欠陥少ナカラズ」という劣悪な生活状況であり²、伝染病も蔓延していた。また迷児や浮浪児が多数生じ、東京市社会局によれば東京市と各警察署で保護された迷児は768人にも及んだ³。

震災直後の混乱のなかで東京市の小学校は授業を中止していたが、一応の落ち着きを取り戻した1923(大正12)年10月には、残存小学校は被災収容者を他の施設に移すなどして授業を再開した。被災地域の児童が残存地域に避難・移動したために「学級児童数は急増する、児童の机腰掛が足らぬ、古机を持ち出す」という状況で⁴、多くの小学校で二部教授・三部教授をせざるを得なかった。

焼失小学校でも早い段階から露天学校で授業を再開した。露天学校では「子供の机と云ふのは、削りもせぬ節つきの杉六分板を、無雑作に裁縫机の様な工合に台にとりつけてあるもので、子供は、この長い共同机に十人位密集し」「その座席は湿気多い焼け土の上にアンペラやら、荒むしろを敷いたまゝで、その上へお座りをしてゐるのであるからたまらない」状況であった⁵。加えて「教科書によつて教へる時など、一冊の書物を五六人のものがのぞき込む様」な状態であるために、「子供が一体に、学習の習慣を失つて、注意力などもひどく散漫になつてゐる事とて、どうにも手のつけ様」がない様子が示されている⁶。

また「児童は概して栄養不良に陥り貧血を呈して居る傾きがあつて、深川の某校の如く多きは全生徒の四割に及んで居る」として⁷、震災による栄養不良が深刻化していた。麹町区では東京市教育課長から麹町区長に移動した渋谷徳三郎⁸の指導で、麹町区の学校衛生技師で麹町小学校医の岡田道一が児童の健康診断に取り組んでいる。この調査では、①栄養不足や過労、睡眠不足などに起因する貧血が多いこと、②共同生活が増えたために眼病が増加

し、とくにトラホーム・疥癬等の接触伝染病が増加したこと、③震災で飛散した砂利や壁の破片が目に混入したことによる結膜炎やビタミン不足による夜盲症も発症したこと、④下痢患者の増加などが明らかにされた⁹。

震災の影響として「眼周囲部の火傷、角膜火傷、眼内異物、急性結膜炎、眼打撲症等」がみられたので¹⁰、東京市の小学児童に関しても健康診断を通じて、眼病に関する調査がなされた。東京市技師の長谷川俊明が本郷区の小学校児童 5,272 名を調査した結果、75 名の結膜乾燥症の患者がおり、そのうち 12 名は夜盲症も有していた。とりわけ「真砂（一・一％）、富士前（一・〇二％）、千駄木（一・〇四％）、何れも一％以上を算し、特に罹災焼失したる元町校に於ては、三・九四％の多数を示して」いた¹¹（表 1）。

表 1 各小学校の結膜乾燥症児童の割合

	1922 年 10 月	1923 年 4 月	震災下
元町小学校	0.32%	0.31%	3.94%
真砂小学校	0.23%	0.18%	1.10%
富士前小学校	—	0.26%	1.02%
千駄木小学校	0.28%	0.30%	1.04%

（出典：長谷川俊明（1924）大震災と結膜乾燥症、『学校衛生』第 4 巻 4 号、p.5 より作成）

こうした学校衛生技師による罹災児童調査と応急救護は 9 月下旬で一区切りとされ、「栄養不良児童に対しては直営学校児童のみに限り昼食を給与する事とな」った¹²。このため 1924（大正 13）年 1 月より栄養食配給を開始し、芝区芝浦小学校および下谷区万年小学校では、全児童に給食を実施することで児童の出席率も高まった。また太平小では給食と体重増加の関係性が調査され、「給食実施中は体重大に増加せるも、給食を中止せる冬期休業中は体重の増加率減少せること」が認められた¹³。

震災後の劣悪な教育環境は児童の脊柱彎曲や近視等の身体問題に影響を与えていることも報告されている。焼失した京橋区内の小学校では、脊柱彎曲や近視の児童が焼失していない学校に比べて多いことが示され、8歳児では焼失していない小学校では脊柱彎曲の児童が76名中7名の9%しかいないが、京橋区の小学校では8歳児715名中171名の24%が脊柱彎曲であることが示されている¹⁴。近視の状況については、京橋区の小学校では11歳児772名中197名の26%、12歳児667名中170名の25%が近視であることが示されている。こうした身体異常の原因について、京橋区体操科訓導協議会は「校舎ノ狭隘ト採光ノ不充分、机、腰掛ノ不適當、運動場ノ皆無或ハ狭隘、屋内運動場ノ皆無等震災後ノ学校設備ノ不完全」と、「此ニ起因スル体育衛生方面ノ施設ノ欠陥」によるもの分析している¹⁵。

東京市は震災直後に露天学校等の教育措置を実施したものの、教育環境はいまだ不十分であり、子どもの栄養失調、近視・脊柱彎曲などの身体問題、不就学児の増加などが顕在化した。

3. 東京市学務課の教育復興計画と教育救済事業

3.1 東京市学務課の教育復興計画

東京市学務課は震災当初は救護部に属して「専ら救護に全力を注いだ」が、1923（大正12）年9月中旬より「教育回復」作業に取り組むこととし、9月12日から17日にかけて各区の小学校委員会、尋常夜学校校長会、直営小学校校長会などにおいて、打ち合わせや今後の方針を決定した¹⁶。焼失した小学校117校の児童148,414名中、仮設校舎を設けて授業を実施すべき児童が約6割におよぶと見込み、1学級あたり50名計算で授業をすべて二部教授で行う場合には890学級必要となり、仮校舎設置に関する経費は総額約4,033,000円とされた¹⁷。

東京市学務課の教育復旧作業を受けて、東京市教育会も教育復興に向けて積極的な行動を行う。9月27日に評議会を開き、全会

一致をもって「震災後ノ東京市教育機関復興ニ関スル建議」と「東京市教育行政機関ノ改善ニ関スル建議」を可決して市長に建議し、復興小学校として「屋外運動場ヲ拡張シ児童一人ニ対シ一坪以上」のコンクリート校舎であることを望むなど、安全で衛生的な校舎を迅速に設置することを要求した¹⁸。次いで東京市教育会は11月に「東京市教育復興に関する特別委員」を設置し、なかでも小学校教育改善に関しては、林町小学校の藤岡眞一郎ら7名が「帝都初等教育復興に関する主査委員」となって担当した。この委員は小学校の規模や校数・建築から「貧民教育」「特殊児童教育」に関する項目の調査を行うこととしている¹⁹。

表2 帝都初等教育復興に関する調査項目

小学校の規模	小学校の校数・配置	小学校の建築・設計・設備
小学校の種別	細民教育	特殊児童教育
児童教育補助機関	児童の体育衛生	児童教育研究機関設置
補習教育	教員養成機関	視学機関
市教育会の統一	小学校教員の意気作興	

(出典：無署名(1924)震災後に於ける東京市教育会の活動、『都市教育』第231号、p.31より作成)

この特別委員会は実際に今後建設する小学校の規模に関する提起を行い、「小学校に於ける一学級の児童数を如何に定むべきかは直に国民教育の成績効果に係る重要な問題」とし、「今や帝都教育の復興に際し特に此問題を研究するに当つて」「少くとも従来の如き多数の児童を以て一学級に編制することは如何にしても教育の能率を高める所以でないから之を如何なる程度に制限しなければならぬかといふことを明に」する必要があると強調する²⁰。このように東京市教育会は、復興小学校を建設する際には1学級あたりの児童数をできる限り減らし、児童の個性や特性に応じた教育が実施できる学校教育環境の提供に重きをお

いたのである。

東京市学務課や東京市教育会の調査も踏まえて、1923(大正12)年12月に東京市は小学校長会を開催して「本市小学校教育復興ニ関シ特ニ注意スベキ事項」について検討した。小学校の規模・配置に関しては、先の東京市教育会の提起を受けて、1学校の学級数は22学級から28学級、1学級の児童数は48名とし、校地面積は「児童一人ニツキ二坪以上トシ屋外運動場ノ面積ハ児童一人ニツキ一坪以上」としたうえで「校舎ハ鉄筋「コンクリート」造トシ二階若クハ三階建」で特別教室・屋内体操場・暖房・電燈・瓦斯・水道等の設備を完備することを挙げている²¹。小学校の種類に関する事項では、貧民の特殊小学校を廃止して「一般小学校ト同一ノ取扱ヲナシ就学困難ナルモノニハ適當ナル補助ノ方法ヲ講スルコト」とし、「低能聾啞其他不具者ノタメニ特別ナル小学校」を設けることが述べられている²²。このように東京市の教育復興計画として、コンクリート造の小学校校舎を基盤とし、衛生的・機能的な学校設備を整備し、多様な児童に応じた教育の実施を行うために1学級の児童数をできるかぎり減少させることを掲げたのである。

1924(大正13)年3月には東京市において復興業務を効率的に遂行するために職制が改正され、震災復興の中心的な部署として区画整理局とともに臨時建築局が新設された。臨時建築局長には帝都復興院理事を務めた佐野利器が就任している。この改正に伴い学務課の学校建築掛が学校建設課へ格上げされ、「学校建築ノ設計工事其他技術ニ関スル事項」を受け持つこととされた²³。学校建設課が設計・工事を一貫して担うようになった理由として、小林正泰(2012)をはじめとする先行研究が指摘するように、当時の深刻な二部教授の状況も鑑みて短期間に多くのコンクリート校舎を建築する必要があったことと、もう一つは学務課主導の下での「お雇い大工的な立場」から脱したいという学校建設課の政治的意図があった²⁴。とくに建築局長の佐野の影響もあって、

学校建築復興には建築局と学校建築課による教育観が大いに反映されている。それはコンクリート校舎で電気・ガス・暖房・水洗便所等の設備や理科教室等の多様な特別教育室の新設を求め、児童の教育を通じて市民の衛生思想を高めようとするものであった。結果として、暖房および水洗便所はすべての復興小学校に整備されることとなった。

その一方で、東京市小学校長 12 名を中心にして報告された「小学校復興建設に関する調査」報告には「従来小学校ノ建設ハ一部建築専門技師ノ設計ニヨリテ実施セラルルカタメコレヲ實際ニ使用スル場合ニ於テハ少ナカラサル不便ヲ来」しているために、学校建設課内に「教育實際家ヲ採用スルカ若クハ特殊ノ調査機関ヲ設ケテ其内ニ若干ノ教育實際家ヲ参加セシメ」る必要性が強調されている²⁵。この報告ではさらに「一学級ノ収容児童数ハ成ルヘク少数ナラシムルコト」「実験実習ヲ重ニスル教科ハ成ルヘク完全ナル施設ヲナシ児童個人ノ活動ヲ充分ナラシムルコト」を強調したうえで、甲・乙・丙案の学校建築案を提起している²⁶。その内容をみると理科・図書・手工・裁縫・唱歌・家事等の特別教室に加えて、「商（工）実習室」「屋内体操室」「児童図書室」など新しい教育思想に基づいた施設が含まれていることが特徴的である（表 3）。加えて、甲案においては「精神身体薄弱児教育ノタメ」の「特別教室」が独立して組み込まれており、多様な困難を有する児童に応じた特別学級の教育も提案していた。

表 3 復興校舎における教室設置案

種類	甲	乙	丙	丁
理科教室	2	2	1	1
図書教室	1	1	1	—
手工教室	1	1	1	1
裁縫教室	1	1	1	1

唱歌教室	1	1	1	1
家事教室	1	1	1	1
地歴教室	1	1	—	—
作法教室	1	—	—	—
商（工）実習室	1	1	1	1
特別教室	1	—	—	—
児童図書室	1	—	—	—
屋内体操室	1	1	1	1
講堂	1	—	—	—
計	16	11	9	8

（出典：東京市役所（1930）『東京市教育復興誌』、pp.391-393より作成）

3.2 東京市学務課による教育救済事業の促進

1925（大正14）年、学務課一つだけでは教育行政が困難であるとして学務局を新設し、その下に庶務課・学務課・視学課を置いた。その後、学校衛生の向上という側面ですぐに新設された学校衛生課は「組織的体育運動の振興外、林間学校、特別学級等身心虚弱者に対する特殊施設の外、学校診療所、学校看護婦の設置は最も急務」であるとし、「教授に依る心的過労予防の方法を論ずると共に、栄養不良児に対する学校給食の事業を起す」ことを計画した²⁷。学校衛生課は虚弱児童救済のために実態調査や養護学級の新設などの事業を実行し、1926（大正15）年に牛込区鶴巻小学校、赤坂区青南小学校、芝区赤羽小学校に養護学級を設置した。

虚弱・病弱児だけでなく、1925（大正14）年には日比谷・萬年小に「聾啞児童」の特別学級が設置され、1927（昭和2）年には「聾、啞、盲、吃音、虚弱等の児童の対策として各々予算を編入すること」となり、「新に独立の聾啞学校を建築し十二学級二百四十人の聾啞児童を収容」し、「各区に吃音学校を設け」、前述の三校以外にも養護学級をさらに増設する等の計画を立てている²⁸。

表4 東京市学務課・学務局・教育局の組織化

<p>学務課 (大正 9～)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東大震災後における教育復興事業の実施 ・ 「補助学級研究科」設置と特別学級復旧 (大正 13 年～)
<p>学務局 (大正 14～)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務課 (「文書」「図書館」「学齢児童」「教育経済」等)・学務課 (「普通教育」「実業教育」「教員講習」「学校衛生」「学校建築」)・視学課 (「学事並学校衛生ノ視察」) の三課設置 (大正 14～)
<p>教育局 (大正 15 年～)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務課・学務課・視学課の三課に加えて、学校衛生課・社会教育課の増設 (大正 15 年～) ・ 補助学級児童の健康状態や精神医学的検査の実施 (大正 15 年～) ・ 学務課・社会教育課・視学課の三課へと整理 (昭和 2 年～) ・ 「補助学級改善の方針」「知能検査法施行指針」の報告 (昭和 2 年～) ・ 「東京市補助学級の実際」「東京市補助学級児童に関する調査」の報告 (昭和 5 年～)

(出典：東京市役所 (1925)『東京市政概要』、pp.19-66、東京市役所 (1926)『東京市政概要』、pp.25-26、東京市 (1933)『東京市教育概要』、pp1-7より作成。)

貧児教育については、貧困児童のために教育対応を行う「特殊小学校」が、出身校名が差別的待遇と密接に関係し、細民児童も普通小学校に入学させ同等に扱うという観点から、1926(大正 15)年に廃止されている。これについて 1925 (大正 14)年の視学会議で「児童に特殊学校と云ふ悪い印象を与へ」「細民児童を集团的とすると成績とか性行とか種々な点に不良な箇所を醸成し易く」「万年校その他二三校の如きはその附近に細民児童少きため」

などの特殊小学校の廃止理由が言及されている²⁹。

1926（大正 15）年に学務局から改組した東京市教育局は、1927（昭和 2）年に当時の皇太子御成婚による御下賜金によって各自治体に 100 万円が給付されたことをうけて、「細民児童教育調査会」の設置を通じて「貧困児童の就学補助金を支給する規定」と「家庭で保護の出来ぬ悲惨な児童を収容する教育所設置」の 2 案を定めた³⁰。後者にあたる「特別児童保護教養所」は「家庭の生活困難にして食料被服等生活費を給与するにあらざれば義務教育を完了し能はざるもの」「家庭の生活困難にして児童をして労働せしめねばならぬ程度のもの」「家庭関係に於て虐待を受けつゝあるもの」などを収容対象に、家庭貧困・児童労働・児童虐待などの問題に応じた対応を行う計画を立てた。

表 5 教育局視学課による研究調査事業

講習会の開催	「教育学」「公民教育」「教育教授」「少年団実習」「教育的心理学」「学習心理」「職業指導」「個性調査法及個性指導法」など（校長、首席訓導、教員を対象）
調査の実施	「読方教育測定調査」「公民教育調査」「映画教育調査」「尋常小学校職業指導調査」「高等小学校職業指導調査」「個性教育調査」「校外教育調査」「実業科教育調査」「技能化教育調査」「補助学級に関する調査」など
研究会への指導	「市立小学校長及訓導研究発表会」「訓導協議会部長会」「校長協議会」「校長協議会常務委員会」「高等小学校長会」「職業指導委員会」への指導・支援

（出典：東京市（1933）『東京市教育概要』、pp.92-127 より）

4. 東京市における特別学級の復旧と特別学級編制促進

4.1 特別学級の復旧と補助学級研究科

東京市直営の特殊小学校である太平小学校では「震災前の在学児童が六百十人の所本月二十日迄に五百四十七人復帰し而も新

入学が丁度六十三人あつたから合計六百十人となり震災前の数に達し」、多くの児童が助かると同時に各地から戻ってきた一方で³¹、心理学者の城戸幡太郎が言及するように「震災の時特殊学級にゐた児童の大多数は他の児童の大多数が生存し得たにも係らず其の危険から彼等自身の生命をさへ救ふ方法を見出すことができ」ず³²、多くの特別学級児童が不明となっていた。

こうしたなかで、焼失を免れた学校を中心としながら各小学校に特別学級が設置される。たとえば、下谷区の金曾木小は 1924（大正 13）年 1 月、本郷区追分小、京橋区京橋小、本所区中和小では同年 4 月に特別学級が新設されている。1924（大正 13）年には関東大震災前に特別学級を設置していた麴町区永田町小、神田区神田小、京橋区佃島小、本所区太平小、菊川小、本所小、芝区鞆絵小、麻布区筭小、赤坂区赤坂小、牛込区市谷小、小石川区林町小、柳町小、下谷区根岸小では復旧の見込みがたつようになる³³。

さらに東京市の教員講習所内には「本市小学校教員をして特殊の学科内容、学校経営、其の他必要なる事項の研究を為さしむる」ために研究科が設置されていたが³⁴、東京市視学で教員講習所講師であった本田親二が小学校の復旧・復興に伴い、1924（大正 13）年 5 月に「補助学級研究科」を設置する。本田は補助学級研究科設置の経緯について、震災後の特別学級設置に関して「今度は、震災前場所の関係上から変へる必要のあつたところや、焼けたために学級を移転せなければならなくなつたところ等の位置を改めて、いよいよ新たな気持で仕事を始めることにな」ったが「劣等児、低能児、学力遅滞児の教育に従事し、この仕事に非常に興味をもつてゐる補助学級担任の訓導諸君が集り」『補助学級研究科』なるものを組織して、真面目に、实际的に、低能児及び劣等児の教育を研究してゆくことになつた」と言及している³⁵。

補助学級研究科では当初、毎週金曜日に各校の教師および校長が集まって各特別学級の現状を報告したが、1924（大正 13）年 8

月から東京市視学の本田親二と藤岡真一郎（1923（大正12）年3月に東京市視学に異動）の指導の下に、「補助学級の形式的経営、補助学級の教育方針、一般研究、養護、社会関係」などの問題に取り組んでいる（表5）³⁶。本田はこうした特別学級の役割・目的について「個性並びに心身の発達状態に適切なる境遇・施設・方法を有意的具案的に確立設定し、彼等の本性及び才能の回復伸展を計」ることを強調している³⁷。また一般方針として「彼等の個性の自由なる発露を与へ、相互の人格的接触をはかる」ように個性の尊重を第一としながら、「学習は出来得る限り之を作業化し、遊戯化し、且つ体化し」「自学自習の態度の構成に導く」など学習教材の斟酌や個別教授の工夫などを挙げており³⁸、震災前の特別学級の基本方針を参考にしたものであったことが伺える。

表6 補助学級研究科における研究内容

補助学級の形式的経営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準設備 ・ 経常費及びその出所
補助学級の教育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的目的と方針 ・ 能力に応ずる各学科課程（特に地理、国史、理科及び漢字教授） ・ 道徳的生活の指導施設
一般研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劣等低能児の一般研究 ・ 各学年各学科の標準問題 ・ 標準智能測定法 ・ 情緒測定法 ・ 教育可能の限界と智能指数 ・ 劣等低能の原因の研究
養護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生理的欠陥者の治療法
社会関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業指導 ・ 卒業後の保護方法

（出典：無署名（1924）補助学級研究科概況、『都市教育』第236号、

4.2 特別学級児童の医学的調査

1925（大正 14）年に東京市学務局内に学校衛生課が新設されたが、学校衛生課は学校衛生技師や学校衛生婦の積極的な導入を行い、就学児童身体検査を中心として児童疲労調査・教室内空気検査・給食児童健康調査・身体虚弱児調査など多数の児童調査を実施した³⁹。その一環として、1926（大正 15）年には東京帝国大学医学部教授（精神病学）の三宅鑛一との共同で東京市の特別学級児童の医学的調査を実施した。この調査は特別学級に在籍する児童には「肉体的の欠陥があつて、それに関連します精神機能の発育不完全といふやうなものがありはしないか」「現在行はれて居る低能児教育のやうにただ教授のやり方だけで低能児を改良して行かふといふことは幾らか間違つて」いないかという問題意識のもとで実施された⁴⁰。特別学級児童 438 名の遺伝関係、環境、出生順位、既往の疾病、体格、栄養、身体的特徴、疾病、精神的特徴が挙げられている。

特別学級児童の環境的特徴では、家庭の職業として「筋肉労働に従事する者」が全体の 45.3%、「下級の商、工業に従事する者」が 30.3%を占め、生活状態では貧困状態であるものが 43.8%に達していることが示された⁴¹。栄養状態に関しては「栄養不良児の多いこと」が特筆された。「東京市の児童中栄養丙の者は僅に三乃至四%内外であるのに補助学級の児童中には三〇乃至四〇%もある、即ち約十倍の栄養不良児があ」り、「これは補助学級の児童が貧困な家庭に多いこと」を強く裏付ける結果であった⁴²。児童の疾病の特徴では眼科疾患、耳鼻咽喉科疾患、アデノイドが多いことが挙げられた。眼科疾患では「補助学級では八年の児童中其の四〇%は近視」で「全市の平均に比べて実に五倍の近視がある」ために、「近視による成績不良がありはしないか嚴重なる監督の要がある」と指摘された⁴³。

特別学級児童の健康状態に着目して東京市学校衛生課が医学的調査を実施した背景には、震災下において多数の栄養失調・健康不良児問題が顕在化し、彼らの救済事業が活発になったことを指摘できよう。さらに学校衛生課長の渡邊寛は、制度開始当初の特別学級は「智能の発育不完全といふことゝ同時に、身体の方の欠陥もいろいろ調べ」ながら入級させていたにもかかわらず、その後は「身体的検査を殆どせずしてその学級に編入されて居る」という現状への批判意識を強くもっていた⁴⁴。このように震災以後は、特別学級も児童の身体・健康面に十分に配慮した指導のあり方が模索されていたのである。

4.3 東京市による特別学級編制の促進

1927（昭和2年）、東京市教育局視学課は、視学の本田親二と藤岡真一郎の主導のもとにすべての特別学級担任教師を補助学級研究科に所属させた。各担任教師は毎週補助学級研究科の部会にて協議を重ね、特別学級児童の知能検査の実施、読方科・算数科の教材選定などの研究を行い、東京市特別学級における共通の教育の在り方を検討した。

こうした視学課と補助学級研究科の研究姿勢にもとづき、東京市は「補助学級改善方針」を定め、東京市における特別学級経営の方針を決定している。この方針では「財政の許す限り補助学級を増設し、補助学級設置の精神の徹底に努」め「補助学級の為に特別設備をなす」などの基本がまず示され、対象とすべき児童、児童の収容時期と方法、学級編制、学級設備、身体検査及び治療、教科課程、教授方法についても明示された⁴⁵。この「改善方針」のもとに東京市は「来年度には更に七十学級を増加すべく財源の捻出」を図り⁴⁶、特別学級増加計画を樹立した。その結果、1928（昭和3）年に平久小に、1929（昭和4）年に根津小・明治小・扇橋小に特別学級が新設された⁴⁷。

こうした特別学級の増設について、1927（昭和2）年8月13日

の東京朝日新聞は「震災の打撃で低能児激増 現在の特別学級を四倍に増設の必要」という見出しで報じ、「現在の四、五、六学年児童中に低能児が多く、彼等は震災の当時六歳から九歳位の幼児期にあり、あの大激変が精神上に与へた衝動が大きかつた」と言及している⁴⁸。こうした報道からも、関東大震災に伴う劣悪な生活と教育の環境が子どもに与える影響を市当局や特別学級関係者が重く見ていたことがうかがえよう。

東京市が特別学級増設案を決定すると、東京市視学課は補助学級研究科を通じて各小学校特別学級における「沿革及施設方針」「学級経営の実際状況」「現在児童の心身発育状況」「補助学級関係の研究事業」について報告させ、1928（昭和 3）年に『東京市小学校補助学級の現状』としてとりまとめた。

まず「収容児童の選定法」について「学力調査を主としそれに次いで身体検査、精神検査及び保護者との合議の三者が多く採用され」「主要方法である学力、知能、身体の三者を含むものを合計すると十六で、全校の半ば以上になる」こと、一方で「学力のみによるやうなものは僅か二」校であることが示され⁴⁹、震災前に比して学力だけでなく知能・身体・健康・家庭環境などの多様な側面を踏まえて選別されていることがわかる。

次に「教科教材の取扱上特に注意せる事項」に関しては「個性能力に応ずる取扱」が最多の 18 校で、「自学自習態度の養成に注意する」9 校、「児童の生活に関係深きものを中心とする」8 校となり、東京市の特別学級は「個性適応の取扱ひに最も力を致されてゐる」が、その一方で「作業中心又は技能科重視の数が甚だ少いのは意外である」と指摘された⁵⁰。

また「養護上特に注意せる事項」では「治療医の手当励行」を筆頭に 27 項目が報告され、なかでも「姿勢に注意、清潔に注意、疲労を顧慮、早起早寝の奨励等は具体的方策として恰適である」とされ、児童の健康面への配慮が強調された⁵¹。

このように東京市の特別学級は、単に個の学習能力に応じる教

育だけではなく、子どもの健康面を含めた多様な側面への配慮へと実践を拡充させていったことがうかがえる。

特別学級の設備状況に関しても『補助学級設備に関する調査』として報告書が作成されているが、特別学級の「教室設備」では「位置」「広サ」「通風彩光」「教室ノ内面」「床」等について各々推奨事項が述べられ、「便所及運動場ニ近キコト」「窓数ヲ多ク明ク晴々トスルコト」「風通シヲヨクスルコト」など、子どもの健康状態への配慮がここでも伺える⁵²。こうした特別学級設備調査が実施された背景には、震災後の復興事業においてコンクリート建て校舎が建築され始めたことが指摘できる。

これら調査報告をもとに特別学級の現状を各校が共有できるように至ったが、その後の協議会・講習会等において「補助学級と普通学級との関係はどうなつてゐるか」「収容した児童の個別的経過はどうだったか」などの意見が多く出されたため、東京市は「教員講習所研究科補助学級研究部」を中心に東京市内各小学校の特別学級における具体的な教育実践や指導経過をとりまとめて、1930（昭和5）年に『本市小学校に於ける補助学級の実際』を新たに刊行した。この報告書では、東京市の特別学級に在籍する多様な児童の実態と教育実践が紹介され、劣等児・低能児への教育実践のほかに「身体虚弱の為欠席の多かつた児」「身体発育障碍の多かつた児」「口を利かなかつた児」「環境不良及教育不行届な児」等の詳細な個別実践事例がまとめられている。

特別学級の児童は概して家庭状況が劣悪であるとし、林町小学校では自由労働者の家庭など「極貧」であるものが31.6%、細民地区より通学する児童が36%であった。そこで「先づ第一に着手すべきものは家庭訪問」であるとされ、「児童を指導する上での参考資料を得る」だけでなく「父兄をして学校そのものを理解せしめ」「教師との融和協力の上に大なる効果を齎す」と強調されている⁵³。

さらに学校衛生課は不就学児童の大多数に対して、特別学級の

設置を促進することで彼等の就学督励が可能であることに注目する。東京市公報には「昭和五年五月現在不就学児童三千二百三十五名中、大部分は居所不明で、不具廢疾其他の疾病に依つて就学猶予又は免除になつてゐる者は」「計七百四十三名」であり、「之等の中で比較的輕症で特殊学校又は学級を設置すれば教育する事の出来る者が少くない」との言及が見られる⁵⁴。このようにして、特別学級の新設・増設が不就学対策・就学督励のための重要な手段であることが確認された。

しかし、世界恐慌・昭和恐慌のあおりを受けて東京市教育費縮減のため1930（昭和5）年に補助学級研究科が廢止され、特別学級の削減を余儀なくされてしまう。1929（昭和4）年から1930（昭和5）年にかけて特別学級8学級が廢止されるなか、関係校長・訓導ら30名が集まって対策を協議し、日本橋小、太平小、赤坂小、林町小、白金小の5人の小学校長が委員となって特別学級の廢止撤回を市教育局に陳情したが⁵⁵、当局の意見を変えることはできなかつた。

5. おわりに

本章では、関東大震災後の震災復興事業において、東京市学務課が教育復興計画に教育救済事業をどのように位置づけたのか、とくに東京市の特別学級の復旧・復興過程に着目して、特別学級が大震災に伴う子どもの多様な生活・発育や教育の困難にいかに対応していったのかを明らかにしてきた。

東京市学務課は、教育復興計画のなかに子どもの特性・個性に応じた学級編制・学校創設の必要性を強調し、とくに児童の劣悪な健康状態に鑑みて学校衛生機能の向上、就学督励施策の実施、さらには各小学校の児童実態や家庭状態をふまえて特別な教育対応を行う形で、多様な困難を有する子どもの特別学級の復旧と編制促進に大きく力を入れていた。

関東大震災の翌年には特別学級は復旧し、さらに特別学級が新

設された。このような関東大震災後の特別学級編制の促進において、東京市視学課と補助学級研究科の力が大きかった。東京市は特別学級の組織化と編制促進の前提として、最初に特別学級児童の健康実態の把握を行った。これは大震災に伴う不衛生・疾病・栄養不良の影響を受けて、従前より多様な健康問題も有していた特別学級児童の実態を把握することが特別学級復旧・促進を進めていくうえで欠かせない課題となったためである。

こうした点からも大震災後の特別学級の役割は、単に学業不振への教育対応というよりは、多様な生活・発育や教育の困難を有する子どもへの教育救済事業としての役割が大きく期待されたために、特別学級の迅速な復旧作とさらなる設置促進がなされたのである。

註・引用

- 1 北原糸子（2011）『関東大震災の社会史』朝日新聞出版、p.12。
- 2 警視庁（1925）『大正大震災誌』、p.428。
- 3 熊谷直三郎・藪田武二（1925）大震災と迷児迷人調、『社会事業』第8巻10号、pp.917-918。
- 4 田淵巖・有山義二（1923）『帝都を中心とせる震災後の教育』高橋南益社、p.132。
- 5 田淵巖・有山義二（1923）同上書、p.87。
- 6 田淵巖・有山義二（1923）同上書、pp.89-90。
- 7 無署名（1923）災後の市学校衛生、『医事公論』第588号、p.2。
- 8 澁谷徳三郎は1919（大正8）年に東京市教育課長に就任し、小学校の二部教授撤廃や学校増設計画に取り組み、多様な困難を有する児童の特別学級設置にも影響を与えている。
- 9 岡田道一（1924）大震災が児童身体に及せる影響、『日本学校衛生』第12巻3号、pp.32-37。
- 10 長谷川俊明（1924）大震災と結膜乾燥症、『学校衛生』第4巻4号、p.2。
- 11 長谷川俊明（1924）同上、pp.4-5。
- 12 無署名（1923）市学校衛生課の栄養不良児童調査、『医海時報』第1526号、p.14。
- 13 文部省学校衛生課（1924）震災後の学校給食状況（其の一）、『学校衛生』第4巻10号、pp.36-37。
- 14 無署名（1924）震災後増加セル身体異常児ヲ如何ニスヘキカ、『東京市公報』第1000号、p.1895。
- 15 無署名（1924）同上、p.1895。
- 16 東京市役所（1930）『東京市教育復興誌』、pp.161-162。

-
- 17 東京市役所（1930）同上書、pp.162-163。
 - 18 中野勇治郎編輯兼発行（1944）『東京都教育会六拾年史』、pp.553-555。
 - 19 中野勇治郎編輯兼発行（1944）同上書、pp.557-560。
 - 20 藤井利誉、松下専吉、湯沢直蔵、浜田国松、金成亀次郎、山内太一、藤岡眞一郎（1924）東京市教育会研究部調査事項、『都市教育』第234号、pp.2-3。
 - 21 東京市役所（1930）前掲16）、pp.358-360。
 - 22 東京市役所（1930）同上書、p.363。
 - 23 東京市役所（1926）『東京震災録』後輯、p.1385。
 - 24 小林正泰（2012）『関東大震災と「復興小学校」』勁草書房、p.87。
 - 25 東京市役所（1930）前掲16）、p.390。
 - 26 東京市役所（1930）同上書、p.388。
 - 27 無署名（1926）東京市に学校衛生課新設さる、『児童研究』第29巻4号、p.135。
 - 28 無署名（1926）不具児童のため各種の施設、『児童研究』第30巻6号、pp.201-202。
 - 29 無署名（1925）東京市の直営小学校廃止決定、『児童研究』第28巻5号、p.193。
 - 30 無署名（1928）貧困児童の教育機関、『児童研究』第32巻1号、p.24。
 - 31 「以前の学校に帰り行く者 多くは貧家の児」、『東京朝日新聞』1923年10月23日付。
 - 32 城戸幡太郎（1926）児童に於ける特殊なる智能の構造、『心理学研究』第1巻6輯、p.124。
 - 33 無署名（1924）補助学級研究科の開設、『都市教育』第235号、p.31。
 - 34 東京市役所（1930）前掲16）、p.432。
 - 35 本田親二（1925）東京市補助学級研究科に就いて、『教育時論』第1435号、p.6。
 - 36 無署名（1924）補助学級研究科概況、『都市教育』第236号、p.32。
 - 37 本田親二（1925）前掲35）、p.7。
 - 38 本田親二（1925）同上、pp.7-8。
 - 39 三輪為一（1927）東京市の学校衛生（一）、『日本学校衛生』第15巻1号、pp.40-50。
 - 40 渡邊寛（1927）補助学級児童の健康状態に就て、『児童研究』第31巻4号、p.10。
 - 41 渡邊寛（1926）補助学級児童の健康状態に就て、『学校衛生』第6巻10号、p.26。
 - 42 渡邊寛（1926）同上、p.32。
 - 43 渡邊寛（1926）同上、p.35。
 - 44 渡邊寛（1927）補助学級児童の健康状態に就て（承前）、『児童研究』第31巻5号、pp.34-35。
 - 45 東京市役所（1930）前掲16）、pp.428-429。
 - 46 「劣等児教育 七十学級増加 東京市の計画」、『教育週報』1927年9月3日付。
 - 47 東京市役所（1930）『本市小学校に於ける補助学級の実際』、pp.1-2。
 - 48 「震災の打撃で低能児激増 現在の特別学級を四倍に増設の必要」、『東京朝日新聞』1927年8月13日付。
 - 49 東京市役所（1928）『東京市小学校補助学級の現状』、p.7。
 - 50 東京市役所（1928）同上書、pp.11-12。

-
- 51 東京市役所（1928）同上書、pp.12-15。
- 52 東京市役所（1928）『補助学級設備に関する調査』、pp.1-2。
- 53 東京市役所（1930）前掲 47）、pp.13-15。
- 54 無署名（1930）本市の不就学児童の大部分は居所不明者、『東京市公報』第 1875 号、p.1832。
- 55 「市の補助学校 減少に反対」、『教育週報』1931 年 2 月 14 日付。

終章 研究の総括と課題

1. 研究の総括

本研究では、「特別な教育的対応・配慮」が歴史的にどのような経緯のもとに誕生し、営まれてきたのかを明らかにするために、明治初期からの急激な近代化・産業化・資本主義化によって子どもの「貧困・児童労働・不就学」等の問題が深刻化していた東京市に着目して、明治・大正期の初等教育の成立・普及のプロセスにおいて、子どもの「貧困・児童労働・不就学」等に起因する各種の教育困難に応じてなされた多様な「特別な教育的対応・配慮」の実態とその意義を検討した。

具体的には、戦前の東京市において明治期から拡大する貧困・児童労働・不就学・疾病・非行等に起因する多様な学習と発達の困難を有していた子どもに対して、東京市においてどのような教育的対応・配慮が実施され、そのなかに特別学級編制が位置づけられ、いかなる教育実践が展開されていたのか、そしてそのことが多様な学習と発達の困難を有する子どもにいかなる影響を与えたのかを明らかにすることが課題であった。

本研究で明らかにしたことを、序章の研究目的と作業課題に沿いながら、以下に総括していく。

(1) 明治期における初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史研究の動向と課題

第1章では、明治期の初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史研究の動向と課題について検討した。多くの民衆が初等教育を受け入れるうえで、尋常小学校とは別種の「貧民小学、夜学校、小学簡易科、慈善学校、子守学校」などの多様な初等教育機関の取り組みが重要な意味をもっていたこ

とが示され、とりわけ政策的意図によって設置された小学簡易科に比して、子どもの生活実態に応じて教育課程や学習時間を調整した私立小学校や慈善学校などの初等教育機関が、庶民層の教育的要求を受け止め、結果として就学率を向上させたことが明らかとなった。

こうした初等教育機関では子どもの生活実態に応じて、基本的な生活習慣の指導、保健衛生、特別学級編制などの多様な教育的配慮や特別な教育的対応がなされていたことが先行研究によって明らかにされてきたが、急激な産業化・工業化・資本主義化のために「貧困・児童労働・不就学」等が深刻化し、子どもの健康・生活が大きく虐げられる状況下においては、こうした教育形態での取り組みだけではきわめて不十分であったことも示唆された。

加えて、「正系」「標準的」とされる尋常小学校であっても均一的な教育課程に基づいた教育対応がなされるだけでなく、特別学級編制などの多様な教育的配慮や特別な教育的対応が実施されたことも先行研究によって示されたが、明治期においては財源も不安定であり、各小学校の自主的な取り組みにとどまった点も示唆された。

以上の研究動向の検討から、これまで「傍系」「例外」的なものとして捉えられてきた「貧民小学、夜学校、小学簡易科、慈善学校、子守学校」「特殊小学校、特殊夜学校（夜間小学校）、工場内特別教授」などの多様な初等教育機関における多様な教育的配慮や特別な教育的対応を通して、多くの子どもの就学が促進されたことが示され、とくに「貧困・児童労働・不就学」等の困難を有する子どもにとって、生活・健康衛生・発育改善につながる特別な教育的対応・配慮の提供が重要な意味をもつものであることも示唆された。

(2) 大正期における初等教育の普及・拡充と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史研究の動向と課題

第2章では、大正期の初等教育の普及・拡充と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史研究の動向と課題について検討し、とくに小学校特別学級史の研究動向に着目した。

前田・高橋（2000、2002）は戦前期に開設された小学校特別学級を、分離・別学の「特殊教育」の一環としてではなく、「通常教育の枠組みにおける通常学級教育の一環として教育形態、あるいはそれに接近した特別な教育的配慮・対応のための方法・資源」として捉え、「通常（学級）教育において生じた子どもの生活実態、心身の発育状態、学力、教授法、学校衛生、学級編制上の様々な諸問題から出発し、その解決を主たる目的として開設されたもの」として捉えた。

近年の新教育や学校衛生・衛生教育に関する教育史研究の動向では、新教育の取り組みや学校衛生・衛生教育が尋常小学校に就学する「貧困層・不就学・児童労働」の子どもに対しても実施されており、こうした教育的対応の一環として、学習困難や身体虚弱児を含めた多様な生活と発達の困難をもつ子どもの特別学級が開設されたことが明らかにされている。

また東京、大阪などの都市部では、とくに住民の「貧困」を主因とする都市問題に直面しており、都市住民の生活実態を正しく認識することで、子どもの「身体状況」「精神的状態」に適合する「児童保護施設」「貧児教育」などを含めた総合的な教育改善事業が実施されており、このような都市部において顕在化していた「貧困・児童労働・中途退学・不就学」の教育的対応が促進されたことが示された。都市部においてこうした背景から、小学校の福祉的・社会的機能が改善され、多様な発達と生活の困難をもつ子どもの特別学級編制が促進されたものと捉えられる。

このように近年の教育史研究の動向では、初等教育の取り組みの改善によって多様な生活と発達の困難に応じた「特別な教育的対応・配慮」が促進されたことが示されたが、多様な困難をもつ子どもへの教育的対応・配慮がこの時期の都市政策や教育救済事

業、特別学級編制などの一連の都市教育行政においてどのように展開されたかは十分に明らかにはされておらず、東京市・大阪市などの一都市・一地域に着目した実証的な研究が求められているといえる。

(3)1900年第三次小学校令制定以前の東京市域の子どもの「貧困・児童労働・不就学」と多様な初等教育機関(私立小学校・小学簡易科・夜学校)

第3章では、1900(明治33)年の小学校令改正以前の東京市域において多様な初等教育機関(私立小学校・小学簡易科・夜学校等)が、近代化・都市化・産業化のなかで深刻化する「貧困・児童労働・不就学」等の多様な教育的困難を有する子どもに対して、いかなる教育的対応を実施していたのかを検討してきた。

1872(明治5)年の学制以降、8ヶ年の教育課程をもち「全国のモデルになるような高い水準」であった公立小学校から貧困・児童労働・障害等の困難を有する子どもは排除され、寺子屋・家塾の流れをくむ私立小学校が庶民層・貧困層の子どもへの教育的対応を継続することとなった。多くの私立小学校では、階層・収入に応じた授業料設定、子どもの生活実態に応じた教育内容、夜間部の設置などがなされ、生活が困窮していた貧困層に対しては授業料無償・学用品貸与などの教育的配慮がなされていた。

また「小学簡易科」「貧民学校」では、子どもの生活実態に応じた二部教授の実施、子どもの不衛生状態の改善、職業訓練等の多様な教育的配慮が実施されており、複数の学校では東京市に移管された後も、子どもの実態に応じた教育的対応が継続されていた。

1880年代以降、四谷鮫河橋、芝新網町、下谷万年町等の大規模なスラムが形成されるが、スラムに住む子どもは劣悪な生活環境や児童労働のために不就学となり、不衛生・栄養不良・疾病・不良行為等の各種の困難を抱えていた。こうしたなかで篤志家や宗

教家が貧困児童のために授業料無償の「寺子屋・家塾のような学校」を開設して教育を実施していた。さらに、産業化・工業化の進展に伴って昼夜問わず働かざるをえない児童のために工場内学校が設置された。

土方（2002）は、明治期の東京市域に多数存在した「私立小学校」「小学簡易科」「貧民学校」が庶民・貧困層の教育要求に応える多様な初等教育機関であったことを提起したが¹、本章でもそのことの意義をあらためて確認することができた。

とくに本章では、こうした多様な初等教育機関が明治中期における産業化・工業化・近代化によって顕在化した「貧困・児童労働・不就学」等の教育的困難を有する子どもに対して、授業料無償、学用品の貸与、衛生面の配慮、職業訓練、二部教授編制、夜学部の設置などの教育的配慮を実施するなど、具体的な「庶民・貧困層の教育要求」とその教育的対応の実際について明らかにした。

(4)1900年第三次小学校令制定以降の東京市の初等教育普及と「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」による「貧困・児童労働・不就学」への対応

第4章では、1900（明治33）年の小学校令改正以降、東京市による公立尋常小学校の増設や就学督励策の推進がなされる中、公立尋常小学校とは別種の小学校である「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」が開設された意義を明らかにするとともに、これまで「例外的な学校」と捉えられてきた「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」の取り組みを「通常教育の枠組みにおける特別な教育的対応・配慮」の文脈に位置づけて再検討した。

1900（明治33）年の小学校令改正以降、東京市は庶民層・都市下層・貧困層の就学を確実に促すために、子どもの生活実態に応じた初等教育機関である「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」を開設するとともに、成績不良による落第・退学を防止す

るための「劣等児取扱規程」「丁児取扱規程」の制定、身体検査・学校医などの学校衛生の強化などの多様な教育的配慮を実施した。しかし、1907（明治40）年の小学校令一部改正に伴う義務教育年限延長以降は、都市人口の増大と不安定な財政基盤による教員不足・学校不足によって引き起こされる二部教授・過大学級や子どもの学習困難や疾病・健康問題が深刻化した。

1900年以前から拡大していたスラムでは貧困・児童労働・不衛生・不就学等が深刻化し、東京市は授業料無償・学用品貸与の「特殊小学校」を開設した。また産業化・工業化の発展から多数の工場が開設され、児童を吸引する仕事が多くなったために児童労働と中途退学・不就学が加速し、「特殊夜学校（夜間小学校）」が各区に設置されていく。このような「貧困・児童労働・不就学」への教育的対応や特別な教育的配慮が部分的になされつつも、東京市には多数の不就学児童が存在し、貧困・疾病・障害等の困難を有する子どもが「国民教育」から排除されたまま放置された。

もちろんこうした時代的な制約がありながらも、これまで「例外的な学校」と見做されてきた「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」における取り組みが、それぞれの公立尋常小学校において実施された「劣等児」教育や特別学級編制、学校衛生の強化などの教育的配慮という点で共通性・連続性をもつものであり、当時の東京市において顕在化していた「貧困・児童労働・不就学・疾病・非行」等の多様な教育的困難に応じて、共通して取り組まれた教育的対応・配慮として捉え直すことができた。

(5)1900年代の東京市における「特殊小学校」「夜間小学校」の開設と子どもの「貧困・児童労働・不就学」への対応

第5章では、1900（明治33）年の小学校令改正以降、東京市による公立尋常小学校の増設や就学督励策の推進がなされるなかで、公立尋常小学校とは別種の小学校である「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」による多様な教育的困難をもつ子ども

への「特別な教育的対応・配慮」の実際を明らかにした。

明治後期から大正前期の東京市では、公立尋常小学校では教育的対応が困難であった「貧困・児童労働・不就学」等の子どもへの教育支援について、授業料無償・学用品貸与を実施する特殊小学校や特殊夜学校（夜間小学校）、工場内学校などの多様な初等教育機関が対応し、初等教育の普及に大きく貢献したことが示された。1906（明治39）年から各区に開設された特殊夜学校（夜間小学校）では「貧困・児童労働・中途退学」の子どもの就学を促すために、「学年を2年制に短縮し」「教科を原則として3教科に限定」するのに加えて、家庭訪問を実施し家庭生活そのものを改善する取り組みがなされたことが示された。

川向（1972）はこうした特殊夜学校（夜間小学校）について、児童労働の存続をより容易にするために発足したもの、「低位にして簡易な教育」として捉えたが、本章ではこうした小学校でも子どもの生活改善や成長・発達に向けた取り組みが、限界を孕みながらも実施されていたことが改めて確認できた。

特殊小学校については別役や加登田が指摘してきたように、万年小学校や鮫ヶ橋小学校などの多くの特殊小学校において、生活改善につながる教育的配慮が実施され、児童労働に配慮した二部教授の実施や学用品・生活品の給貸与、入浴・診察治療、男女児童の理髪、「小遣銭」の節貯、家庭訪問、職業訓練などが実施されており、こうした取り組みがスラムの子どもの就学を促したことが明らかとなった。

また本章では、明治後期に東京市によって新たに開設された小石川区林町小学校、本所区菊川小学校、深川区猿江小学校の取り組みについて検討した。ここではスラムの子どもにのみ対象を限定せず、多様な階層の子どもの就学を受け入れ、従来の学用品給貸与や理髪・入浴の実施に留まらず、予習復習の徹底や林間教授の実施、鉄筋コンクリート校舎の建築など多様な教育的対応・配慮が実施されていたことが明らかにされた。加えて1910年代に

入ると、特殊小学校での取り組みと貧困層の子どもの実態把握を契機として、東京市の指示のもと警視庁による貧困層の生活実態調査や児童教養研究所による貧困層の子どもの健康・発達に関する調査も実施された。また初等教育機関による対応だけでなく、職業案内所や託児所の開設など社会事業や児童保護事業を通して貧困層の生活改善を実施する必要性も各方面から強調された。

1910年代以降の特殊小学校では、就学の定着に伴い就学児童数は増加し、貧困層だけでなく中間層も含めた多様な階層が就学することも踏まえて、子どもの実態に応じた教育的対応を目指して「特別学級」の開設が促進する。学習困難児のための「特別学級」をはじめ「勤労学級」「木賃宿児童救済学級」「水上児童救済学級」などの多様な特別学級の形態が認められた。

(6)1920年代における東京市長・後藤新平の児童保護施策と教育改善事業

第6章では、1920年代の東京市における教育救済事業の促進を支えた後藤新平の東京市政下の児童保護事業と教育改善事業の特徴について検討した。

東京市長・後藤新平は1920（大正9）年の市長就任後ただちに市政刷新とともに、総合的な都市計画の樹立に取り組んだ。この都市計画は、道路・街路の改良、上下水道の整備などのインフラ整備や社会事業、教育事業を通じて、住民の生活改善をめざすものであり、なかでも児童保護事業や教育改善事業が中核に据えられていた。

産院や児童相談所は乳児死亡率増加という都市問題に対応する形で開設され、児童遊園地は人家稠密や子どもの健康悪化や不良化等を防ぐために設置された。託児所についても、労働者の就業対策だけでなく、保育を通じた貧困家庭の救済と貧困の再生産の防止をねらったものであった。「浮浪・不良」児問題については1910年代中葉から大きな社会問題になっていたが、後藤が市

長に就任すると幼少年保護所の規模や相談機能を拡大することで、こうした子どもの保護を積極的に実施し、治安の維持をはかった。教育改善事業については、後藤は小学校増設・学政統一の実施の必要性を強調し、地域間の教育格差を是正し、貧困層ほど二部教授・過大学級などの不十分な教育環境にさらされている現状を改善することを目的とした。

このように後藤の児童保護事業と教育改善事業は、家庭貧困や都市問題にさらされる子どもの健康や生活の改善をはかり、不十分な小学校の教育環境をも改善することで、貧困層の子どもの生活改善をめざすものであった。

児童保護事業と教育改善事業の双方が実施されたことを契機として、家庭貧困や児童労働などによる子どもの不就学問題、二部・三部教授や過大学級などの教育問題がいつそう焦点化され、多様な困難をもつ子どもの特別学級設置などの教育救済事業の推進がなされたのである。

(7)1920年代における東京市教育課の教育救済事業と特別学級編制

第7章では、1920年前後における東京市における教育救済事業と特別学級編制に着目し、とくに東京市の教育行政を担当した東京市教育課がいかに関童・教育問題を認識し、教育救済事業の一環として、どのように多様な困難をもつ子どもの特別学級を設置したのかについて検討した。

第7章では1920年前後における東京市の教育救済事業と特別学級編制に着目し、とくに東京市の教育行政を担当した東京市教育課がいかに関童・教育問題を認識し、教育救済事業の一環として、どのように多様な困難をもつ子どもの特別学級を設置したのかについて検討した。

1918(大正7)年に終結した第一次世界大戦以後の東京市では、貧困層の住むスラムは過密で上下水道を欠くために伝染病が蔓延し、また産業化・工業化による工場煤煙・廃棄物垂れ流しなど

が深刻化し、都市問題が大きく顕在化し、学校教育においても小学校児童数の増加による小学校数の不足のために、多くの小学校で二部教授・過大学級が強いられ、子どもの心身問題・学業状態はとても劣悪な状態であった。

1918（大正 7）年の米騒動の勃発後に、東京市教育課は二部教授撤廃のための学政統一と小学校増築を企図し、その一環として都市児童調査を実施した。その調査の一つは、二部教授等の劣悪な小学校の教育環境を解明するものであり、もう一つは、貧困児童の退学・不就学調査であった。

こうした貧困児童の実態調査を通して「市直営学校（実科高等女学校及三笠霊岸両校）改増築、学事奨励施設、薄弱児童特別教育等」等の必要性が明確となり、そのために東京市は教育救済事業の最初の施策として、多様な困難をもつ子どもの特別学級を貧困児童が通う特殊小学校である林町小・太平小に開設する。その後 1922（大正 11）年に東京市視学に就任する本田親二が中心となって、市内の公立尋常小学校 18 校に特別学級の開設を行い、子どもの個性や特質に応じた教育が実施されていく。

（8）1920 年代における東京市の特別学級の児童実態と教育実践

第 8 章では、東京市教育課が貧困問題から派生する児童労働・不就学・学業不振等の改善の一環として実施した特別学級編制の実際を検討するために、大正期に設置された林町小学校促進学級と太平小学校補助学級に焦点を当て、双方の特別学級の開設経緯、児童の実態および教育実践を明らかにしてきた。あわせて 1922（大正 11）年に新規に開設された 18 の特別学級への影響についても検討し、これらの作業を通じて、大正期の東京市小学校特別学級編制の意義や課題について明らかにした。

特殊小学校であった林町小は 1912（大正元年）に校長に就任した藤岡真一郎を中心に、児童の個性や能力に応じた教育を模索していた。東京市との協力のもとで「促進学級」が設置された後は、

担任の喜田正春を中心として、通常学級において学業不振に陥った児童を対象に、学習面・身体面・心理面に関する諸調査から、学習教材の工夫を通じて、彼らの活力や学習能力の向上を企図し、通常の学級に戻すことをめざした。

太平小学校の「補助学級」は、創設時には太平小学校の貧困児童の実態に合わせて、非行・悪癖・性格のゆがみなどの教育困難となる児童を対象にしたが、徐々に比較的知能指数の低い「低能児」を含みこむようになった。そのために東京市が「低能児教育」のモデルケースとして太平小に「補助学級」を据えるようになり、1920（大正 9）年には「低能児」の「第二促進学級」が東京市の囑託で開設された。太平小学校では知的発達の遅れと悪癖・非行等をあわせもつ教育困難児を中心とした教育を行い、子どもの職業的自立を優先した教育実践を実施した。

1922（大正 11）年に新設に設置された特別学級では、林町小促進学級と同様に、過大学級・二部教授等の劣悪な教育環境や家庭貧困、身体健康上の問題のために学業不振に陥ってしまう児童への教育救済策として、彼らの学業・知能・健康状態の科学的把握と個別的な教育的対応を実施することで、通常の学級に戻すこと（原級復帰）をめざしていた。

(9) 関東大震災後の東京市の教育復興計画と多様な教育困難を有する子どもの特別学級編制

第 9 章では、1923（大正 12）年に発災した関東大震災後の震災復興事業において、東京市学務課が教育復興計画に教育救済事業をどのように位置づけるのか、とくに東京市の特別学級の復旧・復興過程に着目して、特別学級が大震災に伴う子どもの多様な生活・発育や教育の困難にいかに対応したかを明らかにしてきた。

東京市学務課は、教育復興計画のなかに子どもの特性・個性に応じた学級編制・学校創設の必要性を強調し、とくに児童の劣悪な健康状態に鑑みて学校衛生機能の向上、就学督励施策の実施、

さらには各小学校の児童実態や家庭状態をふまえて特別な教育的対応を行う形で、多様な困難を有する子どもの特別学級の復旧と編制促進に大きく力を入れていた。

関東大震災の翌年には特別学級は復旧し、さらに特別学級が新設された。このような関東大震災後の特別学級編制の促進において、東京市視学課と補助学級研究科の影響力が大きかった。東京市は特別学級の組織化と編制促進の前提として、最初に特別学級児童の健康実態の把握を行った。これは大震災に伴う不衛生・疾病・栄養不良の影響を受けて、従前より多様な健康問題も有していた特別学級児童の実態を把握することが特別学級復旧・促進を進めていくうえで欠かせない課題となったためである。

こうした点からも大震災後の特別学級の役割は、単に学業不振への教育対応というよりは、多様な生活・発育や教育の困難を有する子どもへの教育救済事業としての役割が大きく期待されたために、特別学級の迅速な復旧とさらなる設置促進がなされたのである。

2. 今後の課題と展望

本研究を通して、明治期において子どもの「貧困・児童労働・不就学」に応じた多様な初等教育機関（私立小学校、小学簡易科、夜学校、特殊小学校等）が、当時の子どもの生活と発達の困難に応じた「特別な教育的対応・配慮」を不十分ながらも実施しており、初等教育が普及する明治後期から大正期において、こうした「特別な教育的対応・配慮」は公立尋常小学校の特別学級編制等に引き継がれていったことが明らかにされた。

明治初期には、公立尋常小学校以外の寺子屋・家塾の流れをくむ私立小学校や小学簡易科・貧民学校、夜学校などが庶民層・貧困層の子どもへの教育的対応を実施しており、この時期から顕在化しつつあった「貧困・児童労働・不就学」等の教育的困難を有する子どもに対して、授業料無償、学用品の給貸与、衛生面の配

慮、職業訓練、二部教授編制、夜学部の設置などの「特別な教育的対応・配慮」の実施がなされていたことが示された。

明治後期、とりわけ 1900（明治 33）年の小学校令改正以降には、画一的な教育課程・教育内容・修業年限をもつ尋常小学校が増設される一方で、東京市は庶民層・都市下層・貧困層の就学を確実に促すために、子どもの生活実態に応じた初等教育機関である「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」を開設するとともに、公立尋常小学校でも、成績不良による落第・退学を防止するための「劣等児取扱規程」「丁児取扱規程」の制定、身体検査・学校医などの学校衛生の強化などの多様な教育的対応・配慮が実施された。

とくに貧困層の子どもの就学を促した「特殊小学校」では、生活改善につながる配慮が実施され、児童労働に配慮した二部教授の実施や学用品・生活品の給貸与、入浴・診察治療、男女児童の理髪、「小遣銭」の節貯、家庭訪問、職業訓練などが実施され、複数の特殊小学校に子どもの実態に応じた教育的対応を目指した「特別学級」が開設されたことが明らかにされた。

大正期、とりわけ 1920 年代に尋常小学校への就学が浸透するプロセスの中で、東京市によって本格的に実施された都市社会政策や教育救済事業に伴い、尋常小学校の福祉的・社会的機能の拡充がなされ、その一環として特別学級が編制されるなど、東京市が本格的に実施した都市教育施策に多様な生活と発達の困難を有する子どもへの「特別な教育的対応・配慮」が位置づけられた。具体的には 1922（大正 11）年に、東京市内に顕在化していた過大学級や二部教授等の劣悪な教育環境や家庭貧困、身体健康上の問題のために学業不振に陥ってしまう児童への教育救済策として、20 校の小学校に特別学級が開設され、子どもの学業・知能・健康状態の科学的把握と個別的な教育的対応が実施された。

こうした通常教育の枠組みのなかで実施された「特別な教育的対応・配慮」は、多様な困難をもつ子どもの特別学級復旧と編制

促進にみられるように、1923（大正12）年の関東大震災後の教育復興事業を通して学校の福祉的機能の拡充とともに促進されるが、一方でその後の1930年代の国家総力戦体制下において、大きく変容していくことも先行研究によって指摘されている。

昭和戦前期の国家総力戦体制に伴い教育政策や教育内容の変容が迫られるが、都市部では特別学級編制の促進は継続し、加えて「養護学級」や「難聴学級」、「弱視学級」などの疾病・障害に応じた特別な学級や学校は増設される。こうした教育行政・実践の転換期において、明治・大正期に取り組みられてきた「特別な教育的対応・配慮」がどのように引き継がれるのか、もしくは変容するかについてはほとんど明らかにされていない。

1930年代の教育変容については、伝統的な天皇制ファシズムのイデオロギーの強調に伴う軍部の台頭のなかで、人民主権の教育が一挙に崩壊したことが示されるなど、戦時国家による子どもの生命・生活の蹂躪に関わる告発・糾弾を示す研究が多数なされてきたが²、木村（1995、2005）は戦前・戦後における教育の連続性を見据えて、1930年代の恐慌による貧困層・都市下層の拡大、都市化・重化学工業化や労働力構成の転換に応じて、教育制度・教育運動・教育実践において総力戦体制というバイアスを受けながらも、子どもの生活に即した教育が促進されたことを示した³。

具体的には、制度・運動レベルでは「大衆青年教育制度構築への志向、国民学校制度の成立」への注目、実践レベルでは「従来学校教育の外側にあった性教育、衛生教育、進路指導、校外教育など、さまざまな領域を学校教育実践の枠組みに取り組みようとした営み」が生じるなど、高度な福祉的・社会的機能が組み入れられた学校教育改革が目指されたことが示唆された。

また1941（昭和16）年の国民学校令によって成立した「国民学校」は、学問・教育・思想の徹底的な抑圧を通して戦時体制の整備に寄与したとして長く捉えられてきたが⁴、近年の教育史研究では、「国民学校」の制度化が義務教育年限の延長や教育機会の

拡大を促したこと、とりわけ「就学義務の猶予・免除規定の改正」や「障害児のための特別の学級・学校」設置が法令上規定されたことが強調されるなど、「知育偏重」を主とする近代学校に対する批判運動の制度化であったと評価されている。

このように 1930 年代の総力戦体制・戦時総動員体制下の社会システムの「近代化・合理化・標準化」の一環として、教育改革や国民学校制度の成立などが目指されたが、そのもとで明治・大正期に組織されてきた「特別な教育的対応・配慮」がどのように継承・発展（もしくは変容）していくかは未検討の課題である。それゆえに、現代的システム社会への転換期とされる 1930 年代以降に取り組みられる「特別な教育的対応・配慮」と明治・大正期における取り組みとの連続性・関連性を検討することが不可欠となる。

1930 年代・1940 年代に実施された「特別な教育的対応・配慮」の取り組みを解明するために、①総力戦体制・戦時総動員体制と初等教育の拡充、②国民学校制度の成立と多様な生活と発達の困難をもつ子どもへの教育的対応、③困難・障害・疾病に応じた特別学級の開設・拡充の観点から、今後の作業課題を以下に検討していく。

2.1 総力戦体制・戦時総動員体制と初等教育の拡充

1930 年代の総力戦体制・戦時総動員体制は近代的な階層社会から現代的なシステム社会への転換期であり、非合法的・前近代的な時代として戦時期を位置づける従来の考えに再考が迫られ、社会システムの「近代化・合理化・標準化」が急速に進んだと捉えられる。たとえば、鍾（1998）は 1930 年代以降に「戦時体制のもとで、『いい兵隊をとるため』と軍事体制を強化するため」「一九三八年、衛生行政、保険行政、社会行政などを主管する社会保障の政策主体・厚生省が創設され」、国民健康保険や厚生年金保険が戦時下の「健兵健民政策」や社会安定政策の一環として制定

されるなど、戦後の「福祉国家」の基礎が形成されたことを示した⁵。

高岡(2011)は「日本ファシズム体制＝全体主義的総力戦体制」という視点から「戦時社会政策」を「福祉国家」の社会史として読み解き、戦時下の政策体系・政策構想として「体力」の向上、「生産力」の増大、「民族」＝人口の増殖などの複数の構想が「相互に矛盾・対立・競合する面がある一方で、合従連衡や包摂の関係が成立する面」をもちながら社会改革が国家レベルで遂行されたことを示した⁶。

寺崎昌男・戦時下教育研究会編(1987)は、総力戦下の教育におけるキーワードである「錬成」に着目し、こうした教育が子ども「人間形成」にとっていかなる意味をもつものであったかを「人的資源」や「『知』の再分配」という観点から検討した⁷。1930年代以降に誕生した各種「国策」の中で求められた科学的・合理的諸能力と、他方同時に進行した「国体明徴」以降の非合理的精神主義の要請とは不可分の関係な関係にあったこと、戦時下の高度国防国家において、「教育」は国家機構と国民生活の隅々に浸透することとなり、様々な人間諸能力を道徳的主体へと結実させるべく、国民の生活倫理の確立と生活再編が進められたことが示された。

大内(1995)は1920～1930年代に導入された近代的な教育科学に着目し、これらは1930年代の総力戦体制に当時の政府による合理的な教育計画や教育政策と結びつく形で発展し、たとえば教育改革の一環として、小学校・中等教育の構造の単線化・平等化が目指され近代の大衆化を安定的に組織化したシステム社会の幕開けとなったことを明らかにした⁸。大内の論稿では、小学校卒業後の児童生徒の教育機会を拡充した「青年学校」の先駆性や戦後教育改革との連続性が強調されたが、近年の研究動向から小学校ないしは国民学校(1941年以降)においても初等教育の機能・役割がこの時期に拡充していくことが確認できる。

(1)総力戦体制下における小学校の福祉的・社会的機能

東京都立教育研究所（1996）によれば、1930年代以降の「天皇制ファシズム」ともつながる「国体明徴」が東京市の教育行政にも反映されつつも、昭和恐慌等の深刻化によって「貧困」「欠食」「栄養失調」等の「要保護児童」の急増に応じて、こうした子どもへの教科書・学用品・生活品の給与を行う「東京市学齡児童就学奨励費補助規程」の制定、「欠食児童」や栄養上困難をもつ子どもへの給食の開始、職業指導・職業斡旋がなされた⁹。

新村（1990）は1930年代日本の学校給食政策の展開に焦点をあて、この時期に2回にわたって文部省訓令が出されることで、学校給食という学校福祉的なサービスが国家の積極的政策・事業として位置づけられたこと、1930年代から1940年代初頭にかけての約10年間に国民統合としての学校給食などの学校の福祉的機能の拡充が図られたことを示した¹⁰。

1937（昭和12）年の日中戦争前後には、国民精神総動員運動に対応した形で「東京市小学校教育方針」が示され、「国民精神を涵養し市民的教養を高むる」、「教科の本旨を徹底せしめ教育の実際化に努る」ことが挙げられ、とりわけ「体位の向上」が目指され、1939（昭和14）年からは、「児童健康指導所」や「児童保護園」が計画され地域別の体力調査や衛生教育の実際化が図られた¹¹。

これに関連して山本（1999）は、1937（昭和12）年に公布された身体検査規程を受けて「身体ノ養護鍛錬ヲ適切ニシ体位ノ向上ト健康ノ増進トヲ図ル」などの積極的な「体位の向上」が図られたことに着目した¹²。大正期までは個人的な健康改善のために身体検査が実施されていたが、昭和戦前期において、文部省をはじめとして国家が子どもの身体を個人としてではなく、国民の身体として捉える方向に変化し、学校児童が「第二の国民」として内部から訓育されていったことが明らかにされた。

1941（昭和16）年の国民学校令制定に伴い、受験準備の減少や児童の明朗化、体位の向上、小学校教育の完成が目指され、さらには「貧困・児童労働・不就学」の子どもへの教育的対を応実施していた「尋常夜学校」「水上小学校」がそれぞれ「国民夜学校」「水上国民学校」へと改組され、教育年限も延長される。

(2) 小学校の通常学級における「規律・訓練」「社会的選別・配分」機能の高まり

他方でこの時期の初等教育の拡充は、子どもの生活と発達の改善のみが目的に据えられるのではなく、「高度国防国家」構築や「人的資源」確保が主要な目的であったことを指摘する研究も少なくない。

たとえば小野（1999）は、1923（大正12）年に生じた関東大震災以後に開設された復興小学校とその教育方法・内容の変容に注目し、教育方法面では合科学習、劳作教育、作業教育など、新教育の影響を強く受けた実践が取り組まれていた一方で、教育内容面では統制色を強め、天皇崇拝に関してより具体的な遵守項目を示すようになったこと、国家の祝祭日、皇室の典礼、詔書発布の日、戦争記念日などの国家的儀式が重視されたことを指摘した¹³。

木村（1990）は、都市部において深刻化を極めていた「中学校受験地獄」の教育状況を「正常化」するために尋常小学校においても「職業指導」が導入されたことを指摘し、各小学校では、科学的な「個性調査」を通して中学校、高等女学校、高等小学校、就職の進路別にクラスが編制されるなど、子どもの学力や家庭の経済状況に基づく「社会的選別・配分機能」が拡充されたことを示した¹⁴。

高瀬（1998）は戦間期における少年職業紹介所の制度化過程の検討を実施しているが、1920年代後半において小学校での職業指導と職業紹介所が行う職業斡旋との調整に大きな課題が生じ、適性検査の結果が職業斡旋にそのまま用いられるなど「適材適所主

義」に偏っていったこと、1933（昭和 8）年に定められた「大都市就職希望少年職業紹介連絡要綱」では統一的システムの構築が図られ、その一環において「適性」に基づく就職斡旋が促進されたことを示した¹⁵。

1930年代においては優生思想と教育制度・政策の変容との関連性についての言及も見られる。高木（1993）は、もともと多様な意味合いを有していた優生思想が「満州事変」以降に「人的資源」確保が戦争遂行のために必要とされるようになると「人種改良論」の側面が肥大化されていき、そのプロセスのなかで「素質」の優劣で人間の価値をはかろうとする優生思想に則った人間観が学校教育にも反映されていったことを示した¹⁶。

小川（2006）は、日本民族衛生学会における優生学の主張を概観したうえで、20世紀初頭に日本に導入された知能検査が、「特殊教育」や「社会調査」へと導入される過程を概観し、知能検査が判定・選別の過程に与えた影響について考察している。小川によれば、個々の「特殊児童」を仔細に観察し検査することで、個々人に対して出来るだけ適した処遇や環境の提供を促す一方で、「科学的」方法によって得られた判定結果が、その「科学性」ゆえに固定化され、社会防衛の対象となる側面が指摘された¹⁷。

このように 1930年代以降は大正期までに実施されてきた教育救済事業の成果を引き継いで、尋常小学校においても学用品・生活品の給貸与や授業料無償化、学校給食の導入、健康ケアの促進がなされるが、総力戦・戦時総動員の要請から「国民の体位」向上が強調され、国家主導による職業の選別と配分が促進された。

すなわち昭和戦前期においては、国家総力戦に要請されるシステムティックな人材養成計画が反映され、子どもの実態に応じた教育という側面を残しつつも、小学校の通常学級内において「社会的選別・配分機能」「規律・訓練」という側面が強くなっていったといえる。

(2)「尋常夜学校(夜間小学校)」「水上学校」による教育的対応の展開

川向(1973)は1930年代以降の経済恐慌による失業者の増加や児童労働の激化、中途退学・不就学の顕在化によって尋常夜学校の設置数、児童数ともに増加したこと、在日朝鮮人の就学児童増加に伴う教育対応がなされ日本語を特別に教授する特別学級が開設されたことを示した。国家総動員・総力戦体制下において尋常夜学校の設置促進がなされたが、尋常夜学校の絶対数は不足し、夜学校への就学督促などの積極的な措置はなされず、日常生活倫理を媒介とした「皇民化教育」が促進されたことも指摘されている¹⁸。

石井(1992)は1930年代以降の小学校における「欠食児童」の増加、夜学校における出席率の低下、中途退学・不就学児童数の増加が顕在化し、霊岸小学校附設の夜学校では「ワカメ」売りなどの行商をさせて収入を得させるなどの生活改善の取り組みがなされていたこと、1935(昭和10)年の東京市立尋常夜学校校長会では、「未就学児童・学齢超過者」の就学督励策や「尋常夜学校への入学勧誘及び出席方法」、「尋常夜学校の学科課程表及び教科書の改善」、「尋常夜学校教員研究会の興隆」が議論され、教育方法の実際化・生活化が図られていたことを示した¹⁹。

また旧市内のスラム・クリアランスが進展した一方で、新市内に新しいスラムが形成され、板橋区内のスラムを学区とする板橋第三小学校では在籍児童の実態に応じて、無料の入浴施設の開放、学習困難児に対する「特別学級」の設置、欠食児童の給食を実施するなど、多様な教育的対応・配慮が実施されていたことが示された。

東京都立教育研究所(1997)によれば、1940(昭和15)年には尋常夜学校は81校まで増加し、1941(昭和16)年の国民学校令制定に伴い、「小学校に類する各種学校」であった尋常夜学校は「国民学校に類する各種学校」となり、1942(昭和17)年には「国民夜学校」へと改組される。また同時期に制定された「東京市国

民夜学校学則」によれば国民夜学校では、これまでの3ヵ年という簡易な学習期限が、8ヶ年まで延長され、授業時数は3時間から4時間に延長されるなど、昼間の「国民学校」の教育課程との共通性が強調されたことが指摘された²⁰。

水野（2003）によれば、昭和戦前期において1929（昭和4）年の東京市社会局による「水上生活者に関する調査」、神戸市社会課による「神戸港内に於ける舢乗組員並に其の家族の生活状態調査」（1929年）、大阪市社会部による「水上生活者の生活と労働」（1930年）等の水上生活者の実態調査が実施され、水上児童の多くが不就学であったことが明らかにされた²¹。

東京市では東京水上尋常小学校が1930（昭和5）年に水上協会経営の私立小学校として京橋区月島に開校し、生徒数の増加に伴う資金難から1940（昭和15）年に東京市に移管され、「小学校に類する各種学校」となった。1941（昭和16）年には東京市水上国民小学校と名称が変更され、「寮と学校とを相関一如の修練道場とな」すこと、「皇国民の練成をなす」ことが謳われたが、子どもの生活実態に応じた教育を実施し水上生活児童の就学率向上に貢献した²²。

このようにして昭和戦前期以降も、尋常小学校とは別種の教育課程をもつ「尋常夜学校（夜間小学校）」「水上小学校」は増設され、「貧困・児童労働・不就学」の子どもへの初等教育の普及に貢献しており、1941（昭和16）年の国民学校令制定以降は「国民学校に類する各種学校」として「国民学校」の一部に位置づけられた。他方でこの時期の「貧困・児童労働・不就学」の子どもへの教育的対応は尋常小学校や「国民学校」とは別種の初等教育機関で実施されており、総力戦・戦時総動員によって要請される労働力・兵力向上の一環としても捉えられる。

2.2 国民学校制度の成立と「特別な教育的対応・配慮」

1941（昭和16）年の「国民学校令」によって、これまでの尋常

小学校は「国民学校（初等科）」へと改組されるが、近年の教育史研究の成果によると、こうした国民学校の形成過程は、第一次世界大戦以後の「知育偏重」を主とする近代学校に対する批判運動の制度化のプロセスであったことが示されている。

「国民学校令」制定にあたっては、1930年代の総力戦体制下において総力戦遂行に必要な国民統合・社会統合を図る側面がある一方で、大正期までに初等教育普及・拡充とともに取り組まれた「特別な教育的対応・配慮」との連続性・関係性にも着目する必要がある。

海老原（1972）は1930年代以降に「国体」イデオロギーの再構築が目指されてはいたが、国内的には総力戦体制・高度国防国家の整備が企図され、重化学工業化の促進のために労働力の質的向上が求められたために、学制改革と教学刷新が目指されたことを示した²³。1937（昭和12）年に開始された教育審議会によって、尋常小学校の義務教育年限の更なる2年延長、教科目の「総合化」、これまでの「教授・訓練・養護」を統合した「錬成」の導入が提起され、既存の教育課程と教育内容が大幅に改変されたことが明らかにされている。

他方平原（1971）は、「国民学校令」は国家独占的・強制教育が企図された反面で、義務教育年限の延長や教育機会の拡大が法制度上示されたことが特徴的であるとして、とりわけ「就学義務の猶予・免除規定の改正」「障害児のための特別の学級・学校」設置が規定されたことを重要視している²⁴。

すなわち、「国民学校令」第9条では就学義務の猶予・免除規定において、児童の保護者が「貧窮」のため児童を就学させることができない場合に猶予・免除の対象たり得るという従来の考え方が改められ、省令の「国民学校令施行規則」第53条では、「国民学校ニ於テハ身体虚弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ為ニ特ニ学級又ハ学校ヲ編制スルコトヲ得」と記載され、「身体虚弱」「精神薄弱」など

の障害をもつ子どもへの特別な学級・学校の設置が認められた。

また学校衛生と身体虚弱児の養護学級の展開について検討した杉浦（1978）は、総力戦体制による要請と人的資源の確保のために国家レベルで虚弱児童を中心とした「要保護児童」の教育施設・対応の拡充が実施され、教育審議会の答申である「国民学校ニ関スル要綱」において「精神又ハ身体ノ故障アル児童ニ付特別ノ教育施設並ニ之ガ助成方法ヲ講ズルヤウ考慮シ、特ニ盲聾啞教育ハ国民学校ニ準ジ速ニ之ヲ義務教育トスルコト」の記載や、国民学校令第9条に記載される「身心一体ノ訓練ヲ重視シテ児童ノ養護、鍛錬ニ関スル施設及制度ヲ整備拡充」に結実したことを示した²⁵。

大内（1997）は1941（昭和16）年の国民学校令の制定によって、「教科の統合化」「理数科教育の発展」「義務教育の徹底化と延長」など近代的・合理的な教育が制度化されたことを示し、こうした国民学校の制度化におけるプロセスのなかで、1937（昭和12）年に成立した「教育科学研究会」の思想的影響が大きかったことを示した²⁶。

「教育科学研究会」には、城戸幡太郎などの当代を代表する教育科学者を始めとして、昭和研究会、教育運動家、社会運動家などの多様な立場の研究者・運動家・実践家が参加し、国民の立場に立った教育機会の拡大や充実を主張していたことも明らかにされた。

高橋・清水（1998）、高橋（1999）は、1930年代において、城戸幡太郎や「教育科学研究会」を始めとして、教育・社会事業・医学・心理学などの諸分野で「特殊教育」や「特殊児童」保護の制度構想の作成や改革運動が着手されたことを明らかにした²⁷。

「精神薄弱」や肢体不自由の教育保護問題に関しては、就学猶予・免除規定改正、独自の教育・保護法制定、学校・保護施設の拡充・整備などが、多領域における民間教育団体によって追求され、政策側としても総力戦体制の確立・強化の一環としての社会

的弱者を含めた国民統合という観点から、兵力・労働力の保全や国民の体力向上のための近代的な社会政策・保護立法が不可欠であるために、障害児教育保護の改革要求に対しても一定の譲歩が示された。

またこうした政策的譲歩は、1941（昭和 16）年の「国民学校令」で「身体虚弱・精神薄弱・弱視・難聴・吃音・肢体不自由等」の障害児を対象とする養護学級・養護学校の編制とその基準が認められ、さらに中学校・高等女学校にも身体虚弱・肢体不自由等を対象とする養護学級編制とその基準が規定されたことから伺えることが指摘された。一方でこうした「国民学校令」で規定された障害児教育保護は実質的な教育保障となりえず、総力戦体制の要請として明らかな身体虚弱児の「養護学級」増設に留まったことも指摘されている。

三井（2012）は、1941（昭和 16）年の国民学校令制定に伴って、子どもの衛生管理のみならず、教育的観点から子どもの養護や衛生的ケアを徹底する「養護訓導」制度に着目した²⁸。1942（昭和 17）年の文部省訓令第 17 号「養護訓導執務要項」では、養護訓導は「児童ノ衛生養護ヲ完フシ体位ノ向上ヲ図ル」として児童の養護に専念する訓導として定められ、またその職務内容としては身体検査や学校設備による衛生、学校給食の実施、健康相談、疾病予防、救急看護、学校歯科、要養護児の特別養護などの実施が挙げられ、この時期の衛生的ケアを一手に担う役割として制度化されたことが示された。

清水（2018）は 1941（昭和 16）年の「国民学校令」制定に伴って、全国の養護学級の数は「四一年に一四一二学級、四四年には二四八六学級へと増加」した一方で、それらの養護学級の多くは「身体虚弱」児童を対象としており、行政側の「精神薄弱」児教育の軽視によって「精神薄弱」児を対象とした特別学級は少なくなり、1945（昭和 20）年には戦局の悪化も重なって「教育はほとんど閉塞状態に陥った」ことを示した²⁹。

他方で清水は、戦時下の「精神薄弱児」のための「大阪市立思斉国民学校」と肢体不自由児のための「東京都立光明国民学校」の集団疎開や教育実践の実態を詳細に明らかにし、「いずれも学習の主体である障害がある児童・生徒に対する子ども観・教育観」、「学校教育としての理念・教育実践の性格・内容が、子ども一人ひとりを人間として尊重し、それぞれの障害・発達の状態や個性にそくして行おう」としていたこと、加えて「疎開に関する行政側の理解と援助がほとんどなく、実質的には学校側の責任と努力によって実施している」ことを示し、行政による援助が打ち切られた後も子どもの生活と発達の困難に応じた教育が継続されていたことを明らかにした。

このように1941（昭和16）年の「国民学校令」では就学猶予・免除の改正や障害・疾病をもつ子どもへの特別な学級・学校の設置などに示される教育機会の拡充が制度化され、これまでの「知育偏重」の近代教育を克服するものであったことが示されたが、こうした教育課程・内容の再編成がなされる背景としては、総力戦・戦時総動員によって要請される側面と教育科学運動の要求・実践にみられる子どもの生活や発達の改善という異なる二つの側面が複雑に影響し合っていたものと見ることができる。

こうして成立した「国民学校」制度の歴史的意義を明確にするためには、1930年代後半の尋常小学校ないしは「国民学校」の福祉的・社会的機能や障害・疾病に応じた特別な学級や学校による取り組みが、多様な生活と発達の困難を有する子どもにとってどのような意味を有したかを検討することが不可欠な作業となる。

2.3 子どもの困難・障害・疾病に応じた「特別学級」編制の拡充

(1) 子どもの生活と発達の困難に応じた特別学級編制の展開

1920年代の東京市では林町小・太平小の特別学級の成果を踏まえて、18校の小学校に特別学級が新設されるが、こうした特別学級では過大学級・二部教授等の劣悪な教育環境、家庭貧困、身体

健康上の問題のために学業不振に陥ってしまう児童への教育救済策として、彼らの学業・知能・健康状態の科学的把握と個別的な教育的対応が実施されてきた。

窪島（1971）は大正期に登場した児童中心主義的な学習困難児への教育的対応が、昭和戦前期を迎えるとともに国家主義的教育観に急速に傾斜していくこと、子どもの発達それ自身の価値に基づくものではなく、国家の価値として人的資源獲得の観点、社会防衛的な観点、民族優生学の観点から子どもが選り分けれるようになることを示しており、特別学級における教育的対応も変質することが示唆された³⁰。

大井（1971）は戦時下の障害児教育の状況について検討しており、戦時体制が強まる1939（昭和14）年に大阪市視学・鈴木治太郎による「学業不振児、身体欠陥児の調査」実施、「クリュッペルハイム東星学園」の開設、1940（昭和15）年に大阪市立相談所内の「大阪市立思斉学校」の開設、1941（昭和16）年の「国民学校令」による既設の特別学級・学校の認可など多様な教育改善事業が実施されていたことを示しつつも、戦争の激化によってこうした事業が一挙に廃止となったことを示した³¹。

高橋・荒川（1987）は、奈良女子高等師範学校附属小学校特別学級の展開過程・実態の分析や、附小の影響を受けた他の特別学級との比較検討を行った結果、1920年代後半から1930年代にかけては、従来の学力・身体検査や家庭状況の調査に加えて知能測定・精神神経学的検査の実施、教育対象の明確化が図られたこと、国家主義的適材・適所論と社会防衛的観点からの職業的自立にそのその教育目的とされたことによって、新教育理論の影響を受けた特別学級の取り組みが「特殊教育」のそれへと質的に転換していったことを示した³²。

平田（1993）は1920年代以降の「精神薄弱」児教育の取り組みが「科学的」であり「教育的」であろうとして、医学的・心理学的認識を摂取していくことによって、逆に「教育の論理」（教

育学的認識)を喪失しつつも、子どもの実態に応じて「生活訓練の徹底」「感覚的方面の鍛錬」「職業的核心作業の樹立」を中心とした教育実践が発展していたことを示した³³。

以上の先行研究により、1930年代以降には国家総力戦体制によって要請される人的資源論・労働力育成という点から、明治・大正期に実施されてきた通常教育内における「特別な教育的対応・配慮」が、通常教育とは異なる教育課程・内容に基づいて、「分化」「分離」した場で実施されてきたものと捉えられてきたが、明治・大正期においてなされていた上記の「特別な教育的対応・配慮」はどのように継承もしくは変容していくかについては十分な検討がなされてこなかったといえる。

1930年代以降を対象とした特別学級史研究では、新興教育運動などの教育運動史との関連性から検討した研究が継続的になされており、そこでは子どもの生活と発達に応じた教育が目指されていたことがうかがえる。

藤本(1971)は新興教育運動に従事し、東京市内の明治小学校の特別学級を担当した本庄陸男に注目し、本庄は特別学級の在籍児童は「大体において、下層貧民階級の中から生まれる」子どもであると捉え、家庭・生活慣行の改善を踏まえた「のびのび生活できる場」を提供することで、子どもの権利保障に努めたことを示した³⁴。

また山田(1976)も本庄陸男の取り組みを評価し、本庄が担当した学級に在籍する子どもの多くは学習困難や「栄養失調」、「発育不完全」などの困難を抱えていたことから、明治小学校で実施されていた能力別学級に満足せず「児童の個人的考察」「個人差に応ずる教育」の徹底を行っていたことを示したが、こうした新興教育運動によって促進された特別学級での実践は戦時期に近づくとつれて衰退することも示唆された³⁵。

峰島(1985)は、東京市の特別学級の多くは行政主導で開設されつつも、特別学級担当者・関係者による特別学級設置の要求も

出され、成績不良児の個性に応じた教育が実施されるなど、通常学級から排除・隔離された場としてではなく、「学力向上のために最も手厚い教育をする場」として位置付けられていたことを示した³⁶。

戸崎（1992）は、1920年代に開設された大阪市児童相談所に附設された「学園」では40名程度の「精神薄弱」児に対して、生活体験学習と感覚訓練を重視した教育が実施され、健康・日常生活・職業・徳育の多分野にわたって総合的な教育的対応が実施されていたことを明らかにした。こうした取り組みは、大阪市児童相談所が短命で廃止された後の小学校特別学級編制の促進や1940（昭和15）年に開設される大阪市立思斉学校に引き継がれたことも示されている³⁷。

高橋（1993）は1931（昭和6）年の文部省主催「精神薄弱児童養護施設講習会」と、そこでの研究協議会によってまとめられた「精神薄弱児童教育養護施設方案」において、これまでの「劣等児」とは異なる「精神薄弱」の判別基準が明確に打ち出されたこと、東京市に多数開設された小学校特別学級や大阪市中大江尋常小学校特別学級の事例、奈良県桜井尋常高等小学校「劣等児」学級の取り組みにおいて、比較的障害の重い子どもへの身体鍛錬・生活訓練・作業がなされたことを示し、こうした取り組みは子ども「発達可能性、社会性、自然性、自発性」などを見据えた質の高い教育実践であったことを明らかにした³⁸。

富岡（1994）によれば大正期の東京市では、多くの特別学級で家庭貧困、栄養失調、健康問題、非行等の多様な困難を持つ子どもへの教育対応を実施していたが、昭和期に入ると知能指数69以下の「精神薄弱児」（もしくは「低能児」）が増加し、その分「普通児」が減少する実態に着目し、特別学級関係者によって結成された「補助学級特別調査委員会」（旧・補助学級研究科）では「特別学級経営ノ組織化ニ関スル」草案を作成し東京市へ陳情した。この草案では、従来の特別学級を知能指数69以下の「精神薄弱

児」を収容する「補助学級」と 70 以上の「劣等児・普通児」を収容する「促進学級」に分け、収容児童の実態に応じた教育的対応が目指された³⁹。

1935（昭和 10）年には、特別学級特別調査委員会によって示された教育課程が、従前の「教授・訓練・養護」から「日常生活・教科・職業」へと変容し、関口台町小学校の特別学級では既存の教科目を丁寧に教えるだけでなく、「身体の保健」「日常生活の訓練」「道徳的態度の養成」「職業的な準備」などの子どもの生活改善も目指され、知的教科だけでなく技能科目も強調し職業自立の促進を図っていたことも示された。

東京都立教育研究所（1997）は、1937（昭和 12）年の教育審議会の議論や 1941（昭和 16）の国民学校令制定の機運のなかで東京市は就学率のさらなる向上のために、「都市特有の環境に蝕まれて、児童の心身の種々の欠陥」に応じた特別な学級・学校のいっそうの開設が議論されていることを示した⁴⁰。たとえば特別学級教師の喜田正春は日本精神衛生協会や東京帝国大学医学部脳研究室と連携して、特別な教育を必要とする「精神薄弱児」の実態を把握し、不就学児童の約 40%が「精神薄弱」であること、就学児童のうち約 2 万人以上が治療・保護・特殊施設などの特別な対応が必要であることを明らかにした。

高橋・前田・石川（2010）は、学力・人格・健康・生活面において多様な困難・ニーズを有する子どもへの「特別な教育的配慮」を行っていた大阪市特別学級が 1930 年代以降は次第に促進学級と知的障害の特別学級の 2 系統に分化していくこと、1938（昭和 13）年に大阪市教育部によって実施された「学業不振児調査」の結果から特別学級でも対応が難しいと予想される児童が多数存在することが明らかにされ、大阪市立児童教育相談所と日本で最初の「公立知的障害特別学校」である大阪市立思斉学校が開設されたことを示した⁴¹。思斉学校では「児童・生徒の活動性を尊重する」「個性に適應した指導を行う」などの個に応じた教育的対

応、生活指導・職業指導に重点が置かれていたことも明らかにされた。

また 1930 年代以降を対象とした特別学級史研究においては、東京高等師範学校附属小学校に開設された第五部（特別学級）の担任であった長沼幸一、横山（後藤）綾子による知的障害もつ子どもへの教育的対応について着目した研究も少なくない。

山田（1987）は附属小学校第五部に在籍する子どもの障害が重度化した理由として（知能指数が 30～40 級で病理性の重度のものまで在籍していた）、①長沼幸一が第五部担当となったときに入級判定方針が大きく変わったこと、②東京市の特別学級の増設と定着が進行するなかで、学業不振児とは異なる「精神薄弱」児の問題が顕在化し、実際にこうした障害の重い子どもへの教育実践が求められていたことを指摘した⁴²。それとの関係で第五部の低学年を担当した横山（後藤）綾子は生活教育を強調し社会性の啓培に努め、子どもの家族や卒業後の生活を支え続けたことも示されている。

戸崎（2000）は第五部上級を担当した長沼幸一の教育実践に着目し、長沼は「精神薄弱」を知能検査による数量的な程度の差異として捉える見方を排して、質的差異に応じた「精神薄弱」独自の教育内容・方法を訴えるとともに、「精神薄弱」児を「社会的無能力者」として捉える見方に強く反発し、「精神薄弱」児の教育が「教育の普遍性（本質）」を体現するものと捉えたことを示した⁴³。他方で長沼は、戦時体制という時局の中で「皇民練成」という天皇制ファシズム教育の目的を絶対的価値として捉え、「精神薄弱」児教育の取り組みが「分と能」に応じた「小さき分担」をいかに担いうるかという課題意識のもとで進められたとして、長沼の教育実践の歴史的意義については限定的に評価されている。

以上の検討から、大正期までに都市部で貧困・児童労働・健康問題・非行等の多様な困難に応じた教育的対応を実施していた初

等教育機関や小学校特別学級では、昭和戦前期とりわけ 1930 年代にはごく一部であるが知的障害児を受け入れ、子どもの生活と発達に応じた「教育的対応・配慮」が促進されたといえる。

もちろん昭和戦前期において特別学級でなされた取り組みは、健康や日常生活の改善、感覚訓練、職業的な準備など、通常教育とは異なる教育課程・教育内容のもとで営まれ、通常学級とは一定の距離をもって展開していったものではあったが、「貧困・疾病・健康問題・障害」等の多様な生活と発達の困難に応じるものであったという点では、明治・大正期で実施された「特別な教育的対応・配慮」と連続性・関連性を有するものであったといえる。

(2) 疾病・障害に応じた特別な学級・学校の開設

長谷川（1992、1995）が明らかにしたように、大正期以降には内務省・文部省による学校衛生促進に関する施策に加えて、各都市における学校医配置の促進、身体検査の実施と適切な運動・体育の実施、新教育における疾病・健康問題への注目、小学校長団などの欧米教育視察実施、「オープンエア・スクール・クラス（Open-air School・Class）」の紹介などの「新しい」教育方法の導入によって尋常小学校における学校衛生・衛生教育が促進され、その一環として「開放学校（養護学校・露天学校・臨海学校・林間学校・外気学校）」「身体虚弱児特別学級（養護学級・開放学級）」「フェリエンコロニー（休暇聚落）」が各小学校で開設された⁴⁴。

昭和戦前期以降は総力戦体制に伴う「健民健兵政策」の一環として、身体虚弱児童の「養護学級」が急増する。1941（昭和 16）年には「身体虚弱その他身体に異常ある児童をもって編制する養護学級」に対して政府から補助金が拠出されることもあって各府県が積極的に養護学級の開設に乗り出し、1932（昭和 7）年度には全国 87 学級設置に留まっていたが、1934（昭和 9）年度には 146 学級、1940（昭和 15）年度は 1203 学級と増加の一途を辿った。

杉浦（1978）は 1930 年代の山形県内小学校 3 校の身体虚弱児養護学級（山形三小、山形四小など）の教育実践を明らかにし、①就学時の身体検査を通して新 1 年生を対象とした養護学級を編制したこと、②同一学年の児童を集めた単式編制であったこと、③3 年間継続を原則としたこと、④対象児童を虚弱児・栄養不良児・体格不良児など身体的障害児に限定していたことを指摘し、太陽燈照射や栄養補給、皮膚鍛錬、衛生習慣の定着（歯磨き、うがい、洗面、洗足、先手など）、学習負担軽減などの学科目の工夫、身体計測・健康相談の実施などの生活改善につながる配慮を実施していたことを示した⁴⁵。

山田（1983）は昭和戦前期において「学校教育分野での障害児の教育的保護を全障害領域にわたってつくりだす」取り組みがなされ、多様な学習困難をもつ子どもの特別学級では、在籍児童の貧困・疾病・健康問題や知能指数に応じた教育的対応が進められたこと、さらには尋常小学校在籍児童に対する各種調査を通して身体虚弱児童のための「養護学級」だけでなく、「吃音学級」や「弱視学級」、「難聴学級」、肢体不自由児のための特別学校などの疾病・障害に応じた学級・学校が開設されたことを明らかにした⁴⁶。

小林（1984、1985）は、眼科医師会の主導によってなされた東京市内の小学校在籍児童を対象とした弱視児童調査を通して、弱視児童に関しては従来の盲教育には適せず、残存している視力の利用をするなどの特別な医療・教育支援が必要となることが示されたことで、特別な学級の必要性が東京市に建議され、1933（昭和 8）年に南山小学校「弱視学級」（のちに視力保存学級）が開設されたことを明らかにした⁴⁷。

南山小学校「弱視学級」では、学習困難の児童の「視力ヲ保存」、視力過労を少なくした教育対応、「充分ナ眼ノ衛生」、「失明ヲ予防スルヨウナ職業指導」がなされており、「現存する視力を大事に使いながら視力障害によって派生する精神的なあるいは性格上のゆがみを正すことに主眼が置かれ」、「教室の照明」や「教書

の文字の大きさや字体」、「学習机の傾斜や高さ」の改善が図られたことを示した。

「弱視学級」担任の尾上圓太郎は、弱視児童が通常学級に在籍することで学習上の困難、それによる劣等感、ストレスによる「頭痛、倦怠」を常に経験していることに言及し、こうした子どもにとって「弱視学級」は劣等感やストレスから逃れることのできる「安息所」「慰安所」であったことも指摘している。

海外の情報や聴力測定器・補聴器の輸入により難聴児童への教育的対応も試みられ、1934（昭和 9）年に小石川区礫川小学校に難聴学級が開設され、翌 1935（昭和 10）年に同区明化小学校にも設けられたが、こうした難聴学級の児童実態や教育実践に関してはほとんど明らかにされていない。

中村（1985）は 1930 年以降に東京市によって実施された「不具児童」調査を通して、尋常小学校に在籍し、「体操」が免除される子どもの教育実態が明らかになるなかで、「脊髄性小児まひや脳性まひ、カリエス」などの障害をも子どもに対して、「手術後の後療法、マッサージなどのできる設備を備えた施設が構想され」、東京帝国大学の整形外科医・高木憲次の尽力によって、1932（昭和 7）年に公立初の肢体不自由児学校である東京市立光明学校の開設につながったことを指摘した⁴⁸。

村田（1997）は大正期以降の学校衛生の促進や身体虚弱児の「養護学級」の開設を通して、発見された体操免除児の多くが単なる身体虚弱児ではなく下肢の運動に困難をもつ肢体不自由児であったこと、この時期に導入された欧米の新教育理論において肢体不自由児教育法が注目されていたことが、東京市立光明学校などの肢体不自由児学校開設に大きな影響を与えたことを明らかにした⁴⁹。

さらに東京市立光明学校の教育理念の解明がなされ、人的資源の確保という観点のみならず、個性尊重・児童中心の新教育の理念とともに、身体虚弱児としての肢体不自由児に対する養護とい

う考え方が強く表れ、「児童研究室」を設けて昼食後の休養の時間（自由時間）に学習を促し、生活科を特設して児童を取り巻く家庭・学校・社会の全生活にわたる指導を実施していたことが示された。

また職業科として「適性指導」が導入され、精神機能、学業成績、身体状況、家庭調査、児童の興味などの調査によって適性を発見し、優秀学科の特別指導、各学科目の職業的取扱い、疾患部治療がなされるなど、肢体不自由の治療・リハビリテーションだけでなく子どもの生活や発達を促す取り組みが実施されていたことが示唆された。

東京都立教育研究所（1997）によれば、東京市立光明学校は1939（昭和14）年に新区域である世田谷区に新校舎が建築され（旧校舎は麻布区分教場として利用される）、1941（昭和16）年の国民学校令で認定学校として「東京市光明国民学校」と改組され、「生活科」が新しく特設されるなど、生活指導を中心として子どもの実態に応じた教育が実施されたことが示された。

松本（2005）は、満州事変・日中戦争など軍国主義的風潮が強まるなかでも、光明学校では光線療法、機械装用法、マッサージ、玩具治療、矯正牽引療法、矯正運動、レントゲン療法などの非観血的治療・理学的療法の実施や「児童調査」「適性指導」「児童研究室」などの児童中心・個性尊重の取り組みが先駆的に実施され、子どもの実態に応じた教育的対応がなされてことを明らかにしている⁵⁰。

小松（1990）は、戦時中に「五体満足の男子」の多くが戦争や勤労に動員されたために、有名校・進学校である九段中学校に「肢体不自由者による学問保存の目的で養護学級」が開設されたことを明らかにした⁵¹。

以上の議論から昭和戦前期において、とりわけ東京市に開設された多様な学習困難をもつ子どもの「特別学級」を始めとして、身体虚弱児の「養護学級」や「弱視学級」「難聴学級」「肢体不自

由児」学校などで実施された取り組みは、通常学級に在籍する児童の教育的困難に応じるものとして開始・発展してきたものの、通常教育とは異なる教育課程・教育内容、教育の場において営まれていたことも明らかにされた。

一方で、通常学級とは一定の距離をとりながらも、そこでの教育的対応は最新の海外情報や医療設備、個性尊重に基づく教育方法を大きく反映させながら、子どもの障害・生活・発達に応じた教育的対応を実施するものであり、明治・大正期でなされたきた子どもの実態に応じた教育的対応を引き継ぐ形で発展してきたものと捉えられる。

以上の検討から、明治・大正期の初等教育の成立・普及とともに取り組まれた「特別な教育的対応・配慮」の特徴は、明治期において多様な初等教育機関（私立小学校、小学簡易科、夜学校、特殊小学校等）によって取り組まれた当時の子どもの生活と発達の困難に応じた「特別な教育的対応・配慮」が、大正期以降には公立尋常小学校の福祉的機能の拡充や多様な学習困難をもつ子どもの特別学級編制等に引き継がれていったこと、そこでは通常教育の枠組みのなかで、「貧困・児童労働・疾病・非行」等の多様な教育的困難をもつ子どもの教育的対応がなされていたことであると指摘できる。

今後は、総力戦体制下におけるこうした「特別な教育的対応・配慮」を丁寧に明らかにすることが当面の課題となる。

註・引用

-
- 1 土方苑子（2002）前掲16）、pp.188-189。
 - 2 久保義造（1969）『日本ファシズム教育政策史』明治図書。安川寿之輔（1986）『十五年戦争と教育』新日本出版社など。
 - 3 木村元（1995）教育の歴史社会学について—私の教育史研究の課題との関連で—、『教育社会学研究』第57集、pp.96-99。木村元編著（2005）『人口と教育の動態史—1930年代の教育と社会—』多賀出版。

-
- 4 長浜功（1985）『国民学校の研究—皇民化教育の実証的解明—』明石書店。戸田金一（1993）『昭和戦争期の国民学校』吉川弘文館など。
 - 5 鍾家新（1998）『日本型福祉国家の形成と「十五年戦争」』ミネルヴァ書房。
 - 6 高岡裕之（2011）『総力戦体制と「福祉国家」—戦時期日本の「社会改革」構想—』岩波書店。
 - 7 寺崎昌男・戦時下教育研究会編（1987）『総力戦体制と教育—皇国民「錬成」の理念と実践—』東京大学出版会。
 - 8 大内裕和（1995）教育における戦前・戦時・戦後—阿部重孝の思想と行動—、山之内靖・ヴィクター・コシュマン・成田龍一編著『総力戦と現代化』柏書房。
 - 9 東京都立教育研究所（1996）『東京都教育史通史編三』、pp.549-566。
 - 10 新村洋史（1990）学習権保障と教育福祉問題—1930年代の文部省訓令を中心に—、『中京女子大学紀要』第24号、pp.65-78。
 - 11 東京都立教育研究所（1997）『東京都教育史通史編四』、pp.11-36。
 - 12 山本拓司（1999）国民化と学校身体検査、『大原社会問題研究所雑誌』第488号、pp.30-43。
 - 13 小野雅章（1990）関東大震災後における学校教育の変容過程—1930年代中頃までの東京市を事例として—、『日本大学文理学部人文科学研究所 研究紀要』第58号、pp.157-171。
 - 14 木村元（1990）近代日本義務制小学校における社会的機能の新展開—『職業指導』の導入に注目して—、牧征名編著『公教育制度の史的形成』梓出版、pp.89-120。
 - 15 高瀬雅弘（1998）戦間期日本における少年職業紹介の制度化過程—「大都市就職希望少年職業紹介」の形成—、『東京大学大学院教育学研究科紀要』第38号、pp.179-186。
 - 16 高木雅史（1993）戦前日本における優生思想の展開と能力観・教育観—産児制限および人口政策との関係を中心に—、『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』第40巻1号、pp.41-52。
 - 17 小川崇（2006）優生学と教育の接近、『京都大学生涯教育学・図書館情報学研究』第5号、pp.37-54。
 - 18 川向秀武（1973）東京における夜間小学校の成立と展開、『東京都立大学人文学部人文学報』第93号、pp.37-116。
 - 19 石井昭示（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』明石書店、pp.163-191。
 - 20 東京都立教育研究所（1997）『東京都教育史 通史編四』、pp.33-35。
 - 21 水野真知子（2003）水上生活者の子どもと地域の学校、千葉昌弘・梅村佳代編著『地域の教育の歴史』川島書店、pp.113-141。
 - 22 東京都立教育研究所（1997）『東京都教育史 通史編四』、pp.35-36。
 - 23 海老原治善（1974）「国民学校」の成立過程と教育内容政策、『季刊 国民教育』第7号、pp.83-92。
 - 24 平原春好（1971）教育法研究ノート（1）—小学校令と国民学校令との間—、『東京大学教育学部紀要』第11号、pp.143-153。
 - 25 杉浦守邦（1978）『山形県特殊教育史 精薄・虚弱』大風印刷会。

-
- 26 大内裕和（1995）隠蔽された記憶—国民学校の〈近代〉—、『現代思想』第23巻1号、pp.234-254。
- 27 ①高橋智・清水寛（1998）『城戸幡太郎と日本の障害者教育科学』多賀出版。②高橋智（1999）1930年代の特殊教育の近代化構想—教育科学研究運動の精神薄弱教育・保護改革構想を中心に—、『転換期の障害児教育①〈特別なニーズ教育と学校改革〉』三友社出版株式会社。
- 28 三井登（2012）養護訓導の制度化に関する試論、『帯広大谷短期大学紀要』49号、pp.51-62。
- 29 清水寛（2018）『太平洋戦争下の全国の障害児学校—被害と翼賛—』新日本出版社。
- 30 窪島務（1971）昭和ファシズム期における精神薄弱教育観について、『精神薄弱児研究』第153号、pp.42-61。
- 31 大井清吉（1971）第二次大戦下におけるわが国の特殊教育について—精神薄弱児教育を中心に—、『東京学芸大学紀要（第一部門）』第22集、pp.83-104。
- 32 高橋智・荒川智（1987）大正新教育と障害児教育の関係と構造—奈良女子高師附小を事例として—、『季刊障害者問題研究』第48号、pp.55-66。
- 33 平田勝政（1993）戦前の教育実践分野における「精神薄弱」概念の歴史的研究Ⅰ（下）—東京高師附小「特別学級」歴代担任教師の検討を中心に—、『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第45号、pp.153-167。
- 34 藤本文朗（1971）新興教育（本庄陸男を中心に）と障害児教育との関係についての研究ノート、『精神薄弱問題史研究紀要』第9号、pp.13-26。
- 35 山田康彦（1976）本庄陸男における「精神薄弱」児の教育権の平等思想についての研究、『精神薄弱問題史研究紀要』第19号、pp.29-40。
- 36 峰島厚（1985）東京市補助学級と国民学校令施行規則の制定、津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司編著『障害者教育史—社会問題としてたどる外国と日本の通史—』川島書店、pp.240-246。
- 37 戸崎敬子（1992）大阪市立児童相談所と付設「学園」の成立と展開、『特殊教育学研究』第30巻1号、pp.37-36。
- 38 高橋智（1993）わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究Ⅶ—昭和戦前期の主要な著作・学説の検討を中心に—、『日本福祉大学研究紀要』第88号、pp.113-204。
- 39 富岡達夫（1994）『東京の知能遅滞児教育史（戦前編）序説』大揚社。
- 40 東京都立教育研究所（1997）『東京都教育史通史編四』、pp.357-364。
- 41 高橋智・石川衣紀・前田博行（2010）『戦前における鈴木治太郎の大阪市小学校教育改革と特別な教育的配慮のシステム開発に関する研究』緑蔭書房。
- 42 山田明（1987）『伸び行け子供』解題—東京高等師範附属小学校五部の教育実践と後藤綾子—、児童問題史研究会監修『後藤岩男「伸び行け子供」』日本図書センター。

-
- 43 戸崎敬子（2000）『新特別学級史研究－特別学級の成立・展開過程とその実態－』多賀出版、pp.233-284。
- 44 ①長谷川千恵美（1992）身体虚弱児教育形成史の研究－Open-air School・Classの受容過程を中心に－、『日本大学人文科学研究所研究紀要』第43巻、pp.129-142。②長谷川千恵美（1995）明治～大正中期における児童の疾病・健康問題－身体虚弱児教育形成前史の一考察－、『教育学雑誌』第29号、pp.80-92。
- 45 杉浦守邦（1978）『山形県特殊教育史 精薄・虚弱』大風印刷会。
- 46 山田明（1983）障害児調査、一番ヶ瀬康子編著『戦前日本の社会事業調査』社会福祉調査研究会、pp.290-352。
- 47 ①小林一弘（1984）『南山小学校視力保存学級に関する研究』あずさ書店。②小林一弘（1985）南山小学校弱視学級の沿革、津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司編著『障害者教育史－社会問題としてたどる外国と日本の通史－』川島書店、pp.205-210。
- 48 中村尚子（1985）肢体不自由学校の設立、津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司編著『障害者教育史－社会問題としてたどる外国と日本の通史－』川島書店、pp.200-205。
- 49 村田茂（1997）『新版日本の肢体不自由教育－その歴史的発展と展望－』慶應義塾大学出版会。
- 50 松本昌介（2005）『竹澤さだめ－肢体不自由児療育事業に情熱を燃やした女医－』田研出版。
- 51 小松昭雄（1990）戦争と肢体不自由教育－第二次世界大戦末期の肢体不自由学校・養護学級の実態から－、松本昌介編著『肢体不自由児とともに 松平保平先生遺稿集』田研出版、pp.59-68。

文献一覧

- 青木誠四郎（1922）『劣等児及低能児の心理と其教育』中文館書店。
- 赤木須留喜（1977）『東京都政の研究』未来社。
- 天野正輝（1978）明治末・大正期における指導「個別化」の歴史的
背景—能力別学級編成を中心にして—、『東北大学教育学部研究年
報』第 27 号、pp.299-324。
- 浅石恒太朗（1912）特殊夜学校の上より見たる下層社会の改善、『都
市教育』第 100 号、pp.46-53。
- 芦田千恵美（1988）戦前学校衛生の展開と児童養護—「特殊児童」の
教育措置をめぐって—、『日本大学教育学会教育学雑誌』第 22 号、
pp.16-33。
- 芦田千恵美（1989）大正～昭和初期の養護学級に関する一考察、『日
本大学人文科学研究所研究紀要』第 37 号、pp.187-202。
- 別役厚子（1990）東京市万年尋常小学校における坂本龍之輔の学校
経営と教育観、『東京大学教育学部紀要』第 30 号、pp.31-41。
- 別役厚子（1995）東京市「特殊小学校」の設立過程の検討—地域との
葛藤に視点をあてて—、『日本の教育史学』第 38 卷、pp.154-173。
- 大日本教育会編（1892）『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取
調書』。
- 海老原治善（1974）「国民学校」の成立過程と教育内容政策、『季刊
国民教育』第 7 号、pp.83-92。
- 藤本彰教（1990）兵庫県における二部教授に関する考察—明治後期か
ら大正期を中心として—、『地方教育史研究』第 11 号、pp.44-62。
- 藤岡眞一郎（1911）細民子弟の教育実践、『東京市教育会雑誌』第 86
号、pp.19-22。
- 藤岡眞一郎（1919）米国に於ける児童の養護、『都市教育』第 176 号、
pp.13-22。
- 藤岡眞一郎（1919）米国の小学教育に就て、『都市教育』第 175 号、
pp.11-12。

- 藤岡眞一郎（1920）夏季林間学校、『都市教育』第 193 号、pp.11-20。
- 藤岡眞一郎（1921）我が校に於ける促進学級施設の概要（1）、『明日の教育』第 1 卷 1 号、pp.68-72。
- 藤岡眞一郎（1921）我が校に於ける促進学級施設の概要（2）、『明日の教育』第 1 卷 2 号、pp.63-68。
- 藤岡眞一郎（1921）我が校に於ける促進学級施設の概要（3）、『明日の教育』第 1 卷 3 号、pp.55-59。
- 藤岡眞一郎（1922）我国小学校に於ける学級編制上の欠陥、『教育界』第 21 卷 5 号、pp.53-62。
- 藤岡眞一郎（1926）能力薄弱児教育上の一問題、『教育問題研究』第 79 号、pp.93-101。
- 藤岡眞一郎代表著述（1923）『促進学級の実際的研究』東京啓発社。
- 藤岡天来（1922）成績不良児を持てる父兄方へ、『都市教育』第 213 号、pp.7-9。
- 藤岡天来（1922）教育改善とセツトルメントワーク、『都市教育』第 216 号、pp.20-24。
- 船橋秀彦（1989）第二次世界大戦前、茨城県における虚弱児教育の成立・展開過程に関する研究（研究ノート）、『障害者問題史研究紀要』第 32 号、pp.51-58。
- 古沢常雄・米田俊彦（2009）『[教師教育テキストシリーズ]教育史』学文社。
- 後藤新平（1916）地方自治の興振、『斯民』第 11 編 3 号、pp.2-7。
- 後藤新平（1917）救済事業の理想、『社会と救済』第 1 卷 2 号、pp.81-84。
- 後藤新平（1921）都市改善と都市研究会の使命、『都市公論』第 4 卷 1 号、pp.2-7。
- 後藤新平（1921）東京市政要綱、『都市公論』第 4 卷 6 号、pp.65-69。
- 後藤新平（1921）東京市の新計画に就て、『都市公論』第 4 卷 9 号、pp.2-9。
- 後藤新平（1921）自治の本義、『都市教育』第 207 号、pp.3-14。

- 後藤新平（1922）『東京市政ノ現在及将来ニ就テ』。
- 後藤新平（1922）都市問題及自治制、『雄弁』第18号、pp.39-53。
- 後藤新平（1923）帝都復興論、『都市公論』第6巻11号、pp.2-8。
- 花井信（1986）『近代日本地域教育の展開』梓出版社。
- 花井信（1999）『製糸女工の教育史』大月書店。
- 八丁春太郎（1917）東京の小学校、『帝国教育』第423号、pp.79-81。
- 八濱徳三郎（1913）職工の家庭の研究、『救済研究』第2巻5号、pp.54-70。
- 長谷川千恵美（1992）身体虚弱児教育形成史の研究—Open-air School・Classの受容過程を中心に—、『日本大学人文科学研究所研究紀要』第43号、pp.129-142。
- 長谷川千恵美（1995）明治～大正中期における児童の疾病・健康問題—身体虚弱児教育形成前史の一考察—、『教育学雑誌』第29号、pp.80-92。
- 橋本熊太郎（1913）林間教授に就きて、『都市教育』第109号、pp.49-54。
- 橋本熊太郎（1920）富川町木賃宿研究、『都市教育』第193号、pp.21-23。
- 早田正雄（1930）帝都に於ける復興社会事業の展望、『社会福利』第14巻4号、pp.19-26。
- 早川由美子（2006）モンテッソーリ教育思想における補償教育の視点—身体、環境、学業成績の相関から—、『幼児教育史研究』第1号、pp.25-36。
- 平原春好（1971）教育法研究ノート（1）—小学校令と国民学校令との間—、『東京大学教育学部紀要』第11号、pp.143-153。
- 平田勝政（1985）大正デモクラシー期における川本宇之介の公民教育論、『東京都立大学教育学研究室教育科学研究』第4号、pp.13-22。
- 平田勝政（1986）大正デモクラシー期の文部省社会教育課と特殊教育—1920年代における就学児童保護事業の成立と劣等児・低能児

- 教育振興策の展開一、『東京都立大学教育学研究室教育科学研究』第5号、pp.49-65。
- 平田勝政（1993）戦前の教育実践分野における「精神薄弱」概念の歴史的研究Ⅰ（下）—東京高師附小「特別学級」歴代担任教師の検討を中心に—、『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第45号、pp.153-167。
- 平塚真樹（1992）1920～30年代における児童保護の教育制度への「統合化」過程、『東京大学教育学部教育行政学研究室紀要』第10号、pp.93-108。
- 土方苑子（1987）埼玉県一地域の小学校普及をめぐる問題—大正期の「廃学歩合」—、『国立教育研究所研究集録』第14集、pp.1-20。
- 土方苑子（1994）『近代日本の学校と地域社会—村の子どもはどうか—』東京大学出版会。
- 土方苑子（1996）戦前日本の私立小学校—貧民学校から新学校への転換—、森田尚人編著『教育学年報第5巻—教育と市場—』世織書房、pp.311-338。
- 土方苑子（2002）『東京の近代小学校—「国民」教育制度の成立過程—』東京大学出版会。
- 土方苑子（2002）雑誌記事にみる小学校の「低就学率期」、『東京大学大学院教育学研究科紀要』第41号、pp.1-22。
- 久木幸男（1982）慈善洛東学院とその周辺、『横浜国立大学教育学部紀要』第22号、pp.125-147。
- 本田親二（1923）劣等児及び低能児の教育に就いて、『教育時論』第1358号、pp.14-18。
- 本田親二（1925）東京市補助学級に就いて、『教育時論』第1435号、pp.6-8。
- 本田親二（1926）東京市の補助学校、『教育問題研究』第79号、pp.102-107。
- 一宮俊一・大橋孝雄（1992）わが国初期の小学校特別学級の性格—長野尋常小学校・後町尋常高等小学校の場合を中心に—、『鳴門教育

- 大学学校教育研究センター紀要』第6号、pp.27-33。
- 池田宏（1921）社会事業の基本観念、『都市公論』第4巻2号、pp.11-18。
- 池田宏（1922）『都市経営論』都市研究会。
- 池田宏（1923）帝都復興計画に直面して、『都市公論』第6巻11号、pp.61-74。
- 池田宏（1929）世に所謂八億計画の真相を討ねて後藤伯爵を憶ふ、『都市問題』第8巻6号。
- 生馬 寛信（1992）佐賀県における義務教育制度確立過程の一側面—明治時代の「特別学級」（就労児童のための学級）について—、『佐賀大学教育学部教育学研究室 教育学論叢』第1号、pp.15-36。
- 今井悦蔵（1915）我校の救済事業、『日本之小学教師』第204号、pp.19-21。
- 稲葉幹一（1913）居室ノ広狭ト児童發育トノ關係ニ就キテ、『児童研究』第17巻2号、pp.67-68。
- 稲葉幹一（1914）親の職業と児童の教育、『児童研究』第17巻8号、pp.287-293。
- 井下清（1930）小公園の施設と其特色、『都市問題』第10巻4号、pp.235-256。
- 庵地保（1887）東京府下貧困児童の教育法、『教育報知』第64号、pp.9-10。
- 石塚裕道（1977）『東京の社会経済史』紀伊国屋書店。
- 石塚裕道（1991）『日本近代都市論—東京：1868—1923—』東京大学出版会。
- 石井昭二（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』明石書店。
- 石井智也・石川衣紀・高橋智（2013）大正期の東京市における教育救済事業と多様な困難をもつ子どもの特別学級編制、『SNE ジャーナル』第19巻1号、pp.144-160。
- 石井智也・石川衣紀・高橋智（2014a）大正期の東京市における小学校特別学級編制—特別学級の児童実態と教育実践を中心に—、『東

- 京学芸大学紀要（総合教育科学系）』第 65 集、 pp.113-124。
- 石井智也・石川衣紀・高橋智（2014b）関東大震災後の東京市の教育復興計画と多様な教育困難を有する子どもの特別学級編制、『日本教育史学会紀要』第 4 巻、 pp.68-87。
- 石井智也・石川衣紀・高橋智（2015）1920 年代における東京市長・後藤新平の児童保護事業と教育改善事業、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』第 66 集、 pp.181-191。
- 石井智也・高橋智（2018）明治期の東京市における初等教育の普及と「貧困・児童労働・不就学」への問題への対応—1900（明治 33）年の小学校令改正以降を中心に—、『SNE ジャーナル』第 24 巻 1 号、 pp.66-83。
- 石井智也・石川衣紀・高橋智（2018）戦前の東京市における子どもの「貧困・児童労働・不就学」の実態と教育対応—1900 年小学校令改正までの多様な初等教育機関（私立小学校・小学簡易科・夜学校等）を中心に—、『学校教育学研究論集』第 38 号、 pp.27-41。
- 石川惟安（1901）東京市の普通教育に関する統計、『東京教育時報』第 4 号、 pp.55-60。
- 石川衣紀（2012）戦前における鈴木治太郎の「適能教育」論の研究—子どもの「生活と教育の貧困」と特別な教育的配慮のシステム開発—、博士（教育学）学位論文、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科。
- 石川衣紀・高橋智（2006）戦前における鈴木治太郎の「適能教育」論と特別な教育的配慮に関する研究、『東京学芸大学紀要（総合教育科学系）』第 58 集、 pp.191-202。
- 石川衣紀・高橋智（2008a）大阪の都市教育問題と視学・鈴木治太郎の教育改革—鈴木の大阪市視学在任期（1917～1929 年）を中心に—、『学校教育学研究論集』第 17 巻、 pp.39-53。
- 石川衣紀・高橋智（2008b）大阪市視学・鈴木治太郎と知能測定法標準化の実践—1920 年代を中心に—、『東京学芸大学紀要（総合教育科学系）』第 59 集、 pp.363-378。

- 石川衣紀・高橋智（2011）戦前における関一大阪市政の都市教育政策と視学・鈴木治太郎の教育改善事業の実践、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』第62集、pp.109-124。
- 石川衣紀・高橋智（2013a）20世紀初頭大阪の小学校教育の実相と鈴木治太郎の「個性の差」に応じた教育実践—大阪府師範学校附属小学校「特別教室」の実践を中心に—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』第64集、pp.87-100。
- 石川衣紀・高橋智（2013b）明治期の「個性」「個性教育」論の動向と鈴木治太郎の「個性の差」に応じた教育実践—大阪府師範学校附属小学校「特別教室」を中心に—、『白梅学園大学・短期大学紀要』第49号、pp.17-29。
- 石川衣紀（2015）日本特別学級史研究の動向と課題、『特殊教育学研究』第52巻4号、pp.297-304。
- 石岡学（2011）『「教育」としての職業指導の成立—戦前日本の学校と移行問題—』勁草書房。
- 伊藤悦子（1984）貧民学校の廃止と社会的背景—東京市特殊小学校をめぐって—、『京都大学教育学部紀要』第30号、pp.261-272。
- 伊藤茂樹（1907）小学校生徒の夏期衛生に就て、『東京市教育会雑誌』第34号、pp.21-25。
- 岩崎由十郎（1907）東京市三笠（特殊）小学校診療室、『東京市教育会雑誌』第29号、pp.37-38。
- 伊津野朋弘（1976）『大正デモクラシー下の教育—教育行政の民主化と新教育論—』明治図書。
- 神岡浪子編（1971）『資料近代日本の公害』新人物往来社。
- 姜克實（2011）『近代日本の社会事業思想—国家の「公益」と宗教の「愛」—』ミネルヴァ書房。
- 神田伸夫（1990）ヘッド・スタート計画と補償教育、『教育方法学研究』第9号、pp.61-75。
- 軽部勝一郎（2002）岩手県における小学簡易科の研究—民衆の教育要求との関わりから—、『地方教育史研究』第23号、pp.17-36。

- 軽部勝一郎（2003）明治前期岩手県における仁恵学校の特質－県教育行政との関わりから－、『教育学研究集録』第27号、pp.61-71。
- 柏木敦（2012）『日本近代就学慣行成立史研究』学文社。
- 片桐芳雄・木村元編（2017）『教育から見る日本の社会と歴史（第2版）』八千代出版。
- 片桐芳雄（2009）『教育と歴史、あるいはその認識と記述』世織書房。
- 片岡安（1921）都市の改善、『都市公論』第4巻8号。
- 加藤康昭（1974）『日本盲人社会史研究』未来社
- 加藤田恵子（1983）わが国における貧児教育－東京市特殊尋常小学校の成立と展開－、『社会福祉』第23号、pp.85-101。
- 加等木春次郎（1909）本校周囲の事情と本校教育との関係を述べて本校教育の方針に及ぶ、『東京市教育会雑誌』第54号、pp.12-15。
- 川口武輝（1919）都市と細民問題、『都市公論』第2巻11号、pp.53-57。
- 笠原文太郎（1918）小学校問題、『都市教育』第167号、pp.9-10。
- 川本宇之介（1915）『公民教育の理論と実際』同文館。
- 川本宇之介（1915）帝国今後の教育是、『帝国教育』第71号、pp.56-60。
- 川本宇之介（1915）内外児童身長発育比較研究、『日本之小学教師』第214号、pp.6-11。
- 川本宇之介（1916）『最近思潮職業教育の研究』目黒書店。
- 川本宇之介（1916）国民の準備と学校能率、『教育界』第15巻9号、pp.13-15。
- 川本宇之介（1916）国民経済の発展と職業教育（一）、『帝国教育』第412号、pp.41-45。
- 川本宇之介（1916）国民経済の発展と職業教育（二）、『帝国教育』第413号、pp.61-65。
- 川本宇之介（1917）小学校教育費国家支出に関連する諸問題、『帝国教育』第426号、pp.23-30。
- 川本宇之介（1918）『補習学校の組織及経営』目黒書店。

- 川本宇之介(1920) 不就学者絶滅と其の準備、『帝国教育』第 459 号、pp.56-69。
- 川本宇之介(1920) 貧困児童教育の二方面、『帝国教育』第 461 号、pp.32-44。
- 川本宇之介(1921) 『デモクラシーと新公民教育』中文館書店。
- 川本宇之介・多田房之輔・日下部三之介・松下専吉・藤岡天来(1917) 第二回大都市連合教育会報告、『都市教育』第 158 号、pp.4-19。
- 川向秀武(1971) 小学簡易科論、『人文学報』第 7 卷、pp.41-83。
- 川向秀武(1972) 東京市における夜間小学校の成立と展開、『人文学報』第 8 卷、pp.37-115。
- 川西崇行(2010) 「都市研究会」から近代都市法制の誕生、『都市問題』第 98 卷 9 号、pp.11-22。
- 警視庁(1925) 『大正大震火災誌』。
- 喜田正春(1977) 大正・昭和初期の「促進学級」、『精神薄弱児研究』第 230 号、pp.34-37。
- 喜田正春(1986) 『喜田正春遺稿集』ぶどう社。
- 城戸幡太郎(1978) 『教育科学七十年』北海道大学図書刊行会。
- 城戸幡太郎(1926) 児童に於ける特殊なる智能の構造、『心理学研究』第 1 卷 6 輯、pp.123-147。
- 木村元(1990) 近代日本義務制小学校における社会的機能の新展開—『職業指導』の導入に注目して—、牧征名編『公教育の史的形成』梓出版、pp.89-120。
- 木村元(1995) 教育の歴史社会学について—私の教育史研究の課題との関連で—、『教育社会学研究』第 57 集、pp.96-99。
- 木村元編著(2005) 『教育と人口の動態史—1930年代の教育と社会—』多賀出版。
- 木村元(2009) 人間形成の評定尺度と教育論争史研究—国民学校論争の検討にむけて—、『〈教育と社会〉研究』第 19 号、pp.11-22。
- 木村元編(2012) 『日本の学校受容—教育制度の社会史—』勁草書房。
- 木村元編(2013) 『近代日本の人間形成と学校—その系譜をたどる—』

- クレス出版。
- 北沢清司（1967）劣等児・低能児教育の成立過程に関する一考察－信州公教育を中心にして－、『精神薄弱問題史研究』第5号。
- 清川郁子（2007）『近代公教育の成立と社会構造－比較社会論的視点からの考察－』世織書房。
- 小林丈広編（2003）『都市下層の社会史』解放出版社。
- 小針誠（2017）『教育と子どもの社会史』梓出版社。
- 小林一弘（1984）『南山小学校視力保存学級に関する研究』あずさ書店。
- 小林一弘（1985）南山小学校弱視学級の沿革、津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司編著『障害者教育史－社会問題としてたどる外国と日本の通史－』川島書店、pp.205-210。
- 小林正泰（2011）『関東大震災と「復興小学校」－学校建築にみる新教育思想－』勁草書房。
- 古賀誠三郎（1978）近代東京の被差別部落と教育、『教育労働研究』第11号、pp.118-129。
- 国立教育研究所編（1974）『日本近代教育百年史』第4巻。
- 小松教之（1994）宮城県師範学校附属小学校特別学級「第十三学級」について、『発達障害研究』第16巻1号、pp.67-72。
- 小松教之（1996）承前・宮城県師範学校附属小学校特別学級「第十三学級」について、『東北大学教育学部研究年報』第44集、pp.219-236。
- 近藤幹夫（2010）『明治20・30年代における就学年齢の根拠に関する研究－三島通良の所論をめぐって－』風間書房。
- 古瀬安俊（1912）数量上ニ現ハレタル児童發育ト貧富トノ関係、『児童研究』第16巻8号、pp.259-274。
- 小塩均一郎（1916）東京市少年犯罪調査（二）、『都市教育』第130号。
- 小塩均一郎（1916）東京市少年犯罪調査（一）、『都市教育』第129号。

- 古藤田矢川（1906）鮫橋小学校の特殊教育、『日本之小学教師』第 86 号、p.29-31。
- 「講座 日本教育史」編集委員（1984）『「講座 日本教育史」（第三巻）近代Ⅱ／近代Ⅲ』第一法規。
- 小谷田弥十郎（1921）特殊小学校児童の増減は何によるか、『都市教育』第 202 号、pp.12-16。
- 久保義造（1969）『日本ファシズム教育政策史』明治図書。
- 窪島務（1971）昭和ファシズム期における精神薄弱教育観について、『精神薄弱児研究』第 153 号、pp.42-61。
- 倉石一郎（2009）『包摂と排除の教育学－マイノリティーへの視座－』生活書院。
- 倉石一郎（2014）『アメリカ教育福祉社会史序説－ビジティング・ティーチャーとその時代－』春風社。
- 倉石一郎（2015）生活・生存保障と教育をむすぶもの／へだてるもの－教育福祉のチャレンジ－、『教育学研究』第 82 巻 4 号、pp.571-581。
- 倉沢剛（1970）『小学校の歴史Ⅲ－府県小学校の成立過程前編－』ジャパン・ライブリ・ビューロー。
- 呉文聡（1894）貧民の研究及び実況、『学習院輔仁会雑誌』第 35 号、pp.1-16。
- 日下部三之介（1888）東京府下ニ簡易科小学校ヲ設ク可キヲ論ズ、『東京府教育会雑誌』第 1 号。
- 日下部三之介（1918）学務委員に就いて、『都市教育』第 163 号、pp.4-7。
- 草間八十雄（1924）バラツク生活の内面的観察震災を生活圏より概観して、『社会事業』第 8 巻 1 号、pp.43-49。
- 草間八十雄（1924）集団バラツクの近況に就て、『社会事業』第 8 巻 8 号、pp.87-101。
- 草間八十雄（1936）『どん底の人達』玄林社。
- 熊谷直三郎・薮田武二（1925）大震火災と迷児迷人調、『社会事業』

- 第 8 卷第 10 号、pp.917-928。
- 前田博行・高橋智（2000）近代日本の学力問題と（補償）教育—日本特別学級史研究の批判的検討—、『東京学芸大学紀要（第 1 部門・教育科学）』第 51 号、pp.219-232。
- 前田博行・高橋智（2002）戦前期大阪市の特別学級編制とその基本的性格—日本促進教育史研究序説—、『東京学芸大学紀要（第 1 部門・教育科学）』第 53 号、pp.151-175。
- 前田多門（1929）東京市長としての後藤伯爵、『都市問題』第 8 卷 6 号。
- 前田多門（1922）都市生活の準備、『都市公論』第 5 卷 2 号、pp.16-23。
- 牧原憲夫（1998）『客分と国民のあいだ—近代民衆の政治意識—』吉川弘文館。
- 松田澄子（2003）『子守学級から農繁託児所へ（村山・置賜地区編）』みちのく書房。
- 松田澄子（2005）山形県村山地区の子守学級と農繁託児所について（補足 1）、『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』第 32 卷、pp.1-13。
- 松田澄子（2006）山形県内の子守学級の検討、『山形県立米沢女子短期大学紀要』第 41 号、pp.27-38。
- 松田澄子（2007）山形県における農繁託児所の成立過程について—子守学校から農繁託児所—、『山形県立米沢女子短期大学紀要』第 32 卷、pp.93-100。
- 松田澄子（2008）『子守学級から農繁託児所へ（最上・庄内地区編）』みちのく書房。
- 松田武雄（1996）川本宇之介における社会教育概念の形成過程、『埼玉大学紀要教育学部（教育科学Ⅱ）』第 45 卷 1 号、pp.66-74。
- 松本昌介（2005）『竹澤さだめ—肢体不自由児療育事業に情熱を燃やした女医—』田研出版。
- 松下専吉（1906）本郷小学校教務の実際、『日本之小学教師』第 89

- 号、pp.18-24。
- 丸山名政（1920）東京市政雑感、『都市公論』第3巻11号、pp.7-17。
- 民間教育史料研究会（1997）『教育科学の誕生—教育科学研究会史—』大月書店。
- 源川真希（2007）『東京市政—首都の近代史—』、日本経済評論社。
- 峰島厚（1985）東京市補助学級と国民学校令施行規則の制定、津曲裕次ら編著『障害者教育史』川島書店、pp.240-246。
- 三上治助（1914）八百の初学年児童、『都市教育』第120号 pp.33-40。
- 三上治助（1914）八百の初学年児童（二）、『都市教育』第121号、pp.13-16。
- 三橋傳蔵（1906）我が校に於ける教務の実際、『日本之小学教師』第96号、pp.9-13。
- 三井登（2012）養護訓導の制度化に関する試論、『帯広大谷短期大学紀要』49号、pp.51-62。
- 三輪為一（1927）東京市の学校衛生（4）、『日本学校衛生』第15巻4号、pp.28-29。
- 三宅鑛一（1912）東京市ニ於ケル就学免除就学猶予トナレル児童及ビ特殊児童ノ数著シク多大ナルヲ知リテ此種児童ニ対スル設備ノ益々急務ナルヲ論ズ、『国家医学会雑誌』第306号、pp.48-54。
- 水野真知子（2003）水上生活者の子どもと地域の学校、千葉昌弘・梅村佳代編著『地域の教育の歴史』川島書店、pp.113-141。
- 茂木俊彦・高橋智・平田勝政（1992）『わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究』多賀出版。
- 文部大臣官房学校衛生課（1924）『特別学級編制に関する調査』。
- 文部省学校衛生課（1924）震災後の学校給食状況（1）、『学校衛生』第4巻10号、pp.33-36。
- 森利平（1904）小学校二部教授の得失に付て、『日本之小学教師』第66号、pp.16-17。

- 森利平（1912）子守教育に関する卑見、『慈善』第3編3号、pp.70-75。
- 森川輝紀（1997）『大正自由教育と経済恐慌』、三元社。
- 森本稔（1969）大正期の学校衛生、『天理大学学報 体育編』第8号、pp.16-24。
- 森本稔（1971）昭和前期の学校衛生、『天理大学学報 体育編』第10号、pp.22-26。
- 守屋恒三郎（1919）米国教育視察経過報告、『都市教育』第74号、pp.2-8。
- 守屋恒三郎（1919）戦争を利用せる米国の学校、『教育時論』第1224号、pp.9-11。
- 持田信樹（1983）後藤新平と震災復興事業—「慢性不況下」の都市スペンディング、『東京大学社会科学研究所紀要』第35巻1号、pp.1-60。
- 望田研吾（1975）英米における補償教育の展開、『九州大学教育学部紀要（教育学部門）』第20集、pp.17-32。
- 望田研吾（1977）補償教育の系譜と現状、『教育と医学』第25巻4号、pp.74-79。
- 文部省監修（1973）『学校保健百年史』第一法規出版株式会社。
- 村松常雄（1927）東京市補助学級児童の智能に就て、『児童研究』第31巻4号、pp.79-83。
- 村田茂（1997）『新版日本の肢体不自由教育—その歴史的発展と展望—』慶應義塾大学出版会。
- 村田猛（1906）劣等児童の取扱方に就て、『日本之小学教師』第94号、pp.21-23。
- 長浜功（1985）『国民学校の研究—皇民化教育の実証的解明—』明石書店。
- 永田秀次郎（1922）東京市の義務教育問題、『都市公論』第5巻2号、pp.39-47。
- 永田秀次郎（1922）都市教育、『都市教育』第208号、pp.6-29。

- 中川清（1985）『日本の都市下層』勁草書房。
- 中川清編（1994）『明治東京下層生活誌』岩波書店
- 中川恒二郎・安西茂太郎（1902）東京市内ヲ流通スル河水ノ衛生検査成績第一回報告、『東京医学会雑誌』第 69 号、pp.361-377。
- 中嶋忍・河合康（2006）長野県松本尋常小学校の「落第生」学級に関する史的研究—「落第生」学級の設置・廃止の経緯と成績不良の考え方について—、『発達障害研究』第 28 卷 4 号、pp.290-306。
- 中嶋忍・河合康（2009）長野県の『尋常小学校特別学級規定』に関する史的研究—特別学級規定の策定と発展について—、『発達障害研究』第 31 卷 3 号、pp.221-234。
- 中嶋忍・河合康（2012）明治 32 年における長野県松本の特別学級制度に関する史的研究—就学猶予・免除者の状況と「特別学級編制議案」の規定について—、『発達障害研究』第 34 卷 2 号、pp.195-206。
- 中嶋忍・河合康（2015a）明治 30 年代の長野県松本尋常高等小学校の成績不良児対策に関する史的研究—学力別学級編制廃止以降から成績不良児学級編制までの動向について—、『発達障害研究』第 37 卷 1 号、pp.371-383。
- 中嶋忍・河合康（2015b）明治 41—42 年の長野県松本尋常高等小学校における成績不良児童教育に関する史的研究、『上越教育大学研究紀要』第 34 号、pp.129-138。
- 中嶋忍・河合康（2016a）明治 43—45 年の長野県松本尋常高等小学校における成績不良児童教育に関する史的研究、『上越教育大学研究紀要』35 号、pp.127-134。
- 中嶋忍・河合康（2016b）教育雑誌「信濃教育」における長野尋常小学校の特別学級実践報告に関する史的研究、『上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要』22 号、pp.35-40。
- 中島純（1992）後藤新平の立憲制認識と公民教育論—大正デモクラシー期における政治と教育に関する一考察、『教育科学研究』第 11 卷、pp.1-11。

- 中邨章（1993）『東京市政と都市計画—明治大正期・東京の政治と行政—』敬文堂。
- 中村満紀男編著（2018）『日本障害児教育史【戦前編】』明石書店。
- 中村満紀男・岡典子（2016）師範学校附属小学校特別学級設置奨励に関する明治40年文部省訓令第6号の政策的評価、『福山市立大学教育学部研究紀要』第4巻、pp.69-83。
- 中村勝二（1985）障害児教育における“分離”について、『三重大学教育学部研究紀要・教育科学』第36号、pp.83-89。
- 中村尚子（1985）南山小学校弱視学級の沿革、津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司編著『障害者教育史—社会問題としてたどる外国と日本の通史—』川島書店、pp.200-205。
- 中野光（1977）『大正デモクラシーと教育』新評論。
- 中西直樹（1996）教育勅語成立直前の徳育論争と仏教徒「貧児教育」、『龍谷史壇』第105号、pp.3-7。
- 中野勇治郎（1944）『東京都教育会六拾年史』中外印刷。
- 中山弘之（2001）川本宇之介における『都市教育』論・研究と社会教育、『社会教育研究年報』第15号。
- 並木左傳（1907）児童性質に関係ある事項調査、『東京市教育会雑誌』第39号、pp.15-19。
- 根本正（1915）授業料の全廃を奥田市長に望む、『都市教育』第130号。
- 西田長寿編著（1970）『生活古典叢書1・明治前期の都市下層社会』光生館。
- 野口穂高（2008）大正末期の東京市における「林間学校」—「御殿場夏期林間学校」と「佛蘭西寄贈病院」—、『早稲田教育評論』第21巻1号、pp.23-42。
- 野口穂高（2008）大正末期東京市における「身体虚弱児童」の実状とその教育に関する一考察、『地方教育史研究』第29号、pp.65-87。
- 小川英彦・高橋智（1991）大正期における「劣等児」特別学級の成

- 立一名古屋市の「個別学級」の事例検討－『日本福祉大学研究紀要』第 85 卷 1 号、pp.102-134。
- 小川克正（2005）『共通教育と特別教育』角川学芸出版。
- 小川崇（2006）優生学と教育の接近、『京都大学生涯教育学・図書館情報学研究』第 5 号、pp.37-54。
- 小川太郎（1964）民主的・民族的・科学的な教育の原則、『教育』第 172 号（『小川太郎教育学著作集』第 5 巻に収録）
- 小川太郎（1972）能力をめぐる問題、『文化評論』第 135 号（『小川太郎教育学著作集』第 6 巻に収録）
- 小川太郎（1974）学力の遅れと促進教育をめぐって、『部落』第 310 号（『小川太郎教育学著作集』第 5 巻に収録）
- 小川太郎（1979）『小川太郎教育学著作集』第 1 巻・第 2 巻、青木書店。
- 小川太郎（1980）『小川太郎教育学著作集』第 3 巻・第 4 巻、青木書店。
- 小川利夫・高橋正教（2001）『教育福祉論入門』光生館。
- 岡典子・中村満紀男（2014）大正時代中期までの中国地方初等教育界における劣等児問題の認識と対処、『障害科学研究』第 38 巻、pp.15-32。
- 岡田道一（1923）大震災が児童身体に及せる影響、『日本学校衛生』第 12 巻 3 号、pp.32-27。
- 小木新造（1979）『東京庶民生活史研究』日本放送出版協会。
- 小野雅章（1998）関東大震災と学校の復興－東京市の復興過程を事例として－、『日本大学文理学部人文科学研究所研究紀要』第 56 号、pp.119-135。
- 小野雅章（1999）関東大震災後における学校教育の変容過程－1930年代中頃までの東京市を事例として－、『日本大学文理学部人文科学研究所研究紀要』第 58 号、pp.157-171。
- 小野正典（1979）戦前の東京市補助学級における指導に関する一考察－国語科、算術科両指導要目の内容の分析を中心にして－、『精

- 神薄弱問題史研究紀要』第 24 号、pp.4-13。
- 重栖啓子（2002）1910 年前後における学級編制の諸形態—群馬県館林尋常高等小学校を事例として—、『日本の教育史学』第 45 卷、pp.64-83。
- 重栖啓子（2003）長野県の小学校における進級システム—松本尋常高等小学校の進級認否判定を通じて—、『地方教育史研究紀要』第 24 号、pp.17-35。
- 大河内一男解説（1971）『生活古典叢書 4・職事情』光生館。
- 大熊泰治（1923）低能児学校に行へる智能測定、『児童研究所紀要』第 7 卷、pp.261-272。
- 大井清吉（1971）第二次大戦下におけるわが国の特殊教育について—精神薄弱児教育を中心として—、『東京学芸大学紀要』第 22 集、pp.83-104。
- 大内裕和（1995）教育における戦前・戦時・戦後—阿部重孝の思想と行動—、山之内靖・ヴィクター・コシュマン・成田龍一編著『総力戦と現代化』柏書房。
- 大内裕和（1995）隠された記憶—国民学校の〈近代〉—、『現代思想』第 23 卷 1 号、pp.234-254。
- 長田三男（1995）『子守学校の実証的研究』早稲田大学出版部
- 乙竹岩造（1970）『日本庶民教育史』中巻。
- 淺萍生（1919）東京市教育だより（一）、『都市教育』第 177 号、pp.16-18。
- 斉藤利彦・佐藤学編著（2016）『新版 近現代教育史』学文社。
- 坂本勝太郎（1914）児童停級に対する見解、『都市教育』第 121 号、pp.17-19。
- 阪本美江（2010）大正末期の文部省調査に見る特別学級推奨校の実態—奈良県治道尋常高等小学校の場合—、『人間文化研究科年報』第 26 号、pp.295-307。
- 阪本美江（2012）戦前における特別学級尊重論の比較検討—文部省特殊教育関係者と現場の特別学級担任教師の事例—、『人間文化研究

- 科年報』第 27 号、pp.239-251。
- 阪本美江(2012)奈良県桜井尋常小学校における特別学級と新教育、
『地方教育史研究』第 33 号、pp.43-64。
- 阪本美江(2016)戦前期における「劣等児」の身体的問題について
—「特殊教育」関係者の理論に着目して—、『人間文化研究科年報』
第 31 号、pp.139-149。
- 阪本美江(2016)奈良女高師附小訓導齋藤千栄治の「劣等児」「低能
児」論とその展開、『日本教育史学会紀要』第 6 号、pp.20-39。
- 坂本紀子(2011)「小学校規則及小学簡易科教則」下の北海道におけ
る小学校の実態—石狩郡親舟町外 9 町 3 村の小学校を中心に—、
『日本の教育史学』第 54 卷、pp.32-44。
- 坂本紀子(2012)1887 年から 1897 年における北海道の私立小学校、
『北海道教育大学紀要教育科学編』 63 卷 1 号、pp.57-69。
- 坂本紀子(2014)北海道庁令「簡易教育規程」(1898 年~1908 年)に
ついて—就学率の推移と簡易教育の実態に着目して—、『日本の教
育史学』第 57 卷、pp.19-31。
- 坂本紀子(2017)産業構造転換期の北海道における初等教育の実態、
『日本教育史研究』第 36 号、pp.1-23。
- 迫ゆかり・清水寛(1989)大正新教育下における岡山県の「劣等児・
低能児」教育の特徴、『特殊教育学研究』第 27 卷 3 号、pp.31—
43。
- 迫ゆかり・清水寛・志賀兼充(1985)岡山県における「劣等児・低
能児」教育問題の顕在化過程、『精神薄弱問題史研究』第 29 号、
pp.15-34。
- 佐竹道盛(1991)明治期の小学校二部教授をめぐる教育的対応、『北
海道教育大学函館人文学会 人文論究』第 52 号、pp.27-39。
- 佐竹道盛(1992a)明治期における小学校二部教授の実態、『北海道
教育大学紀要第一部 C』第 42 卷 2 号、pp.17-29。
- 佐竹道盛(1992b)明治期における小学校二部教授の実態、『北海道
教育大学紀要第一部 C』第 43 卷 1 号、pp.17-31。

- 佐藤秀夫（1972）明治期における小学校観の成立－小学校における課程編製の形成過程を中心として－、『野間教育研究所紀要』第27集。
- 佐藤秀夫（2009）『新訂 教育の歴史』放送大学教育振興会。
- 佐藤千纏（1903）『社会新策』東海堂。
- 佐藤全（1974）米国における就学前補償教育計画（1）成立の背景と展開過程、『香川大学教育学部研究報告 第1部』第37巻、pp.91-121。
- 三羽光彦（1997）戦間期日本の都市教育行政に関する一考察、『岐阜経済大学論集』第31巻1号、pp.1-25。
- 佐野利器（1924）帝都復興計画の経過及将来、『補習教育』第20号、pp.2-9。
- 佐野博士追想録編集委員会（1957）『佐野博士追想録』。
- 三田谷啓（1916）精神薄弱児教育問題、『日本学校衛生』第4巻4号、pp.1-9。
- 三田谷啓（1922）細民学童の生活状態附心身発育状況、『児童研究所紀要』第4巻、pp.279-314。
- 三田谷啓・馬渡俊雄（1924）『復興と児童問題』目黒書店。
- 佐々木吉三郎（1921）我東京市教育の改良について、『都市教育』第207号、pp.15-18。
- 澁谷徳三郎（1916）普通教育改善に関する意見を読む、『帝国教育』第408号、pp.51-54。
- 澁谷徳三郎（1917）義務教育普及の実質を論ず、『帝国教育』第416号、pp.72-74。
- 澁谷徳三郎（1918）市町村教育費負担軽減の真義を論ず、『帝国教育』第426号、pp.56-58。
- 澁谷徳三郎（1919）市立小学校教育待遇問題に就て、『都市教育』第180号、pp.7-9。
- 澁谷徳三郎（1919）『小学教育改造論』右文館。
- 澁谷徳三郎（1920）二部教授に関する江木氏の意見を評す、『都市教

- 育』第 183 号、pp.3-6。
- 澁谷徳三郎（1922）東京市の教育統一案に就て、『都市教育』209 号、pp.3-6。
- 澁谷徳三郎（1922）『教育行政上の実際問題』敬文館。
- 島本龍太郎（1907）児童席の排列に就いて、『東京市教育会雑誌』第 28 号、pp.54-55。
- 島津法行（2006）都市下層社会における教育実践—東京市特殊尋常小学校での試み—、『地方史研究』第 56 卷 2 号、pp.5-24。
- 清水寛（1974）東京市下谷万年特殊小学校における貧児教育問題としての「精神薄弱」児教育について、『精神薄弱問題史研究紀要』第 15 卷、pp.3-30。
- 清水寛（2018）『太平洋戦争下の全国の障害児学校—被害と翼賛—』新日本出版社。
- 清水寛・津曲裕次（1965）坂本龍之輔と貧児教育、東洋館出版社編集部編『近代日本の教育を育てた人々（下）』東洋館出版社、pp.111-133。
- 清水寛・船橋秀彦（1987）茨城県における「特別学級」成立過程、『地方教育史研究』第 8 号、pp.159-175。
- 志村廣明（1998）『日本の近代学校における学級定員・編制問題—過大学級、二部教授問題を中心として—』大空社。
- 新藤宗幸・松本克夫（2010）『雑誌『都市問題』にみる都市問題 1925—1945』岩波書店。
- 新海英行（2002）『現代日本社会教育史論』日本図書センター。
- 新海英行・伊藤めぐみ・浅野俊和・山崎由可里・中山弘之・中嶋佐恵子（1997）戦間期日本社会教育史の研究(その 2)—乗杉嘉寿の社会教育論を中心に—、『名古屋大学教育学部紀要・教育学科』第 43 卷 2 号、pp.289-330。
- 新村洋史（1990）学習権保障と教育福祉問題—1930 年代の文部省訓令を中心に—、『中京女子大学紀要』第 24 号、pp.65-78。
- 信夫清三郎（1941）『後藤新平—科学的政治家の生涯—』博文堂。

- 秋水・小蘆（1906）下谷区萬年町萬年尋常小学校を觀る、『教育研究』第 29 号、pp.67-73。
- 関直規（1997）「帝都復興」前後における東京市社会教育政策の生成と展開、『生涯学習・社会教育学研究』第 22 号、pp.11-22。
- 浅春朗（1918）貧兒学校の七日間、『教育時論』第 1185 号、pp.27-29。
- 曾我雅比兒・山口あゆみ・岡川垂友美（2013）アメリカにおける「教育の平等」を求める挑戦—『コールマン報告』と補償教育—、『岡山理科大学紀要』第 49 集、pp.35-51。
- 添田久美子（2005）『「ヘッド・スタート計画」研究—教育と福祉—』学文社。
- 添田知道（1978）『小説教育者』第三部・第四部、玉川大学出版部。
- 杉浦守邦（1978）『山形県特殊教育史 精薄・虚弱』大風印刷会。
- 隅谷三喜男編（1971）『生活古典叢書 3・職工および鉱夫調査』光生館。
- 鈴木和正（2012）「特別学級」における大正新教育実践の展開—倉敷・内山下小学校の「劣等児」問題への対応—、『中国四国教育学会 教育学研究科紀要』第 58 卷、pp.47-52。
- 鍾家新（1998）『日本型福祉国家の形成と「十五年戦争」』ミネルヴァ書房。
- 田淵巖・有山義二（1923）『帝都を中心とせる震災後の教育』高橋南釜社。
- 高木雅史（1993）戦前日本における優生思想の展開と能力観・教育観—産児制限および人口政策との関係を中心に—、『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』第 40 卷 1 号、pp.41-52。
- 泰明尋常高等小学校（1908）丁兒取扱規定、『東京市教育会雑誌』第 41 号、pp.25-26。
- 高橋智（1992）「教育福祉」問題史としての子ども把握と教育史研究の課題—障害者問題史研究の方法論と「障害・生活・発達」の視点—『日本の教育史学』第 35 卷、pp.224-229。

- 高橋智（1993）わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究Ⅶ—昭和戦前期の主要な著作・学説の検討を中心に—、『日本福祉大学研究紀要』第88号、pp.113-204。
- 高橋智（1994）戦前日本における「軽度」精神遅滞概念の歴史的展開、『障害者問題研究』第22巻1号、pp.40-48。
- 高橋智（1999）1930年代の特殊教育の近代化構想—教育科学研究運動の精神薄弱教育・保護改革構想を中心に—、『転換期の障害児教育①〈特別なニーズ教育と学校改革〉』三友社出版株式会社。
- 高橋智（2001）近代国民国家の形成と知的障害言説—「国民資格」の欠格対象としての知的障害概念の成立、『東京学芸大学紀要（第一部門・教育科学）』第52集。
- 高橋智（2002）『日本知的障害教育学史の研究—明治期の近代化と欧米知的障害理論の受容・定着—』。
- 高橋智・荒川智（1987）大正新教育と障害児教育の関係と構造—奈良女高師附小を事例として—、『障害者問題研究』第48巻、pp.55-66。
- 高橋智・清水寛（1998）『城戸幡太郎と日本の障害者教育科学—障害児教育における「近代化」と「現代化」の歴史的位相—』多賀出版。
- 高橋智・石川衣紀・前田博行（2010）『戦前における鈴木治太郎の大阪市小学校教育改革と特別な教育的配慮のシステム開発に関する研究』緑蔭書房。
- 高橋裕子（2014）『明治期地域学校衛生史研究—中津川興風学校の学校衛生活動—』学術出版会。
- 高橋裕子（2017）明治期京都の学校医設置構想—都市衛生の一環としての学校衛生—、『東海学校保健研究』第41巻1号、pp.135-146。
- 高梨輝憲（1978）『江東区の歴史』。
- 高岡裕之（2011）『総力戦体制と「福祉国家」—戦時期日本の「社会改革」構想—』岩波書店。
- 高瀬雅弘（1998）戦間期日本における少年職業紹介の制度化過程—

- 「大都市就職希望少年職業紹介」の形成一、『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 38、pp.179-186。
- 高瀬雅弘（1999）戦間期日本における少年職業紹介の制度化過程、『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 38 巻、pp.179-186。
- 高瀬雅弘（2003）1920 年代における少年労働保護政策の転換一工場法から少年職業紹介へ一、『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 42 巻、pp.149-157。
- 玉姫小学校（1907）新入学児童につきて、『東京市教育会雑誌』第 33 号、pp.7-12。
- 玉村公二彦（2000）戦前京都市における「特別学級」の成立・展開とその実態一京都市立養正尋常高等小学校「特別学級」を中心に一、『奈良教育大学紀要』第 49 巻 1 号、pp.179-189。
- 玉村公二彦・片岡美華（2015）大正・昭和期における「特別学級」実践の模索一有馬良治と京都市崇仁尋常小学校「特別学級」の場合、『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』第 24 巻、pp.119-129。
- 田村真広（1991）1920,1930 年代の東京市における公民教育論一東京市政調査会の活動を中心として一『筑波大学教育学研究集録』第 15 集、pp.89-98。
- 田中勝文（1964）貧民学校史の研究一学制期の夜学校について一、『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』第 11 巻、pp.69-84。
- 田中勝文（1965a）児童保護と教育、その社会史的考察一東京市の特殊小学校設立をめぐる一、『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』第 12 巻、pp.125-146。
- 田中勝文（1965b）明治中期の貧民学校一小学簡易科制度の実態分析一、『日本の教育史学』第 8 巻、pp.23-45。
- 田中勝文（1967）児童労働と教育一とくに 1911 年工場法施行をめぐる一、『教育社会学研究』第 22 集、pp.148-161。
- 田中勝文（1968）貧児教育の百年（日本の百年その歩みと展望）、『青少年問題』第 15 巻 9 号、pp.37-45。
- 田中勝文（1985）特殊小学校と障害児教育、津曲裕次ら編著『障害

- 者教育史』川島書店、pp.194-200。
- 寺崎昌男・戦時下教育研究会編（1987）『総力戦体制と教育—皇国民「錬成」の理念と実践—』東京大学出版会。
- 戸田金一（1993）『昭和戦争期の国民学校』吉川弘文館。
- 戸田金一（1997）『国民学校—皇国の道—（歴史文化ライブラリー）』吉川弘文館。
- 戸田金一（2005）秋田県 2 慈善学校狭間期における貧民子弟の就学—主として地方再編制と小学簡易科について—、『聖園学園短期大学研究紀要』第 35 号、pp.11-22。
- 戸田金一（2008）『明治初期の福祉と教育』吉川弘文館。
- 富岡達夫（1994）『東京の知能遅滞児教育史（戦前編）序説』大揚社。
- 富田象吉（1917）細民子弟の夜学教育事業に就て、『救済研究』第 5 巻 2 号、pp.42-50。
- 遠山椿吉（1921）都市の道路と空気、『都市公論』第 4 巻 10 号、pp.26-32。
- 東京府社会事業協会（1923）『東京府社会事業概観』第 3 輯。
- 東京市学務課（1923）『市民教育資料』第 5 輯。
- 東京市会事務局（1922）『大正十一年東京市会議事速記録第二号』。
- 東京市会事務局（1936）『東京市市会史』第 4 巻。
- 東京市会事務局（1936）『東京市市会史』第 5 巻。
- 東京市教育課（1915）『東京市立小学校施設事項』第 七輯
- 東京市教育会（1920）『小学校長団の観たる米国の教育』、佐藤出版。
- 東京市教育会（1920）二部教授速に撤廃せざるべからず、『都市教育』第 184 号。
- 東京市教育講習所（1922）『市長閣下の講演要領並所感』。
- 東京市政調査会（1926）『都市教育の研究』。
- 東京市政調査会（1993）『大都市行政の改革と理念』。
- 東京市社会局（1921）『東京市内の木賃宿に関する調査』。
- 東京市社会局（1922）『職業指導資料』第 1 輯。
- 東京市社会局（1923）『第 3 参回（大正拾老年）東京市社会局年報』。

東京市社会局（1924）『第四回（大正十三年）東京市社会局年報』。
東京市社会局（1924）『児童栄養食供給事業附東京市御殿場夏季林間
学校成績』。
東京市社会局（1924）『震災後に於ける児童保護事業概況』。
東京市社会局（1925）『東京市幼少年保護所要覧』。
東京市社会局（1928）『東京市職業少年紹介所職業指導概要』。
東京市小学校長会（1910）東京市小学校児童の身體を健康ならしむ
るに適當なる方法、『東京教育』240号、pp.14-16。
東京市役所（1925）『東京市政概要』。
東京市役所（1926）『東京震災録』中輯。
東京市役所（1926）『東京震災録』後輯。
東京市役所（1928）『補助学級設備に関する調査』。
東京市役所（1928）『東京市立小学校補助学級児童ニ関スル調査』。
東京市役所（1928）『東京市小学校補助学級の現状』。
東京市役所（1929）『東京市立小学校補助学級児童ニ関スル調査』。
東京市役所（1930）『本市小学校に於ける補助学級の実際』。
東京市役所（1930）『東京市復興事業概要』。
東京市役所（1930）『東京市教育復興誌』。
東京市築地尋常小学校（1914）劣等児童救済法に関する調査、『東京
教育』第293号、pp.17-24。
東京市月島尋常小学校（1909）教授訓練の方針、『東京教育』第234
号、pp.8-14
東京都（1972）『東京百年史』第3巻、ぎょうせい。
東京都（1972）『東京百年史』第4巻、ぎょうせい。
東京都港区教育委員会（1997）『港区教育史』資料編、ぎょうせい。
東京都立教育研究所（1995）『東京都教育史』通史編一。
東京都立教育研究所（1995）『東京都教育史』通史編二。
東京都立教育研究所（1996）『東京都教育史』通史編三。
東京幼少年保護所（1924）東京幼少年保護所に於ける保護児童状況、
『社会事業』第8巻3号、pp.34-49。

- 戸崎敬子（1971）明治末期における「学力向上」政策と、劣等児・低能児教育－教育史研究における障害児教育史研究の意義と課題の追求のために－、『高知大学教育学部研究報告（第3部）』第23号、pp.175-188。
- 戸崎敬子（1985）第2次大戦前における「特別学級」の実態（1）－先行関連研究の整理と文部省の大正期における調査報告の検討－、『埼玉大学紀要教育科学（1）』第34巻、pp.27-67。
- 戸崎敬子（1992）大阪市立児童相談所と付設「学園」の成立と展開、『特殊教育学研究』第30巻1号、pp.37-36。
- 戸崎敬子（2000）『新特別学級史研究－特別学級の成立・展開過程とその実態－』多賀出版。
- 戸崎敬子（2006）沖縄県における「特別学級」の歴史（1）－大正期文部省による「特別学級」に関する全国調査を中心に－、『琉球大学教育学部紀要』第68巻、pp.205-216。
- 津田真澄（1972）『日本の都市下層社会』ミネルヴァ書房。
- 津曲裕次（1980）『精神薄弱問題史概説』川島書店。
- 津曲裕次（1988）日本における児童相談事業の歴史的研究（1）－成立過程を中心に－、『養護・訓練研究』第1巻、pp.83-98。
- 津曲裕次編著（1985）『障害者教育史－社会問題としてたどる外国と日本の通史－』川島書店。
- 鶴見祐輔（2006）『決定版正伝・後藤新平』全8巻、藤原書店。
- 宇佐見香代（1993）「教育方法の研究」史における「劣等児」認識、『奈良女子大学教育学科年報』第11号、pp.21-41。
- 宇佐見香代（2000）奈良女高師附小における「能力差」認識と教育方法改革、『奈良女子大学文学部教育文化情報学講座年報』第4号、pp.43-59。
- 若林忠男（1975）二〇世紀初頭の不就学問題－初等教育の矛盾と都市スラム－、久木幸男編著『20世紀 日本の教育』サイマル出版会、pp.31-67。
- 渡邊寛（1926）補助学級児童の健康状態に就て、『学校衛生』第6巻

- 10号、pp.20-36。
- 山田明（1983）障害児調査、社会福祉調査研究会編『戦前日本の社会事業調査—貧困・生活問題調査史研究—』社会福祉調査研究会。
- 山田明（1987）『伸び行け子供』解題—東京高等師範学校附属小学校第五部の教育実践と後藤綾子—、児童問題史研究会監修『後藤岩男「伸び行け子供」』日本図書センター。
- 山田恵吾編著（2014）『日本の教育文化史を学ぶ—時代・生活・学校—』ミネルヴァ書房。
- 山田康彦（1976）本庄陸男における「精神薄弱」児の教育権の平等思想についての研究、『精神薄弱問題史研究紀要』第19号、pp.29-40。
- 山縣治郎（1921）都市計画と生活改善、『都市公論』第4巻10号、pp.12-25。
- 山縣治郎（1924）帝都復興計画に就て、『都市公論』第7巻2号、pp.2-13。
- 山本正身（2014）『日本教育史—教育の「今」を歴史から考える—』慶應義塾大学出版会。
- 山本拓司（1999）国民化と学校身体検査、『大原社会問題研究所雑誌』第488号、pp.30-43。
- 山下麻衣（2014）初等教育と知的障害児教育—東京市尋常小学校の特別学級を事例として—、『歴史のなかの障害者』法政大学出版。
- 山崎真之（2006）我が国における水上生活者子弟の就学保障に関する—考察—「水上児童就学保障施設」の設立背景と目的—、『アジア文化研究』第13号、pp.27-39。
- 柳本雄次（2000）明治後期・大正初期の館林小の特別学級—設置・廃止の背景を中心に—、『運動障害教育・福祉研究』第4号、pp.91-100。
- 安井誠一郎（1930）帝都社会事業の復興、『都市問題』第10巻4号、pp.209-218
- 安岡憲彦（1982）産業革命期の都市下層社会における「貧児」教育

- 東京市特殊小学校の展開を具体例に—、地方史研究協議会編『日本の都市と町—その歴史と現状—』雄山閣出版、pp.263-281。
- 安岡憲彦（1999）『近代東京の下層社会—社会事業の展開—』明石書店。
- 安川寿之輔（1986）『十五年戦争と教育』新日本出版社。
- 余丁町尋常高等小学校（1906）劣等児童取扱規定、『東京市教育会雑誌』第26号、pp.30-31。
- 横山源之助（1898）『日本の下層社会』。
- 吉田文・広田照幸編（2004）『職業と選抜の歴史の社会学—国鉄と社会諸階層』世織書房。
- 吉田章信・小鷹利三郎（1921）小学校劣等児童の身体概況報告、『学校衛生』第1巻2号、pp.89-96。
- 吉田圭（1912）下級労働者の生活、『都市教育』第98号、pp.42-44。
- 吉田圭（1914）米国に於ける貧児の街上労働問題、『都市教育』第115号、pp.10-13。
- 吉田圭（1914）英国の貧民の話、『都市教育』第117号、pp.37-38。
- 吉田圭（1914）ニューヨーク市の貧民学校の話、『都市教育』第121号、pp.4-6。
- 吉田圭（1919）貧民児童の手癖、『変態心理』第3巻2号、pp.150-151。
- 吉田圭（1924）貧民少年の教育に就いて、『女性改造』第3巻11号、pp.20-125。
- 吉田久一（1957）貧児教育について—明治廿年代を中心に—『社会事業』第40巻3号、pp.26-35。
- 吉田久一（1979）『現代社会事業史』勁草書房。
- 湯田拓史（2007）川本宇之介の都市教育構想、『研究論叢』第14号、pp.13-23。
- 湯田拓史（2010）『都市の学校設置過程の研究—阪神間文教地区の成立—』同時代社。
- 汀柳生（1904）特種小学校を紹介す、『教育研究』第6号、pp.94-97。

年表：1872（明治5）年（学制頒布）から1900（明治33）年（第三次小学校令）まで

	法制度等による変遷	東京府・市における児童保護・教育施策	各小学校・初等教育機関による取り組み
1872（明治5）年	学制頒布（8・2） 小学教則・中学教則の頒布		
1873（明治6）年		<ul style="list-style-type: none"> ・「（本府構内）講習所設置」（坤第55号） ・「中小学創意大意」（坤第18号）（東京府小学校設置案）…区ごとに3校の公立小学校を設置し、家塾・私塾もそのまま小学校として認められる。 ・「東京府小学定則」…小学教則では、下等小学・上等小学の等科が決められる。 	旧六大府学校・区内幼童学所・家塾を公立小学校に引き直し。
1874（明治7）年			
1875（明治8）年			<ul style="list-style-type: none"> ・北川小学校（私立）の開設願などで、貧困層への授業料への配慮が明記される。 ・「私立夜学校」を明記した開設願が提出される。
1876（明治9）年		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校則の改正（「東京府師範学校学則並職制事務章程及事務心得ヲ定ム」丙第177号内）→下等小学・上等小学・女兒上等小学の等科が決められる。 ・「公立夜学開設概則」制定（12・8） ・「家塾処分概則」制定（12・8）…試験を受けていない私立小学校の開業禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・貧民教育学校設度願書提出（玉磨津孝順、高橋保之助） ・公立誠之学校（公立）夜学開業（5・一） ・小石川礪川学校（公立）夜学開業（6・一） ・江東支校救民学校開設（貧困層を対象とした公立学校）（11・一）
1877（明治10）年		<ul style="list-style-type: none"> ・小学教則の改正（1・一）下等小学・上等小学・村落小学（5年）の等科が決められる。 ・「就学不就学ニ付伺」（1・6）…師を家に招き教えを請うことを「不就学」とする。 ・「官費小学校処分ノ義ニ付伺」（3・一）…公立小学校への補助金打切りの実施 ・「貧民ノ子女ヲ学ニ就カシムルノ法」発布 ・「商業夜学校則」制定（3・14） ・「私立小学開業心得」制定（9・13）… 	<ul style="list-style-type: none"> ・増田綱吉が「窮民学校」設置案提出（6・一） ・江東支校救民学校（公立）は女学校に変更へ。別に救民学校（公恵学校設置）（6・一） ・鮫橋学校（公立）夜学校開業（9・一） ・鮫橋学校（公立）が貧民のための補助金願の提出（12・一） ・常盤小・阪本小・千代田小・桜田小・戸田小（公立）に夜間商業学科設置（5・一）

		<p>私立教員の学力を試験し、年限を定めて開業することを認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立小学教師試験法（9・28） ・「公立小学校生徒授業料収額規則」の制定…公立小学校で高額な授業料が設定される（20 銭～）。 	
1878（明治 11）年	郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則の制定（7・一）	<ul style="list-style-type: none"> ・三新法を受けて公立小学校の維持は区の協議費によって実施、補助金打切り。 ・「細民向教則ノ編制伺」が出される。 ・普通初等科、普通小学高等科、普通小学女兒高等科の三つの教則案提示（3・一） ・「小学教則」の改正（4・2）…尋常男子科、尋常女子科、簡易科の三つの教則を実施。 ・D・マレーによる「東京府下諸学校巡視記」の刊行 	<ul style="list-style-type: none"> ・士族・山本氏によって「貧民学校設置案」が提出されるが、却下される。（1・一） ・聞小間賦課の実施（公立鮫橋学校）（1・一）…補助金打切りに伴う貧民の就学援助 ・聞小間増額の実施（公立待乳山小）（2・一） ・私立貧学校（牛込弘方町）の開設（授業料無償・学用品貸与）（7・一） ・維持不足金賦課方法伺（江東学校、江東女学校、公恵学校）（9・一） ・補助金願の提出（築地学校）（12・一）…貧民への就学援助。 ・私立遷喬学校の開設（貧困層への授業料配慮・学用品貸与・夜学併設）
1879（明治 12）年	教育令公布（9・29）	<ul style="list-style-type: none"> ・「商業夜学校」の「庶民夜学校」への改組（甲第 68 号） ・「私立小学勸奨内規」制定（2・一）…私学組合結成の促進し、変則小学を認めつつも「下等」への序列化。 ・「私立小学校組合設立伺」が出される（11・一）…各区で組合が結成される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立教育院の開設（授業料無償・学用品・生活費貸与・疾病治療）（8・一） ・東京府内 15 校に増設された商業夜学校がそのまま庶民夜学校へ改組される。
1880（明治 13）年	教育令改正公布（12・28）	<ul style="list-style-type: none"> ・「私立小学開設心得」布達（9・18）…六教科を備えた学校のみ「正則小学」として設可 ・「公立小学校開業ノ節補助金併書籍器具等支給ノ儀」の撤廃。（10・11） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育令で定められた「公益タル小学校」として（私立）佐久間小学校、業平小学校、堅川小学校、清水小学校が指名される。（2・一） ・私立愛育学校開設（貧困層への授業料配慮・暑中の配慮）（3・一） ・私立志育小学開設（授業料無償・学用品貸与）（4・一） ・至誠学校（夜学）開設（生徒の遅速に応じた対応）（6・一）

			<ul style="list-style-type: none"> ・京橋区学務委員より各区の教則自由化の運動がなされる（9・一）→佃島・築地では漁民が多いため特別教則の必要性が強調。
1881（明治14）年	小学校教則綱領・小学校教員心得の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立庶民夜学校」廃止（7・22） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「深川区学事景況上申」→深川区の公立小学校と私立小学校の教育実態について報告される。
1882（明治15）年		<ul style="list-style-type: none"> ・「就学督促規則」の制定（1・14）…学務委員による就学督促強化 ・「小学教則」の制定（4・5）…小学科を初等・中等・高等に区分。「修身読書習字算術実物地理体操唱歌」の教科が設定。 ・「小学校教科用図書」の制定（4・20） ・「町村立学校幼稚園書籍館設置廃止規則」制定（4・25） 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立戸波学校開設（授業料無償・日常生活改善・温習） ・学務委員が私立小学校校主を呼び出し学事改正の趣旨を説明する。（5・一） ・宝田小に庶民夜学校附設（6・一）
1883（明治16）年	大日本教育会の創立		<ul style="list-style-type: none"> ・
1884（明治17）年		<ul style="list-style-type: none"> ・「小学校教員講習規則」制定（7.4） ・「町村立私立学校幼稚園書籍館設置廃止規則」改定（8.2）→設置目的（等科）、学科課程、教科用図書器械、教授法の要旨、試業規則、始業終業、休業日、生徒心得、生徒罰則等が詳細に開申内容として決められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・松林小学校開設（昼間就学困難な児童への対応、貧困層への授業料配慮）（4・一）
1885（明治18）年	教育令改正公布（8・12） 内閣制度の制定（12・22）	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校生徒取締ノ儀」布達（1・27） ・「麻疹病者登校禁止」布達（2・1） 	
1886（明治19）年	小学校令公布（4・10） 文部省、教科用図書条例を定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・「小学校生徒授業料規則」改定（府令26号）（9・29）…公立小学校の授業料の引き上げ。 ・「従来設置ノ私立学校ニ於テ小学校ト均シキ普通教育ヲ施サントスル者取調事項」（府令36号）号が出される。（10・11） 	
1887（明治20）年		<ul style="list-style-type: none"> ・「町村立私立学校幼稚園書籍館設置廃止規則」改定（府令10号）（3・12） …各公私立小学校開申する項目の精選 	<ul style="list-style-type: none"> ・慈愍学校開設（本郷区）（4・一） ・同和小学校開設（小石川区） ・慈育小学校開設（麻布区）（8・一）

		<ul style="list-style-type: none"> ・「小学校ト均シキ普通教育ヲ児童ニ施スヘキ私立学校設置ノ者出願方」（府令 11 号）（3・12）…学齡児童に普通教育を施す私立小学校は予め区郡長を経て府の認可を得る。 ・「私立学校ニ於テハ校名ノ上ニ私立ノ二字ヲ冠シ、書式ノ門標ヲ掲ケシム」（府令 24 号）（5・13） ・「小学校簡易科教則」制定（府令 44 号）（8・2）…修業年限は 3 年、教科目は「読書作文習字算術」の 4 科目、毎日三時間等が決定される。 ・「生徒操行査定例規ニヨル操行点扱方」（府令 64 号）制定（11・15） 	<ul style="list-style-type: none"> ・開善小学校開設（浅草区）（9・一） ・私立蟻川小学校開設（浅草吉原遊郭周辺に開設）（9・一） ・同和小学校簡易科に引き直し（10・一） ・慈愍小学校簡易科に引き直し（10・一） ・教友小学校開設（深川区）（10・一） ・慈愛小学校（下谷区）（11・一） ・私立東信小学校開設（スラム四谷区鮫ヶ橋に開設）（12・一）
1888（明治 21）年	市制及町村制の公布（4・25）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市区改正条例の制定 ・「私立小学校組合要領」制定（府令 9 号）（3・26） ・「私立小学校新設不認可処分」内規が出される。（5・19） ・「小学校教科用図書」改訂（府令 36 号）（7・21） ・「私立小学校教員伝習規則」改正 ・「簡易科小学校教員速成伝習所規則」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・浅草区公立小学校の簡易科小学校設置認可を受けるが開設されず。（2・一） ・共立友信学校開設（四谷区・鮫ヶ橋）（6・一） ・京橋区無報酬学校開設（9・一） ・相愛小学校開設（本郷区）（10・一） ・私立徳育簡易科学校開設（浅草区）（10・一） ・本所区教育義社の結成（11・一） ・三一簡易科小学校開設（深川区）（11・一）
1889（明治 22）年	大日本帝国憲法公布（2・11）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市発足（特別市制）（5・1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立花町簡易小学校、私立若宮簡易小学校の開設（2・一） ・私立同善簡易小学校開設（浅草区）（2・一）
1890（明治 23）年	小学校令改正（10・7） 「教育ニ関スル勅語」発布（10・30）	<ul style="list-style-type: none"> ・「簡易科教員伝習所」廃止（3・31） 	<ul style="list-style-type: none"> ・正田匡が芝新網町で五厘寺子屋を開設
1891（明治 24）年	「小学校ニテ祝日大祭日唱歌」に関する訓令		
1892（明治 25）年		<ul style="list-style-type: none"> ・「小学校ニ出席スルコト許サザル児童」に関する規則制定（3・5） ・「小学校教則」（府令 14 号）改定 →道徳教育・国民教育の重視、修身の強 	

		<p>調、基礎的学力の形成などが示される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「御真影等奉置ノ件」(府令 16 号) (3・19) ・「小学校設備規則」(府令 17 号) 制定 (3・19) ・「学齡児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル規則」(府令 21 号) 制定 (3・19) <p>…不就学・家庭教育の場合の届提出・就学猶予免除の届出に関する規則。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「代用私立小学校授業料規則」制定(府令 22 号) …30 銭～70 銭と公立小学校と同様の授業料へ設定。 ・「私立小学校設立者資格」改正(府令 23 号) (3・19) …私立小学校設立者は教員免許保持することが定められる。 	
1893 (明治 26) 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「代用小学校門標ノ件」(府令第 25 号) 布達 (9・14) 	
1894 (明治 27) 年	<p>「学齡児童就学方法及学校生徒取締」に関する訓令 (訓令 9 号) 発布</p> <p>「学齡計算及就学義務」に関する訓令 (訓令 13 号) 発布</p> <p>「小学校ニ於ケル体育及衛生」に関する訓令 (訓令 36 号) 発布 (8・29)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「各郡区へ代用小学校時間割揭示等ノ件内訓」が出される (2・2) …時間割不使用の教育、教師の「着流し」の着用などの禁止。 ・私立小学校である浅草橋小学校の設置不認可 (2・7) ・共立友信小学校再度開設される (8・一)
1895 (明治 28) 年	<p>「小学校修身科教育」に関する訓令 (訓令第 2 号) 発布 (3・27)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・複数の私立小学校設置不認可 (柏木小学校、本郷区教育会附属小学校、実用小学校)
1896 (明治 29) 年	<p>「学齡未滿者就学厳禁」に関する訓令 (訓令 14 号) (8・22) 発布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「私立小学校設立者資格」(府令 61 号) 改正 (10・31) 	
1897 (明治 30) 年	<p>「学校清潔方法」(訓令 6 号) 制定 (1・11)</p> <p>「学生、生徒身体検査規定」の制定 (3・15)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村立小学校授業料規程」制定(府令第 122 号) …公立小学校の授業料減額へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京府学務委員より、「府下私立小学校設立規則の改正を求むる意見書」の提出。 ・「代用私立小学校設立」に関する内訓が出される。(代用私立小学校の実態に関する調査実施)

			・貧困層を対象とした共同夜学の開設（下谷区万年町）
1898（明治31）年	「学校医職務規程」「学校医の資格」制定（2・26） 「学校伝染病予防及消毒方法」制定（9・28）	・「市町村立学校医設置」に関する規程（府令第23号）制定	
1899（明治32）年	「小学校教育費国庫補助法」の公布（10・22）	・「特別市制」の廃止。東京市、市制によって一般市となる。東京市役所開庁（10・1）	・同善小学校山伏分校（後の私立山伏小学校）開設（6・一） ・築地活版製造所で工場内教授の実施 ・鐘淵紡績会社で工場内教授の実施

年表：1900（明治33）年（第三次小学校令）～1930（昭和5）年まで

	法制度等の変遷	東京府・市による児童保護・教育施策		各小学校・初等教育機関の取り組み	
		都市政策 社会政策	東京府・市の教育施策	各小学校	特別学級関係
1900 （明治33）年	・「市町村立小学校教育費国庫補助法」公布（3・16） ・「小学校令」改正（8・21） ・「小学校令施行規則」制定（8・21）		・東京市小学校教育施設に関する建議の市会可決（学政統一・特殊小学校設置）（10・一）		
1901 （明治34）年			・東京市により授業料低減化の件、東京府知事に申請（5・一） ・東京市により「東京市特殊尋常小学校設立ノ件」提案（7・一） ・各区役所による学齢簿点検実施（9・一） ・東京府官吏・石川惟安による「東京市の普通教育に関する統計調査」報告（1・一）	・本所小学校花町分教場、明德小学校若宮分教場を「半日学校」と認可（5・一）	
1902 （明治35）年	・文部省「異常児教育講習会」開催	・東京市内「疏通スル河水ノ衛生検査成績」第一回報告	・「市立学校建築費補給規定」改正（市費補助の増加） ・牛込区学齢児童臨時実地調査の実施（4・一）。	坂本龍之輔が万年小学校に赴任し開設準備にあたる（10・一）	

			・「実業補習学校設置ノ件」 が出される。		
1903 (明治 36)年				<ul style="list-style-type: none"> ・下谷区に特殊小学校の 万年小学校が開設さ れる(2・一) ・医師石井昇が塵功堂を 開設し万年小に生 活・医療品の寄付を実 施(2・一) ・深川区霊岸小学校(特 殊小学校)設立(3・ 一) ・四谷区鮫ヶ橋小学校 (特殊小学校)設立 (10・一) ・本所区三笠小学校(特 殊小学校)設立(10・ 一) ・万年小学校で午後部を 開催し、二部教授へ (12・一) 	
1904 (明治 37)年	・「国定教科書」 制度実施(4・ 1)	・「時局ノ東京市内細 民ノ生活ニ及ボセル 影響」調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市教育課による横浜市 二部教授実施校視察の実 施 ・東京市教育会主催「第二回 学校事業研究会議」におい て「劣等児童取扱法」が可 決。 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛込区赤城小でヘルバ ルト教授法の研究、二 部教授実践の研究 	
1905 (明治 38)年			<ul style="list-style-type: none"> ・東京市教育課「東京市立小 学校施設事項」発刊(3・ 一) ・東京府「小学校児童学力調 査規程」の制定(9・28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小学校で運動会実 施 ・万年小学校で特別手工 科の開設 ・万年小学校で単級式の 普通夜学部開設 ・霊岸小学校で単級式の 普通夜学部開設 ・浅草区玉姫小学校(特 殊小学校)設立(4・ 一) 	<ul style="list-style-type: none"> ・万年小学校に学 習困難児の特別 学級開設(5・一)

<p>1906 (明治39)年</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・「東京市立夜学校規則」制定(9・5) ・「小学校体操科教授」に関する通牒 ・「学校ノ清潔方法施行」に関する通牒 ・「市町村立学校医嘱託」に関する通牒 	<ul style="list-style-type: none"> ・神田小・京橋小・小石川第一小・下谷小に特殊夜学校併設(5・一) ・小石川夜学校での取り組みの報告がなされる。 ・小学校に手工科設置(玉姫小、下谷小他10校) ・本所花町分教場、明徳小若宮分教場の廃止。 ・四谷区四谷第二小学校で児童の身体・疾病への配慮が報告される。 ・本郷区本郷小学校にて身体検査・衛生教育実践の報告がなされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・余丁町小学校で「劣等児童取扱規程」に関する報告 ・桜田小学校「劣等児童取扱」に関する報告
<p>1907 (明治40)年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「小学校令」中改正(3・21) ・文部省訓令第6号(師範学校附属小に特別学級設置)(4・17) ・乙武岩造、帝国教育会主催高等学術講義で「低能児教育法」を講演。 		<ul style="list-style-type: none"> ・東京市小学校長会にて講演(元良勇次郎・伊澤修二より)(7・6) ・「特殊小学校児童救護会」発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・芝浦区芝浦小学校(特殊小学校)設立(5・一) ・芝浦小学校にて体格検査の開始(5・一) ・万年小で年長者向けの「特殊夜学部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・有馬小学校に「低能児」学級が編制される。(9・一)
<p>1908 (明治41)年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戊申詔書発布(10・一) ・文部省、劣等児童の教育状況に関し全国的調査を実施(12・一) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「東京市小学校の学級編制の基準」に関する調査の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・東京高等師範学校附属小学校に特別学級設置認可(4・一) …第三部部长樋口長一、担任小林佐源次 ・三笠小学校に学習困難児のための特別学級開設
<p>1909</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・二部教授実態に関する調 	<ul style="list-style-type: none"> ・深川区東川小学校で衛 	<ul style="list-style-type: none"> ・三笠小学校で多

(明治42)年			<ul style="list-style-type: none"> 査の実施 ・「東京市立小学校建設費補給規定」制定 ・公益社団法人「東京市特殊小学校後援会」の設立(8・18) 	<ul style="list-style-type: none"> 生教育の実践報告がなされる。 ・麻布区絶江小学校(特殊小学校)の開設(4・一) ・絶江小学校に校外教育部が開設され、「子守教育」が開始される(4・一) 	<ul style="list-style-type: none"> 様な学習困難のための特別学級開設
1910 (明治43)年	<ul style="list-style-type: none"> ・大逆事件 		<ul style="list-style-type: none"> ・「小学校児童夏季休業中ノ復習等ニ関スル件」が出される。 ・「学校生徒風紀取締ニ関シテ照会」実施(警視庁) ・東京大水害に対して「東京市特殊小学校後援会」による救護活動(8・一) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南横小学校で夏季休業中の学科復習会の実施 ・東京市小学校長会による健康改善の検討報告 ・小石川区林町小学校(特殊小学校)の開設(10・一) ・林町小学校で「予習復習法」の開始(12・一) 	
1911 (明治44)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「工場法」公布(3・一) ・文部省「盲啞其他特殊児童数等教育取調委員会」設置(10・10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・内務省「第一回細民調査」を東京市で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市「職工徒弟調査」の実施(9・一) ・校訓に関する調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・浅草大火(吉原大火)により玉姫小学校焼失、特殊小学校後援会による救済活動開始(4・9) 	
1912 (明治45)年	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省普通学務局、全国の特殊児童数等の調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・内務省「第二回細民調査」東京市で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市立小学校長主催特殊教育講演会。講師乙武岩造、三宅鑛一、服部強一(都市教育・児童研究)(3・一) ・東京市立小学校長会議「特殊児童即ち低能児不良児」に関する討議 ・東京市「就学免除、猶予児童及特殊児童」に関する調査実施(乙武岩造、三宅鑛一、服部強一) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本所第二夜学校に後援会が設立されるなど、多様な取り組みが報告される。 ・東京医科大学衛生学教室・古瀬安俊が特殊小学校の子どもと富裕層の子どもの身体発育の差異の研究実施 ・浅草区玉姫小学校校舎改築(3・一) ・本所区菊川小学校(特殊小学校)開設(4・一) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本所区菊川小学校にて能力別学級編制実施 ・東京高等師範学校附属小学校、補助学級増級し、二学級になる。 ・小石川区林町小学校、夏季林間学校実施開催(劣等児対象)(8・一)

				<ul style="list-style-type: none"> ー) ・深川区猿江小学校(特殊小学校)開設(4・ー) ・本所区三笠小学校で白米廉売法を実施(6・ー) ・深川区霊岸小学校で白米廉売法を実施(7・ー) ・四谷区鮫橋小学校「特殊夜学部」開設 	・林町小校長藤岡真一郎が三宅の調査に積極的に協力する。
1913 (大正2)年				・小石川区林町小学校『家庭と学校』創刊	
1914 (大正3)年				<ul style="list-style-type: none"> ・麻布区筭小で「個人教授」の実施 ・京橋区築地小学校にて「劣等児救済法に関する調査」実施 	
1915 (大正4)年		・東京市労働調査機関設置(5・1)	・守屋恒三郎教育課長就任、川本宇之介東京市教育課に就職(4・ー)		・林町小校長・藤岡真一郎が関西で劣等児教育の影響を受ける。
1916 (大正5)年	<ul style="list-style-type: none"> ・工場法施行(8・3) ・寺内内閣の成立(10・9) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「東京市立尋常夜校学則」発布により特殊夜学校から尋常夜学校へ改組。 ・教育会の教育研究部の設置(三田谷啓は児童相談所身体部門、久保良英は智能部門担当)。 	・菊川小学校に裁縫補習科の設置(4・ー)	
1917 (大正6)年	<ul style="list-style-type: none"> ・内務省地方局に救護課(7・ー) ・軍事救護法を公布(7・20) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大正7年度財政計画を進言(教育・社会政策に重きを置く)。 ・都市研究会の開設(10・ー) ・警視庁による都市下層調査の実施(12・ー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市、三田谷啓に命じて本郷区小学校特殊児童調査・細民児童調査の実施(7・3~) ・第二回大都市連合教育会開始(貧児就学奨励、低能児教育)(11・15) ・視学川本宇之介が小学校教育の国庫支出について言及(11・10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・林町小学校で入学児童の学力調査実施(4・ー) ・林町小学校で「午後学校」実施(8・ー)。 	
1918	・第一次世界大	・本所区警察署によ	・東京市教育課内に調査係	・太平小学校(特殊小学	

<p>(大正7)年</p>	<p>戦終結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「軍事救護法」制定(1・1) ・米騒動の都市まで拡大(8・12、13) ・寺内内閣総辞職(9・21) ・原内閣成立(9・21) 	<p>る都市下層調査の実施</p>	<p>(部門)の組織化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京市教育課「夏季休業中施設事項」の刊行(7・一) ・東京市教育会主催小学校長の米国視察(10・13一) 	<p>校)開設。校長は東京帝国大学卒の吉田圭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林町小学校校長の藤岡真一郎、米国の養護の実際について『都市教育』誌上で言及。(パーク氏の個別教授方法を強く推す) 	
<p>1919 (大正8)年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画法」の公布(4・1) ・「学校医職務規定」制定。 ・「小学校令」改正 ・内務省救護課が社会課に変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市会にて都市社会政策に関する建議が出される(各種社会事業施設の設置)(7・一) ・警視庁囑託・暉峻義等による貧困児童調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉女子師範学校校長から、渋谷徳三郎教育課長就任(6・一) ・教育課長渋谷徳三郎が『都市教育』誌上にて、「二部教授に関する江木氏の意見を評す」 ・教育課川本宇之介・東京帝国大学青木誠四郎「都市児童特徴調査」の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・太平小学校が特別学級(補助学級)開設。
<p>1920 (大正9)年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資本主義恐慌 ・内務省社会局設置(8・26) ・文部省普通学務局主催「就学児童保護施設講習会」(9・一) 	<ul style="list-style-type: none"> ・田尻市長が大疑獄事件の責任を負って辞任(11・27) ・後藤新平市長就任(12・7) ・三助役の決定。(12・22) ・東京府社会課「日暮里元金杉一帯の児童就学状況調査」報告。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課から学務課へと改称(4・一) ・市民教育資料講習の開始(安全教育、補習教育、教育財政、特種教育)(4・一) ・東京府児童保護委員制度開始(4・1) ・深川区霊岸小学校による貧民児童調査実施(5・1) ・東京市小学校長会で、「小学校教育改善要項」に関する件、川本が「劣等児」教育に関して言及。(6・22) ・教育課川本宇之介文部省へ移動(7・一) ・東京市教育会研究部で、二部教授の撤廃に関する調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・菊川小学校に「勤労学級」開設の報告がなされる。 ・文部省普通学務局主催「就学児童保護施設講習会」(9・一)附録として林町小の実践が記載される。 ・視学吉田章信らによる小学生能力調査実施(9・11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・林町小に特別学級(促進学級)開設(7・1) ・林町小「促進学級」での授業開始(10・20)
<p>1921 (大正10)年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省「低能児教育調査員会」設置(10・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市市政要綱(二部教授撤廃)の市参事会への提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市教育講習所開所(9・16)(視学本田親二が講師として活躍) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「劣等児教育調査情況報告」など林町小学校の実践報告(3・15) 	<ul style="list-style-type: none"> ・林町小・太平小特別学級各1学級増設。

	<ul style="list-style-type: none"> 一) ・内務省「第三回社会局細民調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> (4・一) ・職業紹介所の少年相談部の開設 (6・一) ・江東町・富川長に託児所の開設 (6・一) ・東京市社会局「東京市内の細民に関する調査」報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市教育課と小学校校長間で調査委員会を開き、小学校全部に補助学級設置、実施前調査等実施予定 (10・一) 		<ul style="list-style-type: none"> ・深川区猿江小・赤坂青南小に「優等児」のための特別学級を設置。 ・芝浦小学校に「水上児童学級」開設
1922 (大正11)年		<ul style="list-style-type: none"> ・江東橋託児所内で児童健康相談所の開設 ・市政調査会の発足 (6・一) ・ピアードの来日 (9・14) ・「東京市政に関する意見書」を政府に提出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視学職務規程の制定 (1・9) ・専任学校医会により小学校入学前検診を大正十一年度より実施予定 (1・27) ・東京市「劣等児教育法講習会」開催 (1・28) ・視学機関の充実・視学規程の改訂 (2・一) ・東京市視学本田親二・栗林宇一による「精神検査法講習会」実施 (2・6) ・市視学の地域分担、研究部分担がなれる (4・一) ・学政統一計画案のため、予算拡大 (4・一)。 ・学校衛生機関・学校増設等、教育費予算拡大。 ・教育課長・渋谷徳三郎麹町区長へ (9・1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・猿江小学校火災に焼失、コンクリート校舎の建築開始。 ・視学本田親二が佃島小学校に特別学級開設助言 (6・一) ・特別学級開設予定の18校に対して、三宅鑛一・檜崎浅太郎・藤岡真一郎・吉田圭らによって、「劣等児」教育実践、身体検査、知能検査、に関する協議 (9・11) ・本田親二・栗林宇一視学が日本橋小学校に訪問し、知能検査の実施 (10・17) ・林町小学校で、視学東條操の協力で、学力検査が実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市内の小学校18校に特別学級新設 (10・1) ・特別学級設置校の校長と協議会を設けて、青木誠四郎や久保良英を講師に勉強会実施。 ・霊岸小学校で「木賃宿児童救済学級」が開設される。
1923 (大正12)年	<ul style="list-style-type: none"> ・盲学校及聾啞学校令制定 (8・28) ・山本内閣成立、帝都復興根本策を練る。 (9・2) ・帝都復興院の設立 (9・27) ・文部省学校衛 	<ul style="list-style-type: none"> ・浅草区玉姫町、深川区富川町の三ヶ所に東京市児童相談所設置。(6・一) ・東京市社会教育課が迷子収容事業開始 (9・13) ・迷子収容を社会局に委託 (9・23) ・東京市社会局「東 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市学務課・罹災小学校の被害調査 (9・12～) ・各区学校長委員会の会合協議開始 (学校建築計画・露天学校、学級編制等) (9・13-11.1) ・東京市教育課長が仮設校舎設置の経費概算を提出 (9・18) ・東京市視学課・避難児童に 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤岡真一郎、林町小学校校長から東京市視学へ (3・一) 	

	<p>生課、全国特殊教育状況の調査(10・18)</p> <p>・「特別都市計画法」が公布され、震災復興計画が実行される(12・24)</p>	<p>京市内の木賃宿に関する調査」報告</p> <p>・東京市社会局「児童保護事業に関する調査」報告</p>	<p>関する調査(藤岡は埼玉地方へ移動)(9・21)</p> <p>・東京市学務課による仮校舎建設計画案の作成・実行(9・22)。</p> <p>・東京市視学・授業の再開した学校への視察(10・一)</p> <p>・東京市教育会臨時評議会による東京市教育復興に関する特別委員設置。(11・一)</p> <p>・焼失小学校で露天等で授業開始(11・一)</p> <p>・仮校舎の建設(11・一)</p> <p>・市立小学校長会議「本市小学校教育復興ニ関シ特ニ注意スベキ事項」で「低能聾啞其他不具者ノタメニ特別ナル小学校ヲ設クルコト」規定(12・1)</p>		
1924 (大正13)年		<p>・東京市会が復興予算案の議決(3・13)</p> <p>・東京市建築局が制定され、学校建築課が置かれる。(4・一)</p> <p>・東京市会が「東京市小学校復興建設費補助規定」を作成する。(5・30)</p> <p>・東京市社会局「震災後に於ける児童保護事業概況」「児童栄養食供給事業概況」等多数報告がなされる。</p>	<p>・東京市訓導協による「優良児劣等児調査」の実施(6・一)</p>	<p>・罹災小学校校長会・伊藤房太郎ら「養護教授等ニ関スル施設調査」を開始(7・一)</p> <p>・東京市学務課・御殿場に林間学校開催(7・23)</p> <p>・東京市学務課・白金御料地に林間学校開催(8・1)</p>	<p>・講習所内「補助学級研究科」開設(5・23)</p> <p>・焼失した太平・佃島・神田・本所・臨海、菊川、常盤、中和、育英小で特別学級復旧。</p>
1925 (大正14)年		<p>東京市社会局「東京ニ於ケル乳児ノ栄養ト發育ニ関スル調査研究」報告。</p>	<p>・学務局へと局制を採用。そのなかに庶務・学務・視学の三課が組織される。(4・一)</p> <p>・「東京市立小学校復興建設ニ関スル調査報告」(6・一)</p>		<p>・教員講習所第二回研究科(補助学級)終了者報告の実施(3・一)</p> <p>・神田区神田小特別学級増設(4・</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・学務局のなかに学校衛生課が新設される（11・一）。 ・視学本田親二が教員講習所所長となる。（11・18） 		<ul style="list-style-type: none"> 一) ・麻布区本村小特別学級開設（4・一） ・小石川区関口台町小学校特別学級開設（12・1）
1926 （大正15）年	<ul style="list-style-type: none"> ・内務省社会局「救貧法案」の発表（5・25） ・「健康保険法施行令」公布（6・30） ・「工場労働者最低年齢法」施行（7・1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京府内務部社会課「本府におけるフィールドワークとしての児童保護事業」報告。 ・東京市が都市教育行政改善に関する「都市教育改善ニ関スル意見」（市立師範学校設置、就学督励員設置、学校衛生、保護教育）を文部大臣に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・村松常雄らが東京市立小学校特別学級児童443名に対して、精神医学的検査の実施（1・一） ・東京市学校衛生課・補助学級児童の健康状態調査（1・一） ・本市職制の大改革によって、学務局は教育局へ名称変更（5・一）社会教育課を併合。 ・東京市視学本田親二「簡易なる個人知能検査法」開発。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市特殊小学校の廃止（4・1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴巻小学校に「養護学級」新設（4・一） ・深川区川南小学校・牛込区津久戸小に特別学級開設（4・1） ・補助学級研究科「補助学級児童の健康状態について」報告（8・一）
1927 （昭和2）年	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」について訓令発布（11・25） ・文部省普通学務局「全国特殊教育状況」 ・「不良住宅地区改良法」公布（3・30） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市役所「罹災要救護者収容所概要」の報告。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市「補助学級改善の方針」を各学校当事者へ通達（4・1） ・東京市全児童に知能検査を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・補助学級研究科「東京市における学力遅滞児劣等児及び低能児の教育」報告。（3・一） ・補助学級担任全員、補助学級研究科に所属（4・一） ・補助学級研究科「知能査定法施行指針」報告 ・芝区白金小学校に特別学級開設
1928 （昭和3）年	<ul style="list-style-type: none"> ・「学齢児童就学奨励規程」制定（10・4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京市社会局「東京市四谷区深川区方面地区に於ける児童調査」「保育児童に関する調査」 			<ul style="list-style-type: none"> ・深川区平久小学校・本所区日進小学校に特別学級開設（4・一） ・補助学級研究科

		報告。			「補助学級施設に関する調査」報告（7・1） ・補助学級研究科「東京市小学校補助学級の現状」報告（10・一）
1929 （昭和4）年	・「救護法」公布（4・2）	・東京市役所「浮浪者に関する調査・児童連行の乞食に関する調査」報告			・本郷区根津小学校・深川区扇橋小学校・深川区明治第二小学校特別学級開設（4・一）
1930 （昭和5）年		・東京府「精神薄弱児取扱規定」制定。 ・東京市社会局「東京市内要保護者に関する調査」「要保護世帯ノ環境ニ関スル調査」報告。	・東京市、教育費削減のため「補助学級研究科」廃止。（3・一） ・東京市によって「体操免除児童」調査実施。	・本所区錦糸小にて「補助学級に関する研究発表大会」開催（2・一） ・京橋区月島に東京水上尋常小学校開校。	・補助学級研究科「東京市補助学級の実際」の報告。 ・補助学級研究科「東京市補助学級児童に関する調査（医学的調査）」報告。 ・深川区明治小学校特別学級開設（4・1） ・浅草区千束小学校特別学級開設（5・29） ・東京市補助学級に関する調査委員会を委託（6・一） ・補助学級調査委員会「特別学級経営の組織化に関する方案」制定。